

岩手県埋文センター文化財調査報告書第34集

金ヶ崎バイパス関連遺跡発掘調査報告書

— II —

水沢市膳性遺跡

(第2分冊)

(財) 岩手県埋蔵文化財センター
建設省岩手工事務所

ま　　と　　め
写　真　図　版

VII まとめ

前項までは、本遺跡の調査によって検出された遺構と遺物について、その事実記載を中心としてきた。また、遺構内より出土した遺物は、その出土した遺構の記述の中で説明を加えた。本項では、遺構と遺物を切り離して、それぞれの各種類ごとに若干の分析を加えてまとめとしたい。さいごに、本項での分析結果をもとに、遺構と遺物を一体化して若干の考察を加えることとする。

1. 遺構

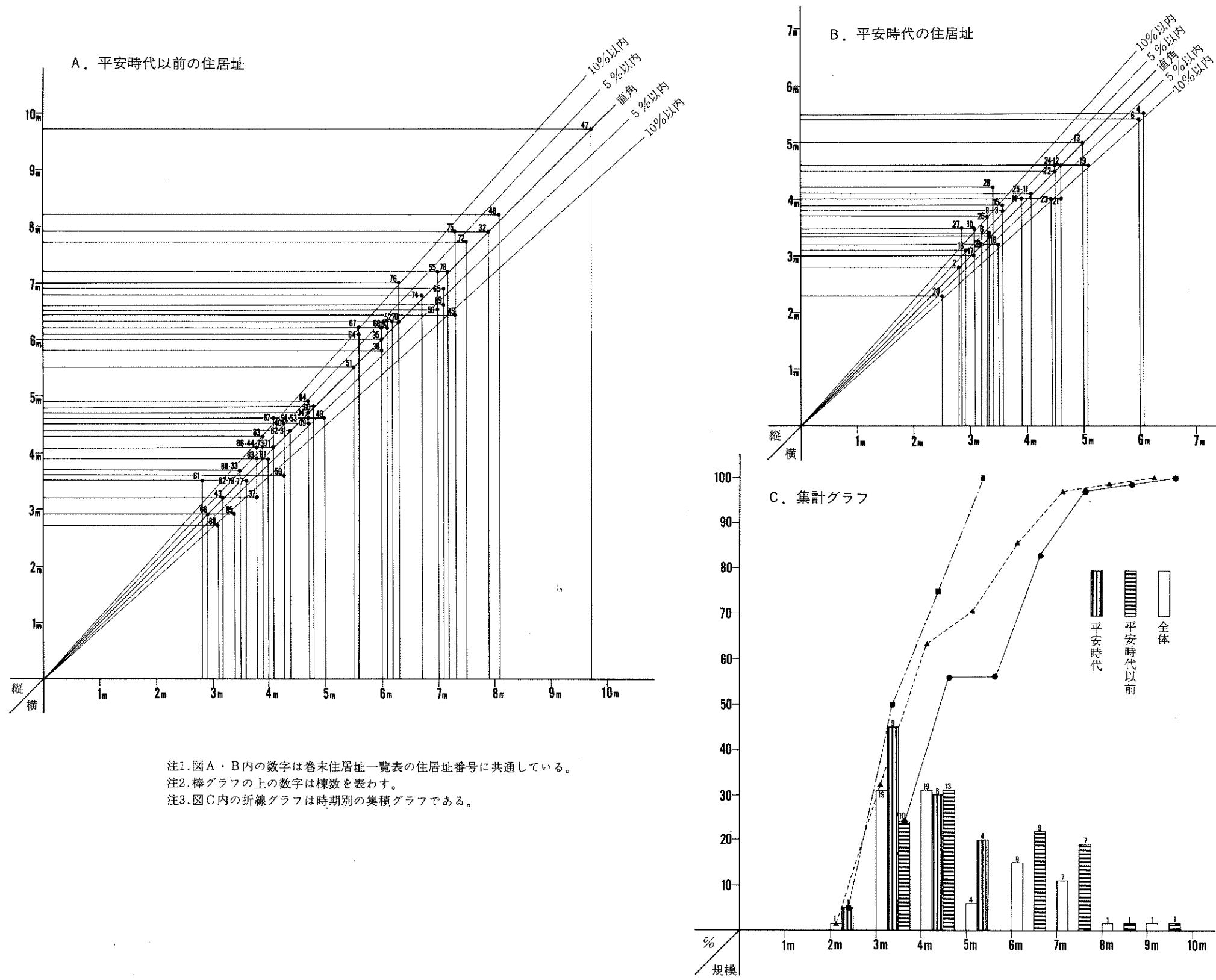
(1) 住居址

本遺跡の調査では89棟の住居址が検出されている。これらの住居址はそれぞれによって規模や形状に若干の違いがみられ、同じ性格をもつ住居址は1棟もないといって過言ではない。ここでは、住居址の規模・形状・主軸方向・カマド・柱穴・土坑・壁溝等の細部について考え、最後に小結として、類型分類を試みる。なお、共伴遺物からみると、ロクロ使用成形の土師器のみを出土する住居址（平安時代）と、ロクロ未使用土師器のみを出土する住居址（平安時代以前）があり、時代的に2大別されることは明白である。ロクロ未使用土師器を共伴する住居址は、さらに、内面黒色処理された壺形土器を伴出する住居址と、内外面朱塗りの壺形土器を伴出する住居址に細分されるが、後者は1棟のみであることから、前者の中で一括して説明し、以後は、ロクロ使用土師器を伴出する住居址を平安時代、ロクロ未使用土師器を伴出する住居址を平安時代以前として項を分けて記述していく。

A) 規模（第309図A・B・C）

本遺跡で検出された住居址は89棟であることは前述の通りであるが、その中で61棟については規模を計測することが可能であった。他の28棟は調査区域外に延びていたり、重複による削剝によって、全体が検出されていない。従って、ここでは規模の計測された61棟を対象としていることを明記しておきたい。

規模を計測した61棟を1mごとに規模区分しそれに該当する棟数を表わしたのが第309図Cである。全体的にみると、まず、もっとも小規模の住居址は1辺2m台（1棟）で、もっとも規模の大きい住居址は9m台（1棟）であることが判る。最小規模と最大規模の間には実に7mもの差がある。最小・最大はともかくとして、このグラフでもっとも目につくのは、一辺3m台



第309図 住居址の規模分布図

と4m台の住居址を合わせると全体の60%強（38棟）を占めることと、5m台の住居址が6%（4棟）と非常に少ないことがある。6m以上の住居址は7m台のものと合わせると26%（10棟）を占めている。丁度、5m台を境にして3・4m台と6・7mの規模に中心がみられることに注目しておきたい。これを時代別にみると次の様になり、規模からみた時代別の特徴を読み取ることができる。

[平安時代] (第309図B)

この期に属する住居址では20棟が計測されているが、それによれば、最小2m台（1棟）～最大5m台（4棟）と20棟すべてがこの範囲の中に入る。もっとも数の多いのは3m台で45%の9棟が含まれる。次いで、4m台に30%の6棟、5m台に20%の4棟と続くわけであるが、縦と横を別々にみると、縦では、2.9m～3.6mの範囲に30%の6棟が入り、4.4m～5.1mに25%の5棟が入る。横は3.5m～4.2mの範囲に45%の9棟が入り、他は分散している。このことは形状とも関連するのであるが、縦方向が若干長い形状を示していることを表わしており、この傾向は3.5m～4.0mの住居址に強い。4m以上の住居址は逆に横方向に若干長い形状を示す場合が多い。出土遺物との対比では、比較的古い土師器を伴う住居址（C-6・C-9・F-4・G-4・K-4の各住居址）は他に比較してやや規模が大き目であることから、時期的な背景が推定される。

[平安時代以前] (第309図A)

この期の住居址では41棟が計測されている。その結果をみると、最小は長辺が3mを超えるものの、短辺が2m台という住居址が7.3%の3棟あり、最大は9.7mで2.4%の1棟である。これを詳しくみると、4m台がもっとも多く31%の13棟を数え、次いで、3m台の24%10棟である。5m台の住居址はまったくなく、6m台では22%9棟、そして7m台では19%7棟という比率になる。8mを超えるものは前述の1棟を加えても4.8%の2棟と非常に少ない。このことから、この期の住居規模を考えてみると、3m～5mの範囲が一般的な規模ということができるであろうし、さらに、5m台の空白部分を重視するならば、6m以上はいわゆる大型住居址の範疇に入る可能性をもっている。第309図Aの中でもう少し詳しくみると、先の5m台の空白のみではなく、小巾ではあるが他にも空白部のあることがわかる。縦方向では4.1m～4.4m・5m～5.8m・6.6m～6.9m・8.2m～9.7mの間にそれぞれ空白がある。横方向は4.3m～4.7m・5m～5.6m・6.3m～6.7m・8.1m～9.7mがこれに相当する。これ以外の位置には、2.7m～4.1mが36.6%の15棟、4.4m～4.9mが21.9%の9棟、5.8m～6.6mが21.9%の9棟、6.9m～8.2mが17%の7棟、9.7mが2.4%の1棟がそれぞれ入っている。この中に9.7mという超大型の住居址（D-8住居址-1）が1棟含まれているが、これは8.2mという規模の住居址が改築拡張されたものであり、前身住居址の規模でみるのが正しいのかも知れない。この

傾向は、C-3住居址-1・2、E-7住居址-1・2、K-5住居址-1・2、F-5住居址-1・2・3、D-4住居址-1・2等にも見られ、同じ様に改築の際に拡張されている。

この様な住居址の規模差は時期的なものなのか、集落内における性格の違いによるのか結論づけることは困難であるが、本遺跡の場合、共伴遺物の中の土師器を観察すると、規模の大きい住居址より出土する土師器は時期的に古い様相を示すものが多いことから、時期的なものが介在するらしいことが推定される。しかし、時期的な条件のみならず、性格的なものも留意する必要があることはいうまでもない。

B) 形 状 (第309図A・B)

古代の住居址は一般に方形や長方形を呈している。しかし、実際に計測してみると縦・横ともに同じ数値を示す「正方形」の住居址は少なく、縦・横のいずれか一方が長い値を示す住居址が圧倒的に多い。この現実を踏まえて、縦・横の数値差をどの様に理解して方形なり長方形なりを決定するか非常に迷う所である。それを表わしたのが第309図A・Bである。まず、計測された61棟の中でみると、縦・横ともに同じ数値を示す住居址は8.3%の5棟のみである。縦・横のいずれか一方が、短い辺の長さの5%以内で長くなる住居址が42.6%の26棟あり、10%以内で長くなる住居址は29.5%18棟、10%以上長くなる住居址が19.6%の12棟という結果がでている。さらに、いずれか一方の壁が長くなる住居址が、縦に長くなるか、横に長くなるかというと、正方形の住居址は12%の7棟のみで、縦長となる住居址が44%の27棟、横長となる住居址も44%の27棟と、縦長・横長ともに同じ比率である。この様に縦と横の長さが違うということは、廃棄後の崩壊と埋没の過程に起因するのか、住居址を構築する際にその様に縦と横の長さを違えて構築したかいずれかによるものであろう。廃棄後の崩壊と埋没に入為的な作用がなく、鉄砲水等によってある部分からの急激な土砂の流入等で埋没しない限り、四隅がほぼ平均的に崩壊し埋没して行くのが普通であろう。仮りに、ある部分だけが多く崩壊しても、一次埋没が完了することによって、崩壊という過程は終了し、その後は埋没という過程のみが続く。特に、本遺跡の様に平野部に残された遺跡には前述の様な傾向が強いだろう。これが、斜面部に形成された遺跡の場合には、常に斜面崩壊が続いている、表層が斜面上位より下位に移動しようとする力が働いている。しかし、実際的な調査の中で、崩壊が他の部分より多いということを判断することは非常に困難である。たとえ、多く崩壊していることが判明しても、その程度までをも明確にすることは不可能に近いだろう。この様な実態を踏まえて、計測された長さから方形とするか、長方形とするかを判断しなければならない。端的にいえば、短辺の長さと長辺の長さの比率を、どこまで「方形」の許容範囲として認めるかということである。数学的に解釈すれば、1cm違っても長方形ということになるのであるが、前述の崩壊や調査中の掘り

すぎ等一概に割り切ることのできない不確定要素が多すぎる。この様な廃棄・崩壊・埋没という過程から考えた場合、いずれか一方の壁が長いということは、構築当初からその様に設計された可能性が強いことを表わしているだろう。事実記載を始めた時には、大まかに10%位までを方形の許容範囲としていたが、率としては定率であるけれども、規模によってそこに大きな差が生じて、不合理であることが判明した。例えば、2m規模では20cmまで、7m規模では70cmまでを方形の範囲とすると、前述の崩壊・埋没という過程に合わない。それは、大規模な遺構ほど崩壊の程度が大きいとは理解しにくいからである。従って、本報告書では、用語使用の一応の目安として、5%以内を方形、5%以上を長方形と表現し、長方形の場合には○○cm縦長とか○○cm横長という様に表現している。5%以内を方形とすると、方形の住居址が51%の31棟、長方形の住居址が49%の30棟となり、ほぼ同率である。長方形の住居址をさらに縦長と横長にわけると、縦長が21%の13棟、横長の住居址が28%の17棟となり、横長の住居址が若干多い傾向を示している。これは、規模の小さい住居址に横長の住居址が多いことによるもので、特に、この傾向は6m以下の住居址に多くみられ、縦長の住居址が7棟に対して横長の住居址が14棟と倍の数値を示し、時代による差はまったく認められない。おそらく、カマドを設置して残った空間を利用する上での問題が介在するものであろう。逆に6m以上の住居址では縦長の形状を示す住居址の方が多くの傾向を示している。

住居址の形状を表わす用語として隅丸ということばがある。この隅丸という用語は、隅部が直交する様な状態ではなく、円弧を描く様な状態を呈している場合に使用されている。しかし、現実の問題として、隅丸方形といった場合、隅部が丸くなっている方形であることは理解できるが、どの程度から隅丸と呼ぶのかは曖昧な形で使用されている場合が多く、個人個人のイメージで使用されているのが実情であろう。筆者は、本遺跡の報告を執筆するにあたり、何か基準となる方法はと、色々と検討したのであるが、解決方法を見出すことができなかった。検出された89棟の平面図を見ると、隅部がほぼ直交する住居址はG-15住居址1棟のみで、他は多かれ少なかれ隅部が丸味をもっている。しかし、個々の住居址によって丸味に差のあることは明確である。これを分類すると、①方形 ②方形気味 ③隅丸方形 の3種類に大別される様であるが、実際に1棟づつ分類してみると、分類するのが非常に困難であることがわかる。時代的にみると、平安時代の住居址には方形により近い形状を示す住居址が多く、平安時代以前の住居址にはより隅丸方形気味を示す住居址が多い様である。

次に時代別にみてみよう。

[平安時代](第309図B)

この期の住居址で縦・横の計測値に差がなく、いわゆる、方形の住居址は15%の3棟のみであり、他は、5%以内で差のある住居址が25%の5棟、10%以内で差のあるものが40%の8棟、

10%以上の差がみられる住居址が20%の4棟という比率で細分される。これを前述の通り5%以内を方形としてみると、40%の8棟が方形に含まれ、長方形が60%の12棟となる。さらに、長方形を呈する住居址を縦長と横長に細分すると、縦長が20%の4棟、横長が40%の8棟という比率になり、長方形の中では横長を呈する住居址が圧倒的に多い。また、縦長の住居址は短辺が3m～3.5mの住居址に限られ、その伸び率は11%(40cm)～20%(75cm)である。横長の住居址はほぼ全体に分散しているが、強いていえば、4m位の住居址が10%～12%位伸びる住居址が3棟みられることが偏在しているといえるだろう。

[平安時代以前](第309図A)

この期の住居址では方形を呈する住居址は10%の4棟のみで、他は、5%以内が46%の19棟、10%以内が24%の10棟、10%以上が20%の8棟という比率に細分される。これを、5%以内を方形として理解すると56%の23棟が方形に含まれ、前述の平安時代の住居址より方形に含まれる住居址が多い。さらに、長方形の住居址を縦長と横長の住居址に細分すると、どちらも22%の9棟ずつに細分される。分布状態でみると、5m以下の住居址では縦長3棟・横長6棟と横長の住居址が多く、6m以上の住居址では縦長5棟・横長3棟と逆に縦長の住居址が多いという傾向がみられる。また、6m以上で横長となる住居址は、縦が6.5m位の住居址で50cm～70cm伸びるものだけである。

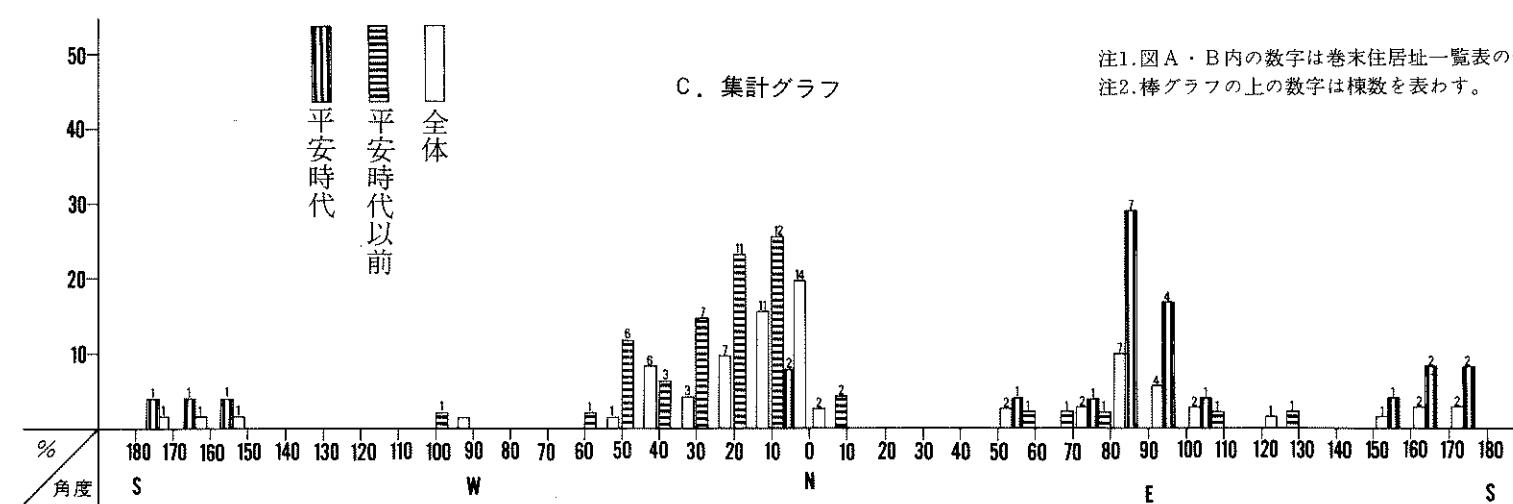
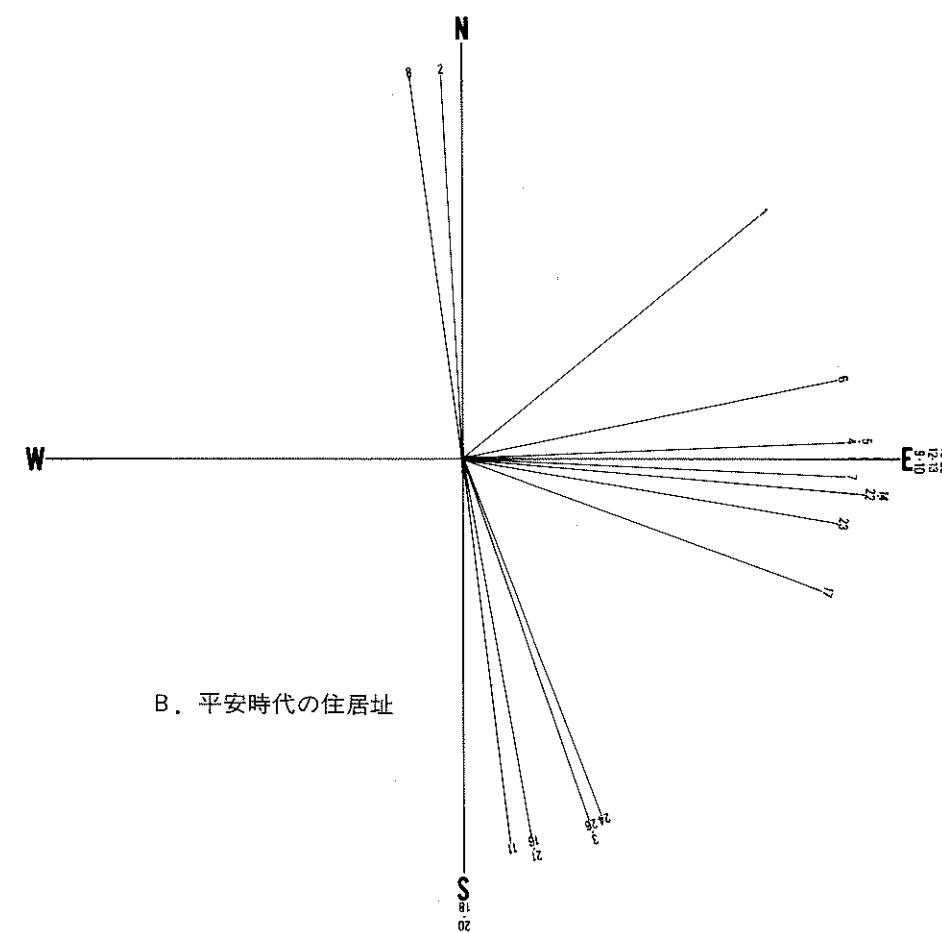
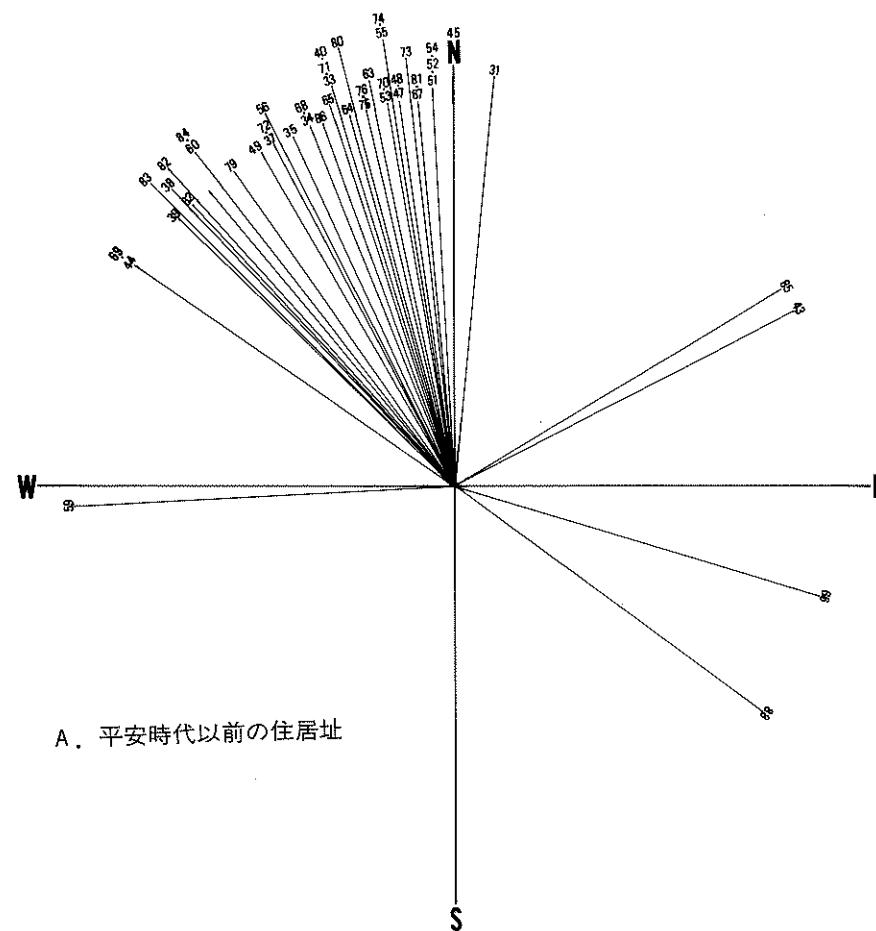
C) 主軸方向(第310図A・B・C)

主軸方向というのは、カマドが設置されている壁と、その相対する壁の中心を通る線を主軸線とし、この主軸線が磁北に対してどの様に偏しているかによって表現している。これを図にしたのが第310図A・B・Cである。

検出された89棟の中で主軸線の計測されているのは71棟である。この71棟は磁北を示す1棟を除くと、磁北に対して西偏する住居址が64.78%の46棟、東偏する住居址は35.21%の25棟に細分される。さらに、西偏する46棟の住居址は1度～60度の範囲に42棟が分布し、他は150度～180度の範囲が3棟、90度～100度の範囲が1棟という分布を示している。東偏する住居址は27棟検出されているが、41度～110度の範囲に17棟が分布し、他は、151度～180度の範囲に5棟、1度～20度の範囲に3棟という分布状態を示している。以上の分布状態をみると、1度～30度西偏する範囲と、80度～100度東偏する範囲、そして南を中心とする部分の3方向に集中していることが判る。さらに詳しく分析してみると、時代によって主軸方向が異っていることが明確に判る。

[平安時代](第310図B)

この期の住居址では24棟が計測されているが、その中の45.82%の11棟が80度～110度東偏す



注1. 図A・B内の数字は巻末住居址一覧表の住居址番号に共通している。
注2. 棒グラフの上の数字は棟数を表わす。

第310図 主軸方位分布図

る範囲に分布し、さらに50度～110度の範囲に拡大すると58.3%の14棟が含まれる。その他、真南を中心として西偏30度～東偏30度以内に33.3%の8棟が分布し、この期の住居址全体の91.6%22棟がこの2方向の範囲に分布している。残る8.3%の2棟は磁北～10度西偏する範囲に分布している。出土遺物との対比でみると、東西方向から南北方向に主軸方向が移動している様である。

[平安時代以前](第310図A)

この期に入る住居址60棟の内47棟で主軸方向が計測されている。計測された47棟は、磁北より西偏する住居址が41棟と、東偏する住居址6棟に細分される。西偏する住居址41棟の内48.78%の20棟は磁北～30度以内に分布している。他に、14.63%の6棟が41度～50度の範囲にあり、これら以外に密集して分布する方向はない。これら以外は、31度～40度が3棟、51度～60度が1棟、91度～100度が1棟という様に散在している。磁北より東偏する住居址は6棟であるが、これらは磁北より130度の範囲に散在している。強いていえば、1度～10度の範囲に入る2棟は、磁北より西偏する住居址との関連で考える方が妥当であろうから、厳密な意味での東偏する住居址は4棟ということになる。本遺跡の場合には、一辺が6mを超えるいわゆる大型住居址の範疇に入るこの期の住居址が18棟も含まれており、これらの大型住居址の主軸方向は1棟(C-3住居址-1)を除くと、磁北～10度が8棟、11度～20度5棟、21度～30度が4棟と、17棟が磁北～30度の範囲で西偏している。他の1棟も41度～50度西偏する範囲に含まれることから、すべて西偏する住居址で占めるということになる。これはこの期に含まれ西偏する住居址で、磁北～30度の範囲に含まれる30棟の内の56.6%17棟を占めていることになり、この事実は注目する必要がありそうである。

D) カマド(第311図・第312図)

本遺跡で検出された89棟の住居址の中で、カマドの検出されている住居址は72棟であり、その他、3棟ではカマドではなく、地床炉が検出されている。残る13棟では他遺構に削剥されたり、調査区域外に延びていたりで検出されていない。カマドの検出された72棟は平安時代24棟、平安時代以前59棟に細分され、地床炉をもつ住居址は平安時代1棟、平安時代以前2棟の3棟である。カマドを設置する壁とカマド煙道部の方向は、主軸方向の角度とほぼ同じであるが、北壁～西壁に設置する住居址が、全体の52.9%を占めている。その他は、13.2%が北壁～東壁、14.7%が東壁～南壁、0.6%が西壁～南壁と少ない。設置されている壁とその位置の関係は、壁の中央に設置する住居址7棟、中央より右に寄る住居址26棟、中央より左に寄る住居址19棟に細分されている。これらのことを、さらに、時代別に考えてみよう。

[平安時代](第311図A・第312図B)

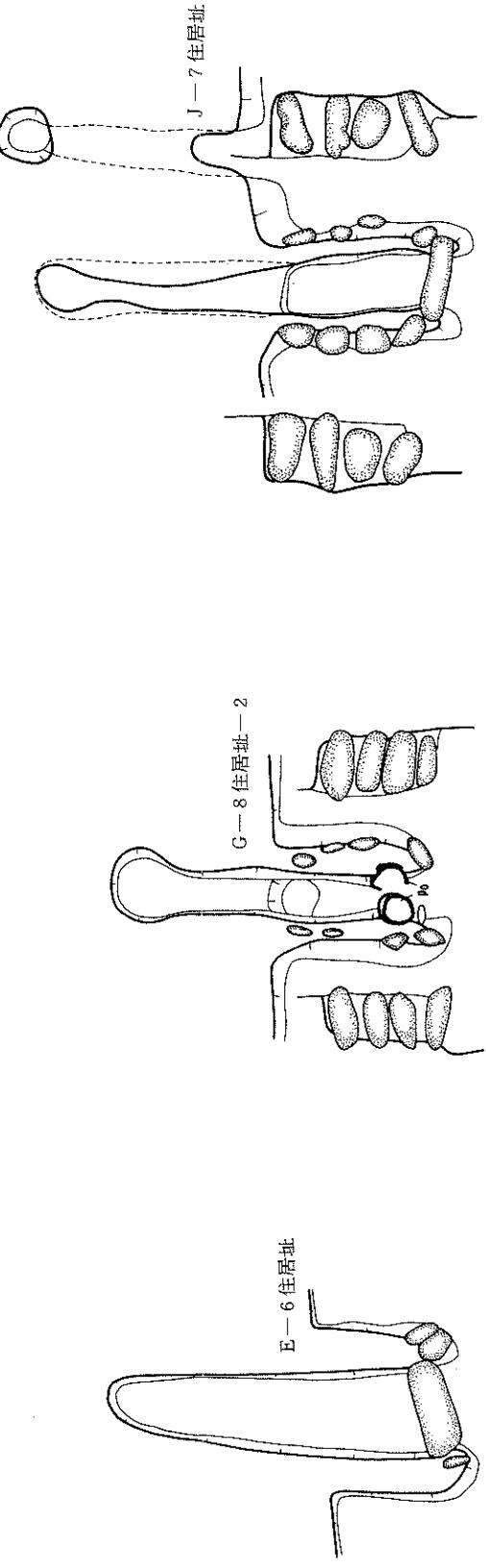
この期の住居址は24棟でカマドが検出され、他に地床炉をもつ住居址が1棟あり、4棟ではカマドも炉も検出されていない。カマドをもつ住居址24棟は袖部の構築方法によって、①シルトの貼り付けのみによって構築される住居址10棟、②袖部の芯材に礫を使用し、内外面にシルトを貼り付けている住居址3棟、③焚口部のみに礫を配置し、他の部分はシルトを貼り付けて構築する住居址3棟、に大別され、その他の7棟は削剝によって構造が不明である。また、10棟のカマドには支脚が埋設されている。支脚に使用する材料によって、①礫…4棟、②土師器坏…4棟、③土師器甕…1棟、④礫十土師器甕…1棟、に細分される。なお、煙道部が検出されている住居址と、煙道部が検出されていない住居址があるが、廃棄後の攪乱や粗掘り・遺構検出時に削剝してしまった可能性があるので、この結果のみによって煙道部の有無を結論づけることは危険である。しかし、煙道部が13棟で検出されており、この中には割り貫き型が2棟あり、この2棟以外にも割り貫き型が存在した可能性がある。それは、遺構検出の際に、煙道部の天井を削剝してしまい、掘り込み型の煙道として認識されている住居址があるかも知れないからである。割り貫き型はF-4住居址-1・H-2住居址-1が相当するが、いずれも、袖部に礫を芯材として使用し、内外面にシルトを貼り付けて袖部を構築している。カマドを設置する壁には、①北壁…2棟、②東壁…12棟、③南壁…6棟があり、その中でも東壁に設置する住居址が多い。また、設置する壁と袖部の構造の関係は、袖部に礫を芯材として使用する住居址（F-4住居址-1・H-2住居址-1・K-4住居址）はいずれも東壁に設置されており、焚口部にのみ礫を配置する住居址（G-8住居址-1・G-9住居址・J-4住居址）は、南壁や東壁に設置されている。シルトのみによって構築される住居址は南壁・東壁・北壁ともにある。なお、床面中央付近に土製支脚をもつH-4住居址と同じ特徴をもつ住居址は他にならない。床面中央にカマド状の施設か地床炉があったものであろう。この期の住居址に設置されているカマドは、壁中央に設置されている場合は少なく、中央より右か左に寄せて設置する場合が多い。どちらに寄せるかは、設置する壁の方向によって差があり、次の様な傾向がある。①北壁に設置する場合はいずれも右に寄せている。②東壁にカマドをもつ住居址では、右に寄せる住居址が多いが、左に寄せている住居址もある。③南壁に設置する場合には、左に寄せている住居址が多いが、右側に寄せている住居址もある。この様な傾向は時期的な背景がありそうである。

〔平安時代以前〕(第311図B・第312図A)

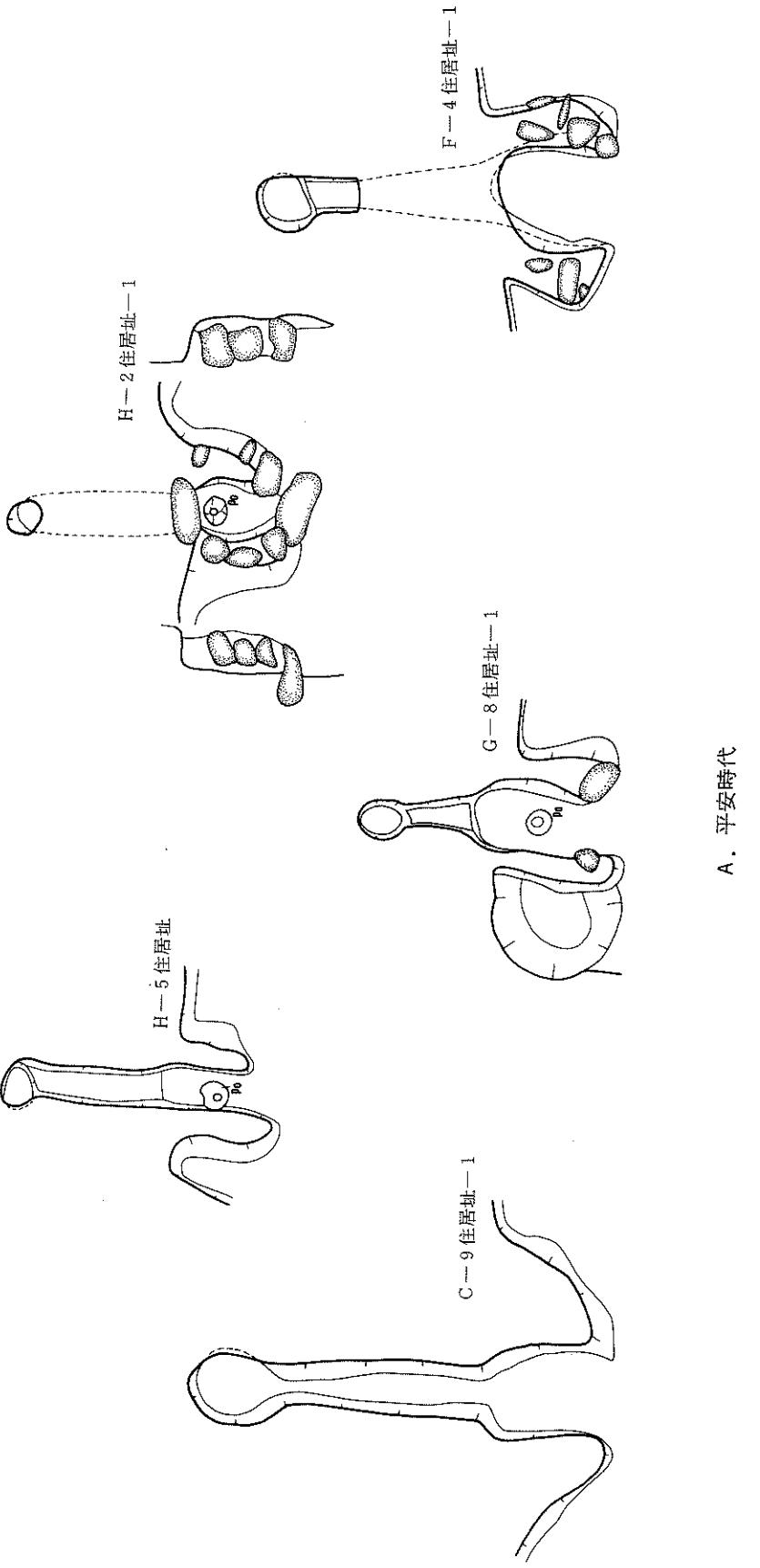
この期の住居址は59棟検出されているわけであるが、その中の48棟81.35%でカマドが検出されている。他に2棟の3.38%では床面中央で焼土が検出され、地床炉として認定した住居址もある。なお、9棟の15.25%では他遺構の削剝や調査区域外に延びていたりで存在の有無が確認されていない。カマドの検出された48棟は、①袖部にシルトを貼り付けて構築する住居址

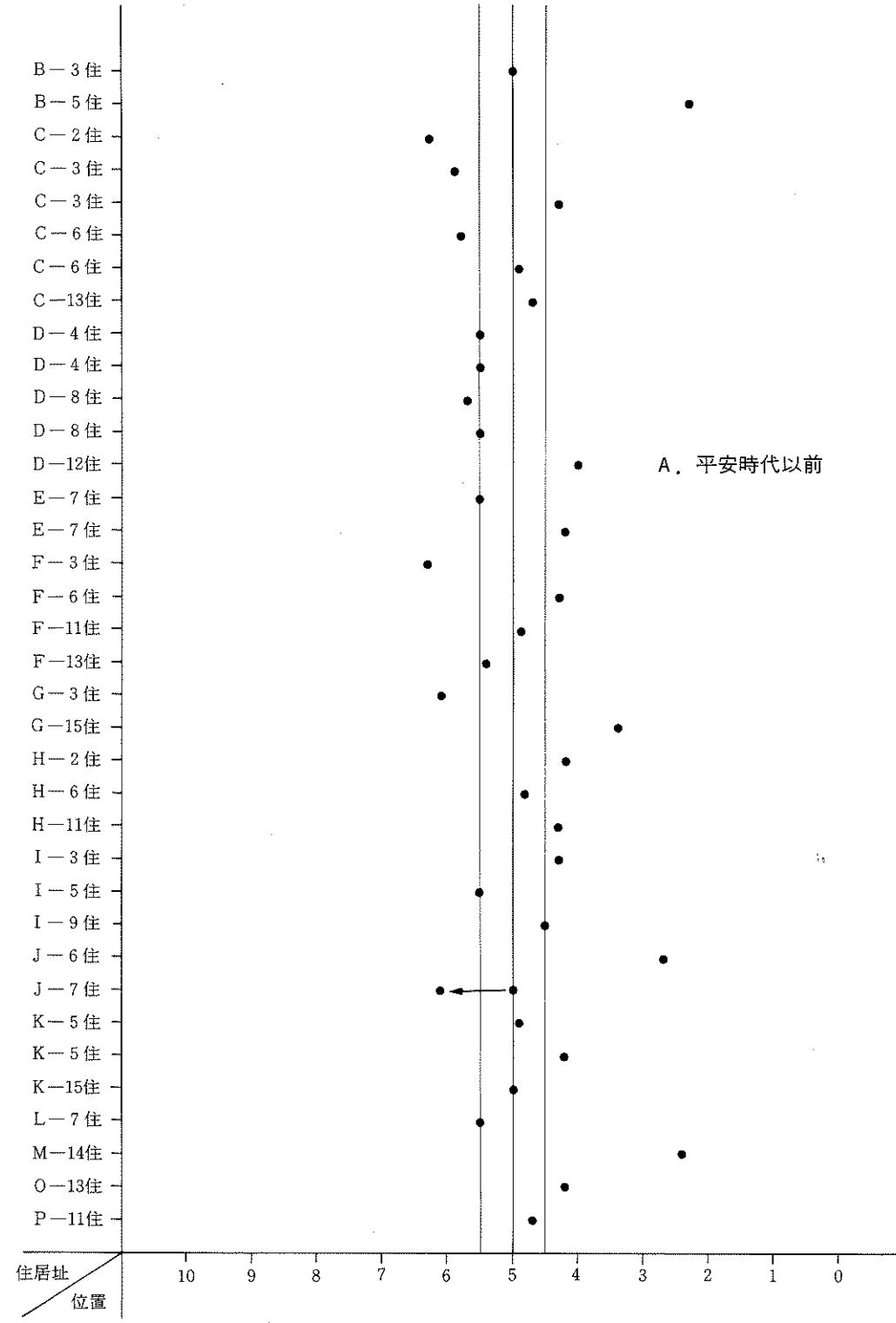
第311図 カマドの種類

B. 平安時代以前

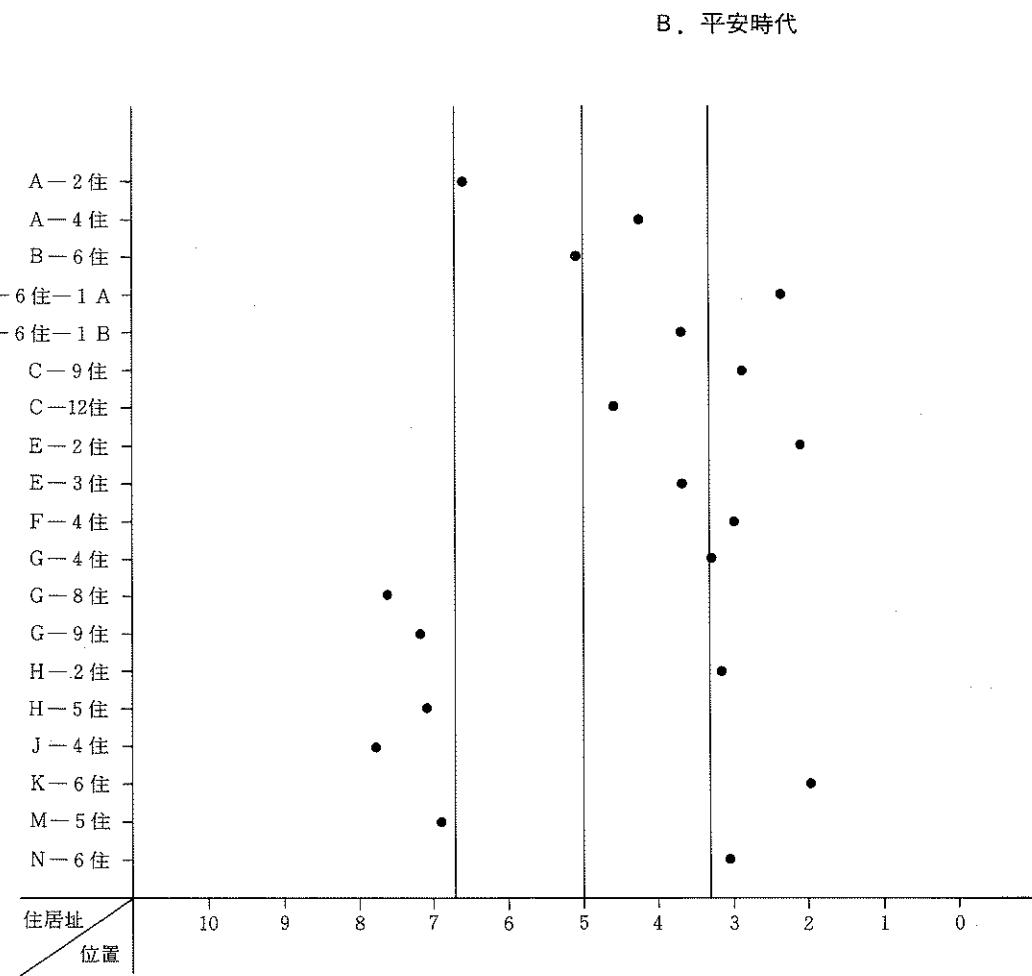


A. 平安時代





。住居址中央よりカマドに向って、壁の右隅部よりの位置を表している。
5は壁中央に位置することを意味する。



第312図 カマドの偏在

…14棟、②地山より直接削り出して袖部を構築する住居址…22棟、に大別され、その他の10棟は他遺構の削剝によって袖部を残存していないので構築方法は不明である。シルトを貼り付けて袖部を構築する14棟は、さらに、①礫を芯として両側にシルトを貼り付けて構築する住居址…7棟、②シルトのみによって構築されている…7棟、に細分されるが、袖部に礫を使用する住居址は、礫の使用する数によって、①左右ともに各4ヶずつ使用—2棟、②左右とも各2ヶずつ使用—2棟、③焚口部に左右とも各1ヶずつ使用—3棟、に細分される。この、シルトを貼り付けて構築する住居址には煙道部の検出されない住居址が6棟ある。地山より袖部を直接削り出して構築した住居址が22棟検出されているが、この中には、①焚口部に左右各1ヶの礫を配置した住居址—20棟、②礫をまったく配置しない住居址—2棟、に細分される。地山削り出しの袖部をもつ住居址はいずれも長さ1m前後の煙道部をもっている。ここで注目しなければならないのは、一辺6m以上の住居址はほとんどがシルトの貼り付けによって袖部が構築されており、地山よりの削り出しによって構築された袖部をもつ住居址は、C—3住居址—1・H—11住居址・D—4住居址を除くと、いずれも、一辺4m前後を測る規模の住居址によって占められている。なお、6m以上の住居址では、燃焼部の焼土は検出されているが、袖部の検出されない住居址が4棟ある。おそらく、黒色のシルトを貼り付けて構築していたために、精査中に埋土と区別できずに掘り取ってしまったものと考えられる。カマドの設置される壁は、主軸方向と同じく、北壁～北西壁に設置するのがもっとも多く41棟を数え、その他は、北東壁4棟、南東壁2棟、西壁1棟である。壁のどの位置に設置しているかというと、壁のほぼ中央に設置されているのは5棟のみで、他は中央より右に寄る住居址17棟、左に寄る住居址14棟に細分される。これを、壁中央の許容範囲として壁中央とその両側を左右各5%に広げると、17棟が壁ほぼ中央に設置されていることになる。その他は、13棟がそれ以上に右に寄っており、G—15住居址・J—6住居址・M—14住居址の3棟は壁全長の約1/3位の位置にある。左に寄る住居址は7棟と右に寄る住居址よりは少なく、右寄りの様に極端に左に寄る住居址はない。全体的にみると、中央部の左右両側10%以内にほとんど含まれている。この様に左右いずれか一方に寄ることと、時期的な関係は定かでない。

E) 柱 穴 (第313図)

本遺跡で検出された住居址89棟の中で、柱穴が検出されているのは45棟と全体の半数である。柱穴の検出されていない45棟の中には住居址全体が検出されていないため、その存在が不明な住居址4棟と、構築時より柱穴をもたない住居址41棟とが含まれている。柱穴の形状は、ほとんどの場合円形や楕円形を呈しているが、8棟は方形や長方形気味を呈している。規模は径0.2m～0.3mが中心であるが、住居址によって差が大きい。深さは住居址によって差があり、

一概に言えないが、1棟で検出される柱穴間には大差がない。柱穴の数は、4ヶの住居址が86.6%の39棟と圧倒的に多く、その他は2ヶが2.2%の1棟、3ヶが4.4%の2棟、6ヶが4.4%の2棟、7ヶが2.2%の1棟の比率になる。四隅の柱穴の位置は、若干の移動はみられるものの、ほぼ住居址の対角線上に位置するのが一般的であり、特に平安時代以前の住居址にこの傾向が強い。4ヶ以上の柱穴をもつ住居址の間柱は、必らずしも中間に配置されておらず、意識的に位置を若干ずらしている住居址（D—4住居址—2）もある。また、間柱の柱穴は四隅の柱穴に比較して深さを若干浅くしていることから、間柱はいわゆる補助的な柱で、構造柱でない可能性が大きい。しかし、D—4住居址—2の場合には四隅の柱穴と比較して全く遜色がない。特にこの住居址の場合は、柱列の柱間寸法が、西が「2」に対して東が「1」になる様に柱が配置され、カマド前に柱が位置しない様に配慮した様子を窺い知ることができる。各住居址によって、柱穴と壁の間の距離が違い、柱穴が必らずしも一定距離の場所に配置されているわけではない。しかし、柱穴と壁の間の距離と、柱穴と柱穴の間の距離を比較してみると、密接な関係のあることがわかる。全体の平面形がほぼ判る39棟について分析してみると、柱穴から壁までの距離を「1」としてみた場合、1：1：1で柱穴を配置している住居址1棟、1：2：1が12棟、1：3：1が24棟、1：4：1が2棟という柱配置を示す住居址が混在している。（以後は、1：1：1を3等分型、1：2：1を4等分型、1：3：1を5等分型、1：4：1を6等分型として記述していく。）これを、さらに住居規模別にみると、6m以上の大型住居址では5等分型が13棟と圧倒的に多く、4等分型・6等分型は各2棟と少ない。5m以下の住居址では、4等分型と5等分型がほぼ同数であり、他に3等分型が1棟ある。大型住居址にみられた6等分型はない。次に柱穴をもたない住居址について考えてみたい。本遺跡の場合、柱穴をもたない住居址が、41棟と全体からみると45.5%の高率を占めている。これを時期別にみると、平安時代の住居址では29棟中24棟、平安時代以前は59棟中の13棟である。これでみる限りでは平安時代に柱穴をもたない場合が多いことが判る。しかし、平安時代以前の住居址でも、5m以下の規模の住居址では柱穴をもたない場合が多く、本遺跡の場合は6m以上の住居址には柱穴をもたない住居址は含まれていない。全体的にみると、概して小型の住居址に柱穴をもたない場合が多い様であるが、平安時代の住居址に柱穴をもたない場合が多いということは、時代とともに住居構造が変化したことを表わしているものであろう。

[平安時代]

この期の住居址で柱穴の検出されている住居址は6棟のみで、他の23棟では検出されていない。検出された6棟の中で、四隅を結んだ対角線上に4ヶの柱穴が配置されているのは、C—6住居址—1A・C—6住居址—1B・C—9住居址の3棟のみである。他のE—2住居址—1は2ヶ、F—4住居址—1とH—4住居址では3ヶがそれぞれ検出されている。F—4住居址—1

E—2住居址—1
H—4住居址
C—6住居址—1
C—9住居址
D—8住居址—1
E—6住居址
G—8住居址—2
J—7住居址
G—15住居址
F—11住居址
G—6住居址
G—6住居址2 A
C—13住居址

5～17・平安時代以前

1～4・平安時代

5～17・平安時代以前

1～3・11・12・15～17・四等分型
4～三等分型
7～10・13・14・五等分型
5・6・六等分型

5～12は6m以上の大型住居址である。

P—12住居址

6m

B—7住居址

1～3・11・12・15～17・四等分型
4～三等分型
7～10・13・14・五等分型
5・6・六等分型

5～12は6m以上の大型住居址である。

P—12住居址

6m

第313図柱穴の位置

ではカマド前に位置する柱穴が検出されていない。H-4住居址の場合には、柱穴位置が全体的に東壁の方へ移動し、東側柱列が東壁際に位置している。H-2住居址の場合には、住居址南側が他遺構によって削剥され明確でない部分もあるが、主軸線の両側に各1ヶ配置されている。規模や深さは、C-6住居址-1A・C-6住居址-1B・C-9住居址・F-4住居址-1は径約0.25m～0.3m・深さ0.3mとほぼ同じであるが、E-2住居址-1・H-4住居址では前者に比較すると若干小さ目である。形状はいずれも円形か橈円形で、方形を呈するものはない。柱の配置では3等分型1棟、4等分型4棟、5等分型らしい住居址1棟がある。これらの柱穴をもつ住居址は、E-2住居址-1以外はいずれも4.5m以上の規模で、平安時代の住居址としては大型の部類に入る住居址である。このことは、大型の住居址と比較的小型の住居址で上屋構造が違う可能性のあることを表わしているであろう。

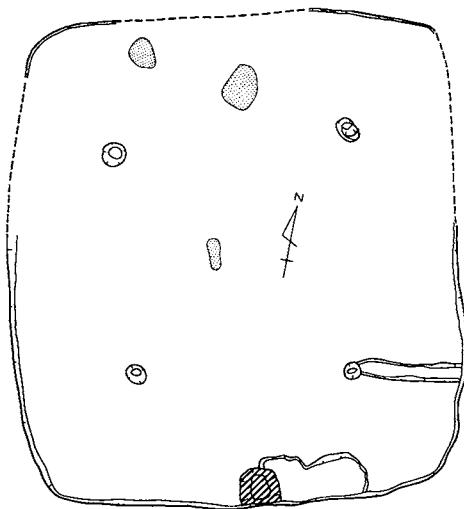
〔平安時代以前〕

この期の住居址では41棟で柱穴が検出されており、全体が検出・精査されてもなお柱穴が検出されていない住居址は13棟である。残りの5棟は全体が精査されていないので、存在の有無が不明である。規模や深さはそれぞれの住居址によって差がある。形状は、8棟では方形や長方形を呈しているが、他は円形や橈円形を呈している。四隅に位置する柱穴は、ほぼ対角線上に配置され、壁とはほぼ平行関係を保っている。この状態は平面形が方形・長方形・平行四辺形ともに共通している。柱穴の位置はそれぞれによって変化があり、壁と柱穴の距離はそれぞれによって違う。しかし、壁と柱穴の距離を「1」とした場合、柱穴と柱穴の距離が2倍・3倍・4倍の各数値を示す住居址があり、壁と柱穴の距離が全く任意のものではないことを窺い知ることができる。この様な考え方で、計測値から算出してみると、4等分型が8棟、5等分型が23棟、6等分型が2棟という比率になる。これを、さらに6m以上の大型住居址でみると、4等分型が2棟、5等分型が13棟、6等分型が2棟と、5等分型が圧倒的に多い。これが、5m以下の普通型住居址の場合は、4等分型が7棟、5等分型が9棟となり、6等分型はない。柱穴の位置を決定づける条件として、上屋構造や内部空間の利用といった問題が介在するであろうことは容易に推定されるが、4等分型の柱穴は5等分型のそれに比較して、床面中央に寄ることを意味しているのであり、5m以下の住居址に4等分型が多いということは、葺きおろし型の屋根であった場合、柱穴をあまり壁際に寄せると屋根勾配が急になり、屋根全体が高くなりすぎて建設する際に不都合だったのではないだろうか。しかし、壁体が地面より高くなり、いわゆる、腰高壁となるのであれば、屋根勾配の緩急は比較的容易に変えることができる所以であり、その際には、柱穴位置はあまり関係がないのではないだろうか。また、本遺跡の場合には柱穴位置・貯蔵穴・カマドの構造等にほとんど差のない住居址が5例（B-3住居址とC-12住居址とC-2住居址、D-12住居址とF-11住居址、H-6住居址とL-7住居址、

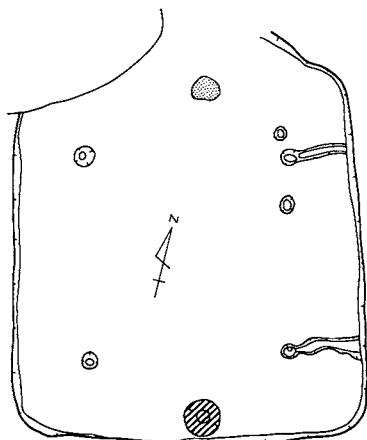
J－7住居址とG－8住居址－2、E－6住居址とF－3住居址－2) みられることに注目する必要がある。家を建設する作業が集落内の共同作業によって行われるのであれば、建設する技術は伝統としての伝承によって受け継がれて行くであろうし、建設作業は集落内の「長」的采配者の指示や指揮によって進められるであろうこともまた容易に推定される。一人の指揮者が存命中に何棟の住居址を建設するかは定かでないが、同一人がそれほど空白をおかないで何棟か建設すれば、それらは非常に近似した家を建設するであろう。これは現在の大工棟梁についても同じことがいえる。この様な理解が許されるならば、非常に近似した特性を具備した住居址は同時に存在した住居址である可能性が大きいことを表わしているだろう。この様なことから、住居址を建設する行為には、ある種の設計に通ずる一つの規格性が存在するらしいことが推定される。このことは、O－13住居址によって知ることができる。この住居址は4等分型であるが、全体の平面形が平行四辺形を呈していてもなお、柱穴は1：2：1の比率で配置されている。これは、建設される際にある「長さ」が使用されているからであろう。すなわち、壁の長さの $\frac{1}{4}$ の長さがこの住居址に使用された基準となる長さである。他の住居址も同様に、すべて、それぞれの住居址によって長さが違っていても、5等分型の住居址は壁の長さの $\frac{1}{5}$ 、6等分型は $\frac{1}{6}$ の長さを基準として住居址が建設されたことを表わしている。この基準の長さが煙道部の長さにも適用されている住居址もみられ、それを裏づけている。また、住居址を建設する際にある種の設計があることは、カマドの袖部を地山より削り出して構築する住居址が多く存在することでも判る。袖部を地山より削り出すことは、住居址を建設する際に最初からカマドを設置する位置が決定していたことを表わしているからにほかならない。

F) 住居址内の土坑 (第314図)

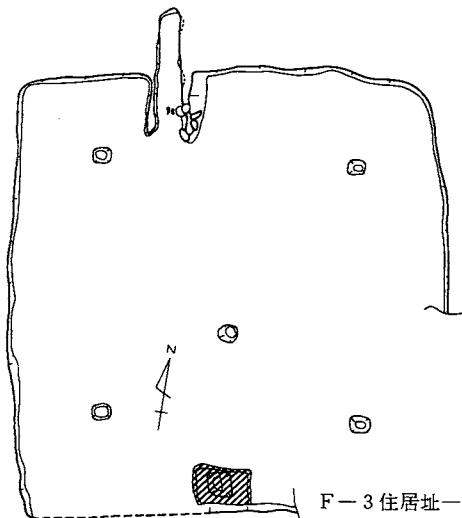
本遺跡で検出された89棟の住居址の中で、床面に柱穴以外の土坑をもっている住居址は全体の33.7%30棟のみである。全くもたない住居址は55%の49棟、全体が検出されていないために不明な住居址は11.2%の10棟である。検出される位置は、カマドの右側か左側に位置する場合がもっとも多く、30棟の内22棟を数え、次いで、いずれかの壁際に位置する場合7棟、床面中央1棟となっている。形態は、28棟では円形や楕円形を呈し、2棟は長方形であるが、カマド右側や左側に位置する土坑はすべて円形や楕円形を呈し、方形はない。規模は、径0.5m～1.4m位と住居址によって差があるが、径0.6m～0.8m位がもっとも多い。深さについても同様で、0.05m～0.5m位までみられ、住居址によって差があるばかりでなく、1棟の住居址でも複数ある場合には差がみられる。しかし、カマド脇にある土坑は0.3m～0.4m位を測る場合がもっとも多い。また、土坑は1基だけの場合と、複数の場合があり、それも、カマド右側か左側に1基だけの場合、カマド両側に各1基もつ場合、カマド脇と床面にもつ場合、カマド脇と壁際



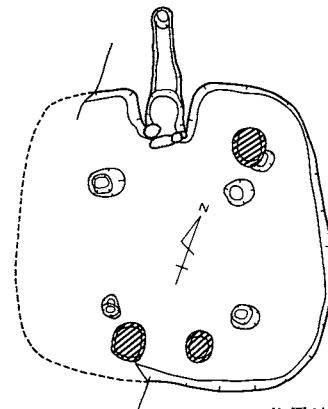
K-5 住居址-1



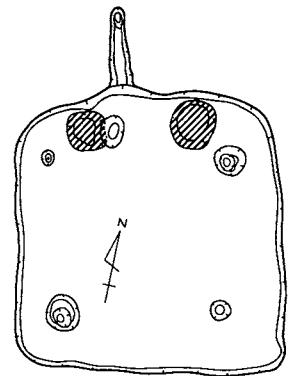
G-6 住居址



F-3 住居址-2



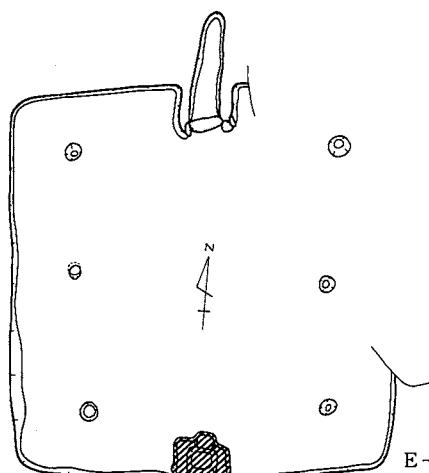
B-5 住居址



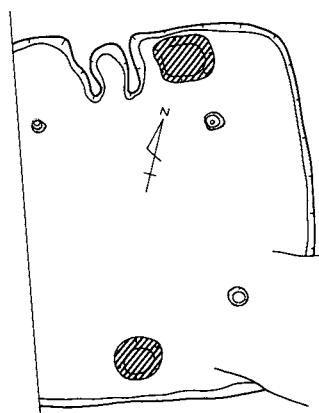
C-6 住居址-2 A



土坑の位置を表わす



E-6 住居址



B-7 住居址

0 2 4m

第314 貯蔵穴状土坑をもつ平安時代以前の住居址

にもつ場合、カマド脇にはなくすべて床面や壁際にもつ場合の5つのタイプがある。この様な傾向は時代によって若干差があるため、時代ごとにみてみよう。

[平安時代]

この期の住居址では29棟中62%の18棟がカマド脇や床面に土坑をもっている。これらの土坑は16棟ではカマドの右側か左側に位置し、袖部に接する様に掘られている場合が多い。その中でも、カマドの右側にもつ場合が圧倒的に多く14棟を数え、左側にもつ住居址は2棟のみである。カマドが壁中央より右に寄っている場合は右側に土坑をもち、カマドが左に寄る場合にはカマドの左側に土坑をもつという傾向が強い。カマドの両側にもつ場合が4棟にみられるが、この場合には右側の方が規模も大きく深く、左側は浅く単なる窪地状の場合もある。この期の場合には、カマド脇にもたずに床面だけにもつ例はない。カマド脇にあって、さらに床面にももつ例が3棟でみられる。しかし、その在り方は3棟同じではなく、G-4住居址の場合にはカマド前に2基、E-2住居址-1では壁際に1基、E-3住居址-2ではやはり壁際に4基の土坑がそれぞれ検出されており、G-4住居址と後者2棟の場合と同じ性格として考えることができるであろうか。また、カマド脇に位置する土坑と、床面や壁間に位置する土坑は同じ性格として理解できるであろうか、いずれの土坑も精査の段階で人為的に埋め戻した痕跡は観察されていないし、住居址が埋没後に埋土を掘り込んだ形跡もないことから、それぞれの住居址に伴う土坑であることは事実である。しかし、性格を端的に表わしている遺物は出土していない。カマド脇で検出されている土坑については貯蔵穴として誤りないだろうが、床面や壁際にある土坑については性格が明確でない。後日、改めて考えてみたい。

[平安時代以前](第314図)

この期の住居址では59棟中の22%13棟で土坑が検出されている。その他、62.7%の37棟では土坑が検出されず、15.2%の9棟は全体が検出されていないので不明である。13棟で検出された土坑の形態は11棟では円形や楕円形を呈しているが、2棟は長方形で壁面に中段をもつ二段構造となっている。規模は径0.4m～1.0m位まで計測されているが、0.7m～0.8mを測る土坑がもっとも多く、断面形の多くの場合「U」字型を呈している。土坑の位置する場所は、平安時代の住居址と同じ様にカマド脇がもっとも多く6棟を数え、他は、壁際6棟、床面1棟の順である。カマド脇に位置する中には右側4棟、左側2棟が含まれているが、平安時代の住居址の様に深い土坑はなく、いずれも0.2m～0.3m位で、形態的にも不揃いである。壁際に位置する6棟の中で、前述の方形土坑をもつ2棟(E-6住居址・F-3住居址-2)の場合には、ともに北壁にカマドを設置し、本土坑は南壁ほぼ中央に位置し、形状・規模・深さともにほぼ近似している。この2棟と同じ様に北壁にカマドを設置し、南壁中央付近に円形土坑をもつ住居址が3棟(B-7住居址・G-6住居址・K-5住居址-1)あり、土坑の形態が違うもの

の、相通するものがありそうである。特に、これらの5棟は一辺が6m以上で、大型住居址の部類に入り、カマド脇にある住居址はL-7住居址以外は5m以下であることと比較すると、趣を異にしている。また、13棟の中で複数の土坑をもっている例が3棟ある。複数もっている場合には、1基はカマドに近い位置にあり、他は壁際に位置している場合が多い。それは、B-5住居址・B-7住居址・F-6住居址であるが、その中でB-5住居址の場合は特異的な状況を示している。この住居址の場合は、南壁際のほぼ中央部に2基と、北隅部に1基の合わせて3基検出されているが、南壁際の2基は埋め戻された後、さらに貼床されていた。いわゆる貯蔵穴として理解するには疑問を感じる。なんの為に埋め戻されたのであろうか。これは全くの推定であるが、埋葬（例えれば胎盤）や信仰に関連する遺構ではないだろうか、と考えている。このことについては民俗例や（筆者の住む地域では、胎盤を便所や土間の隅等に埋葬する習慣が最近までみられた。）他の類例の検討も含めて後日に期待したい。

全体的な面で考えると、この期の住居址では、いわゆる貯蔵穴をもつのは一般的ではないらしい。平安時代の住居址の場合には、位置がカマド脇とほぼ定まっており、住居内の付属施設として定着していたことが推定される。しかし、この期の住居址では、位置や規模に差があるばかりではなく、土坑をもつ住居址そのものが少なく、このことは、住居址内の付属施設として定着していないことを表わしているだろう。

G) 壁 溝

本遺跡で検出された住居址89棟の中で、壁溝の検出されているのは7棟のみで、非常に低率である。時代別でみると、平安時代2棟、平安時代以前5棟になる。壁溝については、その役割が問題となるところであるが、施設としての役割を示す様な状況は観察されていない。本遺跡の場合にはあまり必要としなかったのではないだろうか。いずれにしても、本遺跡では壁溝をもつ住居址が少なく、その中に、特に傾向を見出すことができない。

H) 小 結

以上、住居址各部分をA～Gまでの項目に分けて分析とその傾向について記述してきたが、ここではその結果に基づいて、各時期ごとの類型分類をしておきたい。

本遺跡で検出された住居址は、先にも記した様に89棟が同時に存在したのではない。出土遺物の所属時期（別項で詳述）をみると、ロクロ使用成形の土師器を共伴する平安時代の住居址と、ロクロ使用成形の土師器を共伴しない平安時代以前の住居址があり、後者はさらに、内面が黒色処理された環形土器を共伴する住居址と、内外面とも朱彩された環形土器を出土する住居址に細分される。また、89棟の中に1棟ではあるが、時期の全く不明な住居址がある。従っ

て、それらの諸特徴を踏まえて、Ⅰ群—平安時代、Ⅱ群—平安時代以前、Ⅲ群—古墳時代、Ⅵ群—時期不明に大別し、その中で細分していく。しかし、その類型分類は必ずしも編年的序列を表わしたものではない。遺構変遷（集落変遷）は、遺物の検討や分析を経た後に、別項で詳述したい。

I群 平安時代

(第315図)

この期に属する住居址は29棟であることは前述の通りであり、大別には、主軸方向ともいべきカマドを設置する壁の方向を採り、細別はカマド袖部の構造によった。さらに細分される場合には、細別されたグループ内の端的な特徴によって細分した。

1類

このグループは北壁～若干西偏する壁にカマドを設置している住居址で、E—2住居址—1・A—4住居址の2棟が入る。全体が検出されていないが、2棟ともあまり規模は大きくなく、検出された部分では2.8m～3.4mである。E—2住居址—1では柱穴が検出され、貯蔵穴は2棟ともに検出されている。なお、E—2住居址—1は掘り込みが深く、A—4住居址は浅い。カマドはともに壁中央より右に寄って位置し、袖部はシルトのみを貼り付けて構築している。

2類

このグループは、北東～東南東壁にカマドを設置しており、この期の住居址29棟の中の15棟が属し、ほぼ50%を占めている。カマド袖部の構造によってさらに細分されている。

A種

カマド袖部に芯として礫を使用するもので、5棟が該当するが、使用する礫の数によってさらに細分される。

- ①・カマド袖部を構築する際に、両側ともに多量の礫を使用する住居址で、F—4住居址—1・F—4住居址—2・H—2住居址—1・K—4住居址の4棟が該当する。その中で、F—4住居址—1とF—4住居址—2は同じカマドを共用している。H—2住居址—1は一辺3.0m位と若干小規模であるが、F—4住居址—1・F—4住居址—2・K—4住居址は一辺4.0m以上と、本遺跡でのこの期の住居址としては大型に類する。F—4住居址—1では3ヶの柱穴が検出されているが、他ではない。また、壁溝も検出されていない。このグループのカマドは、いずれも壁中央より右に寄って位置し、カマド右側には貯蔵穴が設置されている。F—4住居址—1にはないが、燃焼部内にはH—2住居址では土師器壺形土器、K—

4住居址では礫に土師器甕形土器を被せた支脚が検出されている。煙道部はF-4住居址-1とH-2住居址-1が割り貫き型である。

②・カマド袖部を構築する際に、焚口部に左右各1個の礫を埋設して補強するもので、G-8住居址-1が該当する。規模は一辺3.7m前後で、柱穴はない。カマドは壁中央より左に寄って位置し、カマド左側には貯蔵穴を設置している。燃焼部内には、土師器甕形土器を伏せた支脚が埋設されている。煙道部は検出されている。

B種

カマド袖部がシルトの貼り付けのみによって構築されたグループで、10棟が属しこの期全体のほぼ35%を占めている。さらに細分される。

①・規模が一辺5m以上と大型に類し、対角線上に4ヶの柱穴をもつ住居址で、C-6住居址-1A・C-6住居址-1B・C-9住居址の3棟が該当する。カマドは壁中央より右寄りに位置し、カマド右側には貯蔵穴をもっている。C-6住居址-1Aのカマド燃焼部には礫を埋設した支脚がある。また、C-6住居址-1A・C-6住居址-1Bでは煙道部が検出されていないが、煙出部の土坑状掘り込みが検出されていることから、C-9住居址と同じ様に煙道部をもっていたものであろう。

②・規模は3m～4mと差があるものの、ともに掘り込みが浅く、柱穴や壁溝をもたないグループで、A-2住居址・D-2住居址・M-6住居址の3棟が該当する。カマドはA-2住居址では壁中央、D-2住居址では中央より右寄り、M-6住居址は中央より左寄りに位置している。M-6住居址はカマド右側に貯蔵穴をもっているが、他の2棟ではない。

③・規模はともに4m前後を測り、掘り込みが比較的深く、床面に複数の貯蔵穴状土坑をもつ住居址で、E-3住居址-1・E-3住居址-2・G-4住居址・K-3住居址の4棟が該当する。柱穴や壁溝はもっていない。カマドは壁中央より右に寄って位置し、カマド右側に貯蔵穴を設置している。

3類

このグループは、カマドが南壁を中心として、南南西～南南東壁に設置されている住居址で、袖部の構造によってさらに細分される。

A種

袖部の焚口付近に左右各1個の礫を埋設して袖部を補強する住居址で、F-3住居址-1・G-9住居址・J-4住居址の3棟が該当する。規模はG-9住居址が3m、J-4住居址が4mと差があるものの、ともに掘り込みが深く、柱穴や壁溝をもっていない。カマドは壁中央より左に寄って位置し、G-9住居址ではカマド左側、J-4住居址の場合にはカマド右側に

貯蔵穴をもっている。燃焼部内にはともに礫を埋設した支脚がある。

B種

カマド袖部を礫で補強せずに、シルトの貼り付けのみによって構築している住居址で、6棟が該当しているが、カマドが壁中央より右に寄るか左に寄るかによって細分される。

①・カマドが壁中央より右に寄る住居址でB-6住居址・K-6住居址-1の2棟が該当する。規模はともに4m前後で、貯蔵穴・柱穴・壁溝とともに検出されていない。燃焼部に支脚は設置されず、ともに煙道部は検出されている。

②・カマドが壁中央より左に寄る住居址で、H-3住居址・H-5住居址・M-5住居址-1の3棟が該当する。規模は2.5m~3.8mと差があり、ともに貯蔵穴や柱穴・壁溝とともにもない。燃焼部には3棟とも土師器壺形土器を伏せて支脚としていた。煙道部の検出されたのはH-5住居址のみで、他は他遺構の削剝を受けている。

4類

このグループは、壁にカマドを設置せずに、床面に土製支脚を埋設し炉として使用した可能性の強い住居址で、H-4住居址1棟が該当する。規模は5m位とこの期としては大型で、東壁寄りに偏した3ヶの柱穴が検出されている。壁際に沿う様に貯蔵穴状の深い土坑が検出されている。壁溝はない。

5類

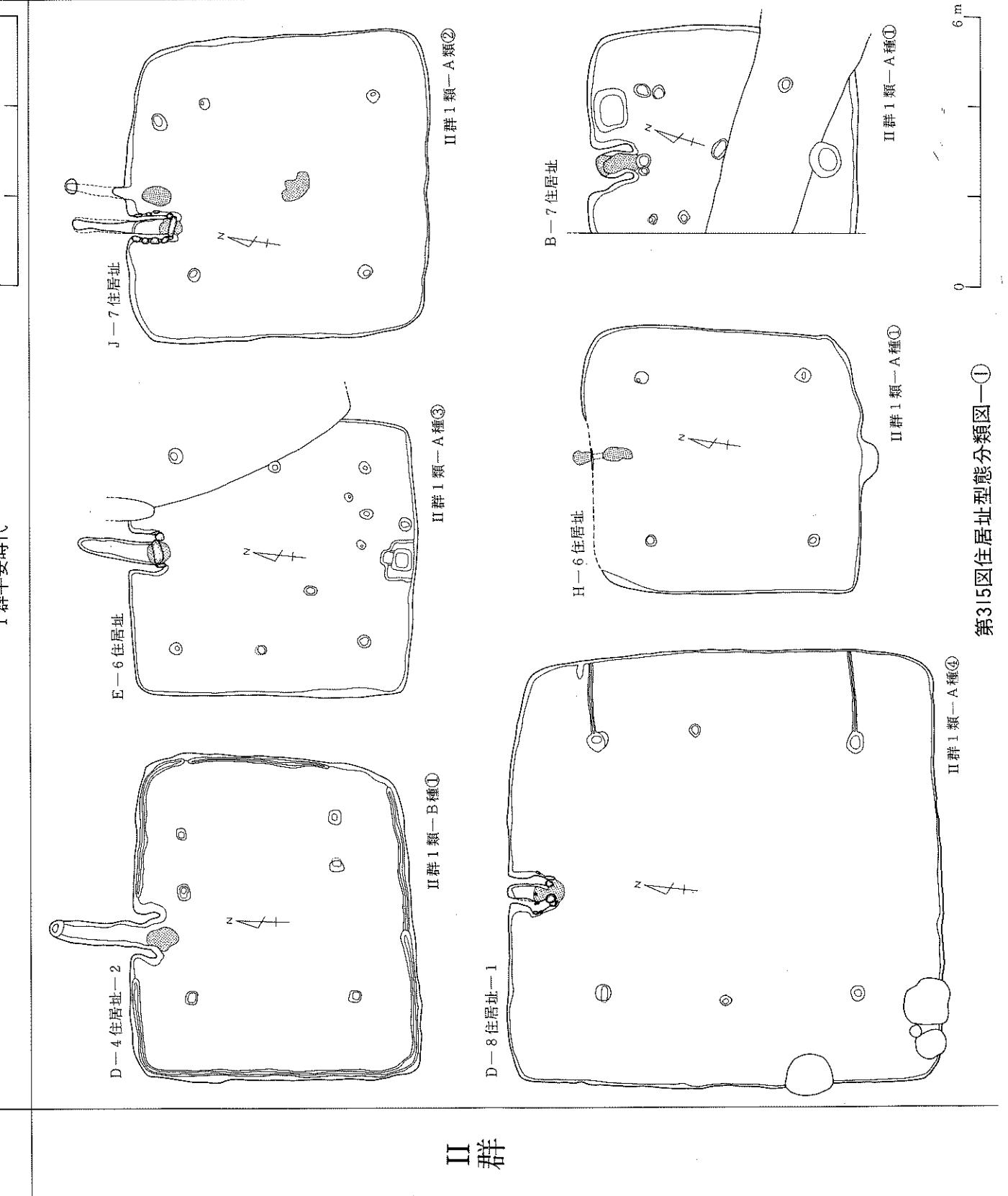
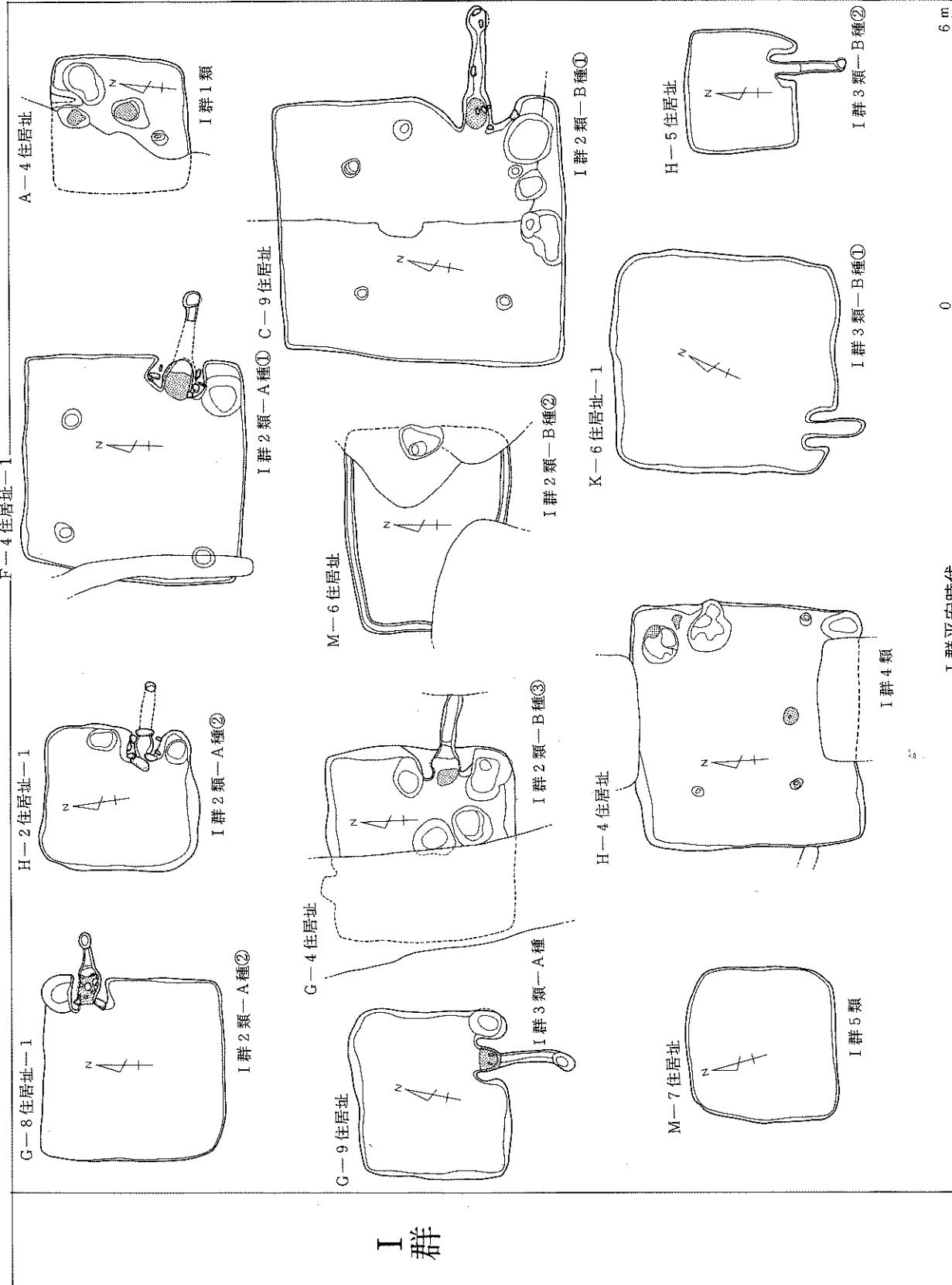
このグループは、他遺構の削剝を受けたり、全体が検出されていなかったりで、主軸方向やカマド等が不明な住居址である。L-3住居址・M-5住居址-2・M-7住居址の3棟が該当する。

II群 奈良時代

(第315図・第316図)

この期に属する住居址は58棟であり、これら58棟の諸特徴や傾向については前述の通りである。その中で、分類基準となりうる特徴として規模・主軸方向・カマド袖部構造等があるが、主軸方向は、磁北~60度西偏する範囲に全体の76%41棟が入り、その中で大別することは非常に困難である。従って、ここでは、規模によって大別し、それをさらに、カマド袖部の構造や貯蔵穴等によって細別する。それらの中에서도さらに細分された場合もある。

この期に属する住居址の規模は、①群-7m以上 ②群-5.5m~7m ③群-3.9m~5m ④群-2.7m~3.7m に4大別されることは前述の通りである。しかし、カマドの構造では、



第315図(住居址型態分類図)①

II群 1類 - A種④

II群 1類 - A種①

II群 1類 - A種②

II群 1類 - A種③

II群 1類 - A種①

規模による類別と同じ様な状況ではない。規模による①・②のいわゆる5.5m以上の住居址では、カマドの構造に共通性が多くみられ、①・②と③・④との間にはあまり共通性がない。さらに③と④では共通性が多くみられるという特徴がある。従って、ここでは5.5m以上の規模をⅠ類、5m以下をⅡ類として大別し、その中でカマドの構造によって細別することとする。

I類

このグループは一辺5.5m以上の住居址で21棟が該当し、カマド・袖部の構造によって、A. シルトの貼り付け、B. 地山よりの削り出し、C. 不明、に細分され、AとBではさらに細分されている。

A種

カマドの袖部がシルトの貼り付けによって構築されている住居址で11棟が該当している。これらはさらに、①シルトのみ、②左右両側に各4ヶの礫をもつ。③左右両側に各2ヶの礫をもつ。④焚口部に各1ヶの礫をもつものに細分される。

- ①・シルトの貼り付けのみによってカマド袖部が構築されたと考えられる住居址でB-7住居址・H-6住居址・I-4住居址・I-9住居址・L-7住居址の5棟が該当する。このグループの袖部は、B-7住居址とL-7住居址では検出されているが、残る3棟はいずれも明確に検出されていない。しかし、それらの3棟も、燃焼部の焼土は残存していることから、黒色シルトを貼り付けて袖部を構築したために、精査中に掘り取ってしまった可能性が強い。また、I-4住居址では煙道部が検出されているが、残る4棟では検出されていない。規模は、B-7・H-6・I-4・L-7の各住居址は6m強とほぼ同じであるが、I-9住居址は7.5m強と前者の3棟より大である。主軸方向は、H-6・I-4・L-7の各住居址は、N-5°-W～N-15°-Wの範囲で西偏しているが、B-7住居址とL-7住居址の場合は、N-28°-Wと他の3棟よりも強く西偏している。柱穴はともに4ヶずつ検出されており、柱穴位置はB-7住居址は4等分型であるが、他は5等分型である。B-7住居址とL-7住居址ではカマド右側に小規模の貯蔵穴をもつが、残る3棟にはない。
- ②・このグループは、袖部に左右両側ともに各4ヶずつの礫を埋設し、その両側に黒色シルトを貼り付けて袖部を構築している住居址で、G-8住居址-2・J-7住居址の2棟が該当している。規模はともに7m弱と共通しているが、主軸方向では、G-8住居址-2はN-17°-W、J-7住居址はN-9°-Wと、ともに西偏しているものの、G-8住居址-1の方が西偏程度が強い。柱穴はともに4ヶずつ検出され、いずれも5等分型の配置を示している。貯蔵穴はともにない。
- ③・このグループは、袖部に左右両側ともに各2ヶずつの礫を埋設し、その両側に黒色シルト

を貼り付けて袖部を構築している住居址で、E-6 住居址・F-3 住居址-2 の2棟が該当している。規模は、E-6 住居址は6m強、F-3 住居址-2 は7m強と差があるが、主軸方向はともにN-5°-W前後西偏し、ほぼ同じである。柱穴は、E-6 住居址は6ヶ、F-3 住居址-2 が4ヶで、その位置も前者6等分型、後者は5等分型と異なっている。2棟ともに南壁のほぼ中央に、規模が0.9m×0.7mで、長方形を呈し、断面形が中段をもつ二段構造を示し、ほぼ共通している。

- ④・このグループは、焚口部に左右各1ヶの礫を埋設する住居址で、D-8 住居址-1 の1棟が該当しているが、D-8 住居址-2 はD-8 住居址-1 の前身住居址であり、規模こそ違え、他は全く同一といつてもいい位近似していることから、D-8 住居址-2 もこのグループに入る可能性が強い。規模は、9.7mと本遺跡で検出された住居址では最大規模である。柱穴は4ヶで、5等分型で配置されている。東側柱穴と東壁の間には間仕切り施設の存在を示すと考えられる溝がある。主軸方向はN-8°-Wと若干西偏している。壁溝と貯蔵穴はない。D-8 住居址-2 は規模が8m強と前者とは格段の差があるものの、間仕切り溝の存在、柱穴4ヶ、主軸方向がN-8°-Wと共に点が多い。反面、壁溝をもつといった相違点もある。

B種

ここには、カマドの袖部が地山よりの削り出しによって構築されている住居址を入れたが、4棟が該当している。さらに細分されている。

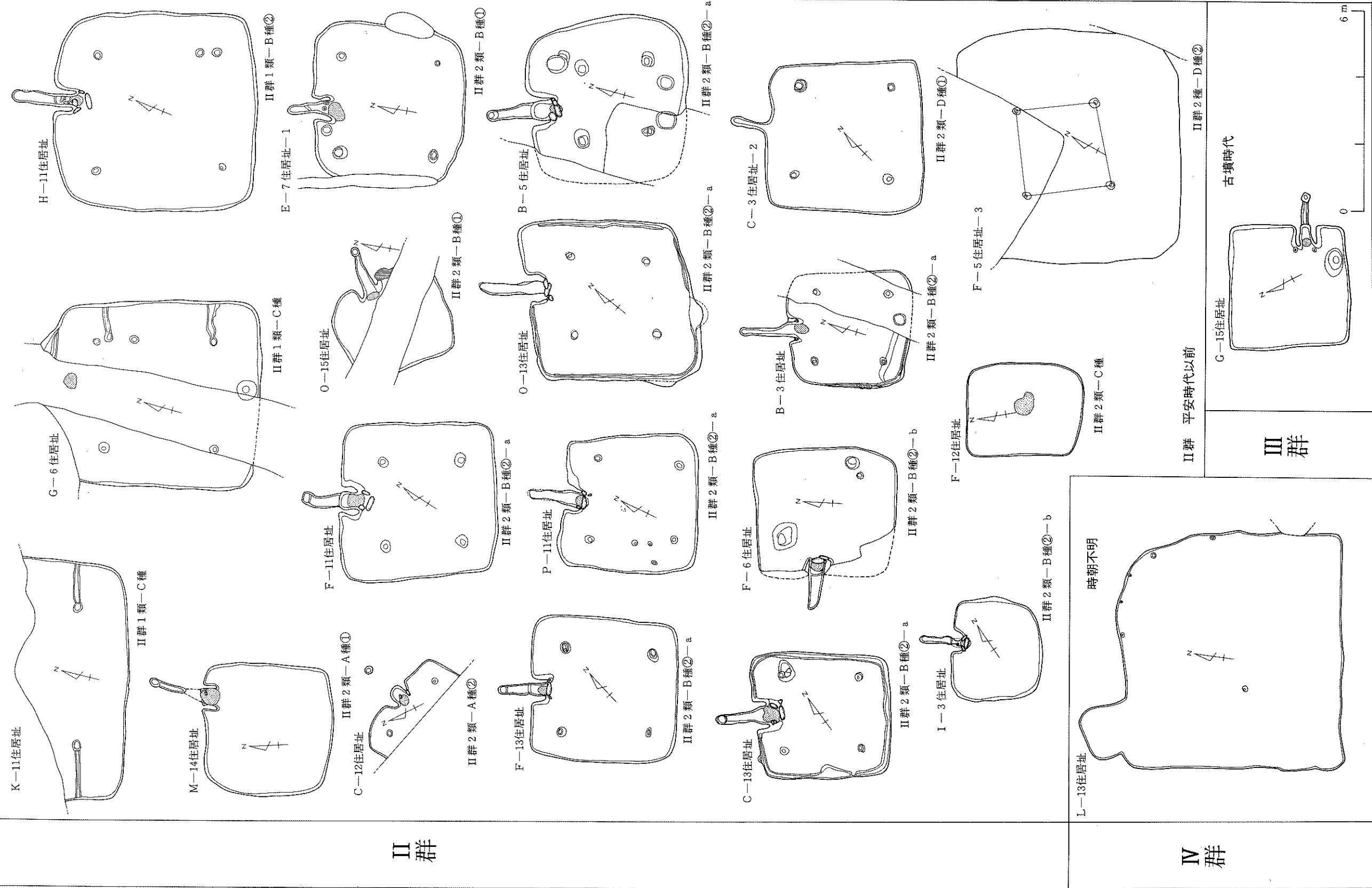
- ①・このグループは、焚口部に礫を埋設しない住居址で、D-4 住居址-1 の1棟が該当している。規模は6.4m×7.3mと歪んでおり、主軸方向はほぼ磁北を指している。柱穴は4ヶ検出され、5等分型の配置を示している。床面中央南壁寄りに貯蔵穴状の土坑があり、壁溝がほぼ全周している。なお、この住居址には前身住居址のD-4 住居址-2 が重複している。カマドや壁は前者と共用しているが、柱穴は前者のそれと若干違い、6ヶが検出されているが、位置はほぼ5等分型の配置を示している。

- ②・このグループは、焚口部に左右とも各1ヶの礫を埋設する住居址で、C-3 住居址-1・E-4 住居址・H-11住居址の3棟が該当している。規模は、E-4 住居址が5.5mを測るが他の2棟は6m前後である。主軸方向は、E-4 住居址はN-3°-Wを示すが、他はC-3 住居址-1 はN-44°-W、H-11住居址はN-22°-Wを指し、I群の中では、強く西偏している部類に属している。柱穴は3棟ともに4ヶ検出され、その位置はいずれも5等分型に配置されている。貯蔵穴や壁溝をもつ住居址はない。

C種

ここに該当するのは、6m以上の規模を示すことは確実であるが、他遺構によって削剥を受け全容が不明である（B-2 住居址・K-11住居址）とか、カマド燃焼部の焼土は残存してい

第316図 住居址型態分類図—②



るが、カマドの構造が不明（F－5住居址－1・G－6住居址・K－5住居址－1・K－5住居址－2）といった住居址6棟である。その中で前者2棟はともかくとして、後者4棟の中でK－5住居址－2を除く他の3棟では、本遺跡の時期を決定する重要な要素を具備した遺物を共伴している。この3棟の燃焼部焼土は全く削剥を受けていないにもかかわらず、袖部と推定される位置に礫の抜き取り痕を検出していない。このことは、袖部の構築に礫を使用しなかったことを表わしているのであり、これら3棟の袖部はシルトのみ（貼り付けか地山削り出しからは不明であるが……。）によって構築されたものと推定される。規模は、G－6住居址が6.1m×5.6m、K－5住居址－1が7.9m×7.3mと1m以上の差があるものの、主軸方向はともにN－15°－W前後と共に通するばかりではなく、柱穴は4ヶで4等分型に配置されていることや、東側柱穴と東壁の間に間仕切りの存在を示す溝をもつことや、南壁際中央に円形の貯蔵穴状土坑をもつといった共通要素をもっている。K－5住居址－2はK－5住居址－1の前身と推定されるが、K－5住居址－1に比較して若干不整である。F－5住居址－1は規模が6.5m×7.0mであるが、主軸方向がN－27°－Wを示し、南壁際中央の土坑や間仕切り溝がないといった、前2者と違う特徴を具備している。

Ⅱ類

このグループには、規模が2.7m以上5m以下の住居址が入り、36棟が該当し、カマド袖部の構造によってA. シルト貼り付け、B. 地山よりの削り出し、C. 炉跡をもつ、D. 不明に細分され、Bではさらに細分されている。

A種

ここには、カマドの袖部をシルトの貼り付けによって構築する住居址を入れたが、4棟が該当している。さらに、シルトのみによるものと、焚口部に礫を埋設するもので細分されている。

①・シルトの貼り付けのみによってカマド袖部を構築している住居址でJ－6住居址・K－15住居址・M－14住居址の3棟が該当している。規模は、J－6・M－14の2住居址では4m前後とほぼ同じで、主軸方向もN－5°－W位西偏している。K－15住居址は規模3.5m位と前2棟より若干小さく、主軸方向もN－35°－Wと強く西偏している。3棟ともに柱穴・壁溝・貯蔵穴はない。J－6住居址・M－14住居址のカマドは壁中央より右に寄って位置しているが、K－15住居址は壁中央に位置している。M－14住居址では煙道部が検出されているが、他の2棟では検出されていない。

②・焚口部に礫を埋設している住居址で、C－12住居址の1棟が該当している。この住居址は全体が検出されていないが、規模は3.2mで、柱穴が2ヶ検出されていることから、本来は

4ヶの柱穴をもつであろう。主軸方向はN-63°-Eを示し、強く東偏している。柱穴は5等分型の配置を示し、貯蔵穴や壁溝はない。

B種

ここには、カマドの袖部が地山よりの削り出しによって構築されている住居址を入れたが、該当する住居址18棟と、本遺跡で検出されたこの期の住居址の主体をなしている。さらに、焚口部に礫を埋設するものとしないもので細分される。

- ①・焚口部に礫を埋設しないグループで、C-6住居址-2A・E-7住居址-1・O-15住居址の3棟が該当している。C-6住居址-2AとE-7住居址-1の規模は4.5m位とほぼ同じで、主軸方向も前者N-17°-W、後者N-10°-Wとともに西偏している。この2棟では各4ヶずつの柱穴が検出され、ともに、5等分型配置を示している。また、C-6住居址-2A・E-7住居址-1はそれぞれ前身住居址と考えられる住居址と重複しているが、前身住居址の袖部は残存していないものの、礫の抜き取り痕が検出されていないことから、後身住居址とほぼ同じ構造と推定される。これらにはカマド左側か右側に貯蔵穴状土坑をもっている。O-15住居址は、カマドの構造は前2棟と近似しているが、規模が3m前後、主軸方向がN-59°-Eと東偏しているといった相違点がある。
- ②・焚口部に礫を埋設している住居址で、15棟が該当している。この中に柱穴をもたない住居址が3棟含まれているので、柱穴の有無によって細分した。
 - a. 柱穴をもつ住居址で、A-5・B-3・B-5・C-2・C-13・D-12・F-11・F-13・G-3・I-5・O-13・P-11の各住居址の12棟が該当している。規模は4m弱～5mと若干巾があるものの、主体は4m台で9棟を占めている。主軸方向はN-6°-W～N-55°-Wの範囲で西偏しているが、主体をなすのはN-10°-W～N-30°-Wでこの範囲に9棟が入っている。その他の3棟は10°台・40°台・50°台に各1棟が入っている。柱穴はいずれも4ヶであるが、柱穴の位置は4等分型7棟、5等分型4棟と4等分型が多い。なお、A-5住居址は全体が検出されていないため不明である。C-13住居址・D-12住居址・O-13住居址の3棟では壁溝が検出されているが他の住居址ではない。貯蔵穴状の土坑をもつのはB-5住居址のみである。
 - b. 柱穴をもたない住居址で、F-6住居址・H-2住居址-2・I-3住居址の3棟が該当する。規模は、F-6住居址は3.6m×4.3mであるが、他の2棟は、ともに3m前後と、本遺跡で検出されたこの期の住居址ではもっとも規模の小さい部類である。いずれも壁溝がなく、F-6住居址以外には貯蔵穴状土坑はない。主軸方向は、三者三様で、N-93°-W・N-107°-E・N-55°-Wをそれぞれ示している。

C種

ここには、カマドを設置せずに床面中央に炉址をもつ住居址を入れたが、F-12住居址とP-13住居址の2棟が該当する。規模は前者は3.5m×2.8m、後者は4.6m×4.1mで、長軸方向は前者が南北、後者は北東一南西にあり、長軸方向がともに東偏している。

D種

ここには他遺構との重複や、全体が検出されていなかったりでカマドの構造が不明な住居址を12棟入れたが、これは袖部の構造だけが不明な住居址とカマド全体が不明な住居址に細分される。

- ①・このグループは、燃焼部の焼土や煙道部は残存しているが、袖部の構造が不明な住居址で、C-3住居址-2・C-6住居址-2B・E-7住居址-2・N-6住居址・N-7住居址の5棟が該当している。住居址の全体規模が明確なのは、C-3住居址-2とN-7住居址の2棟のみで残る3棟は不明である。5棟は、煙道部のみが残存する住居址がC-3住居址-2・E-7住居址-2、煙道部と燃焼部焼土の残存する住居址がC-6住居址-2B、燃焼部焼土のみが残存する住居址がN-6・N-7の各住居址で構成されるが、これらの煙道部や燃焼部焼土はいずれも北壁か北西壁で検出されている。主軸方向はいずれも磁北より西偏しているが、E-7住居址-2・N-6住居址・N-7住居址の3棟は他の3棟より強く西偏している。
- ②・このグループは、カマド袖部だけではなく、煙道部や燃焼部焼土等も不明な住居址で、A-1住居址・B-2住居址・C-1住居址・C-11住居址・E-2住居址-2・F-5住居址-2・F-5住居址-3の7棟が該当しているが、前者5棟は住居址そのものが一部しか検出されていない住居址と後者2棟の様に柱穴のみによって住居址の存在を認定した住居址が含まれている。これらの7棟は、重複関係や出土遺物からこの期に属する住居址としたが、明確な類別は不明である。

Ⅲ群 古墳時代

(第316図)

この期に入る住居址はG-15住居址1棟だけである。規模は3.7m×3.5mとやや小型であり、Ⅱ群の住居址と違って四隅がほぼ直交する様な状態を示し、平面形はほぼ正方形を呈している。主軸方向はN-126°-Eと強く東偏しており、柱穴や壁溝はない。カマドは南東壁中央よりやや南寄りに位置している。袖部は地山よりの削り出しで構築され、焚口部には左右各1ヶの礫抜き取り痕をもっている。煙道部の長さは0.9mと壁の長さのほぼ $\frac{1}{4}$ の長さを示している。カマド前の南壁際には、1基の貯蔵穴をもっている。

IV群 時期不明

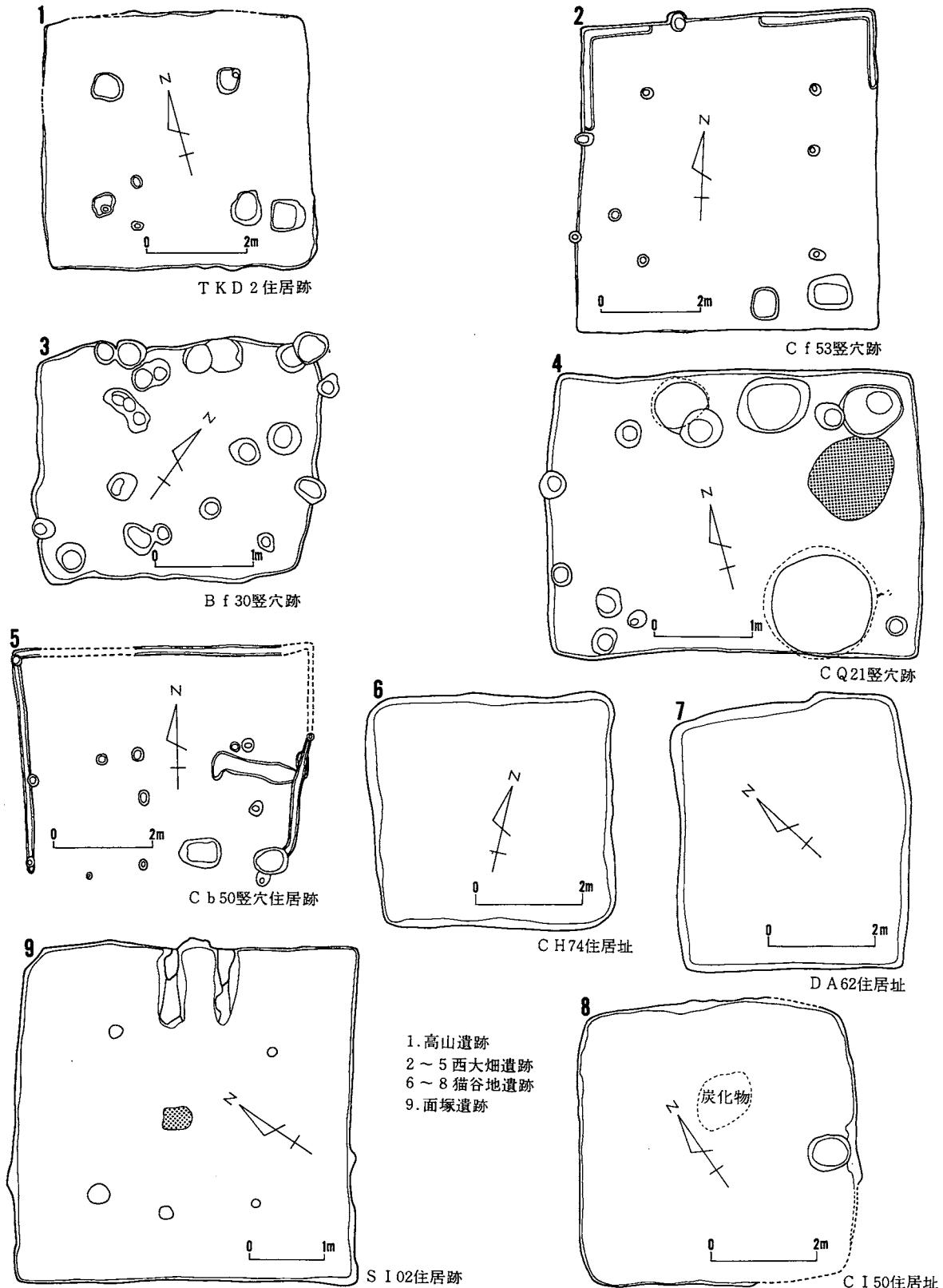
(第316図)

このグループは、時期不明の住居址でⅠ-13住居址1棟が該当するが、この住居址は伴出遺物がないばかりでなく、平面形がⅠ群～Ⅲ群までの住居址と全く異なり、古代の住居址として認定するには問題が多い。さりとて、時期を決定する資料が全くないことから、時期不明とした。また、当初は住居址とするかどうかも問題となったことは前述の通りであるが、北東壁沿いにほぼ等間隔で並ぶ柱穴状の小土坑の存在によって住居址としたものである。

以上、本遺跡で検出された住居址を4群に大別し、これを、さらに7類に細別した。各類はさらに細分されている。筆者が類型分類の基準として使用した方法は、あくまでも、本遺跡での住居址を理解するための方法であり、これをそのまま他遺跡例に援用しうるかどうかは不明である。しかし、他遺跡で検出されている住居址を概観すると、良く近似している場合が多い。筆者は、この類型分類は編年的序列を表わしたものではないと前述したが、しかし、筆者が類型分類を行う最大の目的としたのは各時代ごとに住居址の特性を把握することにあった。これは、住居址によっては遺物を全く伴出しない場合があることから、この遺物をもたない住居址の所属時期を明確にする手段となりはしないかと考えたからである。そういう意識のもとに、分類された結果をさらに分析してみると、その中に時代的な特性を含んでいることがわかる。それについては、時代別にみてみよう。伴出遺物については後述するので詳細は省略するが、簡単に触れておく。

Ⅰ群では、主軸方向ともいべき、カマドを設置する壁の方向とその位置に強い規則性がみられると同時に、貯蔵穴の位置もほぼ一定している。この期の住居址で柱穴をもつのは規模が4m以上の場合が多く、それ以下の住居址ではほとんど柱穴がない。伴出遺物でみると、同じグループ内の住居址間でも若干違う様相を示す土師器を出土している場合もあるが、ほとんどはほぼ同じ様な土師器を出土している。

Ⅱ群では、1類とした6m以上のいわば大型住居址の中には、県内で他に類例をみない住居址が多くみられる。これは、特に1類の中でもA種②・③・④とした6棟であるが、この様な例は本遺跡でも大型住居址だけにみられるものであり、2類とした5m以下の住居址にはE-7住居址以外みられない。A種①は2類の中にもその例がみられる。B種としたグループの特徴はどちらかというと、2類の特徴に近似した様相を示している。このことは、1類B種は2類と時期的に併行する可能性が強く、ただ単に規模の違いだけであるかも知れない。伴出遺物は、1類A種と共に伴する遺物は概して古い要素を具備している場合が多く、その中でも②・③・



第317図 岩手県内の古墳時代に属する竪穴住居址例

④はその傾向が強い。A種①は古い要素を残す土師器を共伴する住居址と若干新しい要素をもつ土師器を共伴する住居址がある。1類B種に共伴する土師器は、2類に共伴するそれとほとんど差がない。1類C種は本来はA種かB種に属する住居址であるが、共伴した土師器をみると、限りにおいては、B-2住居址は不明であるが、残る他の5棟は1類A種に近似した土師器を出土している。2類に属する住居址から出土する土師器は、若干の違いが認められるものの、ほぼ同じ様相を示しており、1類B種に共伴するそれとも大差がない。

Ⅲ群とした住居址は、本遺跡では1棟のみであることから多くは語れないが、岩手県内で調査されたほぼ同時期の住居址の中では、全く新しい型の住居址である。例えば、該期の住居址の検出例として猫谷地遺跡・西大畠遺跡・面塚遺跡が知られているが、第317図にも示した様に前2遺跡ではカマドを設置せずに炉を使用しているし、面塚遺跡ではカマドは設置しているものの、煙道が検出されないという違いがみられる。遺物の比較では、前述の3遺跡で出土した土師器より、本遺跡で出土したそれの方が新しい様相を示している。特にカマドを設置している面塚遺跡より出土した土師器より新しく位置づけられることは事実である。しかし、県内の類例がまだまだ不足しており、類例の増加をまって改めて考えたい。

Ⅳ群とした住居址は、前述の様に住居址と認定することにも多くの問題を含んでいる。本遺跡でも検出されたのは1棟のみであるため、今後の類例を待ちたい。 (高橋与右エ門)

(2) 掘立柱建物跡

本遺跡の調査では、掘立柱建物跡（以後は建物跡と省略）が4棟検出されている。その他に全体が検出されていないが、建物跡の一部と考えられる柱穴列が3条検出されている。また、柱穴状の小土坑が密集して検出された区域も存在することから、もっと多くの建物跡が存在した可能性が強い。検出された4棟の建物跡は、柱穴掘り方の形態や規模によって、①掘り方の規模が大きく、平面形が方形か長方形を呈する建物跡——B-7建物跡・G-6建物跡、②掘り方が小型で、形態が円形を呈する建物跡——C-6建物跡・O-18建物跡、の2型に細分される。ここでは、前者と後者に分けて、出土遺物や重複する遺構との関係から所属時期について考えてみたい。

前者のB-7・G-6の各建物跡はともにB-7溝跡の削剝を受けている。また、G-6建物跡はF-5住居址・F-6住居址・G-6住居址（3棟とも平安時代以前）の埋土や床面を掘り込んでいる。B-7建物跡とG-6建物跡の出土遺物はともにロクロ使用成形の土器や、底部が回転糸切り無調整の須恵器壺形土器等を出土し、その様相には全く差がない。B-7溝跡の出土遺物は、埋土上位層よりは13~14世紀の梅瓶の破片が出土している。埋土下位層での出土遺物は、B-7建物跡・G-6建物跡出土のそれと同じである。この様な状況から、B-

7 溝跡の所属時期は13世紀頃を下限として、上限を平安時代としても過りないであろう。このことから考えると、B-7 建物跡とG-6 建物跡は平安時代に属する建物跡として位置づけることができる。

後者のC-6 建物跡・O-18建物跡は、いずれも他の遺構の埋土内に掘り込まれているものの、どの建物跡も他の遺構の削剥を受けていない。C-6 建物跡が掘り込んでいるC-6 住居址はロクロ使用成形の土師器を伴出し、その中でも古い要素を残す遺物を出土している。O-18建物跡はO-18溝跡に掘り込まれているが、この溝跡からの出土遺物はロクロ未使用成形の土師器のみである。C-6 建物跡からの出土遺物はないが、O-18建物跡からは須恵器の甕形土器の底部が出土している。この様な状況から、時代上限は平安時代であることは判るが、下限を明確にすることは困難である。前者の柱穴掘り方と比較した場合、両者の間に格段の差があり、この差が建物跡の性格による差なのか時代差なのかは定かでないが、他遺跡で検出された該期の建物跡の柱穴掘り方は方形が基調であることを考えれば、この2棟は古代に属する建物跡ではない可能性が強い。

以上、出土遺物と重複関係から、前者を平安時代、後者は古代に属する建物跡ではないかも知れない、としたが、岩手県内の他遺跡での検出例との対比から性格について考えてみたい。

岩手県内の遺跡調査で、胆沢城跡・志波城跡・徳丹城跡等の古代城柵官衙遺跡以外の古代集落遺跡の中で、掘立柱建物跡の検出されている遺跡は非常に少なく、本遺跡を含めて7遺跡のみである。その中には、1棟だけの遺跡、本遺跡の様に複数で検出されている遺跡があるが、次にそれらの遺跡と遺構について紹介しておこう。

(第318図)

①上田面遺跡——この遺跡は奈良時代の集落を主体とするが、その他に2棟の平安時代竪穴住居址と2棟の建物跡が検出され、その中の1棟の柱穴掘り方の埋土が平安時代住居址の埋土と全く同じ様相を呈していることから、平安時代に属するとしている。

〔Do 4 掘立柱建物跡〕 主屋は1間(3.0m)×2間(2.95m~3.15m, 1.55m~1.65mの不等間隔)で、南東側に1間(1.35m~1.40m)×2間(1.50m~1.70m)の庇が付いている。

掘り方はすべて円形で、径20cm~30cm、深さは22cm~40cmである。遺物は出土していない。棟方向は北東一南西にもつ。

②上平沢新田遺跡——本遺跡は平安時代の集落遺跡であり、建物跡は1棟検出されている。集落に伴う建物跡として報告されている。

〔Aj21掘立柱建物跡〕 构造 4間(9.1m)・梁行2間(6.3m)の規模で、庇はついていない。掘り方は一辺60cm~80cmの方形で、深さは38cm~78cmの範囲で45cm~60cmが多い。棟方向は

東西にもつ。

③妻根遺跡——この遺跡は平安時代初期の集落遺跡で、該期の住居址と建物跡が3棟検出されている。東西に2棟直列しており、残る1棟は西側に位置する建物跡と重複し、ほぼ同じ場所に位置している。遺構名が付いてないので、便宜的に西側に位置する建物跡をA棟とし、さらに新棟を1号、旧棟を2号とする。東側はB棟とする。なお、この遺跡は未報告であるが、調査担当者の承諾を得ている。

[A—1号棟] 規模は桁行3間（約5.3m）・梁行2間（約3.9m）で、棟方向を東西にもつている。掘り方の形態は方形と楕円形気味のものが混在するが、方形のものが多く、掘り方規模は一辺30cm～50cmである。この建物跡は次のA—2号棟の掘り方と重複し、A—2号棟を切っている。

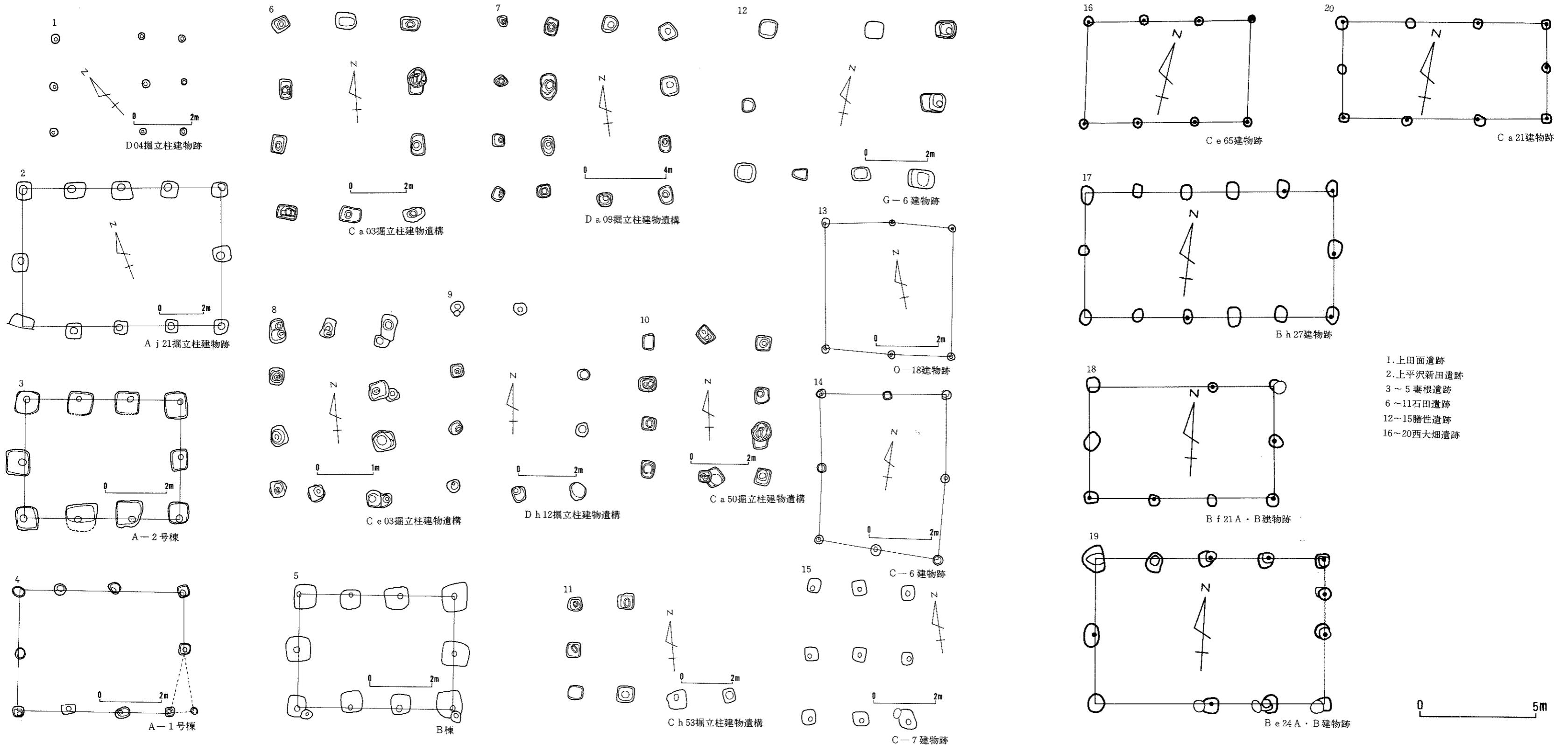
[A—2号棟] 規模は桁行3間（約5.5m）・梁行2間（約3.7m）で、棟方向を東西にもつている。掘り方の形態は方形または長方形で、規模は一辺70cm～80cmである。

[B棟] 規模は桁行3間（約5m）・梁行2間（約3.75m）で、棟方向を東西にもついている。掘り方の形態は方形または長方形気味で、規模は一辺70cm～80cmである。A—2号棟とは約2mの距離をとり、棟方向も全く同じである。

④西大畠遺跡——この遺跡は、古墳時代・奈良時代・平安時代に亘る複合遺跡で、建物跡は改築も含めて7棟検出されている。所属時期は、遺跡内で多く出土した9世紀後半～10世紀の遺物を伴出する竪穴住居址が検出されていないので、この遺物に伴う建物跡の可能性があるとしている。また、Ce65建物跡は掘り方の埋土が古墳時代住居址の埋土と全く同じであることから、

第2表 岩手県内での古代建物跡検出遺跡(城柵・官衙遺跡を除く)

遺跡名	所在地	棟数	所属時期	備考
上田面遺跡	二戸市	1棟	平安時代	小規模で廂がつく。
上平沢新田遺跡	紫波郡紫波町	1棟	平安時代	集落に共伴。
妻根遺跡	胆沢郡金ヶ崎町	3棟	平安時代	籠切底須恵器共伴。
西大畠遺跡	水沢市	7棟	平安時代	住居址を共伴せず。
石田遺跡	水沢市	6棟	平安時代	廂のつく建物あり。
林前遺跡	水沢市	1棟	平安時代	
膳性遺跡	水沢市	4棟	平安時代	



第318図 古代集落に伴う建物跡例(岩手県内のみ)

古墳時代の建物跡である可能性もあるとしている。ここでは5棟紹介する。

〔Be24B建物跡〕 桁行4間（10.0m）・梁行2間（6.3m）の規模で、掘り方は一辺57cm～60cm位の方形である。棟方向は東西にもつ。

〔Bf21B建物跡〕 桁行3間（7.99m）・梁行2間（4.8m）の規模で、掘り方は径54cm位の円形と方形が混在している。棟方向は東西にもつ。

〔Bh27建物跡〕 桁行5間（10.8m）・梁行2間（5.4m）の規模で、掘り方は一辺60cm前後の方形である。棟方向は東西にもつ。

〔Ca21建物跡〕 桁行3間（8.85m）・梁行2間（4.15m）の規模で、掘り方は径41cm位で、円形と方形が混在している。棟方向は東西にもつ。

〔Ce65建物跡〕 桁行3間（7.0m）・梁行1間（4.4m）の規模で、掘り方は径33cm位で円形と方形が混在している。

⑤石田遺跡——この遺跡は奈良・平安時代の複合遺跡で、豊穴住居址とともに7棟の建物跡が検出されている。^⑨

〔Ca03建物跡〕 桁行3間（6.6m）・梁行2間（4.5m）の規模で、掘り方は長辺70cm・短辺50cm位の長方形である。棟方向は南北にもち、Ca50建物跡と重複している。

〔Ca50建物跡〕 桁行3間（4.6m）・梁行2間（4m）の規模で、掘り方は一辺50cm位の方形である。棟方向は南北にもつ。

〔Ce03—I建物跡〕 桁行3間（5.4m）・梁行2間（3.3m）の規模で、掘り方は径30cm～40cmの円形である。棟方向は南北にもつ。

〔Ce03-II建物跡〕 この建物跡はCe03—I建物跡と重複し、本建物跡の方が古い。桁行3間（5.7m）・梁行2間（3.8m）の規模で、掘り方の規模や形態は定かでない。

〔Ch53建物跡〕 桁行3間（6.2m）・梁行2間（3.5m）の規模で、掘り方は一辺60cm～80cmの方形である。棟方向は東西にもつ。

〔Da09建物跡〕 この建物跡は桁行西側に庇がついている。身舎の規模は桁行3間（8.5m）・梁行2間（6.0m）で、庇の巾は2.3mで桁行全長についている。掘り方は長辺80cm・短辺50cm位の長方形が多い。棟方向は南北にもつ。

〔Dh12建物跡〕 桁行3間（6.2m）・梁行2間（4.2m）の規模で、掘り方の規模は径40cm～50cm位の円形もしくは方形である。棟方向は南北にもつ。

⑥林前遺跡——この遺跡は平安時代の集落を主体としているが、豊穴住居址と同様に1棟の建物跡が検出されている。^⑩

〔SB63建物跡〕 規模は桁行3間（7.2m）・梁行2間（5.3m）で、掘り方の規模は一辺60cm～80cmの方形である。棟方向は南北にもつ。

以上、古代集落遺跡で掘立柱建物跡の検出された岩手県内の 6 遺跡とその遺構18棟について紹介したが、これらの遺構を概観すると、まず、もっとも先に気がつくことは庇のつく建物跡は石田遺跡と上田面遺跡で各 1 棟みられるのみで、他の建物跡には庇のつく建物跡はないということである。これらの柱間のとり方をみると、桁行 3 間とする建物跡が圧倒的に多く、18棟中の14棟を占め、次いで 4 間が 2 棟となり、他は 2 間と 5 間が各 1 棟ずつである。梁行は16棟が 2 間とし、他の 2 棟は 1 間としている。これを桁行と梁行を組み合わせてみると、桁行 3 間・梁行 2 間とする建物跡が18棟中の14棟を占め、次いで 4 間× 2 間が 2 棟で、他は 3 間× 1 間・5 間× 2 間がそれぞれ 1 棟である。この柱間のとり方は遺跡によって若干差があり、例えば、妻根遺跡と石田遺跡は検出された建物跡がすべて 3 間× 2 間の柱配置を示し、西大畠遺跡では 3 棟が 3 間× 2 間である。本遺跡の場合では 4 棟の中の 1 棟が 3 間× 2 間で、他は 2 棟が 2 間× 2 間であるが、その中の 1 棟は総柱建物跡である。残る 1 棟は 2 間× 1 間である。実際の柱間寸法でみると、桁間を 1 m 台とする建物跡は 7 棟で、他は 2 m~2.49m が 7 棟、2.5m 以上 4 棟である。梁間を 1 m 台とする建物跡は 5 棟のみで、他は 2 m~2.49m が 7 棟、2.5m~2.99m が 3 棟、3 m 台が 1 棟、4 m 台が 1 棟である。本遺跡のそれは、桁間が 1 m 台 1 棟・2 m~2.49m 2 棟・2.5m~2.99m 1 棟であり、梁間が 1 m 台は 2 棟みられ、他は 2 m~2.49m 1 棟・4 m 台 1 棟である。掘り方は一辺 50cm~70cm 位で方形や長方形を呈する場合が多く、円形の場合は方形に混在する場合がほとんどで、円形の掘り方のみで構成する場合は、現段階では知られていない。棟方向のとり方は南北棟が 4 棟、東西棟が 13 棟、北東一南西棟 1 棟であるが、これは遺跡によって差があり、石田遺跡では 1 棟を除くとすべて南北棟であり、林前遺跡でも南北棟である。西大畠遺跡と妻根遺跡では南北棟が全くなくすべて東西棟のみである。本遺跡の場合には南北棟 2 棟、東西棟 1 棟、北西一南東棟 1 棟である。

以上、県内で検出された古代集落遺跡に伴う建物跡を集計してみたわけであるが、このことからみると桁行 3 間・梁行 2 間にして、桁間寸法を 2 m~2.49m・梁間寸法も 2 m~2.49m とする建物跡が県内での標準的な規模であり、型態でもある様である。掘り方については平面形が方形か長方形で、規模も一辺 50cm~80cm 位の間がもっとも多く、円形の掘り方は少ない様である。これに本遺跡で検出された 4 棟を比較してみると、B-7 建物跡と、G-6 建物跡は良く一致している。残る C-6 建物跡と O-18 建物跡には若干問題が残り、一概に前 2 棟と同期の建物跡と断定できない。しかし、本遺跡の B-7 建物跡の様に総柱の建物跡は県内では始めての例であり、筆者の知る限りにおいては、東北地方でも三合谷地遺跡のみである。^⑪

これらの建物跡の機能としては倉庫と住家としての二面性をもっているわけであるが、発掘調査によってこれを明確に知ることは不可能である。竪穴住居址を主体とする集落の中に 1 ~ 2 棟混在する場合と、建物跡だけで遺構群を構成する場合では自ずと機能にも違いがあること

を考えなければならない。ましてや建物跡はその所属する時期を決定することには多くの問題を含んでおり、柱穴掘り方の中に仮に遺物が入っていたにしても、それはあくまでも時代上限を表わしているにすぎない。しかし、古代の建物跡の検出されている7遺跡の中の4遺跡が胆沢平野に存在することには注目しなければならない。これは、一般集落の中に於ける建物跡の出現時期とのかかわりがあるからである。確実に平安時代以前と目される建物跡は現在の所、県内では例がない。(筆者は、西大畠遺跡例には疑問をもっている) 正式報告ではないが、調査担当者よりの御教授によれば、妻根遺跡より検出された建物跡の掘り方より平安時代初期と目される須恵器環形土器の破片が出土し、遺跡全体の時期もまた平安時代初期であるという。これが事実とすれば、県内では最古の建物跡となり、胆沢城址の創建期より大きく遅れないで一般集落の中に建物が出現したことになり、胆沢城址で建設された建物跡が一般集落の中に波及していくものと考えることができるであろう。機能的には、本遺跡のB-7建物跡の様に総柱であれば高床式の倉庫であることが通説となっている様であるが、そうではなく、側柱のみの建物跡の機能的な性格はいかなるものであろうか。本遺跡の場合には、多くの平安時代竪穴住居址が検出され、それらのどの時期に共伴する建物跡であるかは特定できないものの、平安時代に位置づけることには問題がないであろう。いずれにしても、本遺跡の場合には4棟の内2棟が古代より新しい時代に位置づけられる可能性も考えられる等、種々の問題を含んでいることから、今後、より多くの類例の増加をまって改めて考えてみたい。 (高橋与右エ門)

(3) 土 坑

本遺跡の調査では15基の土坑が検出されている。本遺跡で土坑とした中には、住居址と近似した遺構も含まれていることは前述の通りであるが、これはカマドや炉址も検出されず、柱穴ももたないというように住居址として認定するには根拠が不足している為である。最近までは竪穴状遺構とか住居址状遺構としていた遺構である。また、柱穴状の小土坑はいわゆる「土坑」の中には含まれていない。

以上の様な観点から土坑として認定したのが前述の15基であるが、これらは形態によって、I、方形や長方形 II、円形 III、楕円形に3大別され、その中でさらに細分される。

I類

このグループは平面形が方形や長方形を呈する土坑で、規模や深さによってA～Cまでの3種類に細分される。

A種

規模が2.3m～4.0mで深さが0.27m～0.4mと、本遺跡の土坑では総体的に規模が大きく、B

—5土坑・B—6土坑・B—8土坑—2・B—9土坑・B—10土坑・J—6土坑の6基が該当し、もっとも数が多い。出土遺物でみた所属時期は、B—5土坑・B—6土坑ではロクロ使用成形の壺形土器を伴出していることから平安時代に位置づけられるであろう。B—8土坑—2・B—9土坑・J—6土坑ではロクロ未使用成形の土師器を伴出していることから平安時代以前に位置づけられるであろう。B—10土坑では遺物を伴出してないので時期は不明である。

B種

前のA種と規模はほぼ同じであるが、深さが0.1mと浅い土坑でB—8土坑—1の1基のみである。本来はA種に包括される土坑であるかも知れない。ロクロ未使用成形の壺形土器を伴出していることから、平安時代以前に属するであろう。

C種

規模が1.5m位とA・B種より小型で、深さはB種と同じ0.1mを測り、本遺跡ではL—13土坑の1基が相当する。遺物はロクロ未使用成形の壺形土器が出土していることから、平安時代以前に属するであろう。

Ⅱ類

このグループは平面形が円形を呈し、規模や深さと性格によってA～Cまでの3種類に細分される。

A種

規模が径4.4m×4.7mと若干歪んでいるものの、ほぼ円形を呈し、深さは0.1m位と浅い土坑で、本遺跡ではI—13土坑の1基が検出されている。ロクロ使用成形の土師器を出土していることから、平安時代に属するであろう。

B種

規模が1m以上2m位とA種より小型であるが、深さは0.2m位とA種より深い土坑で、C—9土坑—1・C—9土坑—2・M—5土坑の3基が該当する。いずれもロクロ使用成形の土師器を出土していることから、平安時代に属するであろう。

C種

本種は本来はB種の中に一括されるべきであるが、人骨を伴う土坑であり、遺物も中世に使用された古銭であることから、墓壙であることが明白であるため別種とした。本遺跡ではC—1土坑1基のみである。

Ⅲ類

このグループは平面形が橢円形を呈している土坑でE—7土坑・G—13土坑の2基が検出さ

れている。G-13土坑ではロクロ未使用成形の土師器を出土していることから、平安時代以前に位置づけられるであろうが、E-7土坑では遺物が出土していないので不明である。

以上、本遺跡で検出された15基の土坑をⅢ類に大別し、さらに7グループに細分したが、Ⅱ類C種としたC-1土坑以外は性格が明確でない。遺物は出土している土坑と出土していない土坑があり、所属時期についてもすべて明確にされたのではない。しかし、これらの土坑が集落を構成する平安時代以前や平安時代の住居址と重複関係にあったり、その時期の遺物も出土する等、平安時代以前や平安時代に位置づけられる遺構や遺物に強い拘りをもっていることだけは推定できる。ましてや、C-1土坑の様に性格を端的に表わす遺物が出土しない限り、機能的な性格を明確にすることは困難である。そうしたことを踏まえながら、本遺跡で検出された土坑の機能的性格について若干考えてみたい。

まず、Ⅱ類C種とした人骨と古銭が出土したC-1土坑であるが、これは明らかに墓壙であろう。出土した古銭は5枚とも同種のもので、中国で明時代に製造され、日本でも室町時代中頃～江戸時代初期まで流通した「永樂通寶」(初鑄西暦1403年)である。人骨の残存状態は非常に悪いが、大腿骨の一部と膝関節が残っていた。棺や桶に納めることなく、壙底に席を敷き、屍体をその上に直接埋葬しているが、壙が円形であり、径も1.2mと小さいことから、伸展葬とは考えられず、座位屈葬と考えるのが妥当であろう。時代的には、古銭の鋳造年代より15世紀中葉～17世紀前半に位置づけられるであろう。なお、被葬者の性別・年齢等は不明である。

I類とした方形や長方形の中には、特にA種とB種の7基は、最近までは、竪穴状遺構とか住居址状遺構と呼んでいた部類である。カマドがない、明確な柱穴がないということを除くと非常に「住居址」的な一面をもっている。規模からみても最小一辺2.3mは、平安時代住居址H-5住居址の規模と同じである。強いていえば、住居址より一般に掘り込みが深い傾向がみられることが、住居址との差ともいえるかも知れない。本遺跡の場合にはF-12住居址とP-13住居址が、カマドも柱穴もない住居址であるが、床面に炉址とおもわれる焼土が検出されていることから住居址と認定している。いま、仮に、これらの7基にF-12住居址等と同じ様に床面に焼土があるとしたならば、迷わず住居址と認定しただろう。これらの遺構を詳細に亘って観察すると、不定位置ではあるが、住居址内や壁外に柱穴状の小土坑をもつ例がみられる。これは何んらかの屋根施設があったことを表わしているのではないだろうか。筆者等がかつて調査した川向一Ⅲ遺跡でも本遺跡のJ-6土坑に近似した遺構が検出され、やはり床面で小土坑が検出されている。⁽¹³⁾この様な理解がもし許されるとしたならば、常時居住していたかはともかくとして、屋根をもった「住居」的な構造物と考えることができるであろう。時期的には平安時代・平安時代以前ともみられる。C種としたL-13土坑は今のところ性格不明である。小

柴や茅類似の炭化物が、坑底に敷き詰められている様であった。

II類は、C種については前述の通りであるが、A種については性格不明である。B種は、いわゆる縄文時代の遺跡で良く検出されるフラスコ型土坑やビーカー型土坑と同じ貯蔵穴的性格をもつものであろうか。性格を明らかにする様な遺物は検出されていない。

III類は、性格を明らかにできる資料はない。不明である。

以上、本住居址で検出された土坑について若干のまとめをしたわけであるが、前述の様に、性格を明示することは非常に困難である。しかしながら、一時期の集落を構成する遺構の一つであることは明らかであり、今後、事例が増加していくことによって、その性格が論じられるであろうことは推定でき、その時の到来が早いことを希望したい。その際には筆者も改めて検討を加えたい。

(高橋与右エ門)

(4) 溝 跡

本遺跡の調査では17条の溝跡が検出されているが、溝跡の所属時期を判断する決定的な資料は乏しい。F-4溝跡の様に、溝跡がF-4住居址を掘削し、さらに溝跡がE-3住居址-1に削剥されていれば、迷わず平安時代の溝跡と断定できるが、現実はなかなかこの様にいかない。検出された17条の内でF-4溝跡の様な重複関係を示すのは、C-2溝跡とB-6住居址、H-3溝跡とH-2住居址-2、I-11溝跡とH-11住居址だけである。それ以外の溝跡は他遺構を削剥しているのみで、他遺構よりの削剥を受けていない。従って、重複関係で所属時期を明確にするにはいささか心もとない。出土遺物でみると、ロクロ使用成形の土師器をまったく含まない溝跡はG-15溝跡・H-3溝跡・O-18溝跡のみである。この3条はロクロ使用成形の土師器が使用される以前に埋没したことを表わしているだろう。I-11溝跡では雨裂崩壊部の埋土下層ではロクロ使用成形の土師器をまったく含まず、中位～上位層ではロクロ使用成形の土師器も混入していることから、掘削されたのが平安時代以前であるが、平安時代に至っても埋没しきっていなかったことを表わしているであろう。このことは、溝跡の西端がH-11住居址より削剥されていることでも判る。その他の、B-2・B-4・B-7・D-17・D-19・J-18・O-15の各溝跡ではロクロ使用成形の土師器が主体である。その中で、B-2・B-4・B-7の溝跡は平安時代の住居址や建物跡を削剥しており、時代上限が平安時代であることは明らかである。この3溝跡の中でB-2・B-4溝跡の出土遺物の中に古代以外の遺物をまったく含んでいない。ところが、B-7溝跡では、検出面の埋土上層で、13世紀～14世紀に位置づけられる白磁梅瓶の破片が出土している。この遺物の理解の仕方によつては、この溝が中世まで下がる可能性がある。しかし、中世遺物はこの1点だけであり、他はすべて古代

の遺物であることから、この溝跡もやはり上限は平安時代と考えて過りないだろう。O-15溝跡・J-18溝跡はD-17溝跡を削剝している。遺物は、J-18溝跡ではまったく出土していないが、残る2溝跡では口クロ使用成形の土師器を出土しており、遺物面では大きな時期差はみられない。強いていえば、D-17溝跡ではヘラ切り底の須恵器壺形土器が伴い、O-15溝跡にはこれがなくという間に時間差を認めるのみである。この様な状況からこの3溝跡も平安時代に位置づけて過りないであろう。D-19溝跡では口クロ使用成形の土師器のみを伴出している。残るC-10・D-6・E-6・G-17の溝跡は遺物を伴出していないので時期は明確でない。

以上、これらを他遺構との重複関係や出土遺物から所属する時期をみると、①平安時代—9条、②平安時代以前—4条、③不明—4条になる。時期別に該当する溝跡を概観すると、属する時期によって形態や規模が違い、同時期に属する溝跡間ではほぼ同じ様な特徴を具備している。次に時期別に分けてそれらの特徴と性格を考えてみよう。

① 平安時代

この期に属する溝跡は、B-2・B-4・B-7・C-2・F-4・D-17・D-19・J-18・O-15の各溝跡であるが、この期の溝跡は全体的に巾が広く・深く・長く・そして直線的であることを特徴としている。さらに、ある地点で直角に曲折する溝（B-7・D-17・O-15の各溝跡）もこの期の特徴である。この期の前者5条は調査範囲の北西部分に位置し、後者の4条は遺構検出範囲の南端部に位置している。この中で全体が検出されているのはB-2溝跡・C-2溝跡とF-4溝跡の3条のみで、他は一部だけが検出されている。全体が検出されている3条は、いずれも長軸を南北方向にもち、北端部が段丘崖に達している。検出された範囲のみで考えるならば、北西部に位置する溝跡はあたかも「何かを区画」している様な位置関係を示している。例えば、B-2溝跡の南端とB-4溝跡の北端は相対しており、規模や深さも全く同じといってても過言ではない。特に相対する部分の「切れ目」に意味がありそうである。B-7溝跡の場合には西端が確認されていないので明確でないが、やはり何かを区画している様にも受け取れる。C-2溝跡とF-4溝跡はともに南がとまっていることから、排水路的な性格が強いのではないだろうか。遺構分布範囲の南端に位置するD-17・D-19・J-18・O-15の各溝跡はいずれも全体が検出されていないが、北西部に位置する溝跡とは様相を異にしている。例えば、O-15溝跡はほぼ南北方向を指していたのが、ある地点より、東方に方向を転じ、あたかも遺跡の南東部を区画している様である。しかし、この溝跡の「区画範囲」に入る遺構はO-18建物跡、K-19柱穴状小土坑群、K-15住居址だけである。D-17溝跡にも同じことがいえ、「区画範囲」では遺構が全く存在しない。強いていえば、本遺跡の南の限界を区画している溝跡と考えられなくもない。いずれにしても、これはあくまで推定の域を脱するもの

ではないが、検出された現状からみると、北西部の溝跡と南端部の溝跡では性格が違う様な感がある。この溝はこの性格と断定できないが、やはり、区画溝としての性格は見逃すことができないであろう。

② 平安時代以前

この期の溝跡はH-3・I-11・G-15・O-18の各溝跡があるが、これらは、平安時代のそれと比較すると、長さはともかくとして、巾狭く、浅い場合が多く、蛇行して走っている場合が多い。その中でH-3溝跡は遺跡の北端段丘崖沿いに位置しているが、他の3条は遺跡南端に近い部分に位置し、何んらかの形で続いていることから、ほぼ同時期に掘削された溝跡と考えることができるであろう。G-15溝跡とO-18溝跡は西端で合流（分岐かも知れない。）し、G-15溝跡の北東端はI-11溝跡に合流している。I-11溝跡の西端はH-11住居址の削剝を受けているので、確認していないが、H-11住居址より西方へ延びているであろう。これらの溝跡に「区画」溝的性格を考えるのは無理な様である。これらは水路跡（用水路か排水路かは別にして）である可能性が強い。

③ 不明

C-10・D-6・E-6・G-17の各溝跡が該当するが、これらは、他遺構とは重複しているが、出土遺物を欠いているため時期を明確にできないもので、いずれも細く、浅く前2期の溝跡に比較すると非常に小規模という共通点がある。他遺構との重複関係では、C-10溝跡はB-10土坑、D-6溝跡はE-6溝跡、E-6溝跡はE-7溝跡、G-17溝跡はO-18溝跡をそれぞれ削剝している。B-10土坑を除くと他はいずれも平安時代以前の遺構を削剝している。しかし、これは時代上限を表わすのみで、溝跡の年代を表わしてはいない。性格は定かでないが、区画溝的な性格はないものと考えられる。

以上、本遺跡で検出された溝跡を時期区分し、位置や規模から性格や特徴について考えてきたが、特徴は、ともかくとして、性格は明確にできない。溝跡は一般に、集落を区画する「区画溝」であるとか、用排水の為の「用水路」であると結論づけられている場合が多いが、本遺跡の場合には、集落全体が調査されたわけでもなく、区画溝的な位置関係を示す溝も中にはみられるが、集落期との対応関係は不明である。岩手県内でも県南部に所在する古代（特に平安時代）¹⁴⁾集落では普遍的に溝跡が検出されているが、集落期との対応関係は明確にされていない様である。本遺跡の場合もまたこの例と同様である。従って、本遺跡で検出された溝跡には、「区画溝」的性格の溝跡と、「水路」的性格の溝跡が含まれているものと理解し、今後、他遺跡例の検討も含めて、改めて考えてみたい。

（高橋与右エ門）

2. 遺 物

本遺跡の調査では総点数で1312点の遺物が図化され、本報告書に掲載されているが、実際の出土点数は実数を把握していないが、破片点数で10,000点を超えるものである。しかし、それらの多くは図化の出来ない口縁部の小破片や体部の破片である。図化された中には縄文時代・弥生時代・古代・中世の遺物が混在しているものの、主体をなすのは古代の遺物で全体の93%強を占めている。

本報告書に掲載した各時代ごとの遺物点数は次の通りである。

- | | | | |
|----------|------------------------|-------------|-----------|
| ①縄文・弥生時代 | a. 土器(拓本含む)—43点 | b. 土偶—1点 | c. 石器—38点 |
| ②古 代 | a. 土師器・須恵器(拓本含む)—1090点 | b. その他—165点 | |
| ③中 世 | a. 磁器—4点 | b. 古銭—5点 | |

以上の様であるが、ここでは各時代ごとに大別して説明を加えるが、古代については、土師器の特徴から3群に細別する。

(1) 縄文・弥生時代の遺物

この時代の遺物は前述の様に土器・土製品・石器があるが、量的にも多くないことから、縄文時代と弥生時代を分けないで一括した。これらの遺物は遺構の埋土内や遺構検出時に少量ずつ出土したものである。本遺跡の調査範囲内ではこの期の遺構は全く検出されていないものの、調査区域外に該期の遺構群が存在する可能性がある。この様な傾向は本遺跡の東方300mに位置する今泉遺跡でも報告されている。^⑯

[土 器]

破片総数でみると約300ヶほどであるが、その中の大多数は縄文時代晩期と目されるもので、弥生時代の土器は本報告書に掲載したもののみである。以上のことから簡単にその属性を述べるに止めたい。

縄文時代晩期に位置づけられる土器は実測図と拓本図を含めて28点掲載されているが、その中で、拓本図1364～1369は大腿骨文や口縁端部に小さなタテ刻みを付している等大洞C₂式の特徴と同じであり、ほぼ同期に位置づけられるであろう。拓本図1370～1389はいわゆる「変形工字文」的な文様の施文された一群であり、このことだけから考えれば、大洞A～A'式に位置づけられることは確実であるが、小破片であるため特定できないものもある。その中で1386は大洞A'式に該当するであろうし、実測図1359・1362もほぼ大洞A式に相当するものであろう。

弥生時代に属する土器は実測図1361・1363と拓本図1390～1395が相当する。その中で、1390

と1391および1394と1395はそれぞれ同一個体の破片と考えられる。1390と1392は平行沈線による連続鋸歯状文や菱形文を特徴としているが、橋本遺跡¹⁶で出土した土器に類品がみられ、他に秋田県宇津ノ台遺跡¹⁷にも類品があり、両遺跡はほぼ併行する時期に位置づけられていることから本遺跡のこの種の土器も両遺跡と併行する時期の土器と理解され、橋本式土器としておく。1394・1395は口縁部の下端に粘土紐を貼り付け、その上面を押圧による刻み目を付したものであり、この特徴は天王山式土器の特徴にみられる。1361は頸部に横走する綾絡文が二段付されているが、この特長は天王山式土器に類品がある様である。1363は壺の口縁部破片であるが、天王山式に類品があるらしい。1393は他遺跡での出土例は定かでないが、おそらく弥生時代のいずれかに位置づけられる土器であろう。

[石 器]

石器は総点数で38点出土しているが、これらの遺物も土器片同様、遺構検出時や遺構埋土内より1点・2点と出土したものであり、まとまりを示しているものはない。また、石器の場合は、土器の様に時代・時期を特定できないので、器種ごとに一括している。

器種別の出土点数は次の通りである。

- a. 石鎌——8点 b. 石箒——1点 c. 石匙——2点 d. スクレパー——1点
- e. 磨製石斧——5点 f. 扁平状打製石器的な石器——1点 g. 石鍬——5点
- h. 敲き石——2点 i. 磨石——10点 j. 有孔礫石器——1点
- k. 凹み石——1点 l. 砥石——1点

以上であるが、各器種別の説明は前項で記述したので改めて記述しない。

[土 偶]

頭部の破片が1ヶ出土している。非常に写実的な表現である。おそらく、縄文時代晚期大洞A～A'式に位置づけられるであろう。
(高橋与右エ門)

(2) 古 代 の 遺 物

古代に属する遺物は総数で1223点掲載されていることは前述の通りであるが、その中に土師器と須恵器の実測図が903点含まれており、その他土師器・須恵器の拓本図173点、その他の小物類（土玉・勾玉・紡錘車・鉄器・砥石等）147点である。

これらの遺物の中で土師器・須恵器の図化された903点について、その器種と点数についてみると第3表の様になる。但し、この表ではロクロ未使用成形とロクロ使用成形を区別していない。

第3表 種類別・器種別遺物出土点数

土 師 器			須 恵 器		
器 種	点 数	比 率	器 種	点 数	比 率
坏 形 土 器	294点	36.7%	坏 形 土 器	52点	50.98%
甕 形 土 器	399点	49.8%	甕 形 土 器	43点	42.15%
高 坏 形 土 器	27点	3.37%	壺 形 土 器	2点	1.96%
甑 形 土 器	31点	3.87%	瓶 形 土 器	2点	1.96%
鉢 型 土 器	15点	1.87%	高台付坏形土器	1点	0.98%
小 型 土 器	26点	3.25%	廳 形 土 器	1点	0.98%
高台付坏形土器	8点	1.0%	高 坏 形 土 器	1点	0.98%
器 台 形 土 器	1点	0.12%	総 数	102点	11.3%
総 数	801点	88.7%			

註 各器種の比率は土師器は土師器内、須恵器は須恵器内の比率である。

総数の比率は土師器と須恵器の比率である。

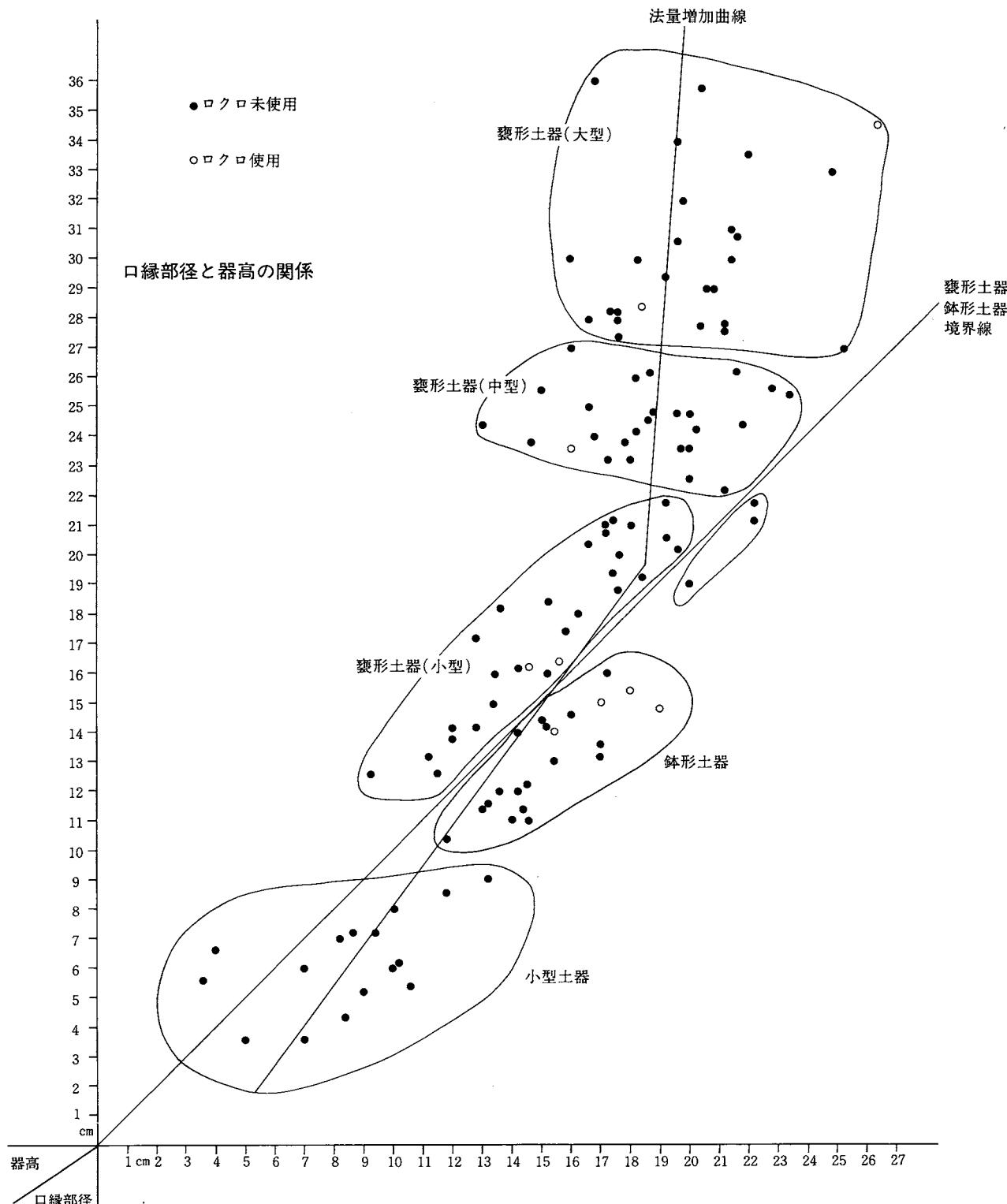
以上の様な構成比率をみても判る様に、土師器・須恵器ともに坏形土器と甕形土器が多く、全部の87.3%を占めている。各時代・時期に伴う土器の器種構成と数量的構成については後述するので詳述しないが、この表でみられる器種間の構成比率は、そのまま、その時期の構成比率ともなるものである。

この期に属する遺物は、時代区分でみた場合古墳時代から平安時代に至る長期間に亘っている。このことを考慮して土師器を概観すると、その時代・時期に則した画期のあることが判る。すなわち、①、すべてロクロ未使用成形で坏形土器の内面が黒色処理されず、甕形土器の器面調整に刷毛目まったく入らないもので構成される1群、②、ロクロ未使用成形で坏形土器の内面が黒色処理され、甕形土器の器面調整に刷毛目をもつ1群、③、ロクロ使用成形のものだけで構成される1群、の3大別であるが、以下ではこの大別に従ってⅠ群～Ⅲ群に大別し、各群の中で器種ごとに細分していく。

なお、具体的な分類の前に坏形土器と甕形土器の器種の認定や大小関係について若干触れておこう。

a. 坏形土器——この中には、壇や盤と呼ばれる器形のものも坏形土器として一括している。

これは、壇や盤や盤といわれる器形を厳密に区分することは非常に困難であるからにはかならない。しかし、細分の為の視点として注目していることはいうまでもない。大小関係はそ



第319図 壺形土器の法量分布図

それぞれの群によってその構成に差があり、一概に呈示できないので、その群の中で説明することにする。大雑把にいうならば、Ⅱ群のこの種は大小の差が大きく、特に、口縁部径にその傾向が強い。Ⅲ群でも大小はみられるもののその差は小巾である。

b. 豊形土器——この中には一般的な豊形土器だけではなく、壺形に近似したものも含まれている。体部が大きく膨らむものは一般に壺形土器と呼ばれるわけであるが、一般的に壺形と呼ばれる形態に比較すると頸部の窄みが不足しており、いわゆる広口壺に匹敵する形態である。[◎]遺跡によつては、大型のものは豊形土器に一括し、小型のものだけを壺形土器としている場合がみられる。これは用途・機能を意識しているのであろうが本遺跡の場合には単に大小関係の中でそれを記述している。しかし、小型のものについては機能が壺形土器と同じであろうことを否定するものではない。また、鉢形土器と豊形土器とは口縁部径と器高の比率で分類し、口縁部径より器高の方が大なるものは豊形土器としている。大小関係については第319図でその概要を示した。この表には豊形土器399点の中から、口縁部～底部まで残存している121点が入っているが、これを詳しくみると、器高10cm位と22cm位の所に切れ目があり、器高22cm以上のものについては切れ目なくほぼ散在している。また、点の散り方をみると、器高10cm～22cmのものは器高と口縁部径がほぼ比例して大きくなっていくが、器高22cmを超えると器高が高くなる割合で口縁部が大きくなるのではなく、口縁部の広がりよりも器高の方がより高くなっていく傾向があり、いわゆる、長胴形といわれる形態になる。以上の様なことを基準として、器高10cm以上22cmまでを小型、22cm～27cmを中型、27cm以上を大型として細別している。なお、先に豊形土器と鉢形土器の問題について若干触れたが、この表によつて一目瞭然と判り、鉢形土器には器高が22cmを超えるものがなく、その中でも、中心は器高10cm～15cm位で、口縁部径は13cm～17cmの範囲である（第319図）。

c. 須恵器——本遺跡の調査では粗掘りや遺構検出時に出土した分も含めると778ヶの須恵器片が出土している。それらの出土状況は平安時代の住居址326ヶ、平安時代以前106ヶ、他の遺構185ヶ、粗掘りや遺構検出時161ヶという状況である。これらの中には同一個体と考えられる破片が数多く含まれていることから、この数字そのものが個体数を示してはいないが、各時代に共伴する数では概ね示しているだろう。器種別にみると、平安時代以前の住居址では壺形土器の出土が極端に少なく、ほとんどは大壺や大壺らしい体部破片である。他の器種では高壺、短頸壺、提瓶、甌といつたいわゆる特殊な器形を共伴していることは注目に値する。平安時代住居址では壺形土器の出土が多くなることもさることながら、相変わらず甌の破片が多い。その他の器は瓶や壺、鉢等がある。しかし、いずれも破片が主体であることは前述の通りであることから、多くを論することはできない。なお、第3表の個体数は本報告に掲載した遺物のみである。

平安時代以前

遺構名	器種別の出土点数					総数
	壊	高壊	壺	鉢	その他	
A-1住					3	3
A-2住					1	1
A-5住					2	2
B-2住					7	7
B-3住					1	1
B-5住					1	1
B-7住					1	1
C-13住				1	27	28
D-4住					3	3
D-8住-1	1	1		1	2	5
D-12住					8	8
E-4住			1 (提瓶)		1	2
E-6住					1	1
F-3住-2					2	2
F-5住	1					1
F-6住					1	1
F-11住					1	1
F-12住					2	2
F-13住					9	9
G-6住			1		1	2
G-8住-2			1			1
G-15住					2	2
H-2住-2					4	4
H-11住			1		1	2
I-4住					1	1
I-5住					4	4
I-9住					1	1
J-6住					3	3
J-7住			1			1
K-11住					3	3
L-7住					1	1
P-11住					1	1
合計	2	1	4	3	96	106

平安時代

遺構名	器種別の出土点数					総数
	壊	瓶	壺	鉢	その他	
A-2住						1
A-4住						1
B-6住						2
C-6住-1	6	1				60
C-9住-1		1	2			35
D-2住			2			3
E-2住-1						10
E-3住-1	1					7
F-4住	15	1	1	1		28
G-4住	5					9
G-8住-1	8	1	1			25
G-9住	2					4
H-2住-2	2					8
H-3住	2					12
H-4住	10					10
H-5住	2					3
J-4住						2
K-3住						5
K-4住	18	1	1			6
K-6住	2					2
L-3住	3					1
M-6住						3
合計	76	5	7	1		237
						326

その他の遺構

遺構名	器種別の出土点数			総数
	壊	壺	その他	
B-7建物				1
G-6建物	2			10
B-5土坑				1
B-8土坑-1				3
B-8土坑-2		2		2
B-9土坑		1	1	2
I-13土坑				1
B-2溝	1			2
B-7溝				102
C-2溝				4
D-17溝	1			1
G-15溝	2			16
G-17溝				11
O-15溝				14
O-18溝		1	8	9
粗掘				161
総合計	6	4		175
				778

第4表 須恵器の遺構別・器種別出土点数

以上、壺形土器と甕形土器について、それらと近似する他器種との識別とその認定や大小関係について若干触れたが、詳細については各群別に説明したい。なお、各群の中で、土師器と須恵器に項を分けて記述する。

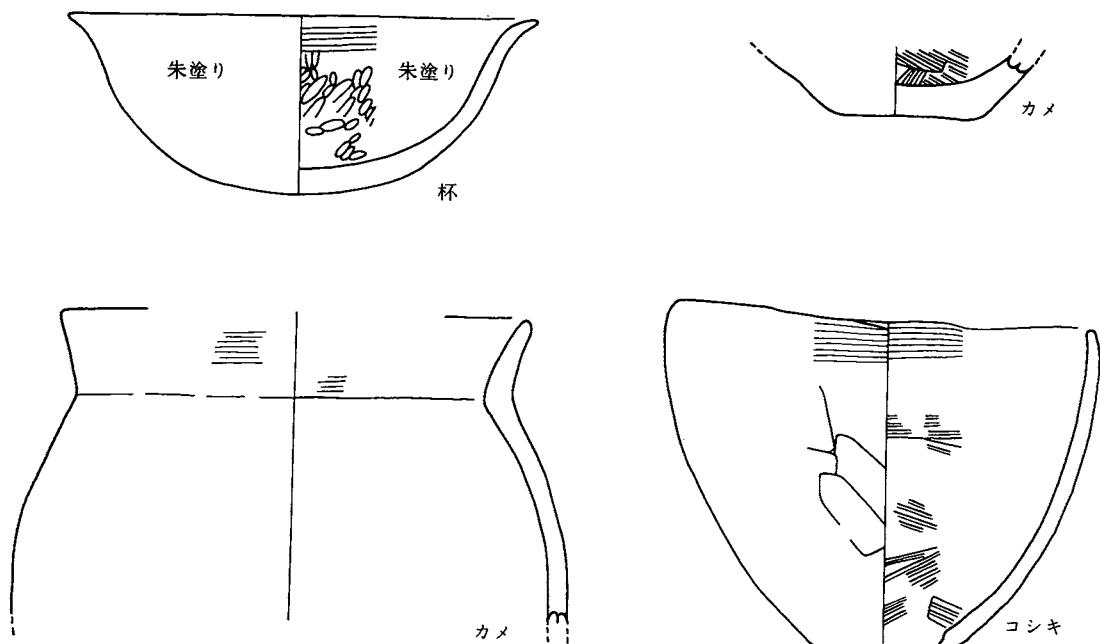
[I 群]

A. 土師器

(第320図)

この群に入る土師器は、G—15住居址より出土した遺物のみである。器種と点数は①壺形土器——1点、②甕形土器——2点、③瓶——1点である。

この群の特徴は、壺形土器の出土が前述の様に1点と少ないが、内面に黒色処理がなく、内外面ともに朱彩されていることと、形態が半円球状を呈し、口縁部が大きく外弯していることである。壺形土器・甕形土器ともに共通していることは、頸部内面に明瞭な稜をもっていることである。甕形土器についていえば、いずれも体部が膨らみ、器表の調整にハケ目がみられず、頸部より下位には範削りが入っている。また、小型の甕形土器では底部が丸底風の小平底である。



第320図 I 群土器

B. 須恵器

埋土内より出土したものであるが、甕形土器の体部破片が出土しているが、全体は不明である。出土層位が床面上約10cm位と比較的下位層より出土し、他群に属する土師器が全く混入していないことから、本群に伴う須恵器であることは過りないであろう。

C. その他

石製の紡錘車が1点出土している。

[Ⅱ 群]

本群に入る遺物は、土師器の坏形土器の内面が黒色処理されることと甕形土器の器表調整にハケ目の入るものと特徴とし、ロクロ未使用成形のものだけで構成されるものである。本遺跡ではこの群に入る住居址が57棟検出されており、これらの住居址より次の様な器種・点数が出土している。

土師器

- ①坏形土器——135点 ②高坏形土器——25点 ③甕形土器——289点 ④鉢形土器——19点
⑤瓶形土器——32点 ⑥小型土器——16点 ⑦器台形様土器——1点

須恵器（拓本図のものは除外してある。）

- ①坏形土器——2点 ②高坏形土器——1点 ③甕形土器——6点 ④壺形土器——2点
⑤瓶形土器——1点

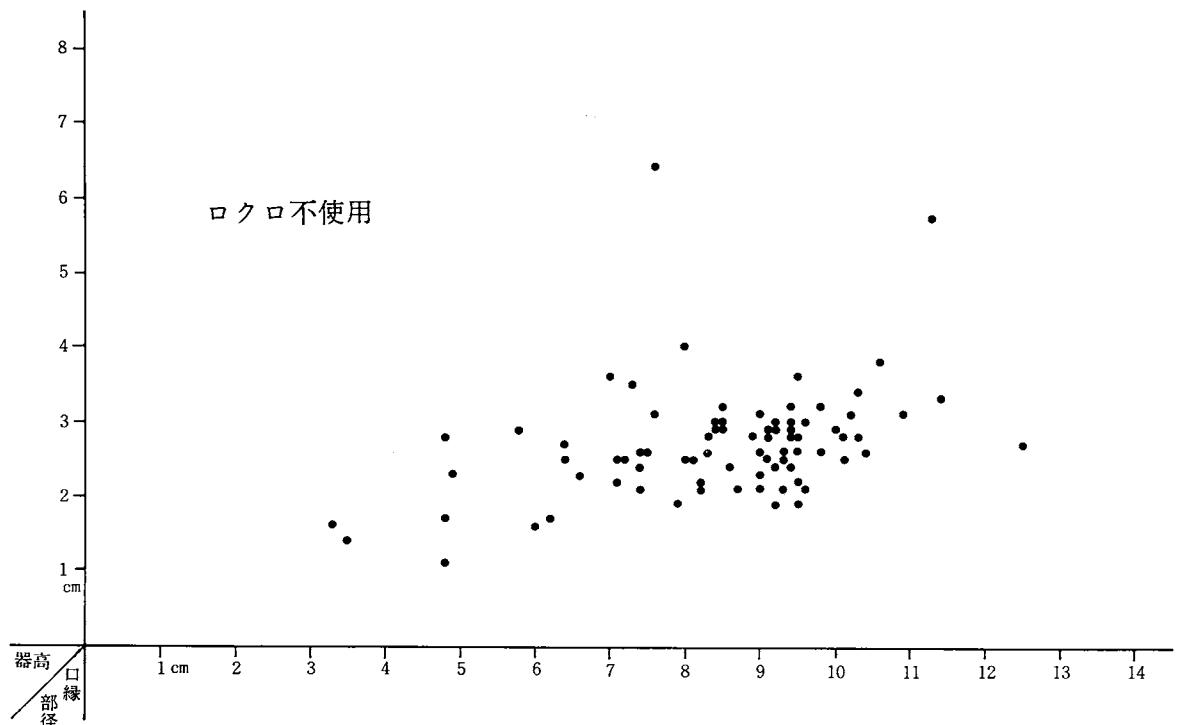
A. 土師器

[坏形土器]

(第322図・第5表)

総数で516点が掲載されているが、その中で口縁部～底部まで残存し、全体の判る遺物81点を対象にしたのであるが、これらを概観すると次の様である。

まず、大小関係であるが、これは個体差が大きい。口縁部径は7cm～25cmの範囲であるがもっとも多いのは18cm～20cm位で30点が入っている。それより小さいものは39点であるが、15cm以上17点、10cm～15cmが17点、10cm以下6点である。20cm以上のものは12点のみであるが、その中の9点は22cm以内に入る。器高は個体差があるものの口縁部径ほどではない。その中で58点は4cm～6cmの間に入り、6cm以上は14点、4cm以下は9点である。以上のことから、本遺跡で出土した坏形土器の大きさは、口縁部径16cm～20cm、器高4cm～6cmの範囲に入るものが標準的な大きさで、これより口縁部径の大きいものは大型、小さいものは小型となるであろうし、これより器高の高いものが深い坏、低いものが浅い坏ということになるだろう。



第321図 坯形土器の法量分布図 (II群)

分類に当っては口縁部径によって大小関係を表わした。これは、前述の様に塊・盃・盤と器種を区分することが困難だからである。

この群の底部形態は原則として丸底である。例外的に2点の平底のものが含まれているが、細分項目には入れていない。調整技法は内面と外面のそれでは差があり、内面は例外なくミガキが入り、黒色処理はされるものとされないものがあり、1点である朱彩のものがある。外面のそれは個体差が大きく、それらを組み合わせていくと略号表示が煩雑になるため、ここでは細分していない。しかし、調整技法の種類としては、体部～口縁部はヨコナデと一部ミガキかヨコナデのみかであり、底部はヘラケズリかヘラナデ・ヘラミガキとその組み合わせという調整がなされることはあることは事実である。

以上の概観の中から、本遺跡では形態変化と大小関係を中心的な細分項目として分類していることを明記しておきたい。次に分類基準について記そう。

※ 底部と体部の境に明瞭な段や稜をもつものともたないものがあり、この傾向が内外面ともに観察されることから、これらの組み合わせで次の様に分類されている。

- A. 内外面に段または稜をもつもの。
- B. 外面だけに段または稜をもつもの。
- C. 外面だけに沈線またはくびれをもつもの。
- D. 内外面ともに段・稜ともにない。

※ 大小関係は前述の通りであり、口縁部径によって次の様に分類される。

- I-a. 10cm以下のもの。
- II-b. 10cm以上15cm以下のもの。
- III-c. 15cm以上20cm以下のもの。
- IV-d. 20cm以上のもの。

※ 体部～口縁端部の傾きの程度によって次の様に分類される。

- a-I. 体部～口縁部がほぼ直立するもの。——但し、端部が内弯するものを含む。
- b-II. 体部～口縁端部が内弯し、全体的に外傾するもの。
- c-III. 体部～口縁端部が直線的に外反するもの。
- d-IV. 体部～口縁端部が外弯気味～外弯するもの。

※ 内面が黒色処理されるかされないかで分類される。

- 1-a. 内面が黒色処理されるもの。
- 2-b. 内面が黒色処理されないもの。
- 3-c. 朱彩のもの。

以上の様に細分されるがそれらの組み合わせは第5表の様になり、各分類基準に相当する標準的な土器を第322図に載せる。

〔高壺形土器〕

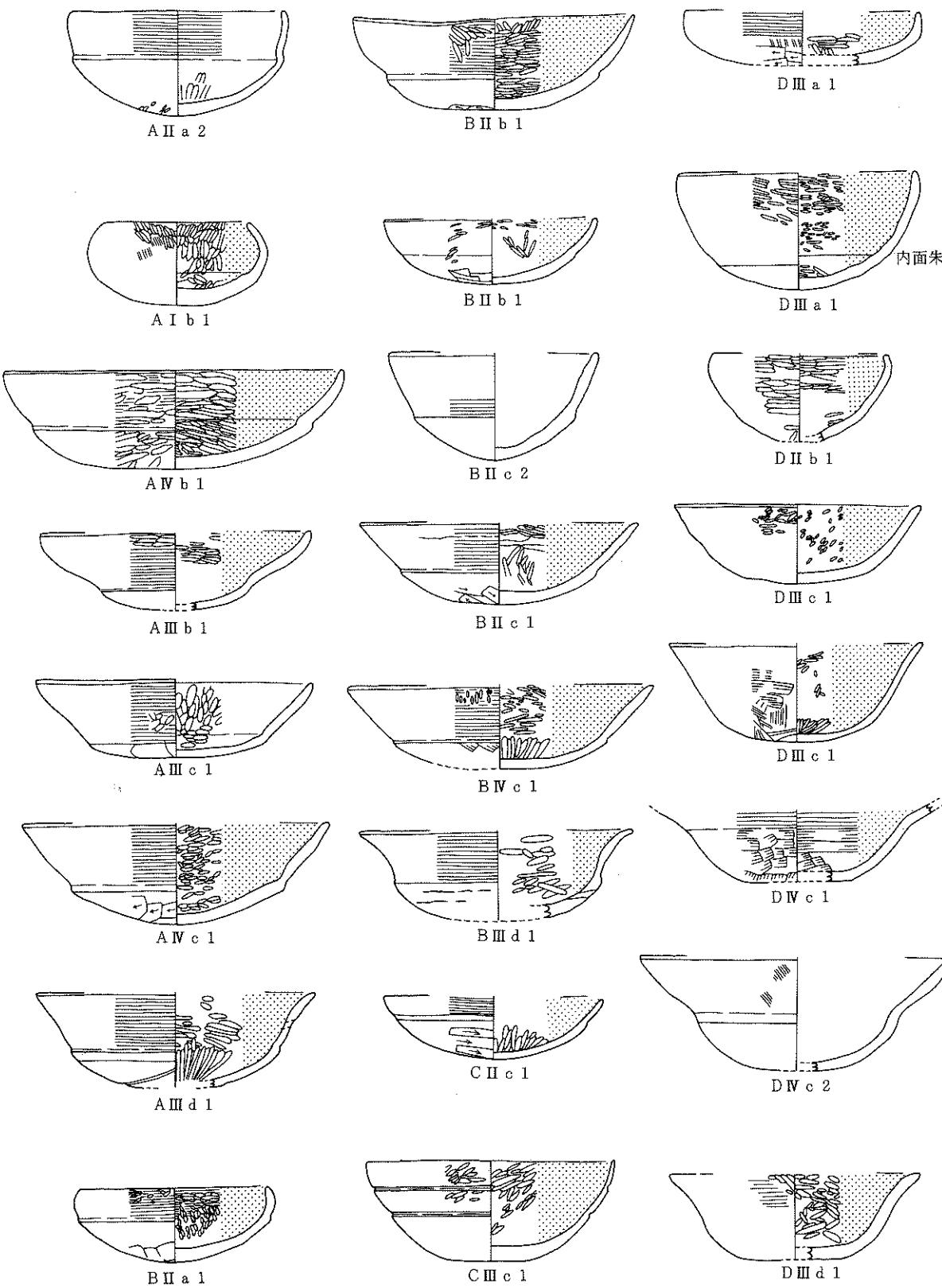
(第323図・第6表)

総数27点掲載されているが、ほぼ全体のわかる個体は1点のみで、他のものは一部を欠失している。その中に壺部を残すもの2点、脚部のみを残すもの7点あり、その他は脚部の中の柱状部だけを残している。

この器種にも大小関係があるが、全体のわかる個体が少ないので実数で細分することができない。従って、残存部等を比較して感覚的に細分している。形態的には壺部の体部～口縁端部の傾き程度によって細分した。器面調整は壺部については壺形土器のそれと同様であり、内面はいずれも黒色処理されている。外面は壺形土器よりミガキを多用している。その他脚部の裾

段の有無	大きさ	体部～口縁部の形態	黒色処理の有無
A 内外面有段	I 10cm以下	a ほぼ直立	1 内 黒
	II 10cm～15cm	b 内 弯	2 無処理
	III 15cm～20cm	c 外 反	3
	IV 20cm以上	d 外 弯	朱 彩
B 外面有段	I 10cm以下	a ほぼ直立	1 内 黒
	II 10cm～15cm	b 内 弯	2 無処理
	III 15cm～20cm	c 外 反	3
	IV 20cm以上	d 外 弯	朱 彩
C 外面に 沈くび 線れ	I 10cm以下	a ほぼ直立	1 内 黒
	II 10cm～15cm	b 内 弯	2 無処理
	III 15cm～20cm	c 外 反	3
	IV 20cm以上	d 外 弯	朱 彩
D 内外面無段	I 10cm以下	a ほぼ直立	1 内 黒
	II 10cm～15cm	b 内 弯	2 無処理
	III 15cm～20cm	c 外 反	3
	IV 20cm以上	d 外 弯	朱 彩

第5表 壱形土器分類基準（II群）



第322図 壱形土器分類図(II群)

の作り方や広がり方でも細分され得るが、ここでは、完形土器が少ないのであまり細分することは控えた。分類基準は次の通りである。

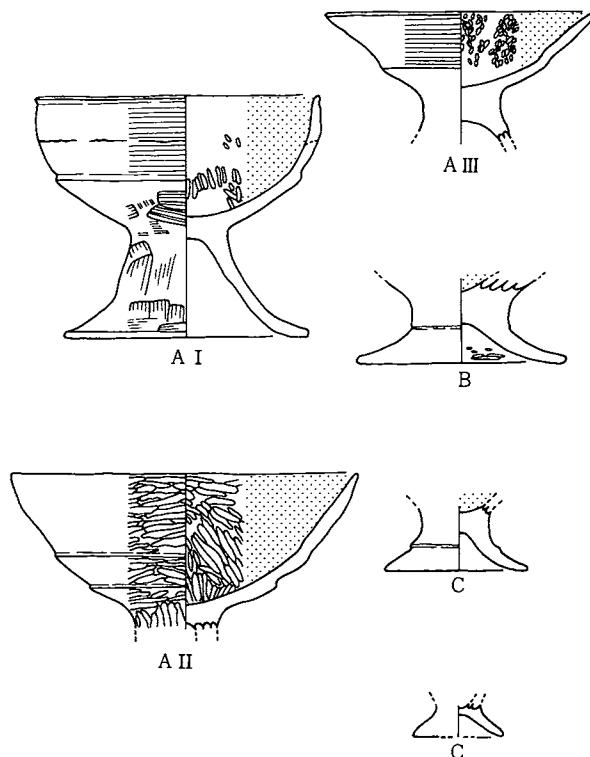
※ 大小関係については前記の通りであるが、現実に大小関係があることから、感覚的に次のように細分した。

- A. 大型で脚部の高いもの。
- B. 大型で脚部の低いもの。
- C. 小型のもの。

※ 壁部の体部～口縁端部にかけての傾きの程度によって次の様に細分される。

- I. 体部～口縁端部が内弯するもの。
- II. 体部～口縁部が外反するもの。
- III. 体部～口縁部が外弯気味のもの。

大きさ	口縁部形態
A 大型 脚部高い	I 内弯
	II 外反
	III 外弯
B 大型 脚部低い	I 内弯
	II 外反
	III 外弯
C 小型	I 内弯
	II 外反
	III 外弯



第6表 高環形土器分類
基準 (II群)

第323図 高環形土器分類図 (II群)

以上の様に細分されるがその組合せは第6表の様である。各分類の標準的な器形については第323図に示した。

〔甕形土器〕

(第324図・第7表)

この群に入る甕形土器は総数で289点出土しているが、その中の74点についてはほぼ全体を把握し得る。これを全体的にみると、大小関係と鉢形土器との区分については前述の通りであり、その他のことでは、長胴形と球胴形があり、さらにその中で最大径の位置等で細分される。また、頸部に段をもつものともたないもの、口縁部が内弯・外反・外弯の各形態を示すもの等があり、これらによっても細分し得る。なお、口唇部の作りに丸形・角形・角形に沈線・先細り形の各種類がみられる。調整技法では、ハケメ・ナデ・ミガキ・ケズリ・ハケメ後ミガキまたはナデ等の種類がある。

以上の様な項目で細分される可能性が強いが、本遺跡の場合には形態変化を重点にして分類し、調整技法については細分項目としなかった。しかし、これは調整技法を軽視したのではなく、本遺跡の場合にはどの個体もほぼ同じ様な調整をもっていることと、土器表面が荒れているため不明瞭なものが少なからず含まれているからにほかならない。項目ごとの分類基準は次に記す。

※ 器形によって次の様に細分される。

- A. 長胴形で口縁部に最大径をもつもの。——但し、体部径と等しい場合はここに入る。
- B. 長胴形で体部に最大径をもつもの。
- C. 球胴形で体部に最大径をもつもの。——但し、口縁部径と等しい場合はここに入れる。

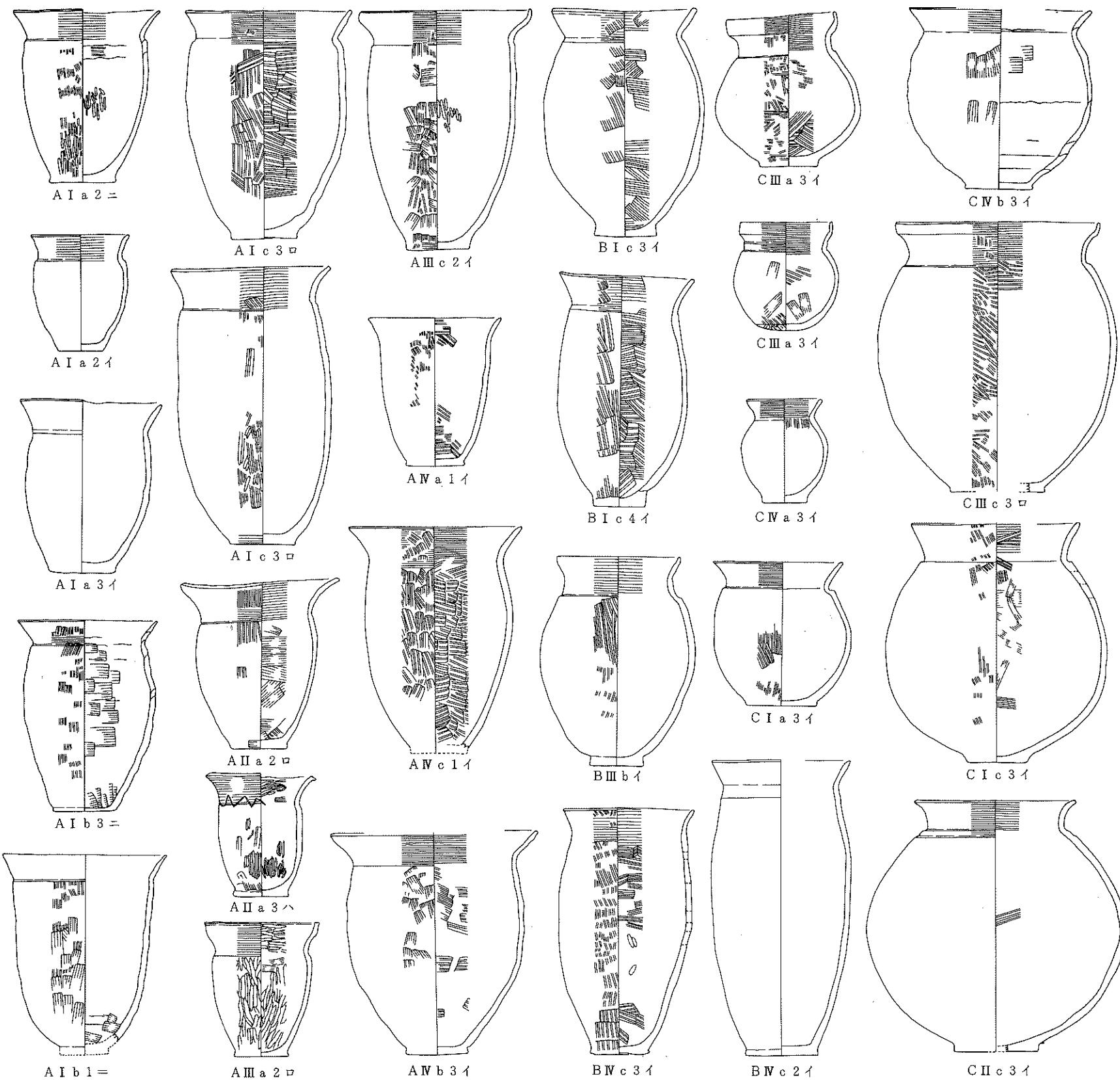
※ 頸部～口縁部の形態によって次の様に細分される。

- I. 頸部有段で外反するもの。
- II. 頸部有段で外弯するもの。
- III. 頸部有段で外反または外弯した後端部で内弯するもの。
- IV. 頸部無段で外反するもの。
- V. 頸部無段で外弯するもの。
- VI. 頸部無段で外反または外弯した後端部で内弯するもの。

※ 大小関係で次の様に細分される。

- a. 器高10cm～20cmのもの。

器形	形態	器高	体部最大径	口唇部
長胴形 体部高>体部径 口縁部径>体部径	I 頸部有段外反	a	1 肩部	イ 丸形
	II 頸部有段外弯	10cm~22cm	2	ロ 角形
	III 頸部有段内弯	b	上位	角形
	IV 頸部無段外反	22cm~27cm	3 中位	ハ 角形に沈線
	V 頸部無段外弯	c	4 下位	ニ 先細り形
	VI 頸部無段内弯	27cm以上		
長胴形 体部高>体部径 口縁部径<体部径	I 頸部有段外弯	a	1 肩部	イ 丸形
	II 頸部有段外弯	10cm~22cm	2	ロ 角形
	III 頸部有段内弯	b	上位	角形
	IV 頸部無段外弯	22cm~27cm	3 中位	ハ 丸形
	V 頸部無段外弯	c	4 下位	ニ 角形
	VI 頸部無段内弯	27cm以上		
球胴形 体部高<体部径 口縁部径<体部径	I 頸部有段外弯	a	1 肩部	イ 角形に沈線
	II 頸部有段内弯	10cm~22cm	2	ロ
	III 頸部無段内弯	b	上位	角形に沈線
	IV 頸部無段外弯	22cm~27cm	3 中位	ハ 先細り形
	V 頸部無段外弯	c	4 下位	ニ 先細り形
	VI 頸部無段外弯	27cm以上		



第7表 瓢形土器分類基準（II群）

第324図 瓢形土器分類図（II群）

- b. 器高20cm～25cmのもの。
- c. 器高25cm以上のもの。

※ 体部最大径の位置によって次の様に細分される。

- 1. 肩部にあるもの。
- 2. 体部上位にあるもの。
- 3. 体部中位にあるもの。
- 4. 体部下位にあるもの。

※ 口唇部の形態によって次の様に細分される。

- イ. 丸形。
- ロ. 角形。
- ハ. 角形に沈線。
- ニ. 先細り形。

この様な細分項目を組合せると第7表の様になり、標準的な器形は第324図に示した。

〔鉢形土器〕

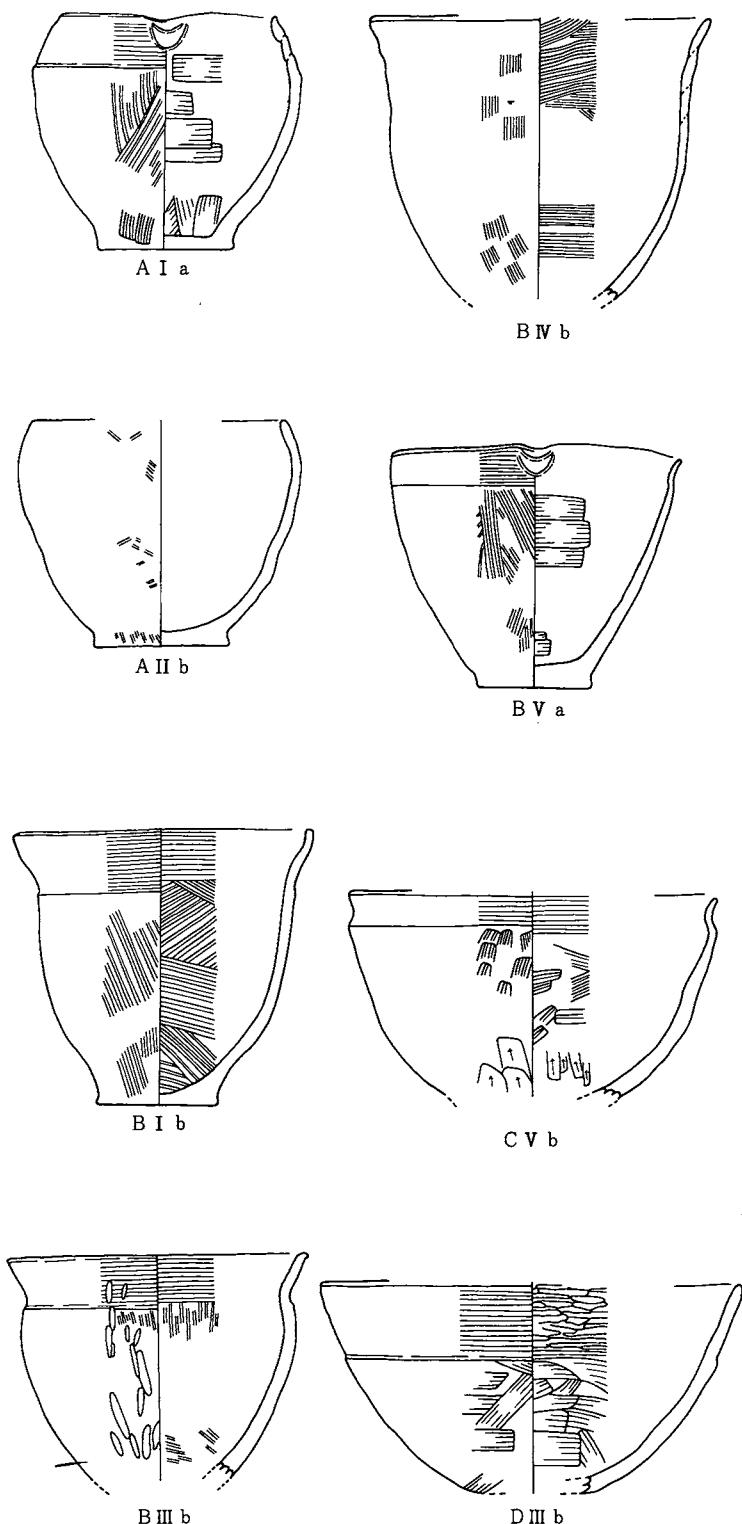
(第325図・第8表)

鉢形土器はほぼ全体が判るものが19点出土しているが、甕形土器と器種を分離させた点については前述の通りであるが改めて述べると、器高より口縁部径が大なるもので、一部に片口のつくものもある。甕形土器に比較すると器高も低く、小型の部類に属し、器高が22cmを超えるものはない。頸部や口縁部・口唇部の特徴は甕形土器のそれと共通性が強い。調整技法も、ハケメ・ナデ・ミガキ・ハケメ後ナデやミガキといった調整がみられ、これもまた甕形土器とほぼ共通している。以上のことから、本種の細分項目は甕形土器の細分項目を参考にして次の様に設定した。しかし、本種にも大小関係はみられるが、ある部分に偏在するといった傾向もなく、ほぼ平均的に散在していることから、大小関係は細分項目としなかった。

※ 最大径の位置によって次の様に細分される。

- A. 最大径を肩部にもつ。
- B. 最大径を口縁部にもつ。
- C. 口縁部径と肩部径が同じもの。
- D. 頚部に括れがなく、口縁部に最大径をもつ。

最大径の位置	頸部～口縁部の形態	片口の有無
A 肩部	I 頸部有段・内弯	a 片口がつく。
	II 頸部無段・内弯	
	III 頸部有段・外反	
	IV 頸部無段・外反	b 片口がつかない。
	V 頸部有段・外弯	
	VI 頸部無段・外弯	
B 口縁部	I 頸部有段・内弯	a 片口がつく。
	II 頸部無段・内弯	
	III 頸部有段・外反	
	IV 頸部無段・外反	b 片口がつかない。
	V 頸部有段・外弯	
	VI 頸部無段・外弯	
C 口縁部 肩部	I 頸部有段・内弯	a 片口がつく。
	II 頸部無段・内弯	
	III 頸部有段・外反	
	IV 頸部無段・外反	b 片口がつかない。
	V 頸部有段・外弯	
	VI 頸部無段・外弯	
D 頸部にくびれがなく、最大径口縁部	I 頸部有段・内弯	a 片口がつく。
	II 頸部無段・内弯	
	III 頸部有段・外反	
	IV 頸部無段・外反	b 片口がつかない。
	V 頸部有段・外弯	
	VI 頸部無段・外弯	



第8表 鉢形土器分類基準 (II群)

第325図 鉢形土器分類図 (II群)

※ 頸部に段をもつものともたないものがあり、さらに、口縁部が内弯するもの、外反するものの、外弯するもの等があることから、これらの組合せで次の様に細分される。

- I. 頸部に段をもち、口縁部が内弯するもの。
- II. 頸部に段がなく、口縁部が内弯するもの。
- III. 頸部に段があり、口縁部が外反するもの。
- IV. 頸部に段がなく、口縁部が外反するもの。
- V. 頸部に段があり、口縁部が外弯するもの。
- VI. 頸部に段がなく、口縁部が外弯するもの。

※ 数量的には片口をもたないものが多いが、一部に片口のつくものがあるので次の様に細分される。

- a. 片口のつくもの。
- b. 片口のつかないもの。

以上の様に細分されるが、これを組み合わせると第8表の様になる。また標準的な器形は第325図に示した。

〔甌形土器〕

(第326図・第9表)

本報告書には破片も含めると31点の甌が掲載されているが、その中で16点がほぼ全体を把握し得る。本器種でもっとも大きな特徴は、底部の作り方が無底のもの、多孔のもの、単孔のものの3形態あることである。しかし、全体的にみると、無底のものが圧倒的に多く27点を数え、他は多孔のもの2点、単孔のもの2点である。頸部～口縁部の形態は、頸部に段をもつもの、もたないものがあり、さらに外反するもの、外弯するもの、内弯するもの等がある。また、体部最大径の位置が肩部にあるものと体部にあるものがある。なお、無底のものには器壁下端寄りに貫通孔をもつものがある。本器種にも大小関係があり、細分項目として考慮した。

以上の様なことを基準にして次の様に細分した。

※ 底部の作り方によって次の様に細分される。

- A. 甌形土器の底部を取り去った形のもので、まったく底部のないもの。——無底
- B. 甌形土器の底面に複数の貫通孔をあけたものである。——多孔
- C. 器壁の下端部が強く窄み、下端部が高台状を示すもの。——単孔

※ 頸部段の有無と口縁部の形態によって次の様に細分される。

- I. 頸部に段をもち、口縁部が外反するもの。
- II. 頸部に段をもち、口縁部が外弯するもの。
- III. 頸部に段をもち、口縁部が内弯するもの。
- IV. 頸部に段がなく、口縁部が外反するもの。
- V. 頸部に段がなく、口縁部が外弯するもの。
- VI. 頸部に段がなく、口縁部が内弯するもの。

※ 体部最大径の位置によって次の様に細分される。

- a. 肩部にあるもの。
- b. 体部にあるもの。

※ 大きさで次の様に細分される。

- 1. 器高15cm以下。
- 2. 器高15cm～20cmのもの。
- 3. 器高20cm以上のもの。

※ 器壁下端部に貫通孔をもつものともたないもので細分される。

- イ. もつもの。
- ロ. もたないもの。

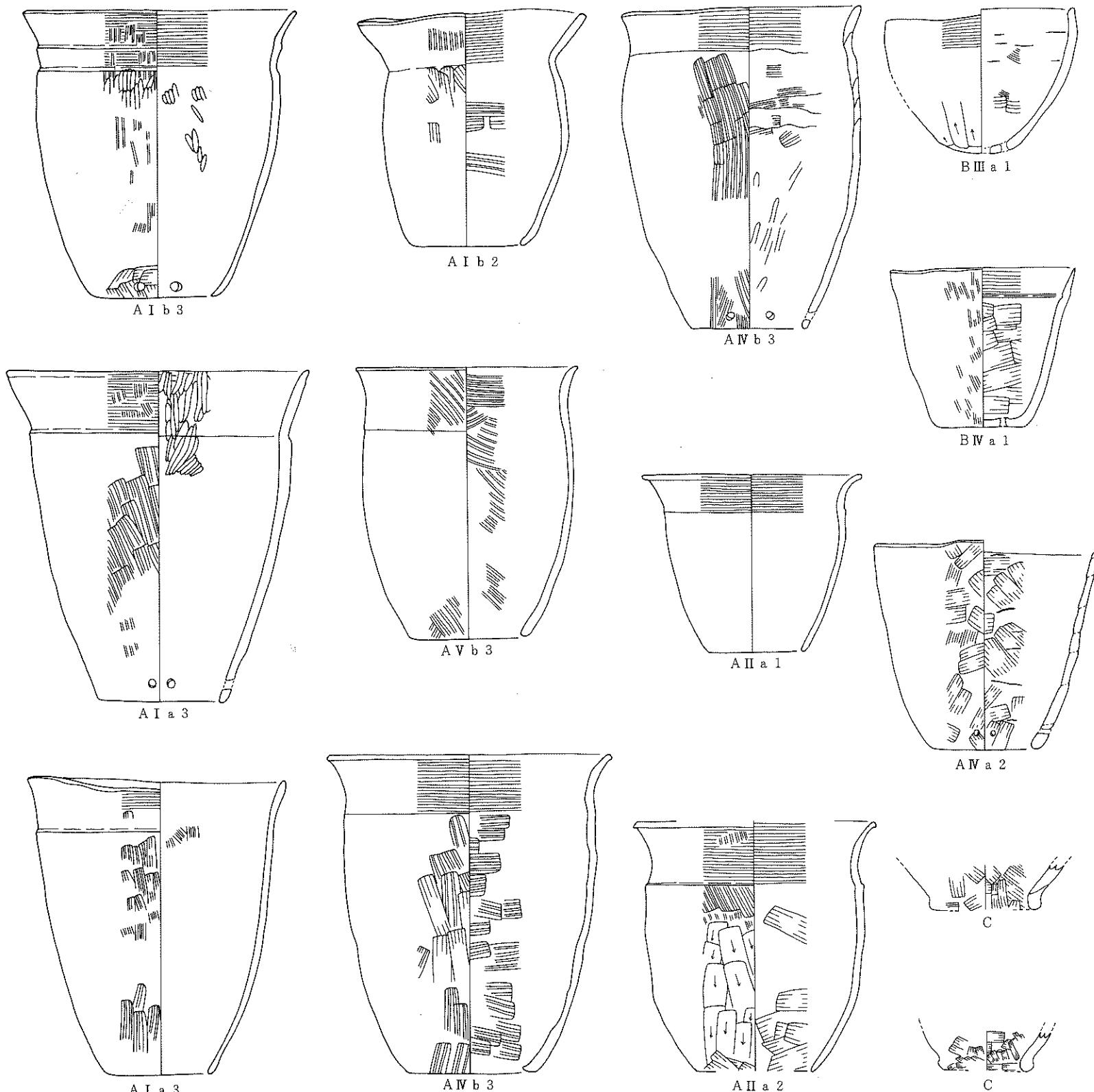
以上の様に細分されるが、それらを組み合わせると第9表の様になる。標準的な器形は第326図に示した。

[小型土器]

(第327図・第10表)

小型土器という器種を設定した理由については前に若干触れたが、ここでも改めて触れておこう。端的にいえば器種に関係なく器高が10cm未満のものである。従って、器形でいうと、甕形や鉢形、壺形、壺形、筒形等を示すものが含まれており、同じ器形のものに大型のものもあるわけであるが、大型のものと使用形態が違うのではないかと考えられたことから、あえて「小型土器」とした。用途が大型のものと同じであれば「小型」と記述し、別に別器種として認定する必要がないものである。これらの小型のものは、何か特別な使用方法があったのではないだろうか。

底部の形態	頸部～口縁部の形態	体部最大径	器高
無底	I 頸部有段一外反	a 肩部	1 15cm以下
	II 頸部有段一外弯		2
	III 頸部有段一内弯	b 体部	15cm～20cm
	IV 頸部無段一外反		3 20cm以上
	V 頸部無段一外弯		
	VI 頸部無段一内弯		
多孔	I 頸部有段一外反	a 肩部	1 15cm以下
	II 頸部有段一外弯		2
	III 頸部有段一内弯	b 体部	15cm～20cm
	IV 頸部無段一外反		3 20cm以上
	V 頸部無段一外弯		
	VI 頸部無段一内弯		
单孔	I 頸部有段一外反	a 肩部	1 15cm以下
	II 頸部有段一外弯		2
	III 頸部有段一内弯	b 体部	15cm～20cm
	IV 頸部無段一外反		3 20cm以上
	V 頸部無段一外弯		
	VI 頸部無段一内弯		



第9表 颽形土器分類基準（II群）

第326図 颽形土器分類図(II群)

本遺跡の場合にはこの様な土器が26点出土している。以上の様なことから器形による分類をし、その中でさらに細分した。

※ 器形の種類によって次の様に大別される。

- A. 麽形か鉢形に近い形態のもの。
- B. 坏形に近い形態のもの。
- C. 壺形に近い形態のもの。
- D. 卷き上げ痕を明瞭に残す筒形のもの。

以上の器形に大別されるが、その他の細分項目は器形によって若干差があるので器形ごとに記述する。

A. 麽 形

- I. 頸部に段をもち、口縁部が外反するもの。
 - II. 頸部に段がなく、口縁部が外反するもの。
 - III. 頸部に段をもち、口縁部が外傾するもの。
 - IV. 頸部に段がなく、口縁部が外傾するもの。
-
- a. 片口をもつもの。
 - b. 片口をもたないもの。

B. 坏 形

- I. 平底風丸底のもの。
- II. 丸底のもの

C. 壺 形

- I. 平底風のもの。
- II. 丸底のもの。

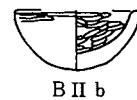
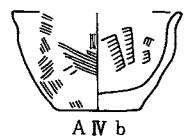
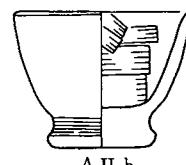
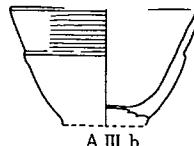
- a. 口縁部内弯のもの。
- b. 口縁部外反のもの。

D. 筒 形

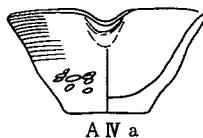
- 1. 片口をもつもの。
- 2. 片口をもたないもの。

以上、各器形ごとの細分項目を記したが、それらの関係を表にすると第10表の様になる。標準的な器形は第327図に示した。

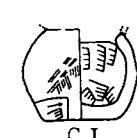
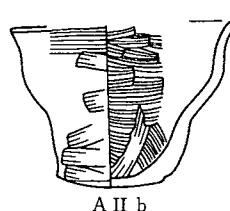
器形	形態	片口の有無
A 甕形	I 有段外反	a 有
	II 無段外反	b 無
	III 有段外傾	b 無
	IV 無段外傾	



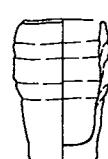
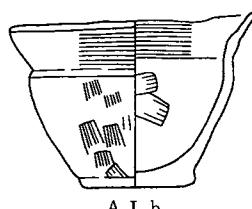
器形	形態	片口の有無
B 环形	I 平底風丸底	a 有
	II 丸底	b 無



器形	形態
C 壺形	I 平底風
	II 丸底



器形
D 簋形



第10表 小型土器分類基準 (II群) 第327図 小型土器分類図 (II群)

〔器台形様土器〕

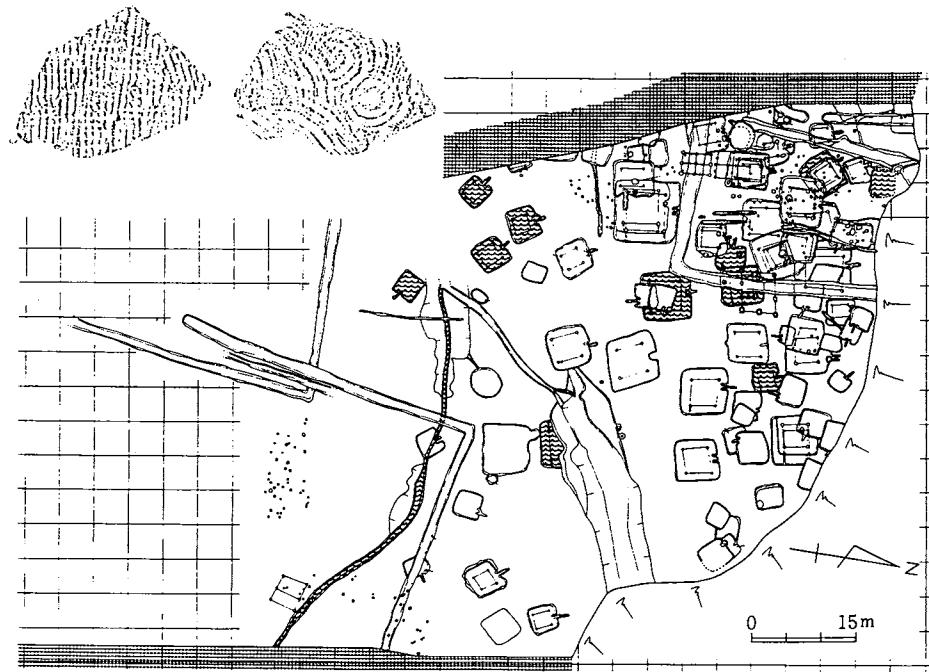
器種を器台としていいか疑問であるが、適當な器種名がないので一応器台形様土器としておく。P-11住居址より1点出土したものであるが、破片であるため全体は不明である。もし器台としたならば、本群に共伴していいものか否か先学諸氏の御指導を請うものである。

B. 須恵器

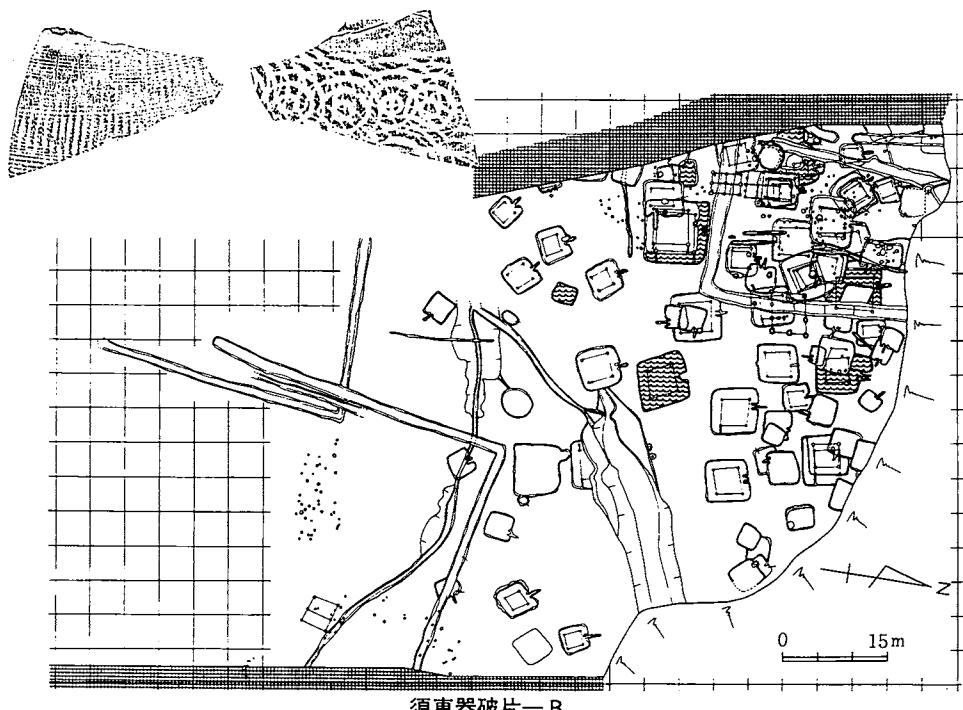
本群に該当する住居址より106点の須恵器破片が出土している。しかし、完形のものは全く含まれておらず、一部を残存する破片のみであり、図化できたのは僅か11点のみである。ほとんどは大甕や大壺の体部破片である。その中から50点を選択して拓本図を掲載した。その他未掲載であるが頸の口縁部～頸部の小破片が2点と、高坏が1点出土している。器種とその点数は① 坏形土器——2点、② 高坏——1点、③ 短頸壺——2点、④ 提瓶（拓本）——1点、⑤ 甕——6点で他は大甕の体部破片である。

以上の様な器種と点数をみると、前述の通り坏形土器が非常に少ないことが判る。それ以外の高坏・提瓶・甕・短頸壺といった器種はいわば特殊な器種であって供膳用具ではない。出土した中に供膳用具が入っていないということは、あまりこの様な須恵器を必要としなかったか、生産地との地理的な関係のみならず、経済的・社会的・政治的な背景があるものと考えなければならない。しかし、この様な出土状況は宮城県の状況ともほぼ一致し、ましてや、この時期の集落より破片とはいえこの様な多くの破片を出土したことは、岩手県では稀有な状況であるといえるだろう。

大甕の体部破片の出土状況について若干触れておこう。同一個体と考えられる破片が多くの遺構に散在している。その中で第328図の二種類が顕著な傾向を示している。第328図Aとした破片は、D-2住居址・C-3住居址-1・C-13住居址・D-12住居址・F-6住居址・F-13住居址・G-6住居址・G-8住居址-2・G-15住居址・I-15住居址・K-11住居址・O-18溝跡の実に12の違う遺構より出土している。出土した遺構はD-2住居址を除くといずれも本群に属する土師器を出土する遺構のみであり、特にI群としたG-15住居址よりも床面上10cm位の埋土より出土したことは前述の通りである。その他の住居址でも埋土内よりの出土ではあるが、いざれも中位層～下位層より出土しており、この破片の古さを表わしているものと考えて大過ないであろう。破片BはA-5住居址・B-5住居址・B-6住居址・B-8土坑-2・D-8住居址-1・F-3住居址-2・F-12住居址・H-3住居址・I-4住居址・I-9住居址の10棟の住居址より出土している。この中でB-6住居址・H-3住居址は平安時代の住居址であるが残る8棟は本群に属する土師器を出土している。出土状況ではいざれも埋土内であるが、下位層よりの出土が多いことをみると、破片Aと同じくこの破片の



須恵器破片—A



須恵器破片—B

第328図 須恵器破片とその出土遺構

古さを表わしているのであろう。破片A・Bともに、外面に平行叩き目をもち、その上にカキ目を入れ、内面はともに同心円文か青海波文であるが、Aの方が間隔が狭く、Bの方が広いという違いがある。また、外面のカキ目はAの方では微かに残すのみである（第328図）。

大甕の破片にみられる内外面の叩き技法について若干記しておく。本遺跡で出土したこの群に属する大甕の破片はほとんど内外面に叩き痕を残している。外面に多用されている叩き技法の種類は平行叩き目であるが、その他にロクロナデ痕のみのもの、カキ目状のものがある。なお、平行叩き目の上にカキ目を入れるものがみられる。内面には同心円文・円弧文・青海波文を多用している。この3種は同じ道具を使用しても当て方（特に重複のさせ方、間隔のとり方）によって別種の様な痕跡を残す場合も考えられる。その他の技法は平行叩き目が次いで多く、それ以外では無文（ナデ痕はある）のものも若干みられる。

〔III 群〕

III群とした土師器群はロクロ使用成形によって作られた土器群である。本群に入る土器には土師器と須恵器がある。器種では壺形土器、高台付壺形土器、甕形土器、鉢形土器、堀形土器、瓶、壺等があるが、土師器のみにみられる器種と、須恵器のみにみられる器種、両種にみられる器種等がある。ここでは土師器と須恵器に分けて記述したい。

A. 土師器

土師器の中にみられる器種は壺形土器・高台付壺形土器、甕形土器、鉢形土器、堀形土器である。以下に器種ごとの説明と分類基準について記述していく。

〔壺形土器〕

本群に入る壺形土器は154点掲載されているが、その中の77点はほぼ全体が判る。

壺形土器は内面が黒色処理されるものと、黒色処理されないものの二種類に大別される。黒色処理されないものは所謂「赤焼き土器」・「赤褐色土器」・「土師質土器」・「須恵系土器」等と呼ばれる一群で、遺跡によっては須恵器の中に包括している場合もある。しかし、本遺跡の場合には土師器の一群として包括した。^②それは次の様な理由による。

ここで問題になるのは、土師器と須恵器の違いを何処にもとめるかということである。この群に入る土師器は、製作技法的にはロクロを使用していることから、明らかに須恵器の製作技法を模倣していることは事実である。しかし、須恵器は登り窯を使用して環元炎焼成されているのであり、所謂「赤焼き土器」は焼成窯が不明であるのもの、いずれにしても酸化炎焼成さ

れたものである。仮に、ロクロを使用して成形したものを全て須恵器としたならば、平安時代には土師器が全く存在しないことになる。他地域では、この種の土器を焼成した窯址が発見されているというが、岩手県では今だに発見されていない。^② ましてや、内面が黒色処理された一般的な土師器の焼成方法も明確にされていない今日、焼成方法が明確にされてからその帰属を検討してもいいのではないか。この様な状況から、須恵器の概念の最大の点である環元炎焼成されていないということから、筆者は須恵器に包括することに疑問を感じた。以上の様なことから、本遺跡では所謂「赤焼き土器」は酸化炎焼成であるということから、土師器に包括している。

本遺跡で出土した坯形土器には内面が黒色処理されたA類と無処理のB類、の2種類あることは前述の通りであるが、これを形態的にみると、両種とも体部～口縁部が内弯気味に外傾するもの、直線的に外反するもの、内弯気味に外傾し、端部で外反または外折するもの、の3種類あり、ほとんど差がない。しかし、法量でみると、A類の方が口縁部径・器高ともに若干大振りである。特にB種では器高が3.5cm～5cm以内に入る群と、2.5cm～4cm位に入る群に細分される。A種についてだけみれば、内弯気味に外傾する形態のものは大小関係にバラツキが大きく、今だロクロ技術の完全な定着がなされない時期の生産を窺わせる。ところが、端部が外反する形態のものは口縁部径では大小があるものの、器高では4cm～5cmに大多数が入り、技術的に確立し定着した時期の生産を窺わせる。A種の端部が外反する形態のものは、B種の器高4cm～5cmのものとほぼ共通している。以上のことについては第329図に示しておいた。

以上の様なことを考慮して次の様に分類された。

※ 内面が黒色処理されるものとされないもので細分される。

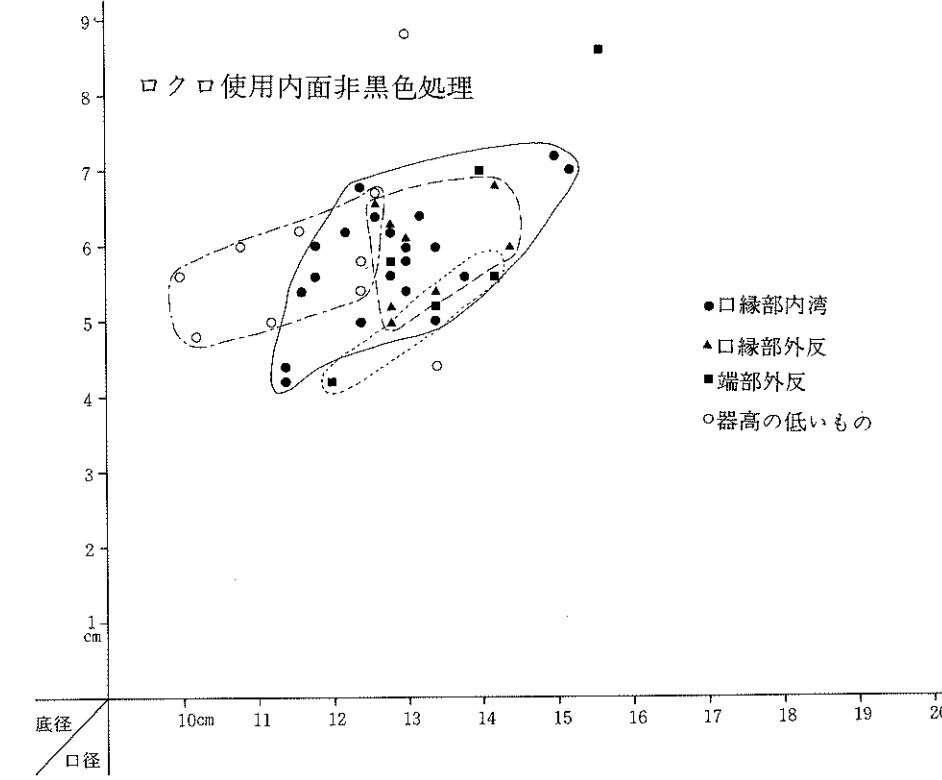
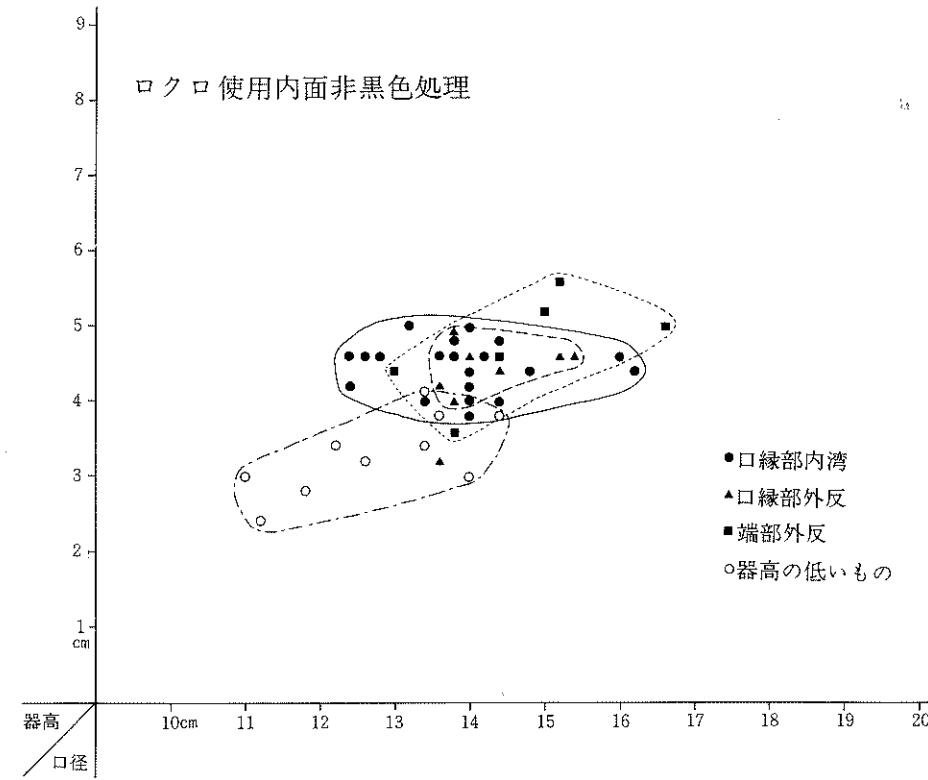
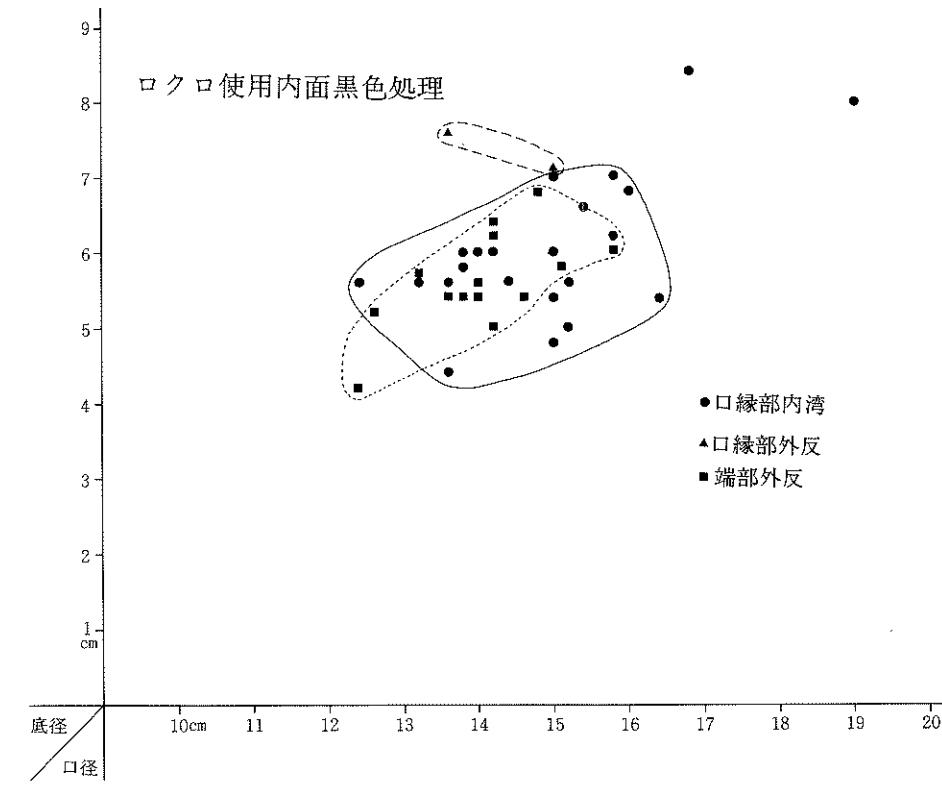
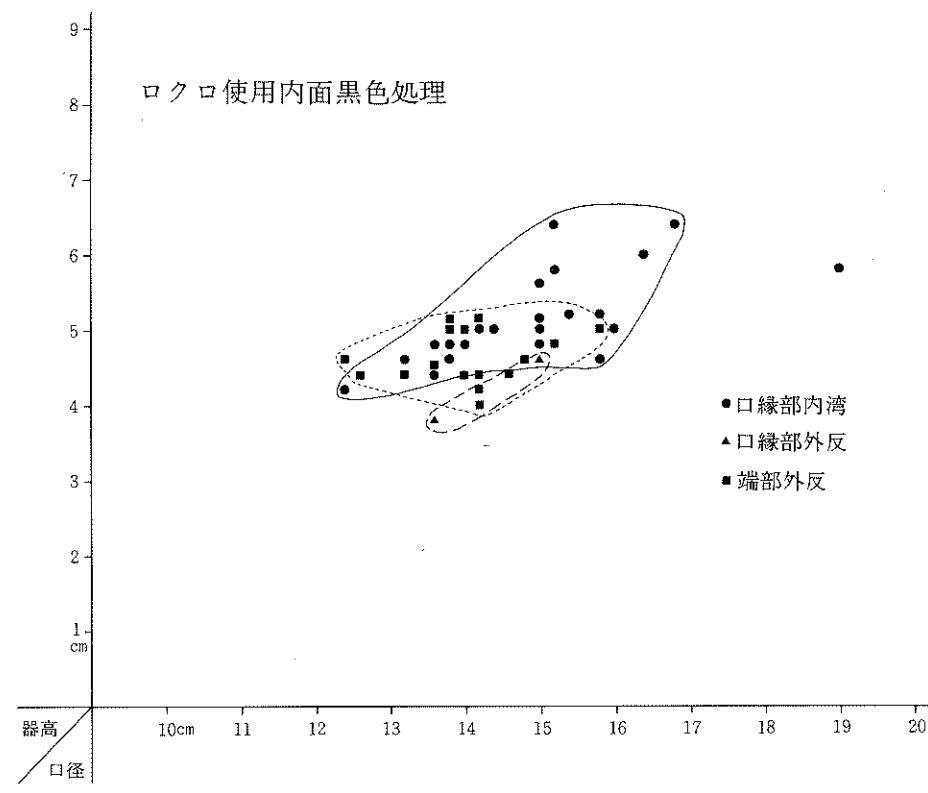
- A. 内面黒色処理のもの。
- B. 無処理のもの。

※ 体部～口縁部の形態で次の様に細分される。

- I. 内弯気味に外傾するもの。
- II. 直線的に外反するもの。
- III. 端部が外反または外弯するもの。

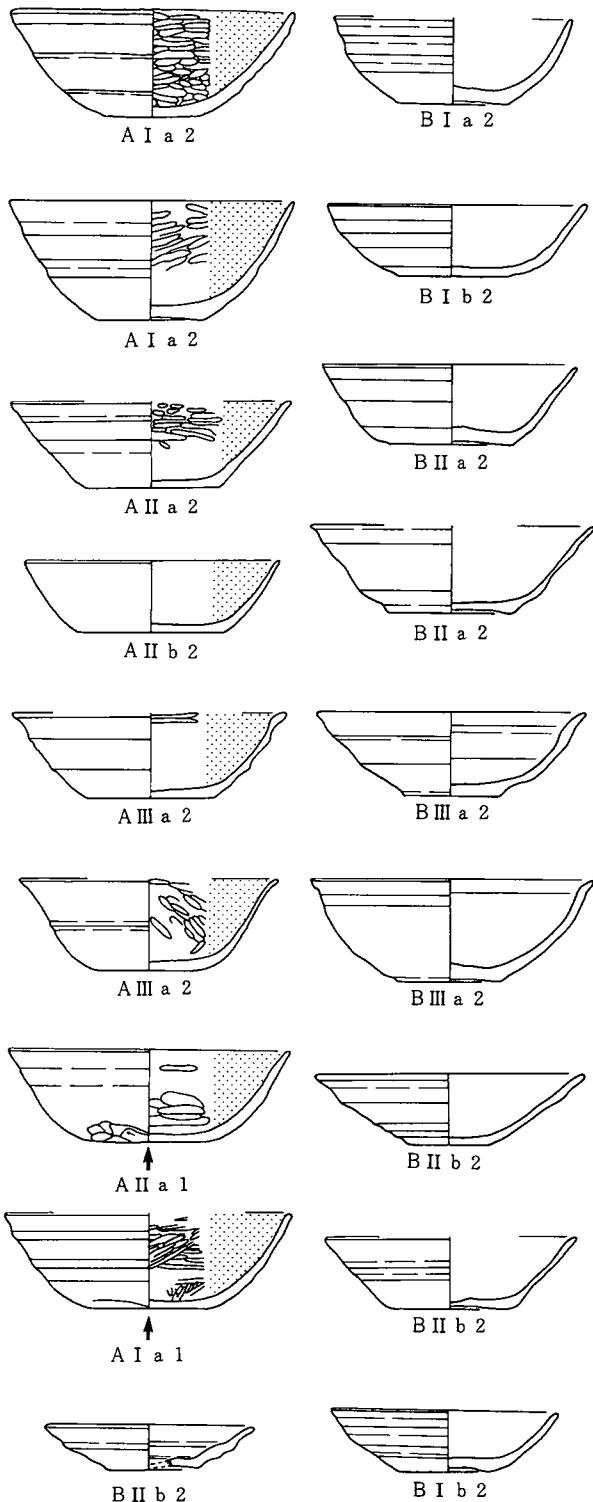
※ 器高によって次の様に細分される。

- a. 器高4cm以上のもの。
- b. 器高4cm以下のもの。



第329図 环形土器の法量分布図(III群)

黒色処理の有無	形態	器高	再調整の有無
A 有	I 内弯	a 4cm以上	1 有
	II 外反	b 4cm以下	2 無
	III 内弯一端部外反		
B 無	I 内弯	a 4cm以下	1 有
	II 外反	b 4cm以下	2 無
	III 内弯一端部外反		



第11表 坯形土器分類基準 (III群)

第330図 坯形土器分類図 (III群)

- ※ 底部切り離し後に再調整の有無によって次の様に細分される。
1. 底部再調整あり。
 2. 底部再調整なし。

以上の様に細分されるが、それらの組み合わせは第11表に示し、標準的な形態については第330図に示した。

〔高台付壺形土器〕

(第331図・第12表)

この種の土器は出土が8点と少ない。この中には、前の壺形土器と同じ様に内面が黒色処理されるものとされないものがあり、さらに、高台の高さや形態にも変化があり、何種類かに細分される。

しかし、全体の判るのは2点のみであり、他は一部分を残存するのみである。

以上のこと考慮して次の様に分類した。

※ 内面が黒色処理されるものとされないものに細分される。

- A. 内外面とも黒色処理されるもの。
- B. 内面のみ黒色処理されるもの。
- C. 黒色処理のないもの。

※ 高台の高さで細分される。

- I. 高台の高さが1cm未満のもの。
- II. 高台の高さが1cm以上のもの。

※ 高台の断面形によって細分される。

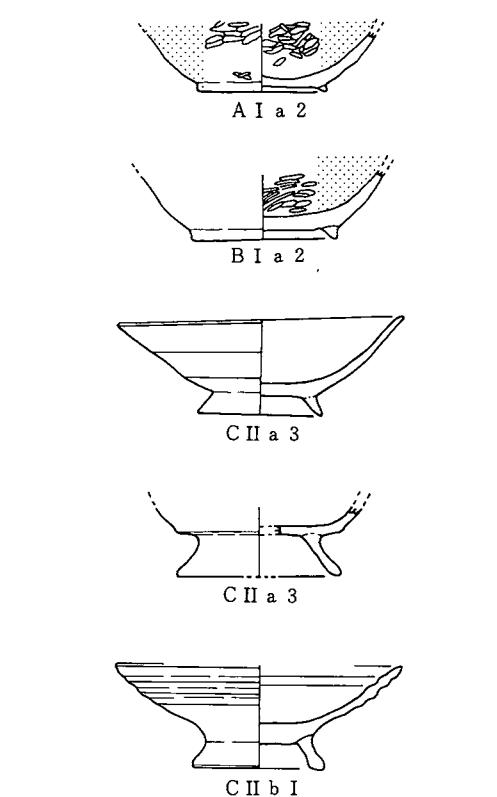
- a. 断面形が三角形状のもの。
- b. 断面形が方形状のもの。

※ 高台の形態によって細分される。

1. 「ハ」状のもの。
2. 「ハ」状のもの。
3. 「ハ」状のもの。

黒色処理の有無	高台の高さ	高台の断面形	高台の形態
内外面黒色処理	I 1cm未満	a 三角形状	1 ハ状 2 ノハ状 3 ハ状
	II 1cm以上	b 方形状	1 ハ状 2 ノハ状 3 ハ状
	B 内面のみ黒色処理	a 三角形状	1 ハ状 2 ノハ状 3 ハ状
無処理	I 1cm未満	a 三角形状	1 ハ状 2 ノハ状 3 ハ状
	II 1cm以上	b 方形状	1 ハ状 2 ノハ状 3 ハ状

第12表 高台付壺形土器分類基準(III群)



第331図 高台付壺形土器分類図(III群)

以上の様に細分されるが、それらの組み合わせは第12表に示した。また、標準的な器形は第331図に示した。

[壺形土器]

(第332図・第13表)

この群に入るこの種の土器は96点掲載されているが、その中で残存率の高いもの36点を選択し形態分類した。この種の土器はロクロ使用成形のものであるが、器形でみると、最大径が口縁部径と体部径が等しいか口縁部径が大なるものと、体部径が大なるものに細分される。頸部～口縁部の形態では外反するもの、外弯するもの、外折のもの、外反・外折後内弯するもの等がみられる。口唇部の形態は丸形のもの、角形のもの、角形に沈線の入るもの、先細りとなるもの、受口状になるもの等がある。器高にも大小関係がある。なお、壺形土器と鉢形土器の区分はⅡ群土器のそれと同じである。小型(器高20cm以下)のものは、底部切り離しが回転糸切

り無調整が一般的である。中・大型のそれは不明である。

以上の様なことに留意して、次の様に細分した。

※ 体部最大径の位置によって次の様に細分される。

- A. 体部径より器高が大で、体部径より口縁部径が大か等しいもの。
- B. 体部径より器高が大で、口縁部径より体部径が大なるもの。

※ 頸部～口縁部の傾き方と程度によって次の様に細分される。

- I. 直線的に外反するもの。
- II. 外弯するもの。
- III. 外反後内弯するもの。

※ 口唇部の形態によって次の様に細分される。

- a. 丸形のもの。
- b. 角形のもの。
- c. 先細りとなるもの。
- d. 挽き出されて受口状となるもの。

※ 大小関係で次の様に細分される。

- 1. 器高が10cm～20cmのもの。
- 2. 器高が20cm～25cmのもの。
- 3. 器高が25cm以上のもの。

以上の様に細分されるが、それらの組み合わせは第13表に示した。標準的な器形は第332図に示した。

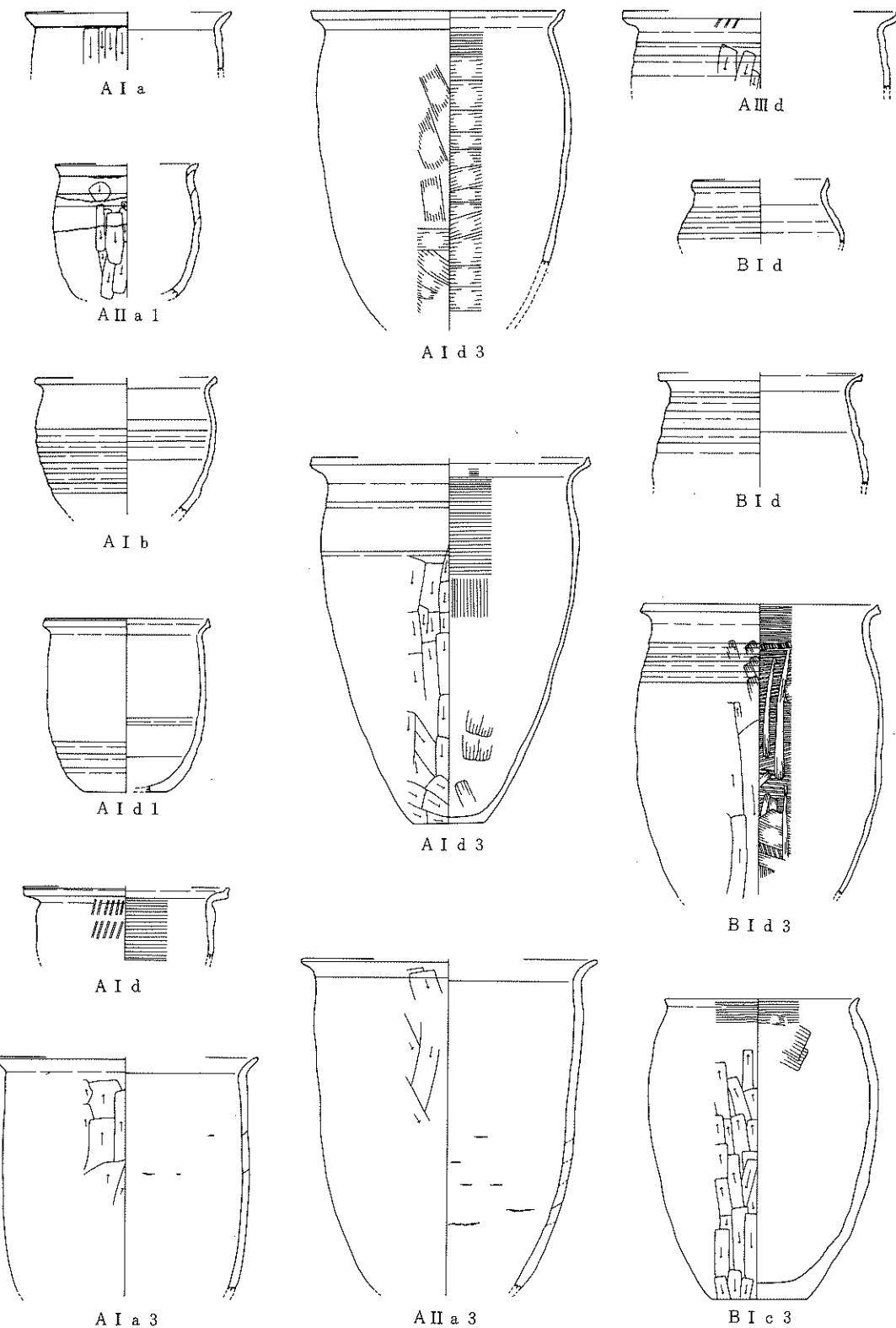
[鉢形土器]

(第333図)

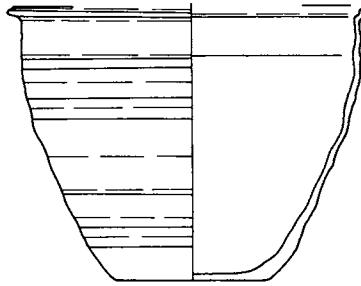
この種の土器は2点のみの出土であり、甕形土器との違いは前述の通りである。器高より口縁部が大きい以外は成形・調整とともに同じである。底部切り離しは回転糸切り無調整のものと再調整されるものがある。口縁部は外反し、口唇部は若干挽き出されている。器面調整はロクロナデのみである。点数が少ないので細分しない。

最大径	口縁部	口唇部	器高
A 体部径 < 器高 体部径 ≦ 口縁部径	I 外反	a 丸形	1 10cm~20cm
		b 角形	2 20cm~25cm
	II 外弯	c 先細り形	3 25cm以上
	III 外反→内弯	d 受口状	
B 体部径 < 器高 体部径 < 口縁部径	I 外反	a 丸形	1 10cm~20cm
		b 角形	2 20cm~25cm
	II 外弯	c 先細り形	3 25cm以上
	III 外反→内弯	d 受口状	

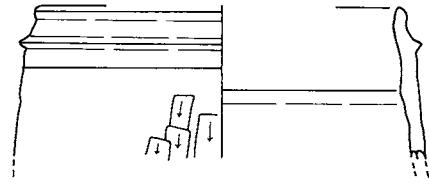
第13表 龫形土器分類基準（III群）



第332図 龫形土器分類図（III群）



第333図 鉢形土器（III群）



第334図 羽釜（III群）

[羽釜]

(第334図)

本遺跡では1点出土しているが、口縁部分が一部残存するのみであるので、不明な点が多い。頸部に突帯が全周しており、口縁部はほぼ直立し、口唇部は丸味をもつ。最大径は体部にもつ。1点だけの出土であるので細分しない。

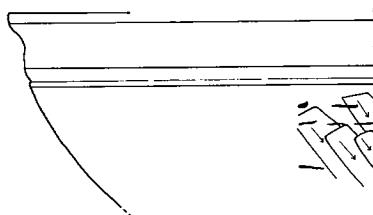
[堀]

(第335図)

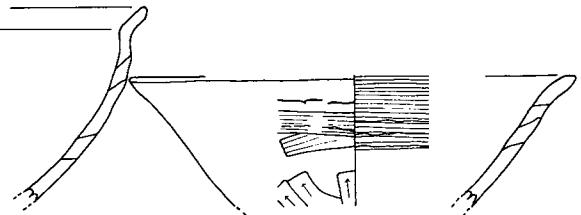
本遺跡では4点出土しているが、いずれも破片であり、完形のものはない。出土した破片では大小関係があり、大型2点・小型2点が含まれている。ここでは大小関係だけによってA類・B類にする。

A類 口縁部径が28cm位で口縁部が外反するもので、口唇部は角形のものと若干挽き出されるものがある。体部は、底部に向かって丸味をもって窄むものと、直線的に窄むものがある。肩部付近にはロクロナデ痕を明瞭に残し、体部はヘラケズリされる。底部形態は不明である。

B類 口縁部径が30cm未満のもので、明瞭なロクロナデ痕を残していない。口縁部は軽く外反するものと直線的に外傾するものがあり、口唇部は丸味をもつものと先細りとなるものがある。体部は、底部に向かって直線的に窄む。口縁部にはヨコナデ調整が入るが、体部



第335図 堀形土器分類図（III群）



はヘラケズリである。

B. 須恵器

この群に入る須恵器は壺形土器50点、甕形土器36点、瓶2点、鉢形土器1点が図化され、掲載されているが、その他拓本図のものも含めるともっと多く出土している。しかし、本項では図化されているものを中心にして器種ごとに記述することにする。なお、壺形土器と鉢形土器以外には完形土器がないので、全体を知ることのできない器種が多い。従って、それらの器種については概略を触れるに止めたい。

[壺形土器]

(第336図、第14表)

図化された50点の中で、ほぼ全体が判るものは13点のみである。その中には底部切り離し技法が回転ヘラ切り無調整のものが1点含まれているが、他はいずれも回転糸切り無調整のものである。器形でみると、体部～口縁部が内弯するもの、外反するもの、端部が外弯する等の変化がある。また、1点であるが、他の個体よりも口縁部径・器高ともに小さい小型品がある。

以上の点に留意して次の様に細分した。

※ 大小関係と底部切り離し技法の組み合わせで次の様に細分される。

- A. 大型で底部切り離しが回転ヘラ切りのもの。
- B. 大型で底部切り離しが回転糸切りのもの。
- C. 小型で底部切り離しが回転糸切りのもの。

※ 体部～口縁部の傾きによって次の様に細分される。

- I. 内弯するもの。
- II. 外反するもの。
- III. 端部が外弯するもの。

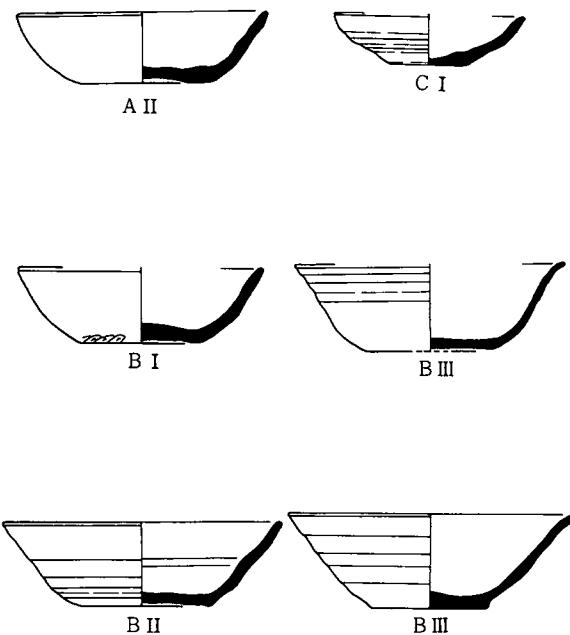
以上の様であるが、それらの組み合わせは第14表に示した。標準的な器形は第336図に掲載した。

[甕形土器]

この種の土器は完形土器が全く含まれていない。図化された36点も破片から部分的に復元実測されたものである。また、甕形としたものに壺形のものが含まれている可能性もある。なお、

大きさ・底部切り離し		体部～口縁部の形態
A 大型 回転へら切り 無調整	I	内弯
	II	外反
	III	端部が外弯
B 大型 回転糸切り 無調整	I	内弯
	II	外反
	III	端部が外弯
C 小型 回転糸切り 無調整	I	内弯
	II	外弯
	III	端部が外弯

第14表 須恵器壺形土器分類基準（III群）



第336図 須恵器壺形土器分類図（III群）

拓本図で掲載されたものも多いが、この中に含まれるものはほとんど大甕か大壺と呼ばれるものの体部破片である。これらの図化されたものや拓本図を掲載したものに使用されている調整技法は、大型のものと小型のものでは若干差がある。大型のものは、ほとんどが外面に平行叩き目をもつが、内面は平行叩き目、平行叩き目と放射状叩き目の併用、凸面当て道具痕、ヘラケズリ、カキ目等と多種の方法が用いられている。小型のものは、頸部～口縁部の外面には口クロナデ痕を残し、体部中位～下位にはヘラケズリ痕をもつものが多く、他に体部下位まで口クロナデのみのものもみられる。

いずれにしても完形のものがないので詳細は不明である。

[鉢形土器]

1点の出土である。甕形土器との区分は前述の通りである。本群の土師器にみられた同器形のものに比して若干大振りであるが形態的にはほとんど差がない。頸部～口縁部にかけては内外面に口クロナデ痕を明瞭に残し、外面の体部上位～下位にかけては粗いヘラケズリを施している。口唇部は上方に軽く挽き出され、受口状を呈している。焼成は悪い。

〔瓶〕

明らかに瓶とみられるものは2点のみである。他にも破片でそれらしきものがあるが定かでない。図化された2点も破片より部分的に復元実測されたものである。従って、ここでは出土している事実だけを報告するに止めたい。

C. その他

その他としたのは土師器・須恵器以外のものを一括したが、この中には土製丸玉・土製勾玉・水晶製切子玉・琥珀玉等の装飾品類、土製・石製の各紡錘車、砥石、鉄製品類等が含まれている。ここでは、装飾品類・紡錘車類・石製品類・鉄製品類に大別して説明を加えたい。

(高橋与右エ門)

(1) 装飾品類

装飾品類としたのは前述の通り土製丸玉・水晶製切子玉・琥珀玉・土製勾玉等が含まれている。これらは一部粗掘り中や遺構検出中にも出土しているが、ほとんどは遺構の埋土や床面より出土している。

④ 土製丸玉 —— 全部で49ヶ出土しているが、その中の46ヶは遺構内より出土している。

出土した住居址は15棟であるが、この中に2棟の平安時代住居址が含まれているものの、他はいずれも平安時代以前の住居址である。その中でもD-8住居址-1・2より17ヶ、G-8住居址-2より14ヶまとまって出土したことは注目に値する。特にG-8住居址の場合には丸玉以外に土製勾玉も同じ場所より出土しており、丸玉と勾玉の組み合わせを考えるための好資料といえるだろう。

これらの形はほぼ円球状のもの、扁円球状のもの等あるが、総じて大差はなく、大きさも、径1cmを超えるものは少なく、ほとんどのものは0.5cm~1.0cmの間である。重量も1gを超えるものは7ヶのみで他はすべて1g以下である。もっとも小さいものは、径0.5cm・重量0.14gであり、全体的にみると0.5g以下が主体である。表面的にはいずれも良く研磨され、光沢を放ち、さらに黒色処理を施している。

(第23表)

⑤ 水晶製切子玉 —— 本遺跡では1ヶの出土(I-4住居址)であるので詳細は不明であるが、中央部の径が大きく、両端に向かって細くなるもので断面形は6角形を呈しており、中心部に貫通孔をもつ。全体的に亀裂が入っていることから、二次的な火熱を受けたものであろう。

(第20表)

⑥ 琥珀玉 —— 加工痕を残すものは3ヶのみであるが、他に破碎したものが5ヶほど出土している。加工痕をもつものは扁橢円球状を呈し、長軸に2ヶの貫通孔をもっている。琥珀の原産地は岩手県久慈市付近が著名であるが、産地同定については巻末の分析鑑定書を参照し

てほしい。

(第19表・付編一3)

④ 土製勾玉——全部で17ヶ出土しているが、それらはいずれも平安時代以前の住居址に共伴している。その中でも、G-8住居址-2より土製丸玉と同じに11ヶ出土している。形態は基本的には「C」字状であるが、一部に曲り不足のものもある。大きさはほとんど1cm~2cmの長さをもっており、重さは1g~4gまであるものの、主体になるのは1.5g~2.0g位である。表面は良く研磨され光沢を放ち、F-6住居址よりの1点を除くと他は黒色処理されている。

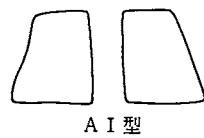
(第24表)

(高橋与右エ門)

(2) 紡錘車類

(第18表・第327図)

全部で27ヶが出土しているが、この中には石製のもの3ヶ、土製のもの24ヶが含まれている。



形態は、基本的にはA. 截頭円錐形のもの、B. 半円球状のもの C. 短円柱状のもの、の3形態であるが、Aとしたものはさらに4種に細分した。その標準的な形態は第337図に示したが、それらの形態と該当する個数は次の様である。

A I型——截頭円錐形の標準的な型で、3ヶが該当する。

II型——A I型の斜面部が若干盛り上がりっているもので、3ヶが該当する。

III型——A I型の斜面部が凹むもので該当するもの16ヶと全体の半数以上を占める。

IV型——A I型より高さが低く、直径は大なるもので、1ヶが該当する。

B型——半円球状のもので、2ヶが該当する。

C型——短円柱状のもので、2ヶが該当する。

大きさでは、上面径・下面径・高さともに個々によって差があり、一様ではない。重量でも同じことがいえるが、40g以上のものが半数以上を占め、その他30g台が多く、20g台のものは少ない。

これらの紡錘車は、ほとんどのものが平安時代以前の住居址より出土しており、平安時代の住居址よりは全く出土していない。紡錘車が糸を紡ぐ際の「錘」であるとすれば、平安時代には土製や石製ではなく、他の素材を使用して作っているのであろう。

(高橋与右エ門)

(3) 砥石と住居址内より出土する礫について

砥石は10棟の住居址より15ヶと、遺構外より1ヶの合わせて16ヶ出土している。出土した住居址はH-2住居址-1・G-8住居址-1の2棟を除くといずれも平安時代以前の住居址である。特に、D-4住居址より3ヶ、C-13住居址より4ヶと複数出土している住居址もある。出土した砥石を良くみると、非常に良く使用され、研ぎ減りの著しいものもみられるとともに、自然礫に若干の研ぎ面を残すものと多種である。また、使用面も2面・3面・4面ともにある。D-4住居址より出土した小型のものは端部に紐通し穴をもつものがあり、携帯用として使用されたものであろう。

なお、砥石ではないが住居址内より扁平な円礫を割った「礫」が多く出土しているので、若干触れておく。

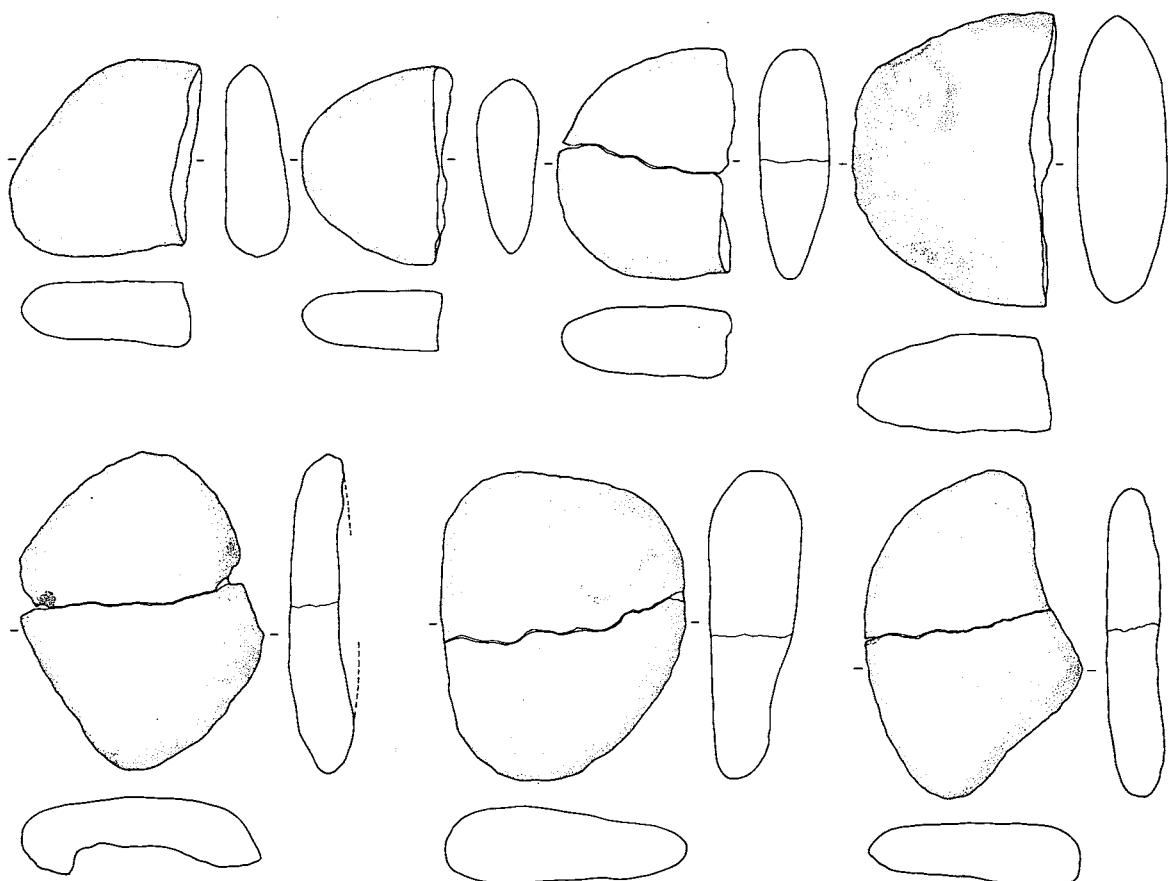
[遺構から検出された礫について]

(第338図)

当遺跡の住居址埋土から検出された礫については、自然礫と打割された自然円礫とがある。これらの礫が検出された遺構から伴出した土師器は、編年的には栗団式あるいは国分寺下層式などロクロ未使用土師器が多く、ロクロ使用土師器を伴出した遺構もあった。この中で特に礫が目立った遺構として、ロクロ未使用土師器を伴出したB-5・B-6・C-13・D-8・D-12・H-11・O-13の各住居址があり、ロクロ使用土師器を伴う遺構としてはC-6住居址・G-4住居址がある。従って、時代的にも、また平面的にも遺跡内で大きな偏りがあるとはいえない状況である。

自然礫は色調から見て段丘礫とは異なり、また地形から考えて人為的に運ばれた河川礫である可能性が大である。検出にあたってあまり注意を払っていなかったため、実測やサンプリング等はせず、フィールド=カードにその旨を記しただけであったが、形状はやや長めの、短軸での断面が円形もしくは橢円形であるものが多かった。大きさは長さ20cm程度が多かったようである。また検出される層位は埋土の下位である場合が多く、遺構が廃棄されてから一定の時間が経過した後に投入された可能性を示しているようである。量的には遺構によって差はあるものの、10個以上検出された遺構が多い。性格等は不明である。

自然礫の中に、扁平な自然円礫を横に2分割ないし4分割にしたものがあり、数的には2分割したものが多い。適当な名称がないので今泉遺跡調査報告書に倣って破碎礫と仮称する。注1この破碎礫を検出した遺構および検出状況も先述の自然礫と共に通するが、西隣する今泉遺跡のCa09竪穴住居址状遺構、Ca18住居址の埋土でも出土している。これも性格が不明であるが、当遺跡のD-8住居址-1ではP₆柱穴の掘り方埋土で48個が出土し、その中に相互に接合する例が4点見られ、この場合の機能として柱の根がためが考えられた。しかしD-8住居址-1でも



第338図 D-8 住居址一I 内出土の割石

他の柱穴からは検出されなかつたし、また当遺構が遺跡内における最大規模の遺構であるので遺構の大小による柱の構築法の異なり、もしくは柱の立て替えとも推察できる。しかし埋土下位から検出される例がほとんどであるから、すべての機能を柱の根がためとすることは無理があろう。今後の出土例とともに後考に期待するものである。

(鈴木恵治)

注1. 「東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書 XI (水沢地区)」 岩手県文化財調査報告書第60集 昭和56年

(4) 鉄製品類

(第22表)

鉄製品は25の遺構より47点と遺構外より3点の合わせて50点出土している。その中で種類の明確なのは一部だけであり、大多数は原形を残していないために器種が不明である。次にその内訳を記しておこう。

①鎧——3点 ②鉄斧——2点 ③槍鉋——1点 ④鎌——1点 ⑤縁——2点

- ⑥雁又鎌——1点 ⑦刀子——6点 ⑧釘——4点 ⑨圭頭大刀柄頭——1点
⑩轡金具——1点 ⑪不明——28点

出土した遺構の所属時期をみると、7遺構は平安時代に属するが他は平安時代以前に属する住居址である。次に圭頭大刀柄頭について若干の考察を加えておこう。

〔圭頭大刀柄頭残欠〕

D—8住居址—1の床面直上で青銅器の破片2個が出土し、相互に接合した。大きさと形状から圭頭大刀の柄頭と考えられる。出土したのは圭角部と腕貫緒の貫通孔のある片側面部である。圭角はかなり丸味をおびている。圭頭大刀は古墳時代中期から奈良時代頃までに製作・使用されたらしく、古墳からの出土例が多い。東北地方での出土例は、管見の限りでは秋田市久保台古墳出土品があり、また山形県南陽市狸沢山古墳出土品が類似しており、岩手県では初の出土である。^{注1} 出土したD—8住居址—1の規模は膳性遺跡でも卓越したものであり、伴出の土師器は編年上、栗団式とされる形式でも古手に属するものであり、時期的には7世紀末期に考えられる（編年と年代観については後述する）。当時の胆沢地方については、「続日本紀」靈龜^(715年)元年10月29日条の、「陸奥の蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈等言す。親族死亡せる子孫數人、常に恐らくは狄徒に抄略せられん。請ふ香河村に於いて、郡家を造建し、編戸の民と為って、永く安堵を保んと」（現漢文）の記録がある。^{注2} 邑良志別は地名で、延喜式内社の胆沢郡に記す於呂^{（於呂志閉の誤り）}閉志神社に該当し、胆沢町嵐江の於呂志閉神社にあたる。また香河村は、水沢市勝手町の西に香原河の地名があり、この付近一帯と考えられている。この請願を提出したのは、文からして複数の蝦夷である。また宇蘇弥奈は邑良志別の首長であつたらしく、君の姓と爵位を既に与えられていた。即ち胆沢地方の蝦夷の中には、遅くとも8世紀初頭には中央政府と交渉をもつた者がいたことを示している。また7世紀後半の対蝦夷政策を概観してみると、未だ武装植民あるいは軍事征服政策は中心とはなっておらず、既成の蝦夷社会を体制内に取り込む政策がとられており、蝦夷に対する叙爵・饗應などの記事が目につく。今回出土した圭頭大刀なども、中央政府からの下賜品であったと考えられ、7世紀後期には既に胆沢地方と中央との交渉があつたことを立証するものであろう。

なお、圭頭大刀柄頭の成分について、奈良国立文化財研究所沢田正昭氏による蛍光X線分析の結果では、銅・錫のほか微量成分として銀・砒素・鉄・鉛等が検出されている。

（鈴木恵治）

注1.「秋田県史」考古編 178~179頁

注2.「山形県史」資料編11（考古資料）図版954

(3) 中世の遺物

中世に位置づけられる遺物は磁器の破片4点と墓壙より出土した古銭5枚のみである。磁器の破片は遺構検出作業中や遺構埋土の最上層より出土したものであるが、それらを出土した遺構はいずれも古代に目される遺構である。出土した磁器の種類は茶碗か皿の破片3ヶと梅瓶の破片1ヶで、いずれも13世紀末～14世紀に位置づけられる中国産のものである。本遺跡では中世に位置づけられる遺構はC—1土坑とした墓壙のみであり、他の遺構は確認されていない。しかし、掘立柱建物跡に古代より新しくなると考えられる建物跡が2棟（C—6建物跡・O—18建物跡）存在することは記した。その他にも、この2棟の柱穴掘り方と同じ形状を示す柱穴状小土坑群が数ヶ所に密集して存在し、それらが、この様な中世遺物に関連する遺構である可能性がある。また、溝跡の項でも記したごとく、溝跡の所属時期を確実に決定することは困難である。特に、B—7溝跡は埋土の最上層より梅瓶の破片を出土しているばかりではなく、平安時代に属する住居址や建物跡を削剝している。このことはB—7溝跡もまた古代より新しくなる可能性を含んでいる。

C—1土坑（墓壙）より出土した5枚の古銭はともに「永樂通寶」という銭文をもっている。永樂通寶は中国で西暦1403年より1424年までの約20年間鑄造されたものである。日本には15世紀～16世紀を通じて大量に輸入され、独自の正用銭を鑄造しなかった日本で正用銭の様な役割を果した一般的に流通した銭である。江戸時代になって寛永13年（1636年）に寛永通寶銭（俗に古寛永銭という）が鑄造されるまで使用され、寛永通寶を正用銭として発行後は回収し、鑄潰して寛永通寶に改鑄している。従って、永樂通寶を伴出したからといってすべて15世紀に位置づけるのは危険であり、あくまでも時代上限を表わしているに過ぎないのである。しかし、出土した5枚の中に他の銭文のものが含まれていないことから考えると、この銭を出土したC—1土坑はほぼ15世紀一杯に位置づけて大きな過りがないものと推定される。

いずれにしても中世に位置づけられる遺物は非常に少なくないので、多く記すことは控えたい。けれども、本遺跡が古代のみならず、縄文時代晚期より15世紀ないしは16世紀までの長い期間に亘る人間の生活の歴史を示すものとして貴重な意味をもつてゐることは事実である。

（高橋与右エ門）

3. 土師器の編年的位置づけ

（付図5・6）

以上、本遺跡で出土した遺物を縄文・弥生時代、古代、中世に時代区分して説明を加えた。その中で、古代の遺物は土師器の特徴からⅠ群～Ⅲ群に大別し、さらに各群の中で土師器と須恵器に細分して記述した。土師器については、各器種ごとに類型分類したが、分類基準と標準的な器形についてだけ記述し、個々の属性は巻末の掲載遺物観察表（表17）に記入したもの、

所属時期については触れなかった。ここでは、量的にもっとも多い土師器の編年的位置について考え、本遺跡より出土した遺物の小結とする。

本論に入る前に、学史的な面から編年作業の変遷を振り返ってみたい。

東北地方の土師器の編年は氏家氏によって進められ、1957年にはその成果が発表された。^㉑氏家は宮城県内の資料によって第Ⅰ型式～第Ⅶ型式までの変遷過程を明らかにし、関東地方のそれに対比させた。一方、桜井氏は花巻市胡四王山遺跡や水沢市権現堂遺跡からの出土資料によってロクロ未使用のものを第Ⅰ型式、ロクロ使用のものを第Ⅱ型式として体系づけた。^㉒桜井氏の発表とほぼ時を同じくして、草間氏もまた、ロクロ未使用を前期土師器、ロクロ使用を後期土師器として発表したが、^㉓桜井説と草間説は内容的にはほとんど差がなかった。その後、氏家氏は先の編年で第Ⅵ型式とした対馬式土器を、陸奥国分寺跡の調査で国分寺下層式とした土師器群に入れ換えて自説を補強した。^㉔その後、岩手県では新資料も増えなったこともあって、これといった動きは暫くみられなかったが、宮城県では、岡田氏・桑原氏を中心として、活発な編年作業が続けられ、その成果が相次いで発表されている。^㉕それは、東北地方南半のみならず、東北北半の土師器にも及び、桜井第Ⅰ型式の土師器を技法的な面から詳細に分析し、それらのほとんどは氏家編年の国分寺下層式に対比されるものであるとした。^㉖昭和45年頃より東北縦貫自動車道や東北新幹線といった大規模開発と相俟って、多くの新資料が提供されたことにより、各地で従来の編年体の再検討と新たな編年作業が進められつつあるが、それらはいずれも氏家編年を基本的な骨子とするものである。この様な動きは岩手県でも見られ、その成果が相原氏によって発表されている。^㉗相原説は、現在までに知られている県内の資料は、器面調整等に若干の違いはあるものの基本的には氏家編年と同じ変化・変遷を辿るという概念にたって設定されたものである。筆者もまた、本遺跡出土の土師器の分析を通して、相原氏と同様の感を抱いているものであり、賛意を表しておく。

以上の様なことから、本遺跡から出土した土師器は、氏家編年による形態変化を基本として、相原編年と対比させながら、先に第Ⅰ群～第Ⅲ群とした本遺跡出土の土師器を考えてみたい。

なお、各群はそれぞれ所属する時代を表わし、古い方からⅠ群・Ⅱ群・Ⅲ群としている。群の中で細分される場合には古い方からA・B・Cとした。

[I 群]

I群とした土器群は①内外面朱彩の壊形土器をもち、②甕形土器の器面調整にハケメ調整をもたない。という特徴をもつことは前述の通りであり、器種は壊・甕・甑で構成される。この様な特徴をもつ土師器は次のⅡ群の特徴より古い要素であり、本群の遺物を出土するのはG-15住居址のみである。本遺跡の遺物と近似する土師器を出土した岩手県内の遺跡は和賀郡江釣

子村猫谷地遺跡、水沢市西大畠遺跡、同面塚遺跡が知られているが、詳細に比較してみると、他遺跡の出土遺物とは相違点が多く観察される。猫谷地遺跡例では器種として壠・鉢・高壠・球胴形の甕等で壠は出土していない。この例では甕の口縁部に複合口縁があること、壠と甕の底面が上げ底気味であるといった違いがある。西大畠遺跡では壠と球胴形の甕が出土しているが、こここの例では壠の口縁部内面に軽い稜をもつものがあるが、本遺跡例の様に大きく外弯する器形は含まない。甕の器形は本遺跡例と近似しているが、本遺跡例の様に頸部内面に明確な稜をもつものがない等といった違いがみられる。面塚遺跡例は報告書が未刊であるので定かでないが、現説資料によると壺と壠が出土し、壺の口縁部は複合口縁で、壠は半球状を呈している。以上の3遺跡例では猫谷地遺跡が高壠、西大畠遺跡では壠と壺、面塚遺跡では壠の中に朱彩されたものが含まれている。器面調整ではいずれもヘラケズリやヘラナデが多用されている様である。本遺跡例は器種構成が明確でないが、出土遺物の中だけでみると他の3遺跡の出土遺物とは相違点が多すぎる。住居址の形態でみると、面塚遺跡例と本遺跡例がカマドを設置しているが他遺跡例ではカマドをもたない。以上の様なことから総合的に判断すると、他の3遺跡より本遺跡例は新しい要素をもっている。特に、器種構成、壠の器形、住居址の構造（中でもカマド）等の特徴に顕著である。他の3遺跡ではいずれも氏家編年の南小泉式併行とされており、これに従うならば、本遺跡の本群土器は南小泉式より新しいことになる。筆者の知る限りでは岩手県内では類似例を知らない。東北地方でみると福島県いわき市伊勢林前遺跡の第12号住居址とその出土遺物が近似している様である。その土師器は、壠・甕・壺・甌の器種で構成され、その中の甕・壺の頸部内面に明瞭な稜をもち、口縁部は外弯気味である。^⑪ 壠の系譜に入ると考えられる小型壺の底部が丸底であり、本遺跡のそれと共に通している。壠では体部に段や稜をもたないで大きく外弯する口縁部をもつものはないが、若干外弯気味のものがあり、この種では体部内面に軽い稜をもっており、この点も本遺跡のそれと共に通している。また、壠には朱彩のものが若干含まれている。遺構でみると、平面形は四隅がほぼ直交する5.7m×5.8mの方形で、明確な柱穴はない。東壁中央やや右寄りには礫で補強された袖部をもつカマドが設置されているが、煙道部は記載されていないことから、存在しないものであろう。南東隅部の南壁際には長方形の貯蔵穴がある。この様に、遺構についても規模と煙道部の点以外は良く近似している。地域的には離れているが、この様な類似点は広義の意味で地域を超えた時代的な特徴と解釈しても大過ないものと考える。この様な解釈が許されるならば、本土器群は、伊勢林前遺跡第12号住居址の出土遺物と時期的に大差のない時期に求められるであろう。伊勢林前遺跡では型式比定を控えているが、本土器群は南小泉式といわれる土器群より新しく位置づけられることは前に示した。また、本遺跡第Ⅱ群よりも古いことも先に述べた。従って、本土器群は南小泉式より新しく、内面黒色処理の出現以前に位置づけられるもので、氏家編年で

は第3型式引田式土器の範疇に入るものと理解したい。しかし、筆者の実見によると、引田遺跡出土の土器群とは著しく差がある。特に壺・壇にみられる口縁部内面の突帯状の稜の付き方が違い、本遺跡のそれより顕著であり、本遺跡のそれを、引田遺跡出土のものの退化形態としてみることができるであろう。以上の様なことから、本遺跡第Ⅰ群土器は氏家編年の引田式に併行し、相原編年ではⅣ群土器に相当するが、その中でも、もっとも新しいものと理解しておき。実年代については、提示しうる資料をもち得ないので推定の域を出るものではないが、一応6世紀末頃～7世紀初頭頃に位置づけておきたい。

〔第Ⅱ群〕

本群に属する特徴は、すべてロクロ未使用成形のもので構成され、壺形土器の内面が黒色処理されることが一般的であること、甕形土器の器面調整にハケメをもつことは前述の通りであり、本群の土師器を出土する住居址は57棟である。

本群に属する土師器は氏家編年では、第4型式～第6型式に該当するものであり、相原編年では該期をV群～VIIb群に細分している。本群の器種構成は、壺・高壺・甕・鉢・甌・小型土器があり、若干の須恵器が共伴している。これらの土器は器種によって特徴的な形態変遷を辿ることが知られている。例えば、甕形土器では体部最大径の位置が、古いものから順次体部下位より上位に移行し、同時に、新しくなるに従って底部径と体部径の比率が小さくなる傾向があり、さらに、長胴化していくといわれている。壺形土器についていえば、体部と底部の境の内外面に稜もしくは段をもち、底部形態は丸底のものから、次第に内面の段や稜が消滅し、次いで内外面ともに段や稜がなくなり、いわゆる無段丸底になるという変遷を辿ることが知られている。また、壺形土器の内面黒色処理は無処理から普遍的に処理される様になる。この様な変遷過程を妥当なものとして、本遺跡出土の本群に属する土師器をみると、A～Dまでに細分される様である。

A：このグループに入る土器はK—5住居址・G—6住居址・G—8住居址—2・J—7住居址・L—7住居址より出土した土師器を標式としており、他にE—6住居址・F—3住居址—2・K—11住居址からも本グループに属する土器が出土している。それらを器種別にその特徴を記す。

壺形土器——底部形態は丸底を中心であるが、一部に平底風のものがある。底部と体部の境には内外面ともに段か稜をもっている。段や稜のつく位置は丸底のものは器高のほぼ中位に、そして、平底風のものでは器高の下位である。体部～口縁部は、外弯するものと外反するものが主体であるが口縁部が、大きく内弯し甕形のものもある。ほとんどのものが内面が黒色

処理されているが、一部に無処理のものが含まれている。大きさは、口縁部径が18cm～22cm位で器高5cm～6cmのものがほとんどであるが、ほんの一部口縁部径15cm未満のものも含まれている。調整技法では、体部～口縁部の外面はヨコナデを入れるのが一般的であるが、中には若干ミガキを入れたり、ヘラナデするものもある。底部はヘラナデ・ヘラケズリで、ミガキのものは少ない。内面は黒色処理の有無に関係なく全面にミガキが入る。

高坏形土器——このグループに入る高坏形の土器は量的にも少なく、完形のものもないことから、全容は不明である。坏部に限ってみれば、体部内外面の下端に段をもち、体部～口縁部が内弯気味に外傾するものと、坏形土器の体部～口縁部と同様に外反するものの2形態ある。また、大きさでも口縁部径が15cm位と18cm位の2種類ある。調整技法は、坏形土器のそれとほぼ共通しているが、口縁部外面に対するミガキが多い。内面は全面にミガキを入れ黒色処理される。脚部は形態の判るものは1点のみであるが、それは坏部の外底面より7cm位の器高があり、坏部の外底面に直接貼り付けられ、柱状部は中空である。裾部は外弯する様に開き、接地部の径は13cmである。調整技法は、外面が柱状部ミガキ、裾部ヨコナデである。内面は柱状部ヘラナデ、裾部はヨコナデである。

甕形土器——このグループの甕形土器は、器形的には長胴形で体部最大径が体部中・下位にあるもの、前者より器高が低く体部径が前者より大なるもの、体部が「ズンドウ」で底部付近で強く窄んで底部に移行するもの、体部が大きく膨らんで球胴形のもの等があり、さらにその中で大小のみられる場合もある。頸部の段は有るものと無いものがあるが、ないものが量的に多い。口縁部は外反し口唇はほとんど丸味をもち、沈線状の凹みをもつものはない。底部はいずれも高台状を呈し、周囲に突帯状の出っ張りのつくものが多い。調整技法は口縁部はほとんど内外面ともヨコナデで、一部にヨコナデの前段階であるハケメ痕を残すものがある。体部外面はハケメ、ハケメ後ナデかミガキである。内面は全面にハケメを残すものとヘラナデやケズリを入れるものがある。この様な調整は器形による差はない。小型甕の中に頸部に鋸歯状の沈線を入れるものが一点あり、この土器は内外面の調整にミガキが多用されたり、口唇部が平らで両側に張り出す等他のものと趣を異にしている。

鉢形土器——点数としては多くない。器形的には器高より口縁部径が大で、肩部に稜をもつて内反し、次第に外弯する口縁部をもち、口唇は丸い。底部は欠失しているので不明である。調整技法は甕形土器のそれと同じである。

籠形土器——形態的には無底のものと多孔のものがある。無底のものの器形は肩部に体部最大径をもち、軽く内弯しながら底部に移行し、頸部段の位置より直線的に軽く外反する口縁部をもつ。体部下端には一対の貫通孔をもつ。多孔のものは無底のものより小型で、内弯して外傾する体部をもち、頸部無段で口縁部は軽く内弯する。底部は丸底風に仕上げられ、複

数の貫通孔をもつ。調整技法は、前者では内面にミガキやナデが多用される以外は甕形土器のそれと差がない。無底のものは体部外面がケズリ、口縁部ヨコナデである。内面にハケメの痕跡を残すが、ミガキ・ナデで仕上げている。

小型土器——器形的には甕形のもの、壺形のものがあるが、調整技法等は甕形土器のそれと同じである。

須恵器——短頸壺が1点共伴している。底部が丸底で肩部に1条の沈線が全周している。頸部より端部を欠失しているのでその部分は不明である。体部中位より上位はロクロナデ痕を残しているが、底部には不明瞭であるがヘラケズリが入っている。

B：このグループは、D—8住居址—1・E—7住居址・I—9住居址より出土した土師器を標式としているが、他に、A—5住居址・B—2住居址・B—7住居址・F—5住居址・I—4住居址からも同様の遺物を出土している。器種構成は基本的には前のAと同じであるが器形が若干変化している。次にその状況について記すが、前のAと対比し、その相違点を中心に記述する。

壺形土器——器形的には前種の名残りを感じさせるが、前種に比較して体部の稜や段が若干不明瞭であり、体部～口縁部が外反するもの、外弯気味のもの、内弯するもの等があり、一様でない。調整技法では、外面の調整に前種よりミガキが多くみられるものの、内面は全面にミガキを入れ、黒色処理されるのが一般的であるが、無処理のものも含まれている。大小関係では前種よりバラツキが大である。

高壺形土器——出土点数が多くないので、不明な点もあるが、全体的にみて、前種より壺部の体部～口縁部が直に立ち上がり全体が半球状を示す以外は前種と基本的に差がない。調整技法でも同様である。本種では脚部の低いものがみられる。

甕形土器——器形的にみると、体部中位～下位に体部最大径をもつ長胴形のものは引き続き残っている。前種でみられた前者より器高が低く体部が膨らむものもみられるが前種ほど多くはない。いわゆる長胴形のものでは体部が前種より細くなっていることを表わしている。球胴形のものは、器形では前種とほとんど差がないが、小型のものでは底部が丸底のものと平底のものが混在する。調整技法も前種と同じである。底部は高台状であるが前種ほどではない。

鉢形土器——頸部無段で軽く外反する口縁部をもつもので体部下半が若干膨らみ底部寄りで大きく窄むらしい。

瓶形土器——無底のものだけが出土している。前種の無底のものと比較すると小型であるが、これが時期的な特徴かは不明である。前種に比較してそれより体部が若干膨らみ、頸部に段

がないものがある以外は差がない。

小型土器——甕形のもの、鉢形のもの、そして筒形ともいるべき体部に粘土紐積み上げ痕を明瞭に残すものがある。甕形、鉢形のものの調整技法は、甕形土器・鉢形土器のそれと同様である。

須恵器——本種では、坏と高坏が共伴している。坏は2点あるがその中の1点は高台が取れているが、ほぼ完形で、体部が若干内弯氣味に立ち上がり、底部が手持ちヘラケズリのもので比較的器高が低い。他の1点は口縁部破片であるので全体は不明であるが、口縁端部が軽く外弯する以外は前者とほぼ同じである。高坏は脚部のみを残存し、さらに柱状部の一部を欠失しているので定かでないが、柱状部が細く、2窓のものであり、おそらく長脚二段透し型になるものと考える。

C：本種はB—5住居址・F—11住居址・H—11住居址より出土した土師器を標式とするが、A—1住居址・C—3住居址—1・C—3住居址—2・C—12住居址・F—13住居址・G—3住居址・I—5住居址・K—6住居址—2・K—15住居址・M—14住居址・N—6住居址等からも同種の土師器を出土している。器種構成は、基本的には前種と差がないが、球胴形の甕が前種より大小関係が顕著である。以下に前種と比較してその相違点を中心に記述する。

坏形土器——底部と体部の境に内外面ともに段や稜が顕著であるが、一部に不明瞭なものもみられる。底部はいずれも丸底である。体部～口縁部の形態は内弯して外傾しているものだけで、A種やB種にみられた直線的に外反するものや外弯するものはない。中に前種の高坏形土器の坏部の器形とほぼ同じものがある。大小関係は前種より顕著であり、定形化する。調整技法は、口縁部外面がヨコナデのものも残るがミガキを多用し、この傾向は底部にも及んでいる。内面は全面にミガキを入れ黒色処理をするのが一般的であるが、若干であるが無処理のものも含まれている。

高坏形土器——完形のものがないので全体的な器形は不明であるが、大型のものと小型のものがあり、大型のものの脚部は前種のそれと器形的に差がない。調整についても同様である。

甕形土器——前種まで普遍的にみられた体部最大径を体部の中・下位にもつ長胴形のものがなくなり、いわゆる一般的な長胴形のものだけになる。大小関係は前種と差がない。球胴形のものは前種とほぼ差がないが、大型のものが数量的に多くなり、大・中・小の3種がみられる。頸部に段もしくは括れをもち、口縁部は外反するもの、外弯氣味のもの、外反もしくは外弯して端部が直立するもの等があり、口唇部は角形のものが主体で、中には沈線状の凹みをもつものがある。高台状の底部のものはなくなるが、周囲に突帯状の出っ張りをもつものが多くみられる。調整技法は前種のそれとほとんど差がなく、ハケメを主体としヘラナデ

やミガキが若干みられる。

鉢形土器——小型の甕形土器の器高を低くした器形のもので、体部が内弯して外傾するもの等の器形があり、片口のつくものが出現する。調整技法は甕形土器のそれと同じである。

甕形土器——無底のものと多孔のものがあり、その中の無底のものは比較的大型のものが多く、多孔のものは前者より小型である。器形では、無底のものは甕形土器の底部を取り去った器形を呈し、多孔のものは鉢形土器の底部に複数の貫通孔を空けた器形である。調整技法は甕形土器のそれと同様である。

小型土器——坏形のものと鉢形のものがあり、坏形のものには片口のつくものがある。なお、坏形のものは内面が黒色処理されている。調整技法はそれぞれの器種のそれと同様である。

須恵器——本種に共伴して出土したのは壺の底部1点と器種・点数ともに少ないので、全体的なことは不明である。しかし、共伴していることを重要視したい。

D：本種はD—12住居址・F—6住居址・O—13住居址より出土した土師器を標式とするもので、他にB—3住居址・C—1住居址・C—6住居址—2・C—13住居址・D—4住居址・H—6住居址・P—11住居址・N—7住居址等からも本種に属する土師器が出土している。器種構成では前種のそれとまったく変化がないが、坏形土器と甕形土器の器形に変化がみられる。以下に前種との相違点を中心にして記述する。

坏形土器——体部と底部の境の段が、内面ではほとんど消滅し、外面も沈線状になつたり、段があつても不明瞭となる。調整技法は、口縁部の外面がヨコナデ・ミガキである。底部はミガキ、ヘラケズリともみられる。内面はミガキ後黒色処理され、無処理のものを含んでいない。全体的にみる無段丸底に近くなっていることを示している。

高坏形土器——前種までみられた長脚形のものが出土していない。数量的にも少ないだけではなく、坏部が残存していないので詳細は不明である。出土したのは短脚形のもので、柱状部が低く裾部も急角度で広がるものである。

甕形土器——前種よりもさらに長胴化したものが出現するだけで、他は前種とほとんど差がない。器形的には長胴形のものと球胴形のものがあり、その中でさらに大小関係がある。頸部の段は顕著なものと、ほとんどないものがある。口縁部は外反するもの、外弯するもの、外反または外弯のち内弯するもの、ほぼ直立するもの等があり、口唇部は丸いもの、角なものがあり、その中で角のものには沈線状の凹みが入る例が多い。調整技法は前種のそれとまったく差がない。

鉢形土器——前種のものとまったく変化がない。器高の低い小型の甕形のものと口縁部が大きく内弯する二種類あり、後者には片口のつくものがある。調整技法は甕形土器のそれと同

じである。

甕形土器——本種では多孔のものがまったく出土しておらず、すべて無底のものである。前種に比較すると器形が小型化している。新たな器形として単孔としたものが出土しているが、破片であるので詳細は不明である。形態的には甕形のものと鉢形に近いものがある。調整技法は甕形土器のそれと同様である。

小型土器——甕形のもの、鉢形のもの、壺形のものがある。調整技法は甕形土器のそれと同じである。

須恵器——本種では大甕もしくは大壺の口縁部破片と、壺の肩部破片が出土している。小破片であるので、全体を知ることができないが、共伴していることに重要性がある。

以上、Ⅱ群とした土師器をA～Dの4種に細分した。本群は氏家編年では第4型式～第6型式、相原編年ではV群～VIIb群の範囲に該当するであろうことは先に記した。しかし、全体でみると、本遺跡でⅡ群Aとした種類は、氏家編年の第4型式に直接対比し得るものであるか問題である。と同時に、Dが氏家編年の第6型式に対比されるかも問題である。まず、本遺跡のA種としたものから考えてみよう。本種と近似する遺物を出土している岩手県内の遺跡として、水沢市今泉遺跡・面塚遺跡・胆沢郡金ヶ崎町上餅田遺跡、和賀郡江釣子村猫谷地遺跡^②が知られている。本遺跡の西方300mに位置する今泉遺跡では、該期の集落を前期・後期に細分しているが、その中の前期集落に伴う土師器が本遺跡のA種に近似しているが、A種と比較すると、甕形土器では長胴形で体部最大径が中・下位に位置する器形は共通するが、前者より器高が小で体部径が大きいものは今泉遺跡では少ない。壺形土器では本遺跡では壺形のもの以外はすべて体部～口縁部が外反もしくは外弯するものだけであるが、今泉遺跡では内弯気味に外傾するものが含まれている。しかし、全体的にみると器種構成もほとんど差がなく、本遺跡のA・B種と良く近似し、特に、相違点を考慮すれば、本遺跡のB種に近い種類と理解される。上餅田遺跡例では、器形では良く近似したものもみられるが、壺形土器・高壺形土器の器形に相違点が多い。特に上餅田遺跡では内面黒色処理のないものが比較的多い等、本遺跡よりも古い要素を示している。面塚遺跡もほぼ同様であるという。猫谷地遺跡例ではJJ24住居址より一括出土した土師器が近似している。特に、高壺形土器の壺部の体部～口縁部が直線的に大きく外反する器形を含む等多々みられる。しかし、その反面、甕形土器の器形に若干差があることもまた事実である。器種構成等では差がないものの全体的にみると、本遺跡のAよりは新しい感がある。以上の様なことから、本遺跡の本群Aは今泉遺跡前期や猫谷地遺跡JJ24住居址よりは古い要素を具備し、上餅田遺跡のIa群より新しいものと考えられる。本遺跡Ⅱ群Dについて考えてみよう。D種に近似した土師器は同じ水沢市内の玉貫遺跡・石田遺跡より出土している。玉貫遺跡^③

は本遺跡の北方350mに位置する集落址であるが、この遺跡より出土した土師器は、壺形土器外面の底部と体部の境に軽い段または沈線状の括れをもつものと、まったくもたないものがあり、内面にも段や稜をもつものともたないものがある等類似性が強いが、甕形土器では本遺跡のそれの方が長胴化の傾向が強く、底部径が玉貫遺跡のそれより小である等本遺跡の土師器の方が玉貫遺跡のそれより古い要素を残している。石田遺跡例についても同じ様なことがいえる。従って、本遺跡Ⅱ群Dは玉貫遺跡・石田遺跡例よりは古く位置づけることができるであろう。以上のことから、本群A～Dは上餅田遺跡Ia群より新しく玉貫遺跡I群より古い時間巾の中に位置づけられることになる。その中で、本群A・Bは壺形土器と甕形土器の器形に若干差があるものの、全体的にみるとほぼ同じ要素を具備していることから、本来は同じ範囲の中に入る土師器群である可能性が強い。BとCの両者間では壺形土器、甕形土器ともに明らかな相違があり、一つの画期ともいえるものである。CとDの両者間では壺形土器に差がみられるものの、甕形土器ではほとんど差がない。また、器種構成も高壺形土器以外には差がなく、全体的にみても共通点が多くみられることから、C・D間には明確な画期はないのかも知れない。以上の様なことを考慮して本群全体を考えると、Aは氏家編年の第4型式住社式土器に、そして相原編年V群に近似した特徴をもっている。しかし、本種より古い上餅田遺跡Ia群の存在を考慮すれば、その中でももっとも新しい時期に位置づけられる可能性が強いものと理解しておく。Bもまた、Aとほぼ同時期か、氏家編年第5型式栗圓式土器・相原編年VI群の古い部分に位置づけられるものであろう。Cは氏家編年のほぼ第5型式・相原編年VI群に対比されるものである。Dとしたものは相原編年のVIIa群より古い要素を残していることから、本種もまた、広義の意味で氏家編年第5型式・相原編年VI群の範囲に入り、その中でも後半部分に位置づけられるであろう。

以上、本遺跡のⅡ群土器を編年的見地から位置づけを行ったのであるが、ここで実年代の想定をしておく。

本群と共に伴する遺物の中に直接的に実年代を示す遺物は含まれていないが、共伴遺物の中に何点かの須恵器を共伴しており、この須恵器の属性から実年代を考えてみたい。本群ではA・B・C・Dともに須恵器を共伴しており、その中でもAに共伴した短頸壺とBに共伴した高壺・壺との比較と、遺構重複による新旧関係が大きな意味をもっている。Aに共伴した短頸壺は、東北地方の古墳時代須恵器を編年した渡辺氏の説に従うならば第Ⅱ期に相当するものであり、^④陶邑編年でもほぼⅡ型式に相当するものである。陶邑編年では該期に6世紀前期～7世紀前期という実年代を付与しており、渡辺編年でも同意見である。Bと共に伴した高壺は、全体的な器形は不明であるが、長脚二段透し型の小型品と解することが妥当であるならば、やはり、渡辺

編年の第Ⅱ期・陶邑編年のⅡ型式に対比されることは確実であろう。坏は底部が手持ちヘラケズリ調整が行われているため底部と体部の境が丸味をもち、全体的には丸底風を示すものであるが、窯跡出土のものとの比較では福島県の小倉寺高畠窯や、宮城県長根窯出土のものと技法的に近似している。この種の須恵器坏は桑原・岡田両氏の編年では第1類—aに相当するものであり、^⑩7世紀末～8世紀前葉という実年代を与えており、渡辺氏の編年でも同様である。以上のことから、これらの須恵器はほぼ6世紀前期を上限とし、8世紀前期までの範囲に入るものであることが知られる。しかし、須恵器の年代をそのまま土師器の年代にスライドすることは問題がある。特に供献用具的なものは伝世を考慮する必要がありそうである。例えば、今泉遺跡では本群に併向する土師器に共伴して渡辺編年第Ⅰ期に属する鰐が出土しており、これなどは典型的な例であろう。本遺跡の場合には、供膳用具たる坏が出土しており、供献用具とはまた違った意味をもっている。出土遺構の重複による新旧関係は、短頸壺を出土したG—6住居址が、坏を出土したF—5住居址によって剝削されており、遺構の新旧関係と遺物の新旧関係は矛盾しない。また、D—8住居址ではF—5住居址出土の坏と同種の坏と渡辺編年第Ⅱ期の高坏が共伴しているが、坏の年代からみればF—5住居址出土のそれとほぼ近い時期に位置づけられるものであろう。

これらのことから、本群の想定される実年代を本群Bに共伴した坏の年代より、本群Bを西暦700年を中心とするその前後に位置づけ、Aを7世紀後半としておく。C・Dは8世紀と考えられるが、相原編年のⅦ群の存在を考慮するならば、上四半期に位置づけるのが妥当であろう。この様な時代設定は、氏家編年の想定される実年代とも矛盾しない。以上、本遺跡出土の本群の土師器について、7世紀後半～8世紀前葉に位置づけられるものと理解しておきたい。しかし、これはあくまでも試論として呈示するものであり、新資料の増加をまって再度検討を加え、過りを正したい。

〔第Ⅲ群〕

本遺跡出土の土師器の中でⅢ群としたものはロクロ使用成形以後の土師器を一括していることはすでに述べた。本群に該当するものには土師器のみならず須恵器も多くみられ、それらの中には次の様な器種が含まれている。土師器では、坏形土器・高台付坏形土器・甕形土器・鉢形土器・壺形土器・羽釜形土器があり、須恵器では、坏形土器・甕形土器・鉢形土器・壺形土器等がある。ここでは土師器を主体として、その技法的・器形的観点からその変遷過程を考え、須恵器は土師器の共伴関係で捉えていくこととする。

本論に入る前に、先学によって体系づけられたⅢ群に該当する土師器の変遷について整理しておく。ロクロ使用成形以後の坏形土器は、底部切り離しが窓切りから糸切りへと移行し、さ

らに切り離した後に再調整するものから無調整のものへと移行するとされている。甕形土器では器表に平行叩き痕を残すものは、須恵器生産の技法が土師器生産に応用されたものとして考えられ、叩き痕を残すものから残さないものへと移行するという。器種の出現では、壺や羽釜は、出現年代は定かでないが後出する器種であることが知られている。また、須恵器坏形土器は平安時代全期間を通じて生産されたものではなく、ほぼ10世紀一杯位で消滅するとされている。

以上の様な平安時代土器の変遷過程を参考にして本遺跡出土の該期の土器を分類すると、古い方からA～Dまでに細分される。

A：本種はC—6住居址—1・C—9住居址・F—4住居址・K—4住居址より出土した土師器を標式としているが、他にF—3住居址—1・G—4住居址・H—3住居址・L—3住居址からも本種の土師器を出土している。遺構の形態やカヤドの構造等から考えると、集落期ではC—6住居址・C—9住居址の前者2棟と、F—4住居址・K—4住居址の後者2棟に細分され得る要素をもっているが、遺物では細分する根拠がない。種類では土師器と須恵器があり、土師器では坏形土器・甕形土器・鉢形土器、そして須恵器では坏形土器・甕形土器・鉢形土器・壺形土器等の器種で構成されている。本種の特徴は土師器坏形土器の底部再調整と器面に平行叩き痕をもつ土師器甕形土器の存在である。

土師器

坏形土器——内面が黒色処理されるものとされないものに大別される。いずれも底部が回転糸切りによって切り離され、内面黒色処理のものの中に回転または手持ちによる箝削り再調整されるものが主体であるが、出土した個体すべてにみられるものではない。再調整の入る位置は底面だけのものと、底部周囲の器表に及ぶものがある。黒色処理のないものにも1点だけ再調整がみられる。器形では体部～口縁部が内弯して外傾するものと端部で外弯または外反するものがあるが、内弯するものが主体を占めている。この傾向は黒色処理の有無による差はない。大きさでは口縁部径が13cm～14cmのものもあるが、ほとんどのものは14cm～16cmの範囲に入り両者間に差はない。

甕形土器——大型・中型・小型の3種類ある。大型は器高25cm以上・中型は同じく20cm以上25cm未満、小型のものは20cm未満である。器形的には極端な差がなく、いずれもよく近似している。肩部で若干膨らみ、底部に向かって窄む器形である。中・小型のものには体部に膨らみがなく、頸部よりそのまま底部に移行するものもある。口縁部は外反するもの、外弯するもの、外折するもの等多種混在し、口唇部も、角形のもの、挽き出されて受口状のもの等みられる。調整技法では、大型のものは外面が体部上位ロクロナデで、中・下位はヘラ

ケズリが一般的な組み合わせで、上位に平行叩き痕を残している。内面はロクロナデが主体であるが、中にカキ目を入れるものがある。中型のそれは、大型に共通するものと、小型のそれに共通するものがある。小型のものはほとんどロクロナデのみである。底部切り離しは大型ではヘラケズリで不明であるが、小型のものは回転糸切りされるのが一般的である。

鉢形土器——2点出土しているが、甕形土器の中・小型の器高を低くした器のもので、その他は基本的に甕形土器のそれと差がない。口縁部径18cm～19cmで器形15cm位のものである。

須恵器

壺形土器——出土数は少なくない。いずれも底部切り離しが回転糸切りのもので、一部に再調整をもつものがある。器形は内弯気味に外傾するもの、端部が外弯するもの等があり、大きさでは口縁部径14cm～16cmと土師器壺形土器のそれとほとんど差がない。

鉢形土器——明確なものは1点のみである。器高に比し口縁部径が大なるもので、器形的には土師器の鉢形土器とほとんど差がない。焼成が悪く軟質であるが、環元炎焼成されたことは明瞭に残している。

壺・甕形土器——完形となるものは出土していないので全容は不明である。肩部～口縁部をみると種々の作り方がある。調整技法は平行叩き目、ヘラケズリ、ヘラナデ、ロクロナデ等が使用されている。

B：E—3住居址—1・H—2住居址—1・G—8住居址—1・M—5住居址—1よりの出土遺物を標式として、その他にA—4住居址・D—2住居址・E—2住居址—1・K—3住居址—1・M—6住居址からも同じ様な遺物が出土している。種類は土師器が主体で須恵器の共伴が前種Aより多くない。本種には壺形土器の底部に再調整の入らないもので、器形的に前種と差のないものを一括している。種類では土師器と須恵器があり、器種では壺形土器・高台付壺形土器・甕形土器・壠形土器等がある。遺構の重複関係からみるとさらに細分され得る要素をもっているが、遺物の面ではその根拠がない。

土師器

壺形土器——内面黒色処理のものと無処理のものがある。全体的にみると無処理のものが多い。底部切り離しは両者とも回転糸切り無調整である。器形は前種のそれとほとんど差がなく、体部～口縁部が内弯するもの、端部が外反または外弯するものがあり、他に、内面黒色処理のないものには直線的に外反するものがある。若干大小関係があるものの、前種のそれと大差がなく、口縁部径14cm～15cmの範囲である。

高台付壺形土器——内面黒色処理のものと無処理のものがある。黒色処理されるものは断面三角形状の低い（1cm未満）高台のつくもので、一点は内外面とも黒色処理されている。無

処理のものは、前者より高台が高く、「ハ」字状にフン張るものである。坏部は坏形土器のそれと差がない。

甕形土器——器形をみると、前種に比して体部の張りがなくなり、頸部に最大径をもつものが多い。口縁部～口唇部の作り方が、前種と若干変化し、前種で主流を占めたロクロ挽き出しに、頸部より短かく外折し口唇部に挽き出しのないものが出現する。大小関係は前種のそれと変化がない。調整技法も変化がない。

鉢形土器——完形品ではないが、それらしきものが1点出土している。甕形土器と基本的に差がないが、器高に比し口縁部径が大なるものである。

堀形土器——前種にはなかった器種である。かつては盤とも呼ばれていたが、現在は堀として定着している。2点出土しているが、いずれも底部を欠失している。成形や調整は甕形土器のそれと差がないが、全体的に二次的な焼成を受け赤褐色化している。

須恵器

坏形土器——点数が少ないので定かでないが、口縁部径16.5cmと前種のそれよりやや大振りで、体部～口縁部が直線的に外反する以外は差がない。

壺・甕形土器——出土点数が少ないのみならず、完形がないので不明な点が多い。共伴する事実だけを記述しておく。

C：G—9住居址・H—5住居址・J—4住居址よりの出土遺物を標式としている。この種の特徴は、土師器坏形土器の中に黒色処理のものも若干みられるが、無処理のものが主体を占めることである。種類では土師器と須恵器があり、器種では坏形土器・高台付坏形土器・甕形土器がある。

土師器

坏形土器——底部切り離しは回転糸切り無処理で、内面黒色処理のものが若干みられるが、大方のものは無処理である。器形でみると、黒色処理のものは前種のそれと同じであるが、無処理のものは若干小振りとなり、体部～口縁部が直線的に外反するものが多くなり、器高も低くなる。

高台付坏形土器——内面黒色処理のない坏形土器に高台を付したものである。

甕形土器——点数が少ないので定かでないが、大型のものもなく、中・小型のものが出土している。器形や調整は前種のそれと同じである。

須恵器

坏形土器——出土点数2点と少ない。前種のそれより底径が小で器高が低くなる。それ以外は前種のそれと差がない。

壺・甕形土器——底部破片が2点の出土であるので実体は不明である。共伴した事実だけを記述しておく。

D：H—4住居址よりの出土遺物を標式とするもので、他にはない。すべて土師器のみで構成される。器種では壺形土器・高台付壺形土器・甕形土器・壠形土器・羽釜がある。

壺形土器——底部切り離しは回転糸切りで、内面黒色処理のものは含まない。器形的には前種のそれと大差がないが、小型で器高の低いものが多くなる。特に皿に近いものが含まれることに注目したい。再調整は一切行われていない。

甕形土器——量的にも少なく、完形のものがないので実体が不明である。前種のそれと大差がない様におもえる。

壠形土器——2点出土しているが、二次焼成を受け底部を欠失している。B種に共伴したものに比し大型で、口縁部にロクロナデ痕を残している。

羽釜形土器——前種にはなかった器種である。口縁部破片があるので全体的なことは不明である。

以上、Ⅲ群とした土器を土師器の技法や形態そしてそれらの構成からA・B・C・Dに細分したが、それらの実年代を直接示す共伴遺物はない。しかし、平安時代の土師器の変遷する過程は前述の通りであることが知られている。それに従って本遺跡出土の本群の属する年代について考えてみたい。

岩手県の土器生産にロクロ技術が使用されたのは胆沢城の創建後であるといわれている。ロクロ使用開始直後の須恵器は底部切り離し技法にヘラ切りが使用されている。この説を妥当なものと考えると、本遺跡出土のものはヘラ切り以後に生産されたものと考えができる。土師器の生産にも須恵器の生産技術が利用され、その名残りが底部再調整のある壺形土器と体部に叩き痕を残す甕形土器として理解されている。この様なことから考えると、本群Aは比較的古い要素を残す土師器として位置づけられ、ほぼ9世紀台の生産として大過ないであろう。B・CについてはAよりは後出するものであることは明白であり、概ね、10世紀台に相当するものであろう。Dは内面黒色処理のある土師器壺形土器と須恵器壺形土器を欠き、さらに、住居址にカマドをもたず、炉をもつ等、前3者より後出するものであることは明らかである。よって、Dは一応10世紀末～11世紀初期に位置づけておく。

以上の様に年代設定したが、遺跡内の直接資料で年代を設定し得る遺物がない中で考えたのであるが、これは、推定の域を出るものでないことを明記しておく。今後、他遺跡での資料も加えて検討の上、その過りを正したい。

(高橋与右エ門)

4. 集落期区分

本遺跡で検出された住居址は89棟であることは前述した。前項ではそれらからの出土遺物の編年も呈示した。本項ではそれらをもとにして本遺跡の集落変遷を考えてみたい。区分の基準としては遺物編年と遺構の重複による新旧関係に基づいている。

まず、本遺跡で検出された住居址全体を、遺跡内の位置関係をみると、北端部の段丘崖より南方80mの範囲に散在し、段丘崖に寄るほどその密度が濃くなる。東側には段丘崖を解析する沢が存在するので、集落のほぼ東の限界まで調査したものと考えている。西方に寄ると次第に重複遺構が多くなることから、集落範囲が西方に大きく広がるものと考えるが確認されていないので明確でない。北方については、段丘崖まで遺構が分布し、段丘崖の崖壊によって住居址が少しき程度しか残存しないものもみられることから、かつては段丘崖がもっと北方にあり、崖壊によって南方へ次第に後退したものと理解される。以上の様なことから、本項での集落期区分は調査範囲内での区分であることを明記しておきたい。

前項で遺物をⅠ群・Ⅱ群・Ⅲ群に大別したが、それはそれぞれ属する時代区分を表わしており、さらに細分されているものはその時代の中での時期区分をも表わしている。すなわち、Ⅰ群——古墳時代、Ⅱ群——古墳時代末期～奈良時代初期、Ⅲ群——平安時代に相当している。従って、次ではこの時代区分に沿って、その時代区分の中の遺構変遷と遺構の特徴を概略的に記す。なお、土器区分の群構成をそのまま集落の画期として捉え、細分はその中の小期として考えていることを付記しておく。

[I 期]

本遺跡ではG—15住居址1棟のみである。調査範囲の中でもっとも南に位置する住居址である。西方の調査区域外に該期の集落が埋存しているものと考えられる。

[II 期]

該期は4小期に細分されるが、遺跡内の配置からみると、段丘崖沿いが密集し南に寄るに従って次第に疎らになっているものの段丘崖より80m南の付近までの範囲に散在している。

Ⅱ A期

該期にはE—6住居址・F—3住居址—2・G—6住居址・G—8住居址—2・J—7住居址・K—5住居址・K—11住居址・L—7住居址の8棟が入る。住居規模はいずれも6m以上の住居址のみで構成される。これらの住居址は、概して、段丘崖に近い位置に散在している。

カマドは北壁に設置し、いずれもシルトの貼り付けで構築されるが、袖部に礫を利用するものと使用しないものがある。主軸方向はいずれも磁北より10度～15度の範囲で西偏している。南壁際中央の床面に方形や円形の土坑をもつものがある。柱穴は基本的には対角線上に4ヶであるが、間柱をもつ例がある。なお、柱穴と壁の間を結ぶ様に床面に溝をもつものがあり、間仕切りの存在を窺わせる。次期に入るとした、D-8住居址-1も本期に入る可能性がある。

Ⅱ B期

該期はA-5住居址・B-2住居址・B-7住居址・D-8住居址-1・E-7住居址・F-5住居址-1・I-4住居址・I-9住居址の8棟で構成される。これらの住居址は前期と同じ段丘崖沿いの方に散在しており、規模が6mを超えるもの6棟と4m位2棟に細分される。主軸方向は磁北に対して10度～30度の範囲で西偏している。カマドはいずれも北壁にシルトの貼り付けで設置し、焚口部には礫を配置している。煙道部はあるものとないものがある。柱穴はいずれも対角線上に4ヶある。前期にみられた南壁際中央の床面に土坑をもつものはない。

Ⅱ C期

該期はA-1住居址・B-5住居址・C-3住居址-1・C-3住居址-2・C-12住居址・E-4住居址・F-11住居址・F-13住居址・G-3住居址・H-11住居址・I-5住居址・K-6住居址-2・K-15住居址・M-14住居址・N-6住居址の15棟で構成される。これらの住居址は、段丘崖沿いに平行する様な配置の部分と、前期の集落より南の方へ大きく広がっている。規模では6m以上のものが段丘崖沿いに2棟、南に1棟とこの大型のものと関連する様に、段丘崖部分6棟、南5棟の4m位の住居址があり、あたかも、二つの同族集団が共同で集落を営んでいる様な状態を示している。主軸方向は磁北に対して10度～40度の範囲で西偏する。カマドはいずれも北壁に設置するが、袖部は地山よりの削り出しで構築されるのが一般的である。柱穴は対角線上に4ヶもつのが一般的であるが、規模の小さい住居址ではない場合もある。

Ⅱ D期

該期はB-3住居址・C-1住居址・C-2住居址・C-6住居址-2・C-13住居址・D-4住居址・D-12住居址・F-6住居址・H-2住居址-2・H-6住居址・J-6住居址・N-7住居址・O-13住居址・P-11住居址の14棟で構成され、住居址の配置関係でみると、段丘崖沿いの大型住居址はそのまま改築されて残るが、南の大型住居址はなくなる。しかし、段丘崖沿いのH-6住居址はⅡ A期としたL-7住居址とまったく同じ住居址(平面形、規模、柱配置とも)であり、Ⅱ A期に入る可能性があるので、そうすれば該期の大型住居址で確実なのは1棟ということになる。4m位の住居址は南に4棟、段丘崖に8棟である。前期の南集団が解体され、段丘崖の集団に吸収された様な状況を示している。カマドは西壁にもつもの1棟、

東壁にもつもの1棟があるものの他はいずれも北壁にもち、主軸方向は磁北～30度の範囲で西偏するものが多く、他に真西、真東がある。柱穴は対角線に4ヶもつのが一般的であるが、小型の住居址ではもたない例もみられる。D—4住居址（大型）は6ヶもっている。

時期不明

出土遺物がないために所属時期が不明な住居址で、C—11住居址・F—12住居址・I—3住居址・O—15住居址・P—13住居址の5棟が該当する。

〔III 期〕

該期は4小期に細分され、それらの住居址は段丘崖沿いを中心に段丘崖より南45m付近までの範囲に散在し、中には他の住居址と重複する住居址もみられる。

III A期

該期にはC—6住居址—1・C—9住居址・F—4住居址・G—4住居址・H—3住居址・K—4住居址・L—3住居址の7棟が該当するが、これらには、5m以上の大型住居址が2棟あり、他は4m以下である。主軸方向はいずれも真東にもち、カマドも東壁に設置している。柱穴は対角線に4ヶもつ場合と、3ヶの場合と、まったくもたない場合がある。H—3住居址とL—3住居址を除くと、他には貯蔵穴をもっている。この様な遺構配置はII C期・II D期にみられた大型住居址と小型住居址の組み合わせとして理解し得るものであろう。

III B期

該期にはA—4住居址・D—2住居址・E—2住居址—1・E—3住居址—1・E—3住居址—2・G—8住居址—1・H—2住居址—1・K—3住居址・M—5住居址—1・M—5住居址—2・M—6住居址の11棟が該当している。A—4住居址・D—2住居址は北壁に、そして、F—3住居址—1・M—5住居址—1は南壁にカマドを設置しているが、残るD—2住居址・E—3住居址—1・E—3住居址—2・G—8住居址—1・H—2住居址—1・K—3住居址・M—6住居址は東壁にカマドを設置し、それぞれの方向に主軸をもっている。規模が3m～4m位と前期にみられた大型の住居址はみられない。柱穴はE—2住居址—1で2ヶ検出されている以外はいずれも検出されていない。貯蔵穴はもつ場合ともたない場合がある。建物跡はこの時期に入る可能性が大きい。

III C期

該期には、B—6住居址・G—9住居址・H—5住居址・K—6住居址—1の4棟が相当する。規模はいずれも4m以下と小型のみで、大型のものはない。柱穴はいずれも検出されていないが、貯蔵穴はもつものともたないものがある。カマドはいずれも南壁に設置し、主軸方向は南にもつ。

ⅢD期

該期を構成するのはH-4住居址のみである。本住居址はカマドを壁に設置せず、床面に土製支脚を突き刺し、カマドか炉とした形跡を残すものである。規模は比較的大きく、東壁に寄って3ヶの柱穴が検出されている。

[IV期]

住居址はないが、墓壙が1基検出されている。また、掘立柱建物跡が一部該当する可能性がある。

以上、本遺跡で検出された遺構をⅣ期に時代区分し、さらに8小期に細分した。この基本となったものが、遺物の編年と遺構の重複関係にあることは既に記した通りである。しかし、本遺跡での遺構重複は岩手県内の該期の遺跡としては特に著しいものであった。従って、調査中での誤認が多々含まれているかも知れない。このことに留意しても、この遺物編年と遺構変遷のもつ意味は看取していただけるものと考えている。

(高橋与右エ門)

引用文献

- ① 斎藤 淳 「猫谷地遺跡」『岩手県文化財調査報告書第71集』岩手県教育委員会 昭和57年
- ② 島 隆 「西大畑遺跡」『岩手県文化財調査報告書第60集』岩手県教育委員会 昭和56年
- ③ 西野 修 「面塙遺跡発掘調査の成果」『みずさわ散歩第24号』みずさわ散歩社 1980
「面塙遺跡現説資料」水沢市教育委員会 1980
- ④ 東京国立博物館 「日本出土の中国陶磁」東京美術
- ⑤ 遠藤勝博 「上田面遺跡」『岩手県埋文センター報告第23集』(財)岩手県埋蔵文化財センター 昭和56年
- ⑥ 吉田 努 「上平沢新田遺跡」『岩手県文化財調査報告書第52集』岩手県教育委員会 昭和55年
- ⑦ 未 報 告 調査担当者の高橋信雄氏の御教授を受け、資料の提供を受けた。謝意を表する。
- ⑧ 前記②に同じ。
- ⑨ 八重樋良宏「石田遺跡」『岩手県文化財調査報告書第61集』岩手県教育委員会 昭和56年
- ⑩ 「林前遺跡」『水沢市文化財調査報告書第3集』水沢市教育委員会 1979
- ⑪ 「三合谷地遺跡」『福島県文化財調査報告書第80集』福島県教育委員会 1980
- ⑫ 八幡一郎 「稻倉考」『考古民俗叢書—16—』慶友社 昭和53年
- ⑬ 吉田 洋 「川向一Ⅲ遺跡発掘調査報告書」『岩手県埋文センター報告第26集』
高橋与右エ門 (財)岩手県埋蔵文化財センター 1981
- ⑭ 例えば、石田遺跡(水沢市)・宮地遺跡(江刺市)・尻引遺跡(北上市)等その例が多いが、いずれも平安時代の集落である。平安時代以前の集落では、西大畑遺跡(水沢市)があるが、やはり細長く蛇行する溝跡である。
- ⑮ 「今泉遺跡」『岩手県文化財調査報告書第60集』岩手県教育委員会 昭和56年
- ⑯ 伊東信雄 「弥生文化」『水沢市史—1—』水沢市史刊行会 昭和49年

- ⑯ 須藤 隆 「秋田県大曲市宇津ノ台遺跡の弥生式土器について」『文化33-3』昭和45年
- ⑰ 坪井清足 「福島県天王山遺跡の弥生式土器」『史林36-1』
- ⑲ 「柏山遺跡発掘調査報告書」郡山市教育委員会 1972
- ⑳ 甲野 勇 「縄文土器の話」学生社
- ㉑ 例えば、石田遺跡(水沢市)・栗遺跡(仙台市)等
- ㉒ 三浦謙一他「中田遺跡・古屋敷遺跡」『岩手県埋文センター報告第19集』
(財)岩手県埋蔵文化財センター 昭和56年
- ㉓ 「シンポジューム・平安時代の土器・陶器・レジメ」愛知県陶磁資料館 昭和56年
- ㉔ 氏家和典 「東北土師器の型式分類とその編年」『歴史 14輯』1957
- ㉕ 桜井清彦 「東北地方北部における土師器と竪穴に関する諸問題」『館址』東京大学東洋文化研究所 1958
- ㉖ 草間俊一 「盛岡市史—1—」昭和33年
- ㉗ 氏家和典 「陸奥国分寺跡出土の丸底坏をめぐって」『山形県の考古と歴史』山教史学会 1967
- ㉘ 岡田茂弘 桑原滋郎 「多賀城周辺における古代坏形土器の変遷」『研究紀要 I』宮城県多賀城跡調査研究所 1974
- ㉙ 桑原滋郎 「東北地方北部および北海道の所謂第Ⅰ型式の土師器について」『考古学雑誌61-4』
日本考古学会 1976
- ㉚ 相原康二 「岩手県南部における古代の土器群編年試案」『岩手県文化財調査報告書第60集巻末資料—1—』
岩手県教育委員会 昭和56年
- ㉛ 馬目順一他「伊勢林前遺跡発掘報告」『いわき市埋蔵文化財調査報告書第1冊』いわき市教育委員会 1972
- ㉜ 斎藤 淳 「上餅田遺跡」『岩手県文化財調査報告書第59集』岩手県教育委員会 昭和56年
- ㉝ 吉田 洋他「玉貫遺跡」『岩手県埋文センター報告第18集』(財)岩手県埋蔵文化財センター 昭和56年
- ㉞ 渡辺泰伸 「東北古墳時代須恵器の様相と編年」『考古学雑誌65-4』日本考古学会 昭和55年
- ㉟ 中村 浩 「和泉陶邑窯の研究」柏書房 昭和56年
中村 浩 「須恵器」『考古学ライブラリー 5』ニューサイエンス社 昭和55年
- ㉞ 工藤雅樹 桑原滋郎 「東北地方における古代土器生産の展開」『考古学雑誌57-3』日本考古学会 昭和47年
- ㉞ 前記㉙・㉚に同じ。

参考文献

- 桑原滋郎 「須恵系土器について」『東北考古学の諸問題』東出版 1976
- 小出義治 「歴史時代土器の研究」I 歴史時代土器研究会 1978
- 高橋信雄 「岩手県のロクロ使用土師器について」『考古風土記第2号』 1977
- 佐々間豊 「奈良・平安期土器の型式学的分析」『考古学研究98』 1978
「徳定遺跡」『福島県文化財調査報告書第92集』福島県教育委員会 昭和56年
- 丹羽 茂他「清水遺跡」『宮城県文化財調査報告書第77集』宮城県教育委員会 昭和56年
- 白鳥良一他「岩切鴻ノ巣遺跡」『宮城県文化財調査報告書第35集』宮城県教育委員会 昭和49年
「栗遺跡発掘調査報告書」『仙台市文化財調査報告書第14集』仙台市教育委員会 昭和54年
- 玉川一郎 「舞台」福島県天栄村教育委員会 1981

VII さいごに

以上、膳性遺跡に対する3年間に及んだ発掘調査の概要と結果を中心にして、そのまとめと若干の問題点を呈示した。本遺跡は現用水田の中に埋存した遺跡であることから、それほど大規模な遺跡ではないだろうという予想で調査を開始した。それが、調査の結果、89棟の住居址とその他種々の遺構合わせて125遺構という岩手県の古代遺跡としては最大規模の遺跡であった。遺物にしても、掲載した遺物が1345点とこれまた、種類・点数ともに非常に豊富であった。それとともに、我々にもたらした情報量もまた、非常に多いものであった。例えば、岩手県初の圭頭太刀柄頭の出土や古墳時代須恵器の共伴、琥珀玉や水晶切子玉、土製丸玉、土製勾玉等の装飾品類等多岐に亘っている。

この様な大集落が営まれた背景には経済的側面、政治的側面があることは事実であり、それらのことについては今後他遺跡例とも考え方検討することとしたい。しかし、この様な遺跡の調査結果を深く考える時、その時代の社会を彷彿とさせるものが、何んとなく心に浮かんでくることもまた事実である。本遺跡の立地する胆沢扇状地ひいては「胆沢の地」には、日本でもっとも北に位置し、岩手県でただ1基の前方後円墳である角塚古墳も存在し、5世紀～6世紀の集落も徐々に発見されてきていることから、古墳時代の早い時代より、一つの政治的な集団が形成され、相当豊かな生活が営まれていたことは推定されるであろう。

いずれにしても、現地で得られた情報がどの程度本報告書に盛り込めたか心配している所である。脱漏した部分については、何かの機会に紹介するとともに、過りの部分は訂正を加えたいたい。

なお、本報告書を執筆するに当り、岩手県教育委員会文化課相原康二氏、斎藤淳氏、宮城県東北歴史資料館藤沼邦彦氏、福島県文化センター玉川一郎氏、大谷女子大学中村浩氏等より、種々の御教授を受けたことに深謝するとともに、本報告にそれらを充分活用できなかつたことについては、その責任が筆者にあることを明記しておきたい。

また、最後になったが、本遺跡の現地調査では佐藤松男、今野豊両氏をはじめ65名の方々、整理作業では藤島ヒロ子女史をはじめ28名の方々の御協力を得た。巻末にそれらの方々の氏名を記し、感謝の意を表したい。

(高橋与右エ門)

発掘調査協力作業員氏名

佐藤松雄	今野 豊	青木武男	伊藤芳二	及川 裕	小野田典夫
小岩 栄	高橋留吉	本田和太郎			
阿部キク	阿部キチ	青木喜和子	朝倉フサ子	粟野久美子	粟野ハナヨ
粟野ヨリ	安倍チャ	伊藤栄子	伊藤京子	伊藤ケサノ	伊藤ハツエ
江田妙子	小野寺愛子	小野寺サキヨ	小野寺サツ子	小野寺セキ子	小野寺セツ
小野寺チヨ	菊地敬子	菊地恵子	菊地ハナミ	菊地ミチ子	後藤モモヨ
後藤ヨノ	佐々木キク	佐々木コト	佐々木トモ子	佐々木ハナ子	佐々木万寿子
佐々木ヨシ子	佐藤年子	佐藤トモ子	菅原トシ子	菅原トシエ	曾根テル子
高橋アイ	高橋アツ子	高橋キヨ	高橋サトエ	高橋ツギ	高橋ツギノ
高橋トキ	高橋ミサオ	高橋ミチ	高橋ヨリ	千田サノ子	千葉サン子
富田タミ子	中目シゲ子	松本ハツノ	松本マサヨ	渡辺シズ子	渡辺トシ
渡辺ユキ子	渡辺ヨノ				

室内整理員氏名

岩渕希士	佐藤和也				
阿部恵美子	阿部蓉子	浅沼朝子	浅沼啓子	浅沼幸江	岩館のぶ子
大木エサ	大木絹子	大坪富子	川村ミチ子	佐々木キヌ	佐藤満恵
佐藤リエ	鈴木スズ子	鈴木ツヤ	滝村キヨ	月館美智子	田頭佐津子
中島ヨシ	藤島ヒロ子	北條恵美子	南館恭子	村上トシ子	村上幹子
吉田京	吉田サン				

付編一3

水沢市膳性遺跡より出土した琥珀 の赤外吸収スペクトルによる分析

岩手県立博物館

1 資料

測定に用いた資料は次のとおりである。なお、参考として、九戸村江刺家IV遺跡(DC16住居址)より出土したものについても分析を行った。

No	資料名	出土地点	色	備考
1	ZS80	遺構検出	茶褐色	膳性遺跡
2	ZS80 G 8住-2	床面	茶褐色	膳性遺跡
3	ZS80 G 6住	床面	茶褐色	膳性遺跡
4	ES IV 81	江刺家IV遺跡(DC16住居跡)	茶褐色	

2 赤外吸収スペクトルの測定

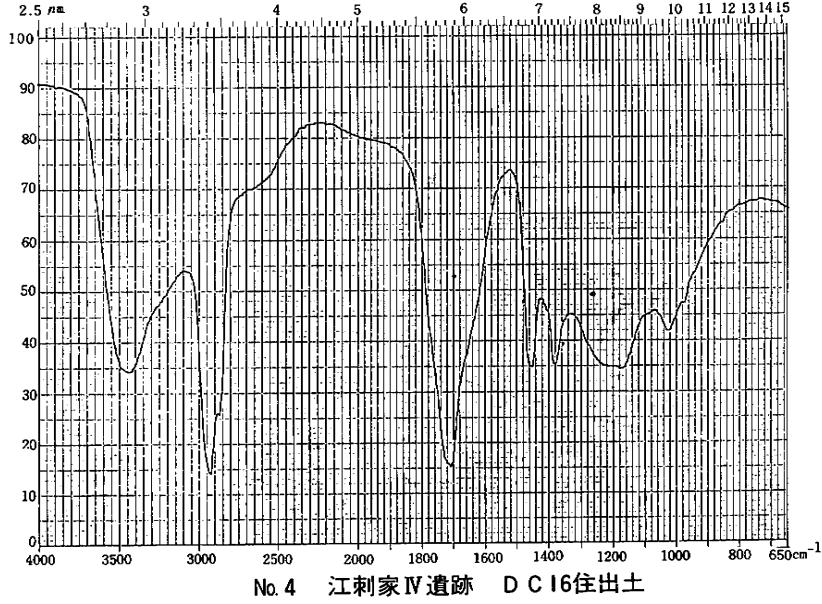
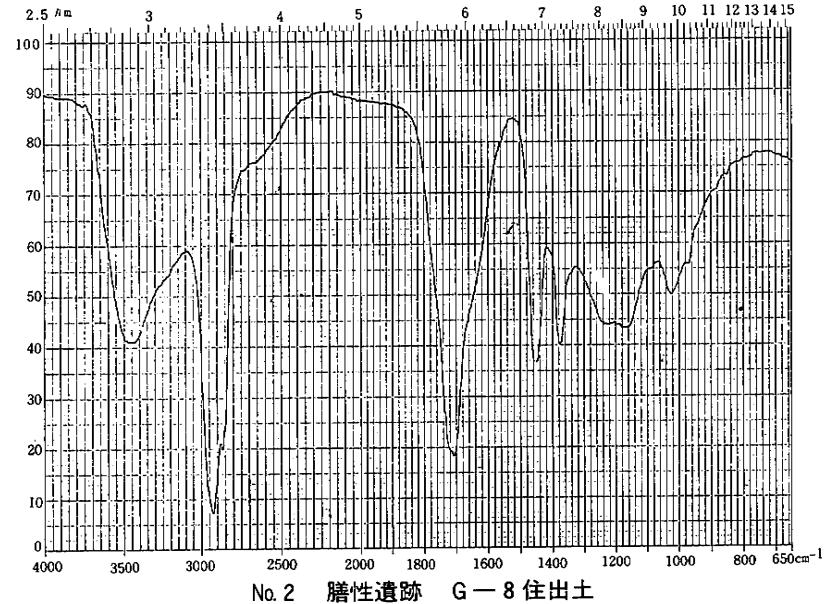
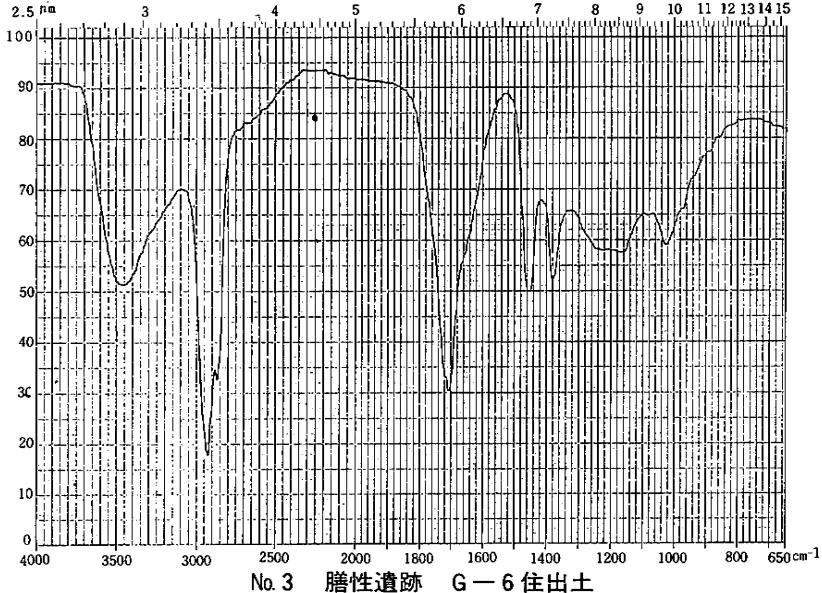
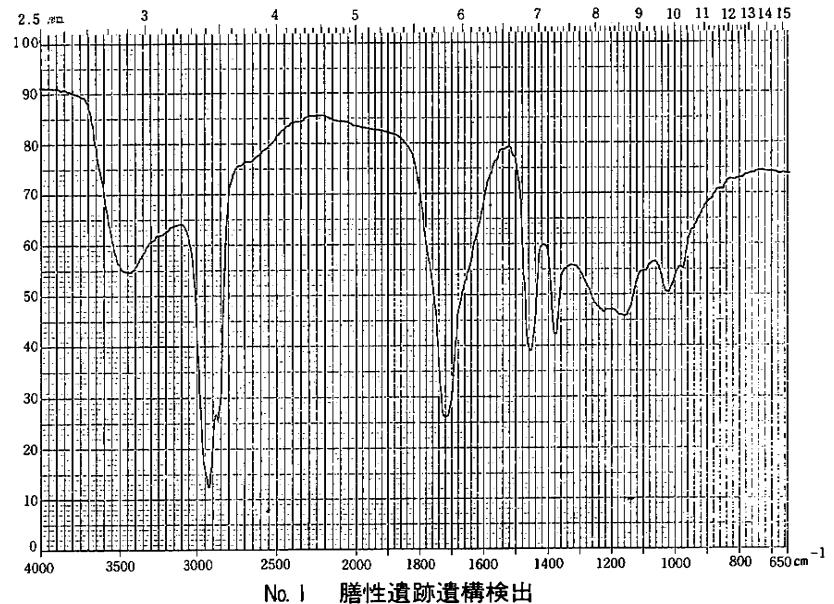
分析試料はKBr錠剤とし、日立製作所260-10型分光光度計を用いて測定を行った。次に測定結果を示す。

スペクトルから明らかなように、ピークの相対的強度比に多少の差が認められるものの、全領域にわたりほぼ一致しており、このことからこれらの資料は、同一のものであると推定される。

特徴的なピークとしては、C=O伸縮振動による1720cm⁻¹付近の比較的鋭い吸収、メチル基の逆対称、対称変角振動による、1460cm⁻¹、1370cm⁻¹付近の同程度の吸収、及び1250cm⁻¹から1150cm⁻¹から1150cm⁻¹にかけての飽和エステルのC—O伸縮振動等があげられ、これらの吸収パターンは、室賀ら^①が測定した東大寺山古墳のものとよい一致を示している。

注 ① 藤永太一郎・竹中 享 「本邦出土琥珀の産地分析—赤外吸収スペクトルによる研究—」『日本化学会誌』1974(9) P1653~1657

② 室賀照子 「赤外吸収スペクトルによる琥珀の産地分析」『考古学と自然科学』9号 1974



遺跡調査担当者の所感

膳性遺跡より出土した琥珀の産地同定を目的とした分析鑑定を岩手県立博物館に依頼した所、以上のような報告を受けた。これに対して、若干の所感を付記しておく。

今回の分析には試料として、2遺跡（膳性遺跡・江刺家IV遺跡）より出土したもの4点が供された。この結果は、報告の通り4点とも同じ産地より産出した可能性が強いという。更にまた、藤永・室賀等の文献を引用すれば、東大寺山古墳（6世紀中頃）より出土した琥珀の分析結果と良く一致しているという。藤永・室賀等によれば、東大寺山古墳（12号墳）より出土した3点と長池古墳より出土した1点は同じ産地より産出したものとし、岩手県久慈市大川目産の琥珀と同じであると結論づけている。

以上の様な文献と、今回の分析結果を総合して考えると、本遺跡や江刺家IV遺跡より出土したものも、間接的ではあるが、一応、岩手県久慈市大川目より産出したものと考えて大過ないであろう。久慈市と本遺跡（水沢市）は直線距離にして約150kmほど離れているのであるが、6世紀頃より畿内地方に移出されていたのであれば、距離的には何んら問題がないものと考えられる。

今後、岩手県久慈市大川目よりの天然産のものとの比較を行い、更に確認作業を続けて行きたい。

（高橋与右エ門）

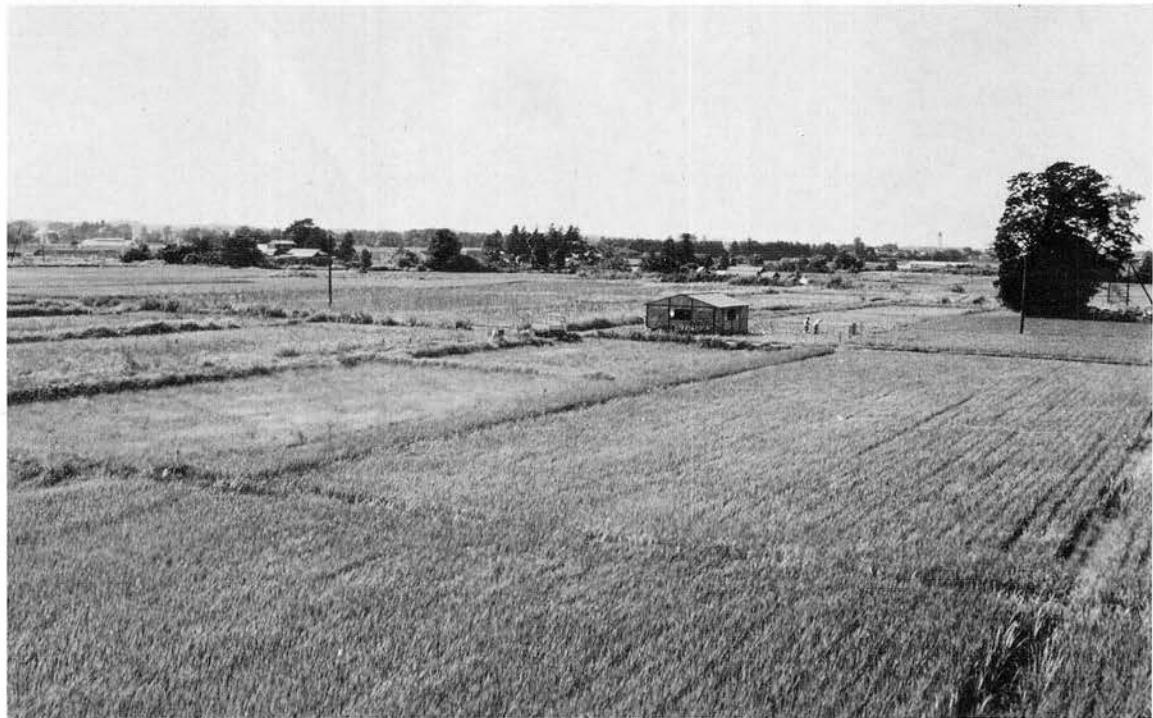
掲載土師器・須恵器観察表 (第17表)

出土遺構	出土層位	遺物番号	口クロ使用 有無	種類	法量				調整技法				分類記号	備考			
					口径	胴径	底径	器高	口縁部		体部						
									外面	内面	外面	内面					
A - 1 住	床直	1	○	土師器	甕			7.7			ナデ	ナデ					
	埋土	2	○	〃	〃	12.2			ヨコナデ	ヨコナデ		ナデ	Iイ				
A - 4 住	床直	3	○	土師器	甕			10.4			ケズリ	ナデ					
	〃	4	○	〃	〃	23.4					ロクロナデ		A I d 1				
	〃	5	○	〃	〃	15.6			ヨコナデ	ナデ	ヘラナデ ミガキ	ナデ	A III b 1				
	埋土	6	○	〃	〃	19.4					ロクロナデ		A I d 1				
	〃	7	○	須恵器	〃	27.2											
A - 5 住	埋土	8	○	土師器	壺	14.2			5.0	ヨコナデミガキ	ミガキ・内黒		丸底・ケズリ	A II c 1			
	床直	9	○	〃	甕	17.6			ハケメ・ヨコナデ ミガキ	ヨコナデミガキ	ハケメ・ミガキ	ハケメ・ミガキ	A Iハ				
	〃	10	○	〃	〃	15.0	18.9	6.6	25.5	ヨコナデ	ヨコナデ	ハケメ	B III b 3イ				
	埋土	11	○	〃	〃			5.6			ハケメ・ミガキ	ハケメ	木葉痕				
	〃	12	○	〃	小型鉢	9.6		4.6	5.1	ヨコナデ		ミガキ		B IV a	片口		
	床直	13	○	〃	甕	19.8			ハケメ・ヨコナデ	ハケメ・ヨコナデ	ハケメ・ミガキ	ナデ	C I 3ハ				
B - 2 住	床直	14	○	土師器	甕	15.8	16.5	8.4	17.5	ヨコナデ		ハケメ		C I a 3イ	一部朱塗り		
	〃	15	○	〃	〃	—	—	(7.0)			〃	ハケメ					
	埋土	16	○	〃	〃	—	—	6.6									
	〃	17	○	〃	〃	—	—	3.8			ナデ	ハケメ		輪積痕あり			
	〃	18	○	須恵器	〃	18.0											
B - 3 住	床直	19	○	土師器	壺	12.8	—	—	—	ミガキ	ミガキ・内黒		丸底	B II c 1			
	埋土	20	○	〃	〃	18.0				ミガキ・ナデ	ミガキ・内黒		〃	B III c 1			
	〃	21	○	〃	〃	18.0				ミガキ			〃	A III b 1			
	床直	22	○	〃	甕			5.7			ナデ	ハケメ					
B - 5 住	床直	23	○	土師器	壺	19.0			4.3	ミガキ・外黒	ミガキ・内黒		丸底	A III c 1	底部に沈線あり		
	〃	24	○	〃	〃	14.2				ミガキ・ヨコナデ	ミガキ・内黒		〃	B II c 1			
	埋土	25	○	〃	〃					ヨコナデ	ヨコナデ・内黒			ヘラナデ	B 1		
	床直	26	○	〃	高壺									A	外黒・内黒 脚部外側ミガキ		
	〃	27	○	〃	〃									A	脚部外側ミガキ 内面ナデ		
	埋土	28	○	〃	〃			5.0						A	脚部残存		
	床直	29	○	〃	甕	18.7	17.2	8.6	31.5	ケズリ・ハケメ ヨコナデ	ヨコナデ	ハケメ	木葉痕	A III c 1イ			
	〃	30	○	〃	〃	16.0				ヨコナデ	〃	ナデ		I 1イ			
	〃	31	○	〃	〃	15.4				〃							
	〃	32	○	〃	〃			4.4			ケズリ	ヨコナデ					
	〃	33	○	〃	〃	16.0					ハケメ	ハケメ	c 3				
	〃	34	○	〃	〃	16.4	7.4			ハケメ・ヨコナデ	ヨコナデ	〃	木葉痕				
	〃	35	○	〃	甕			11.0			ハケメ・ナデ	ミガキ・ナデ		C			
	〃	36	○	〃	鉢	11.9		6.0	10.5		ハケメ	ナデ	木葉痕	A II a	片口、輪積み		
	〃	37	○	〃	甕	19.6	18.8	8.0	34.0	ハケメ・ヨコナデ	ヨコナデ	ハケメ・ミガキ	〃	A I c 3イ			
	〃	38	○	〃	〃	16.2	16.4	7.6	27.0	〃	〃	ナデ		A III c 3口			
	〃	39	○	〃	〃	15.0					〃	〃					
	〃	40	○	〃	甕	14.4		6.6	12.3	ハケメ	ヨコナデ	〃		B IV a 1			
	〃	41	○	〃	甕			8.0			ハケメ・ヨコナデ	〃					
B - 7 住	床直	42	○	土師器	杯	19.0				ヨコナデ	ミガキ・内黒		丸底	A III c 1			
	カマド内	43	○	〃	〃	16.3			4.2	ヨコナデ・ミガキ	〃		丸底・ミガキ	B III c 1			
	床直	44	○	〃	甕	22.8	21.5	8.2	25.5	ヨコナデ	ヨコナデ	ナデ	木葉痕	A I c 1イ			
	〃	45	○	〃	〃			6.4			ハケメ	ハケメ					
	埋土	46	○	〃	〃			7.0			ハケメ・ヨコナデ		木葉痕				
	床直	47	○	〃	〃			8.6			ハケメ	ハケメ	ヘラナデ				
	〃	48	○	〃	〃	19.2					ナデ	ハケメ・ナデ			輪積痕あり		
	〃	49	○	〃	〃	19.3	6.6				ハケメ	ハケメ	木葉痕				
	〃	50	○	〃	〃						ケズリ・ハケメ	〃	ヘラ描きあり				
	〃	51	○	〃	〃			7.7			ケズリ	ナデ					
	〃	52	○	〃	〃	20.0				ヘラミガキ	ナデ・ミガキ						
	〃	53	○	〃	〃	21.6	18.2			ハケメ・ヨコナデ	ヨコナデ	ハケメ	ハケメ・ミガキ		A II 1口		
	〃	54	○	〃	〃			8.0					ハケメ・ナデ	木葉痕			
	〃	55	○	〃	小型土器	3.7		4.0	5.3					D	輪積痕あり		

写 真 図 版



P L - I 遺跡遠景(空中写真)



A・遺跡近景



B・調査時の現況

P L-2



A・重機による粗掘り作業



B・遺構検出作業



A・検出状況



B・検出状況

P L - 4



A・現地説明会(昭和53年度)



B・現地説明会(昭和55年度)



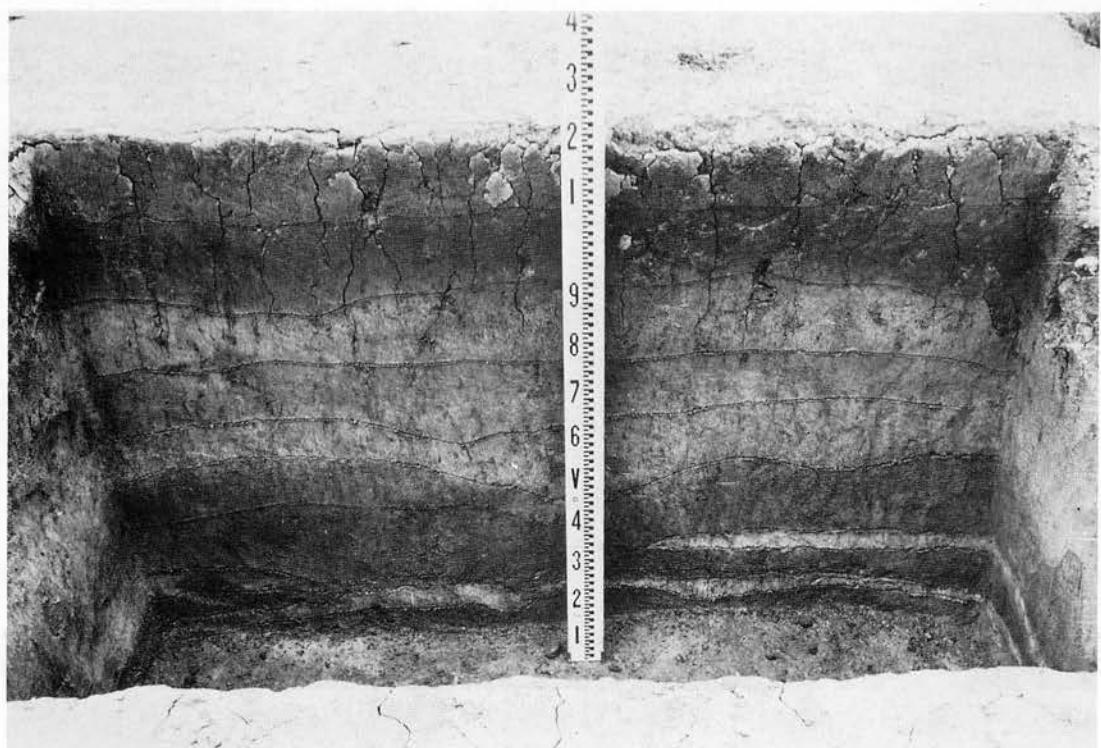
A・現地説明会(昭和55年度)



B・基本土層



A · 基本土層



B · 基本土層

P L — 7



A・完掘後全景(昭和53年度)



B・完掘後全景(昭和55年度空中撮影)



A、完掘後全景

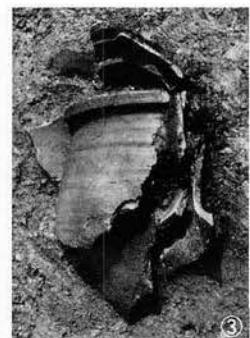
B、完掘後全景

A · A — 1 住居址

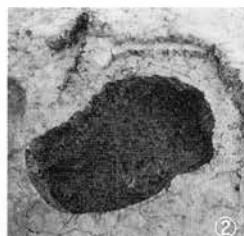


B · A — 2 住居址

P L — 9



①完掘後全景
②貯藏穴
③④遺物出土状況



A・A-4 住居址



⑤完掘後全景
⑥カマド全景
⑦遺物出土状況

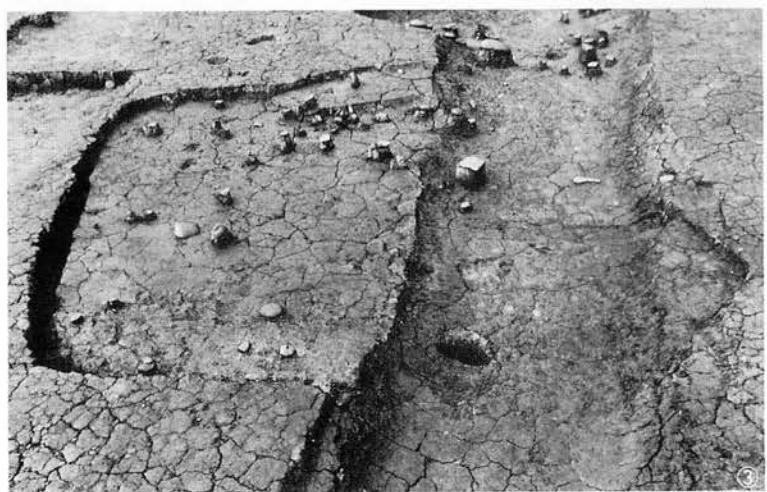
B・A-5 住居址

P L - 10

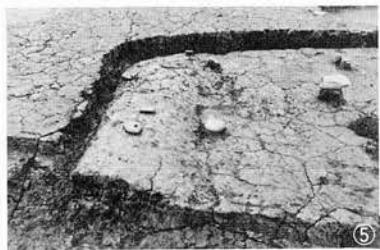


① 完掘後全景
② 遺物出土状況

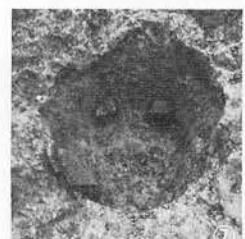
A · B — 2 住居址



③ 1次全景
④ カマド全景
⑤ 床面盛り上がり状況



B · B — 3 住居址



- ① 1次全景
- ② 完掘後全景
- ③ 掘方全景
- ④～⑥ 遺物出土状況
- ⑦ 土坑

P L - 12 B - 5 住居址



A · B - 6 住居址

① 完掘後全景
② 貯藏穴



B · B - 7 住居址

P L - 13

- ③ 1次全景
- ④ 完掘後全景
- ⑤ 遺物出土状況
- ⑥ カマド全景
- ⑦ 遺物出土状況



①完掘後全景

A · C - 1 住居址



④



⑤



②



⑥

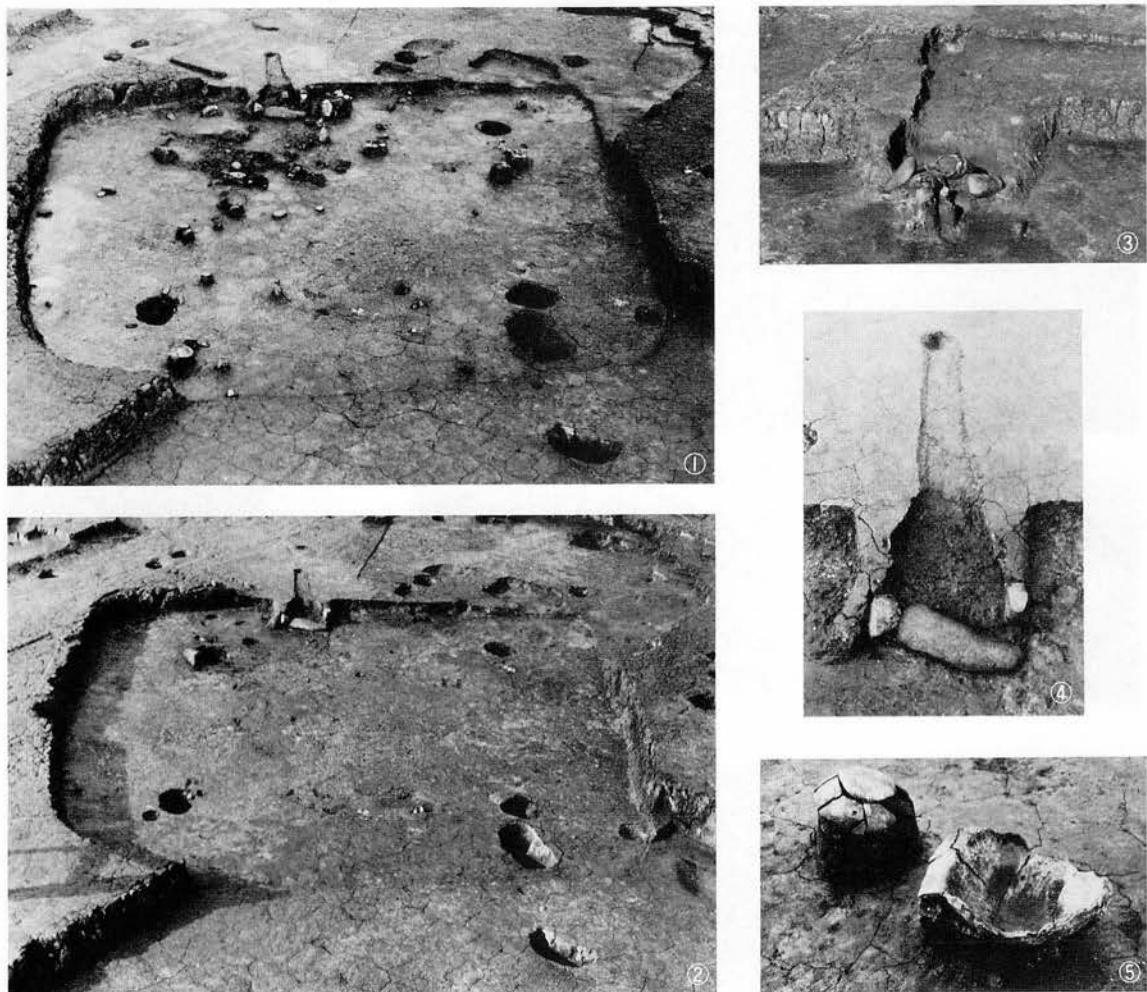
- ② 1次全景
- ③ 完掘後全景
- ④ 土器埋設状況
- ⑤ カマド全景
- ⑥ 遺物出土状況



③

B · C - 2 住居址

P L - 14

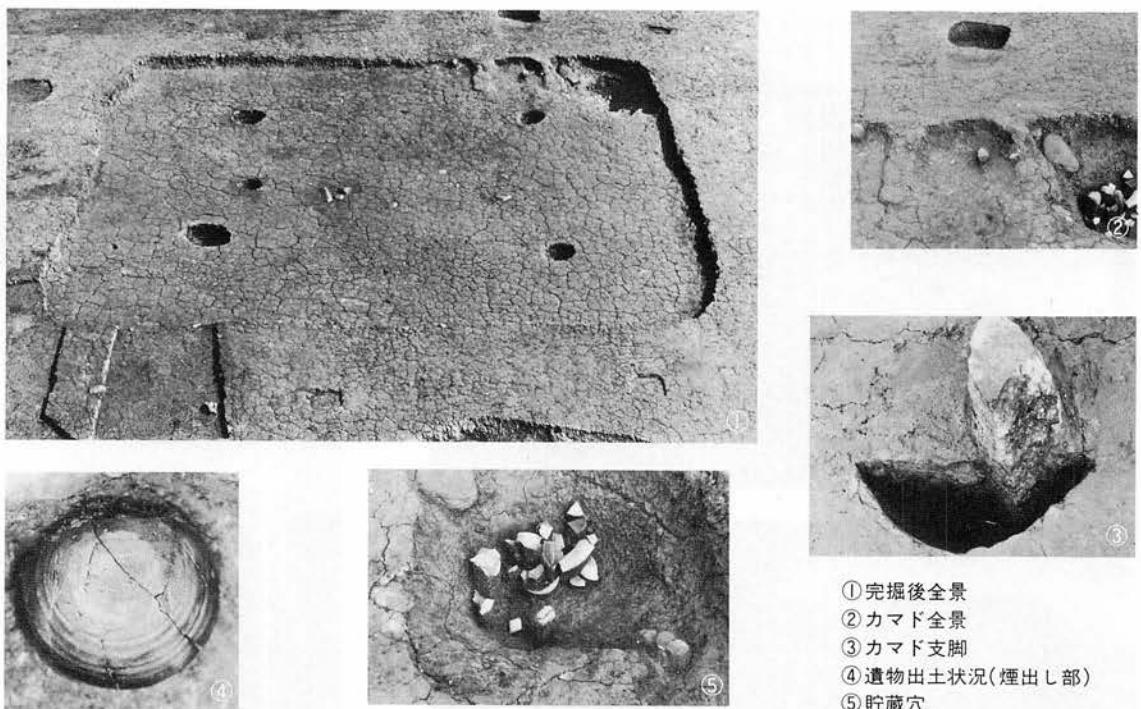


A · C — 3 住居址— I

- ① 1 次全景
- ② 完掘後全景
- ③ 土器埋設状況
- ④ カマド全景
- ⑤ 遺物出土状況
- ⑥ 完掘後全景

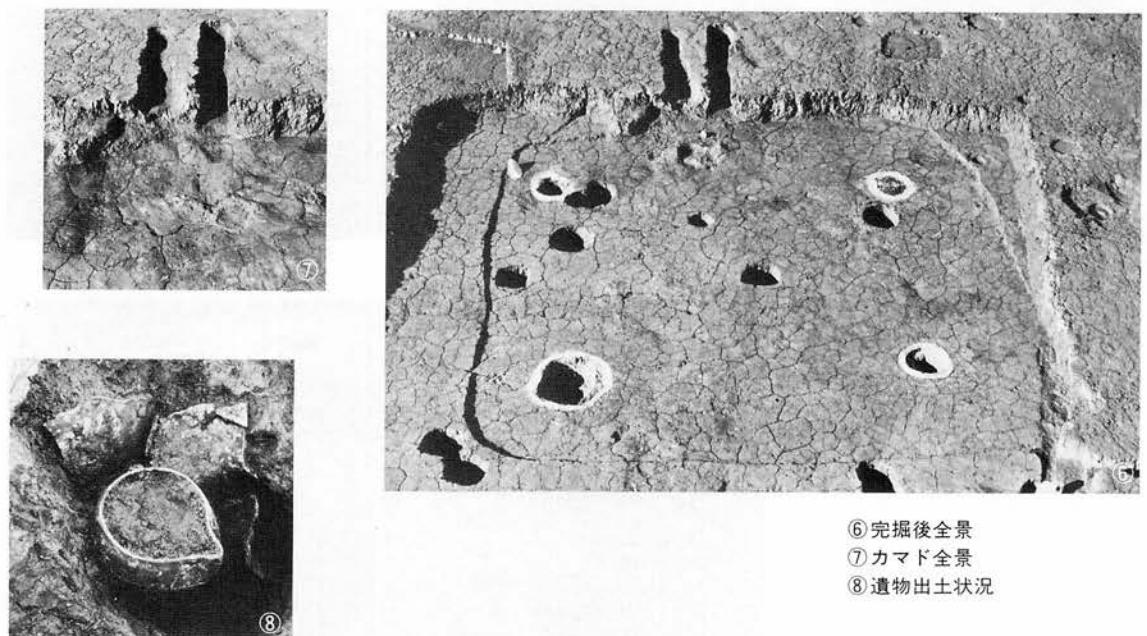


B · C — 3 住居址— 2
P L — 15



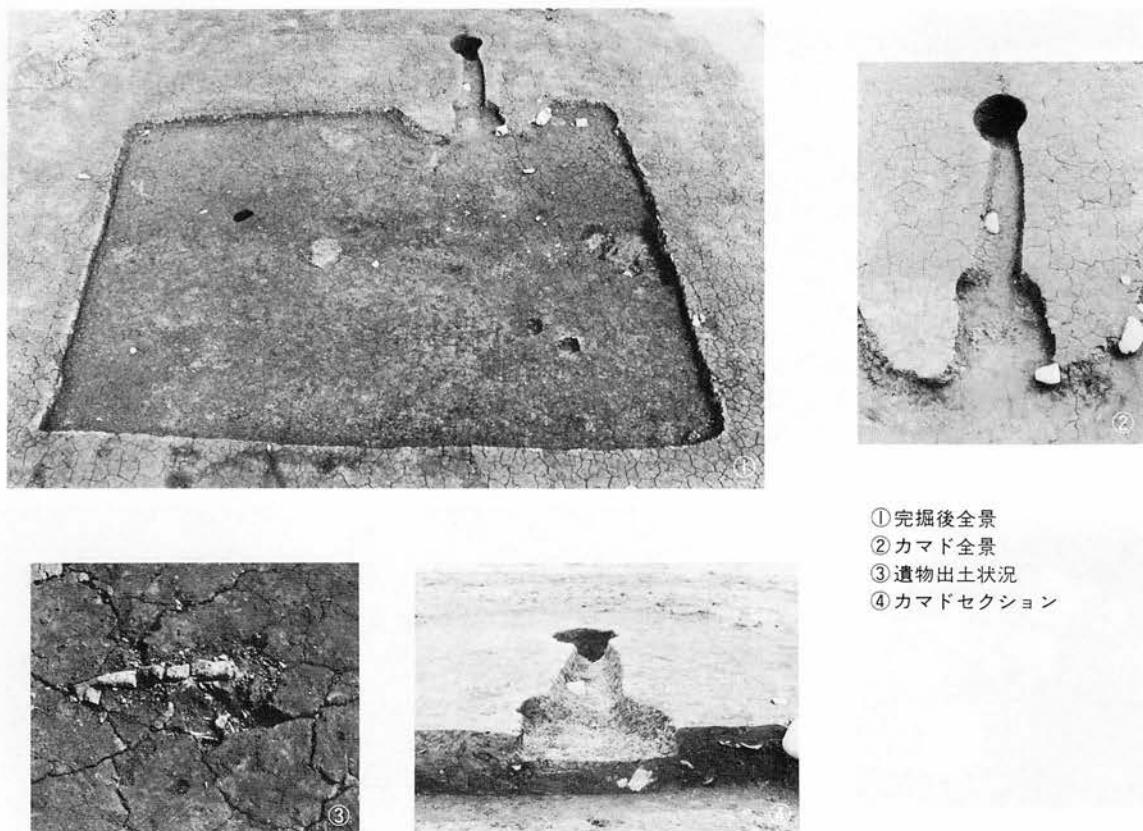
A · C - 6 住居址 - I

- ① 完掘後全景
- ② カマド全景
- ③ カマド支脚
- ④ 遺物出土状況(煙出し部)
- ⑤ 貯藏穴



B · C - 6 住居址 - 2

- ⑥ 完掘後全景
- ⑦ カマド全景
- ⑧ 遺物出土状況



A・C-9 住居址一

- ①完掘後全景
- ②カマド全景
- ③遺物出土状況
- ④カマドセクション



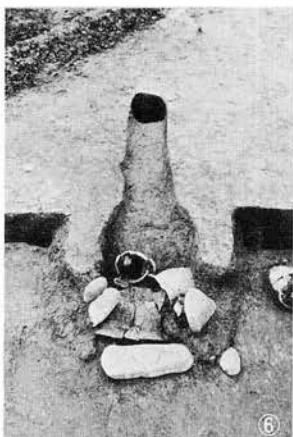
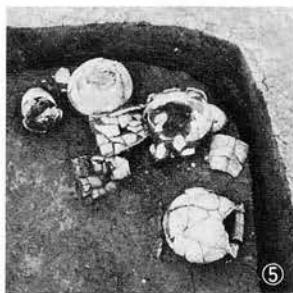
- ⑤完掘後全景
- ⑥カマド遺物出土状況

B・C-11 住居址一

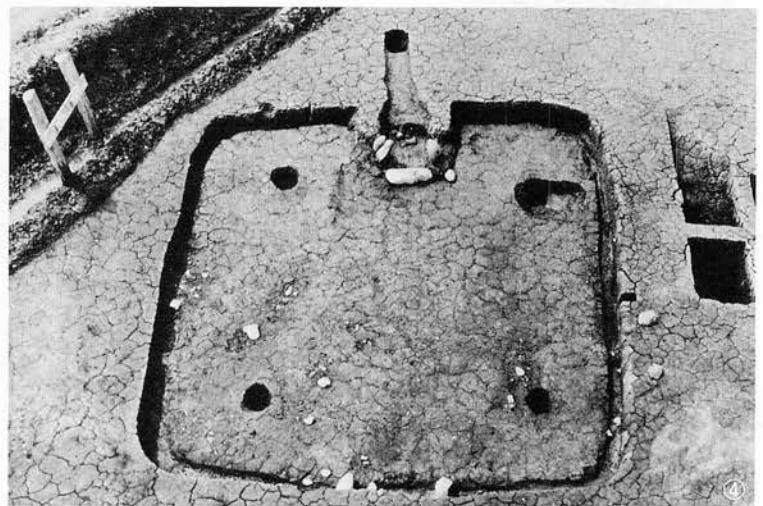


① 完掘後全景
② カマド全景

A・C-12住居址



③ 1次全景
④ 完掘後全景
⑤ 遺物出土状況
⑥ カマド全景

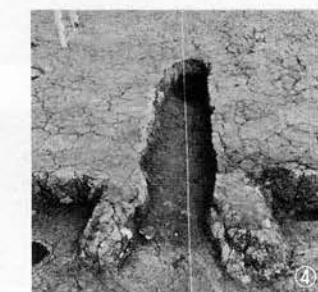


B・C-13住居址
P L - 18

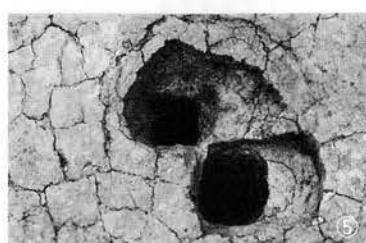


①完掘後全景
②カマド全景

A · D - 2 住居址



B · D - 4 住居址- I



C · D - 4 住居址- 2

P L - 19

③完掘後全景

④カマド全景

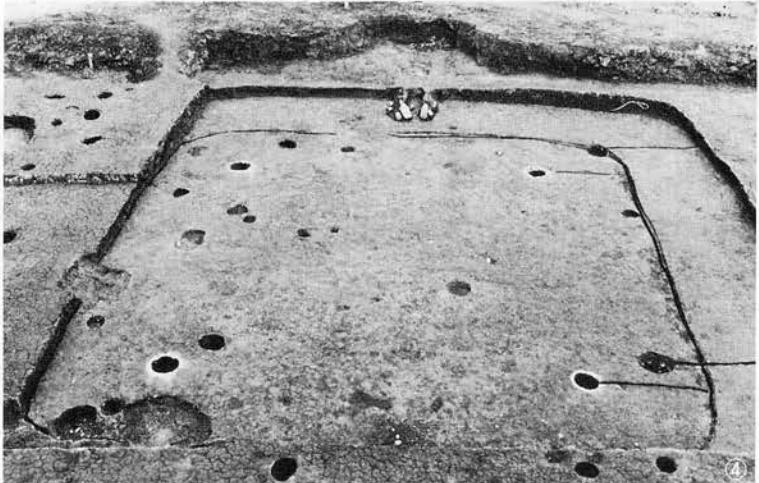
⑤柱穴

⑥貯蔵穴状土坑

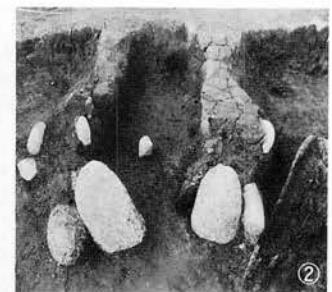
⑦完掘後全景



A · D — 8 住居址— 1



B · D — 8 住居址— 2



②



③



⑤

① 完掘後全景

② カマド全景

③ 間仕切溝



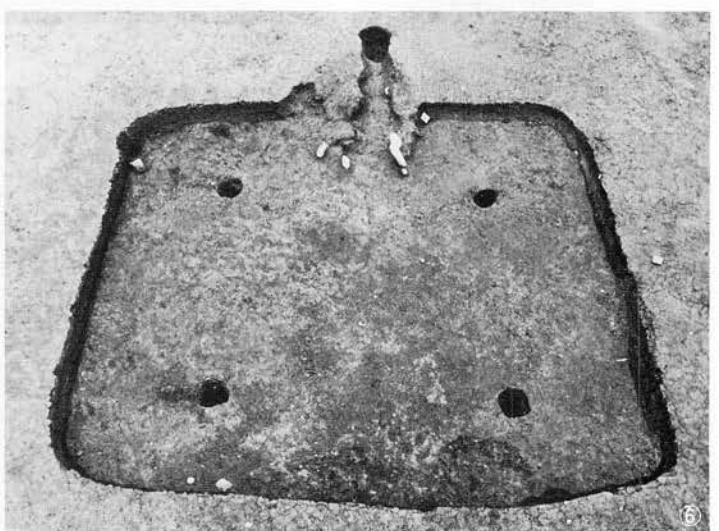
⑦

④ 完掘後全景

⑤ 遺物出土状況 (主頭大刀)

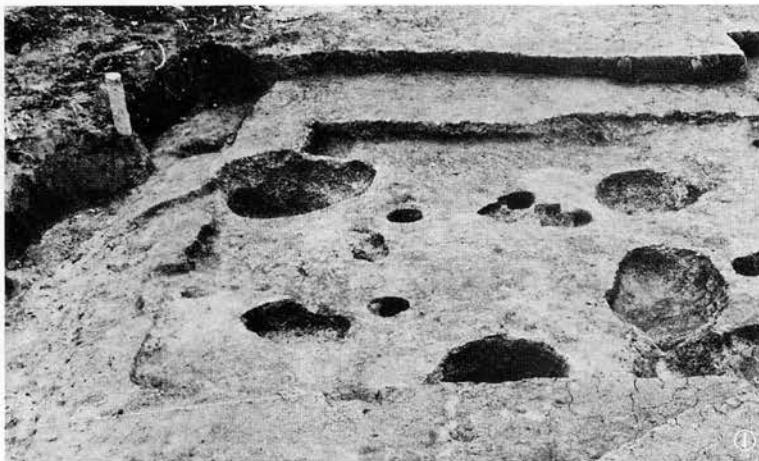
⑥ 完掘後全景

⑦ 遺物出土状況

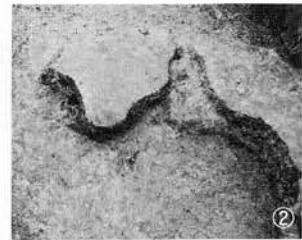


⑥

C · D — 12 住居址



A · E — 2 住居址— I



①完掘後全景
②カマド全景



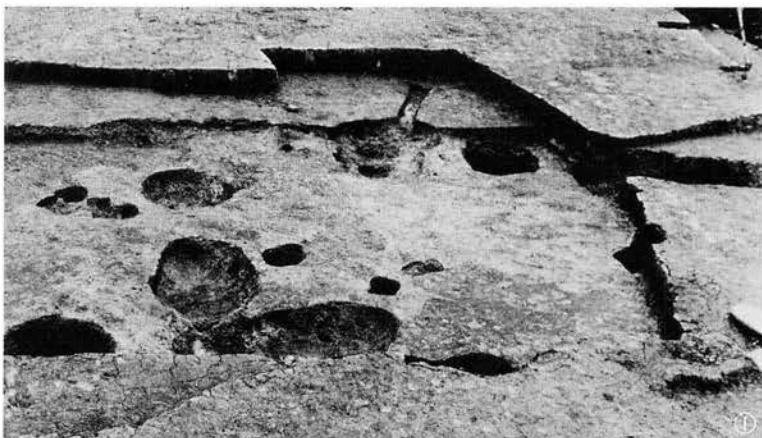
③完掘後全景
④完掘後全景
⑤遺物出土状況

B · E — 2 住居址— 2



C · E — 3 住居址— 2
P L — 21



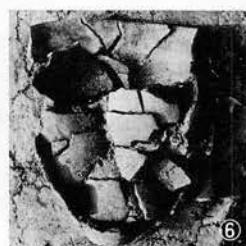


①完掘後全景
②カマド全景
③遺物出土状況

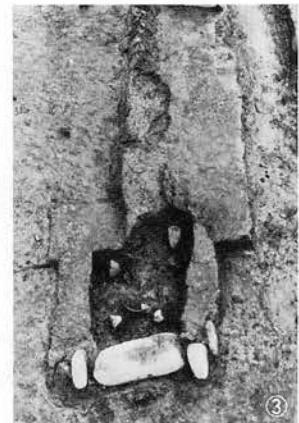
A・E-3 住居址-1



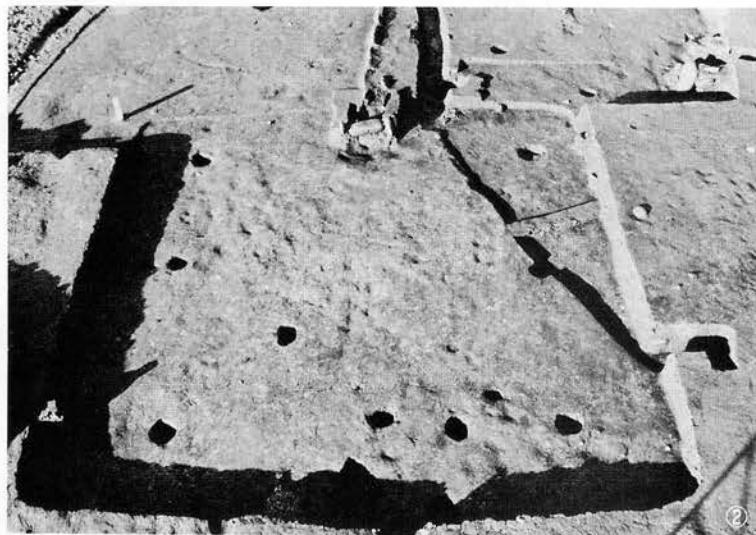
④完掘後全景
⑤カマド全景
⑥遺物出土状況



B・E-4 住居址

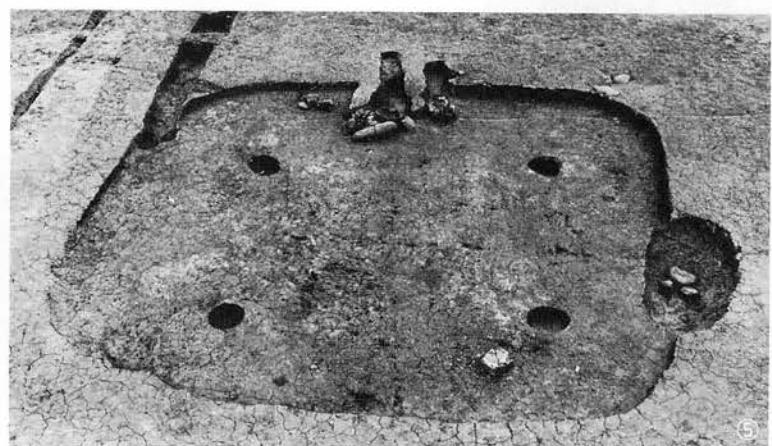


① Ⅰ次全景
② 完掘後全景
③ カマド全景
④ 遺物出土状況



⑤ 完掘後全景
⑥ カマド全景

A・E-6 住居址



B・E-7 住居址- I

P L -23



① 完掘後全景

A · F — 3 住居址 — I



④



②



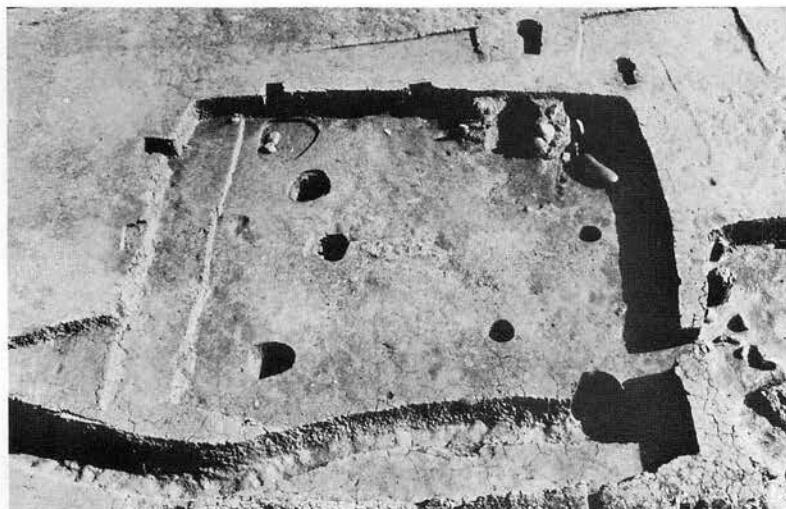
⑤

- ② 完掘後全景
- ③ カマド全景
- ④ 遺物出土状況
- ⑤ 土器埋設状況



③

B · F — 3 住居址 — 2



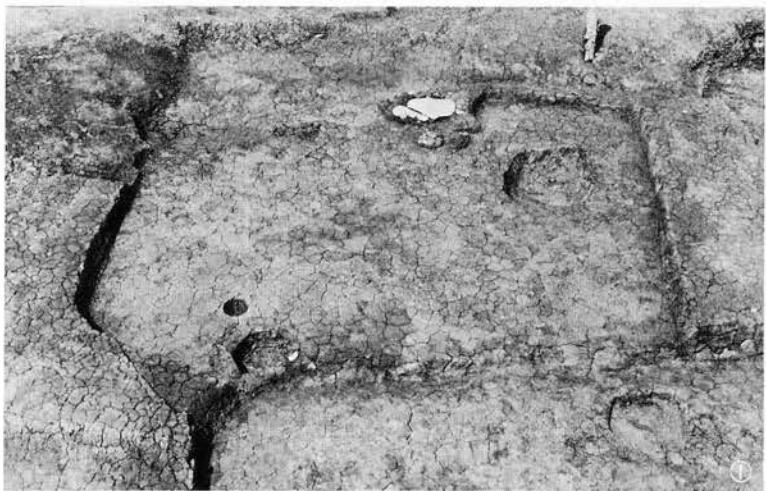
- ① 完掘後全景
- ② カマドⅠ次全景
- ③ カマド全景
- ④ 貯藏穴
- ⑤ 遺物出土状況(鉄斧)

A・F-4 住居址—Ⅰ・2



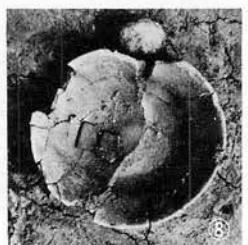
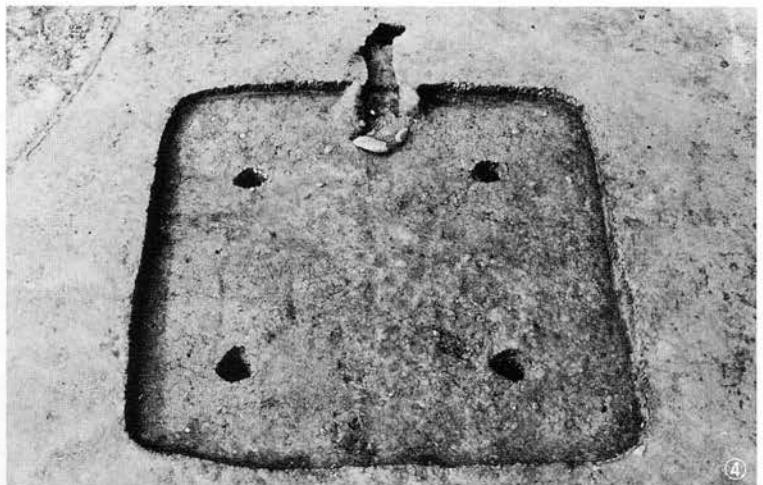
B・F-5 住居址

B、完掘後全景



①完掘後全景
②遺物出土状況
③カマド全景

A・F-6住居址一



④完掘後全景
⑤カマド全景
⑥土器埋設状況
⑦～⑧遺物出土状況

B・F-II住居址

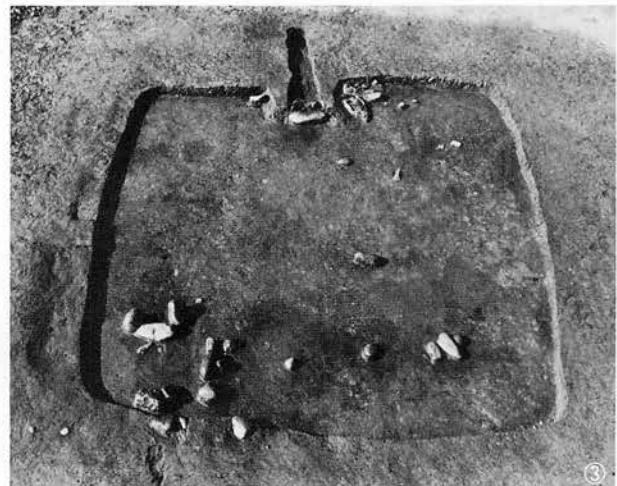


①完掘後全景
②炉跡

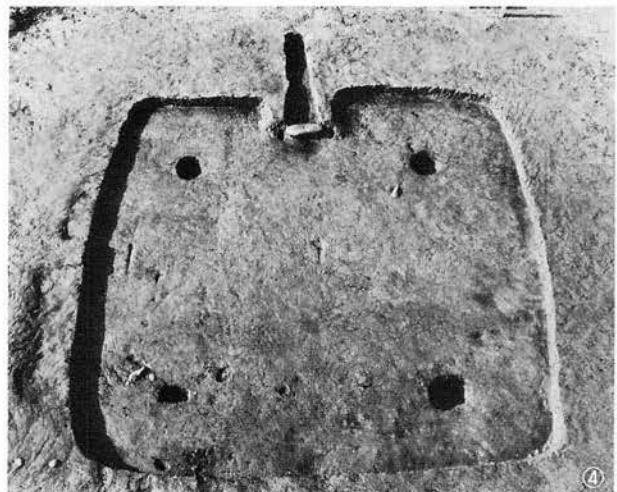
A · F — I2住居址



③ I 次全景
④ 完掘後全景
⑤ カマド全景
⑥ 土器埋設状況
⑦ 遺物出土状況



④



⑥

B · F — I3住居址

P L — 27



① 完掘後全景
② カマド全景
③ 遺物出土状況

A · G — 3 住居址



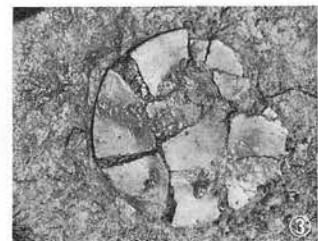
④ 完掘後全景
⑤ カマド全景



B · G — 4 住居址



① 完掘後全景
②③ 遺物出土状況



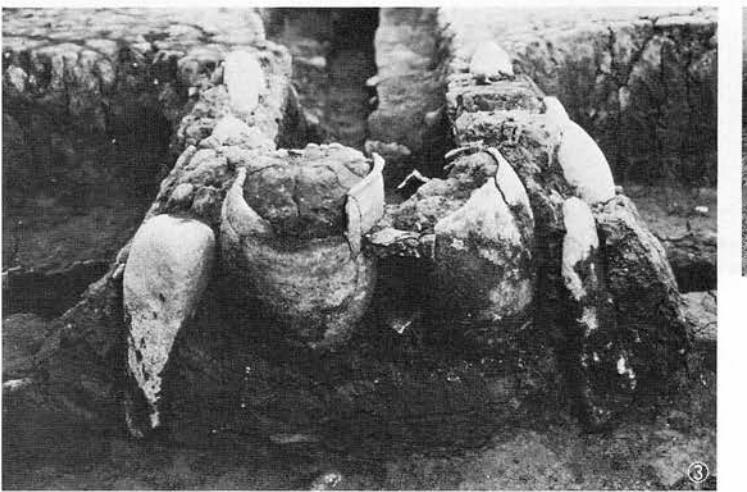
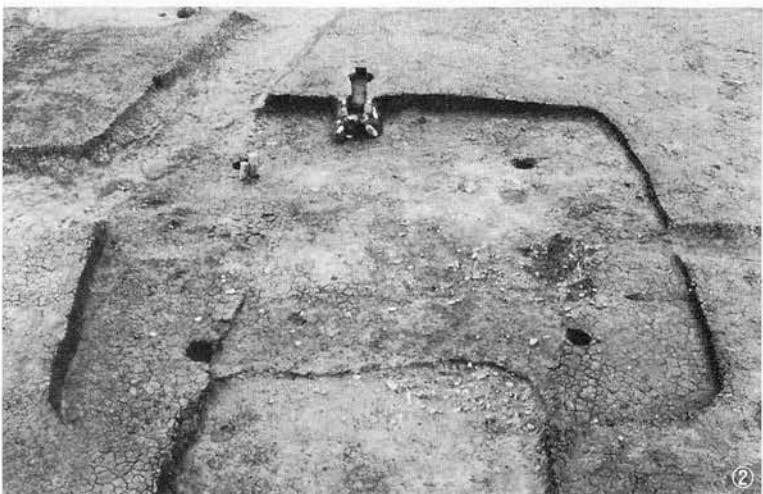
A · G — 6 住居址



④ 完掘後全景
⑤ カマド全景



B · G — 8 住居址— I

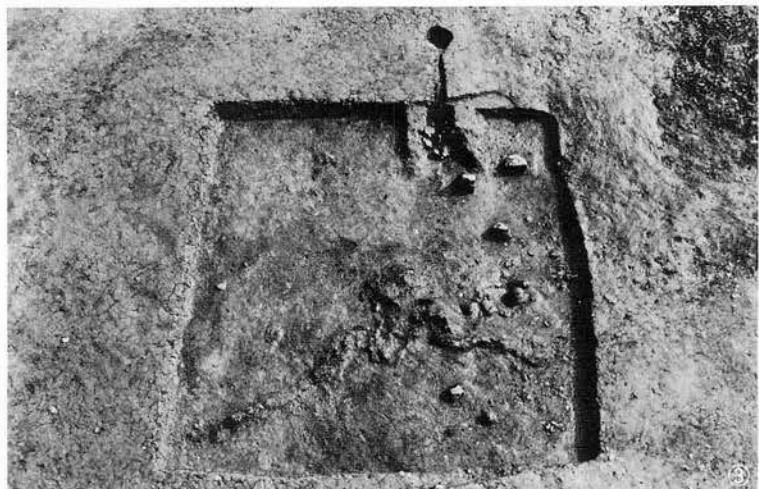
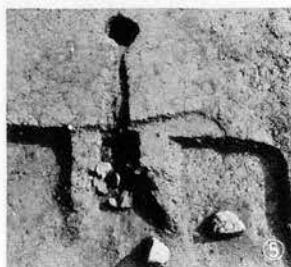


① 1次全景
② 完掘後全景
③ カマドセクション
④ カマド全景
⑤ カマドと遺物
⑥ 遺物出土状況
⑦ 袖部状況



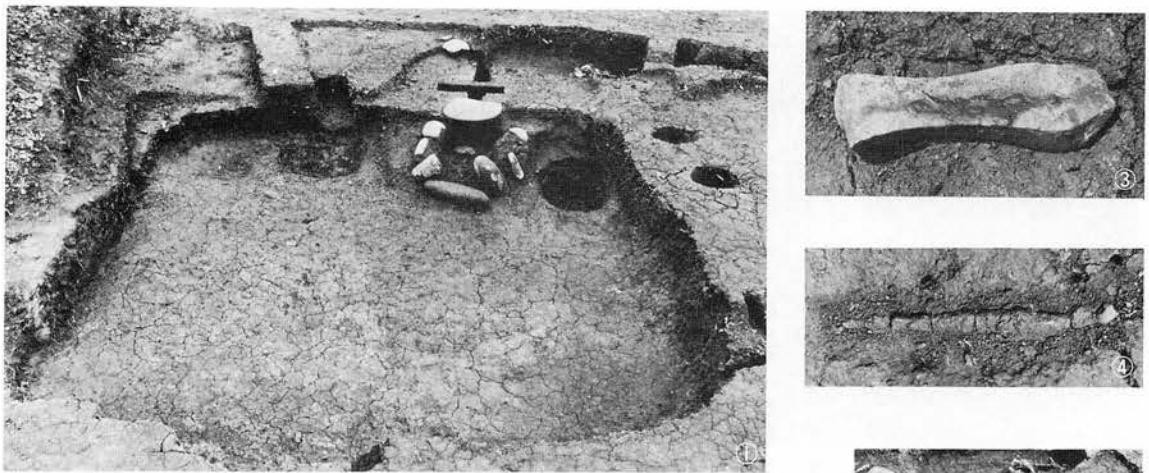
①完掘後全景
②カマド全景

A · G - 9 住居址

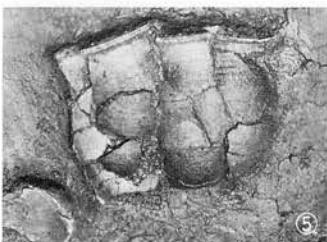


③ 1次全景
④ 完掘後全景
⑤ カマド全景
⑥⑦ 遺物出土状況

B · G - 15 住居址 P L - 31



①完掘後全景
②カマド全景
③～⑥遺物出土状況



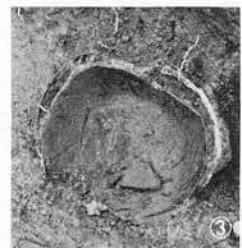
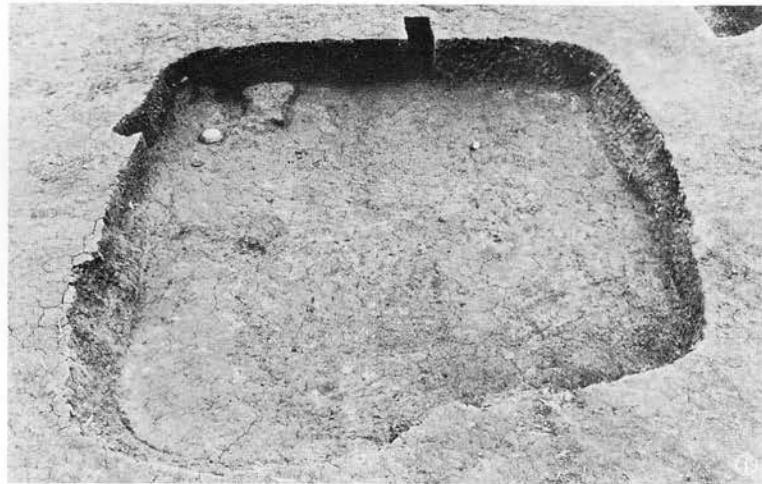
A・H-2 住居址-1



⑦完掘後全景
⑧カマド全景
⑨カマド全景
⑩遺物出土状況



B・H-2 住居址-2

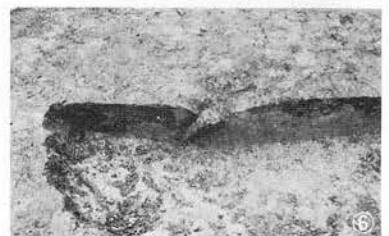


①完掘後全景
②カマド全景
③④遺物出土状況

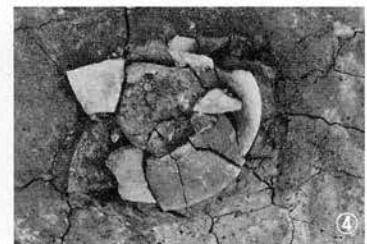
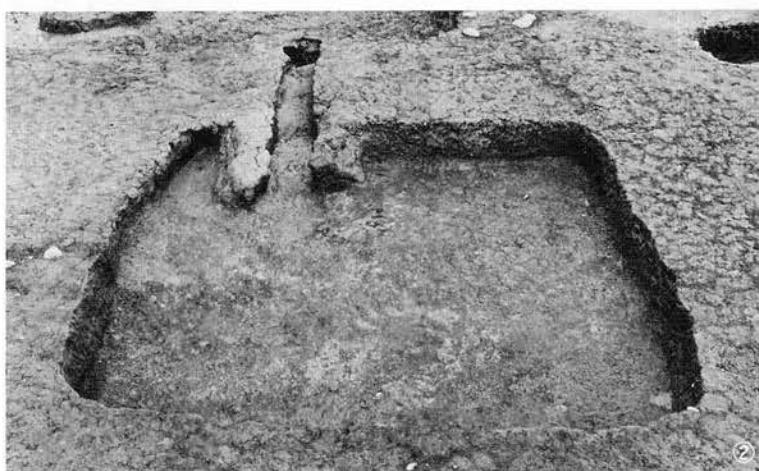
A・H-3 住居址



⑤完掘後全景
⑥炉跡セクション
⑦炉支脚
⑧⑨遺物出土状況



B・H-4 住居址



① 1次全景
② 完掘後全景
③ カマド全景
④ 遺物出土状況

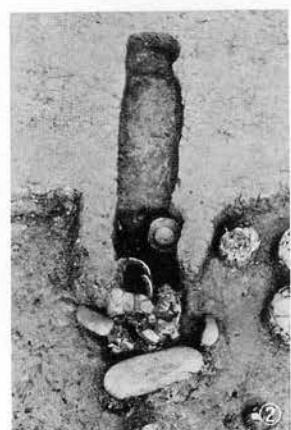
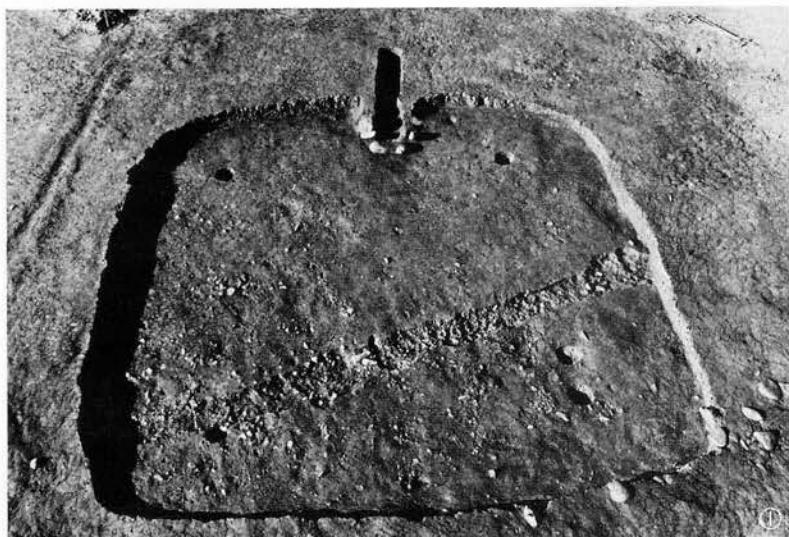
A · H — 5 住居址



⑤ 完掘後全景
⑥ カマド全景



B · H — 6 住居址
P L — 34



①完掘後全景
②カマド全景
③遺物出土状況
④土器埋設状況

A・H-11住居址



⑤完掘後全景
⑥カマド全景



B・I-3住居址



① 1次全景
② 完掘後全景
③ カマド全景

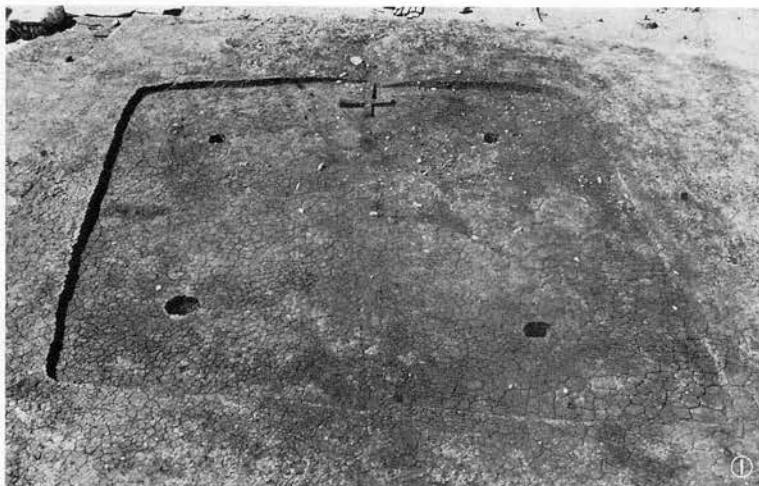


A・I-4 住居址



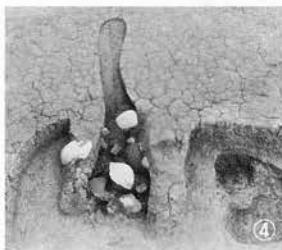
④ 土器埋設状況
⑤ カマド全景
⑥ 完掘後全景
⑦ 遺物出土状況

B・I-5 住居址



①完掘後全景
②遺物出土状況

A · I - 9 住居址



③完掘後全景
④カマド全景

B · J - 4 住居址



⑤完掘後全景
⑥カマド全景

C · J - 6 住居址

P L - 37



①完掘後全景
②カマド全景
③袖部状況
④⑤遺物出土状況

A・J-7 住居址

⑥完掘後全景
⑦カマド全景



B・K-3 住居址



A・K-4 住居址

- ① 完掘後全景
- ② カマド全景
- ③ 袖部状況(左)
- ④ 袖部状況(右)



B・K-5 住居址-I

完掘後全景



A · K — 5 住居址—2

完掘後全景



B · K — 6 住居址—1

① 完掘後全景
② カマド全景





A · K — 6 住居址—2

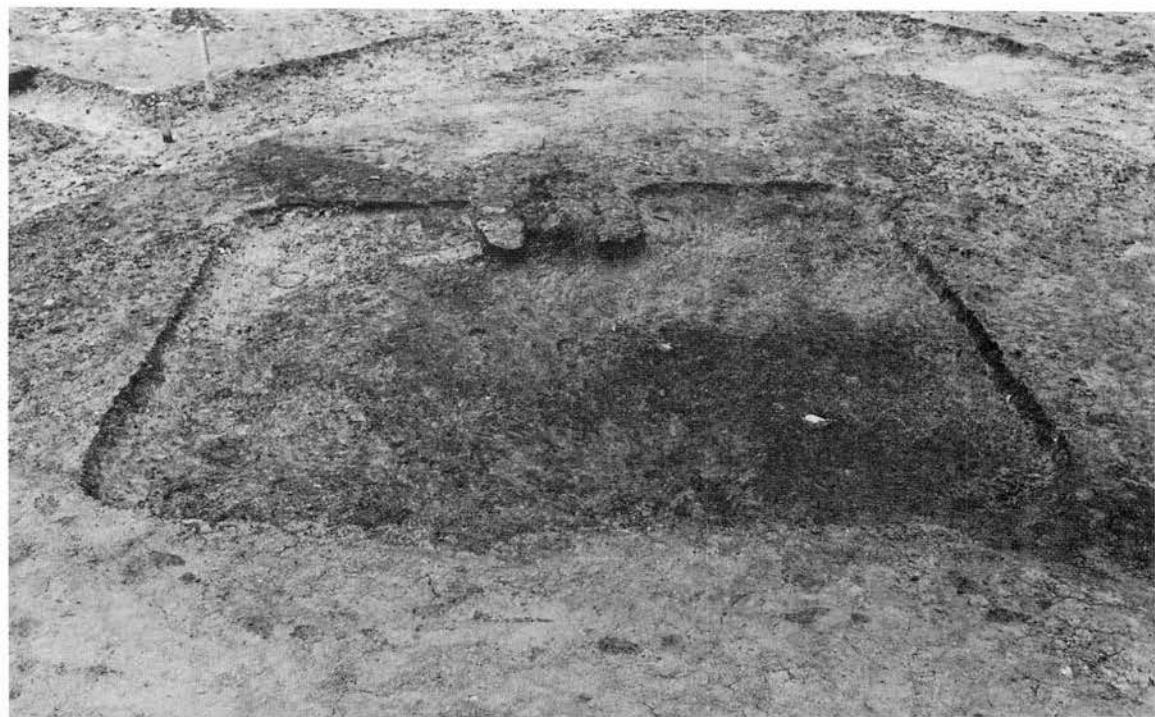
完掘後全景



B · K — 11 住居址

P L — 4I

完掘後全景



A · K - 15 住居址

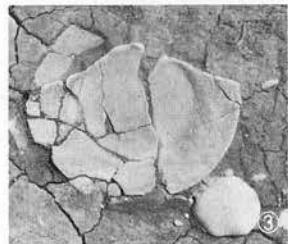
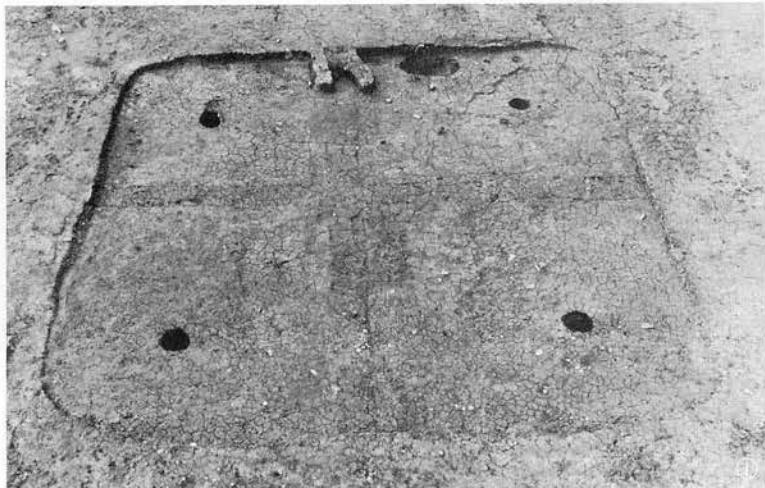
完掘後全景



B · L - 3 住居址

完掘後全景

P L - 42



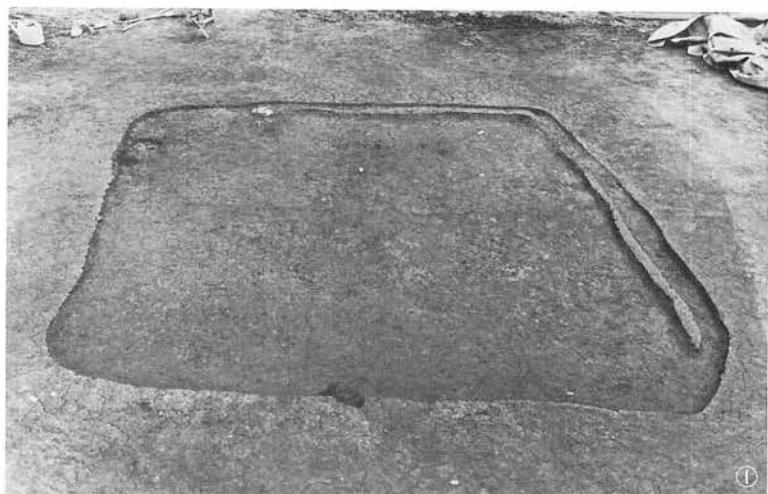
①完掘後全景
②カマド全景
③遺物出土状況

A・L-7住居址



B・L-13住居址

完掘後全景



①完掘後全景
②③遺物出土状況

A・M-5 住居址— I



④完掘後全景
⑤カマド全景

B・M-6 住居址



① 完掘後全景

A · M - 7 住居址



③

② 完掘後全景

③ カマド全景



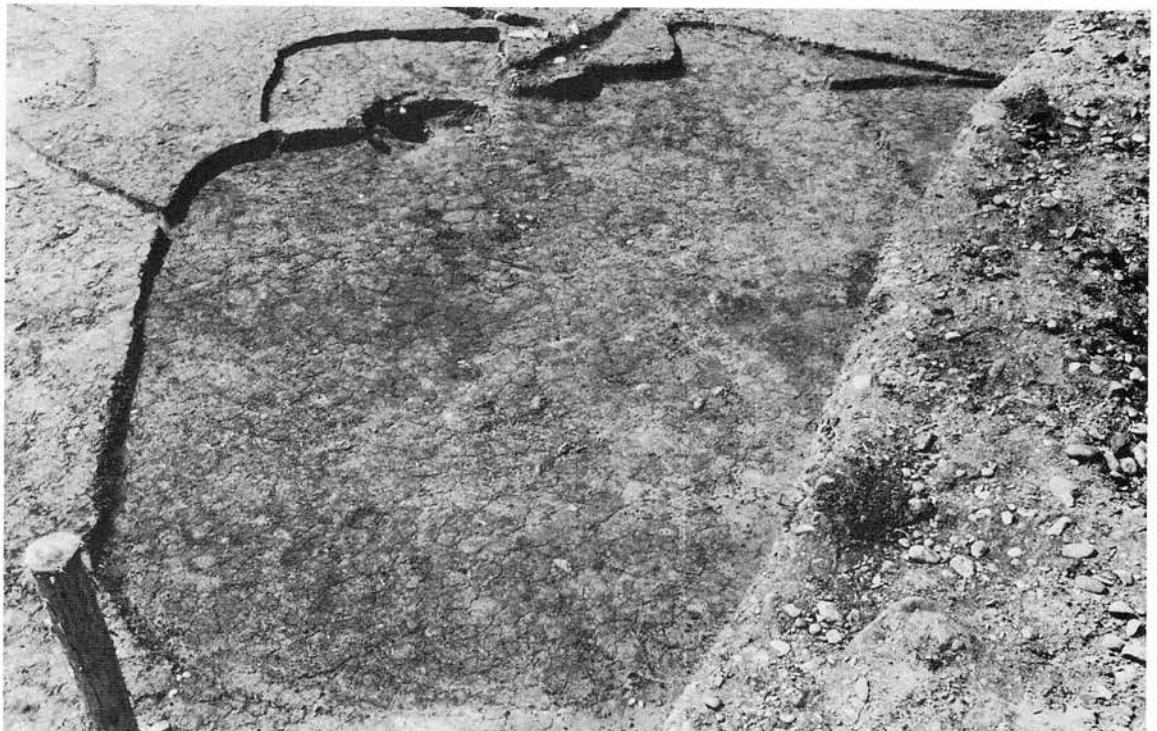
②

B · M - 14 住居址



④ 完掘後全景

C · N - 6 住居址 P L - 45



A · N — 7 住居址

完掘後全景



B · O — 15 住居址

P L — 46

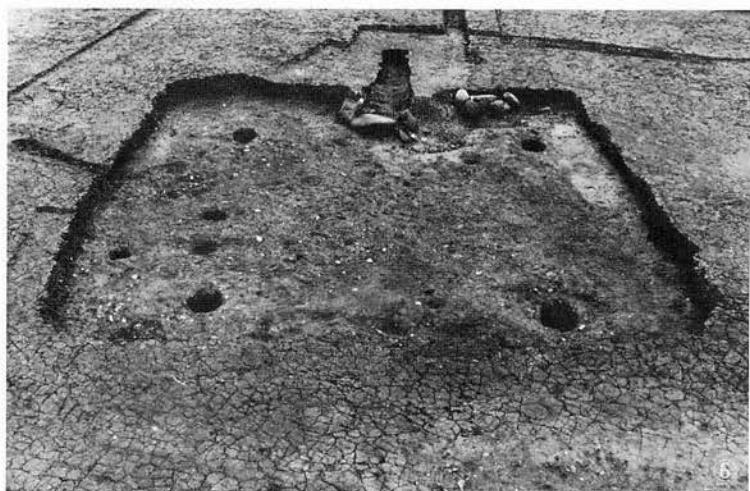
完掘後全景



① 1次全景
② カマド全景
③～⑤ 遺物出土状況

A・O-13住居址

⑥ 完掘後全景
⑦ カマド全景
⑧ 遺物出土状況



B・P-II住居址



A · B — 7 建物跡



B · G — 6 建物跡

P L — 48



A · O — 18 建物跡



B · K — 19 柱穴状土坑群



A · B — 5 土坑



B · B — 6 土坑



C · B — 5 · B — 6 土坑重複狀況

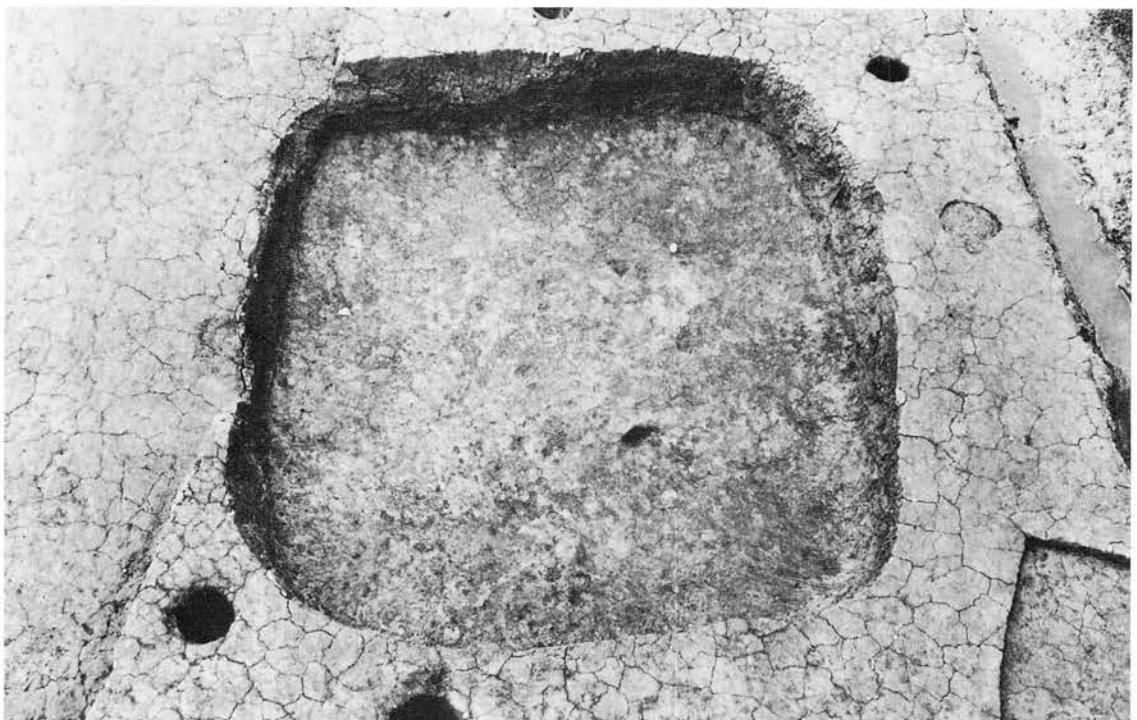


A · B — 8 土坑— 1



B · B — 8 土坑— 2

P L — 51

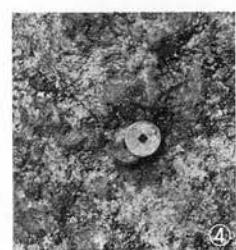


A · B—9 土坑



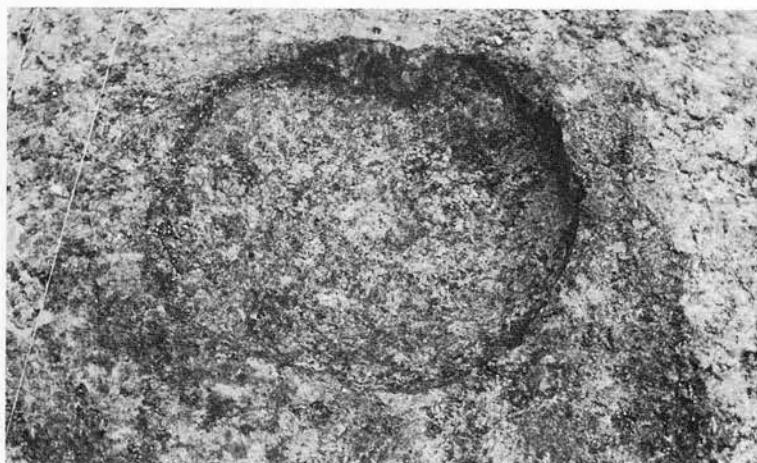
B · B—10 土坑

P L—52



- ① 檢出狀況
- ② 完掘後全景
- ③ 蓋狀敷物
- ④ 遺物出土狀況

A · C — I 土坑

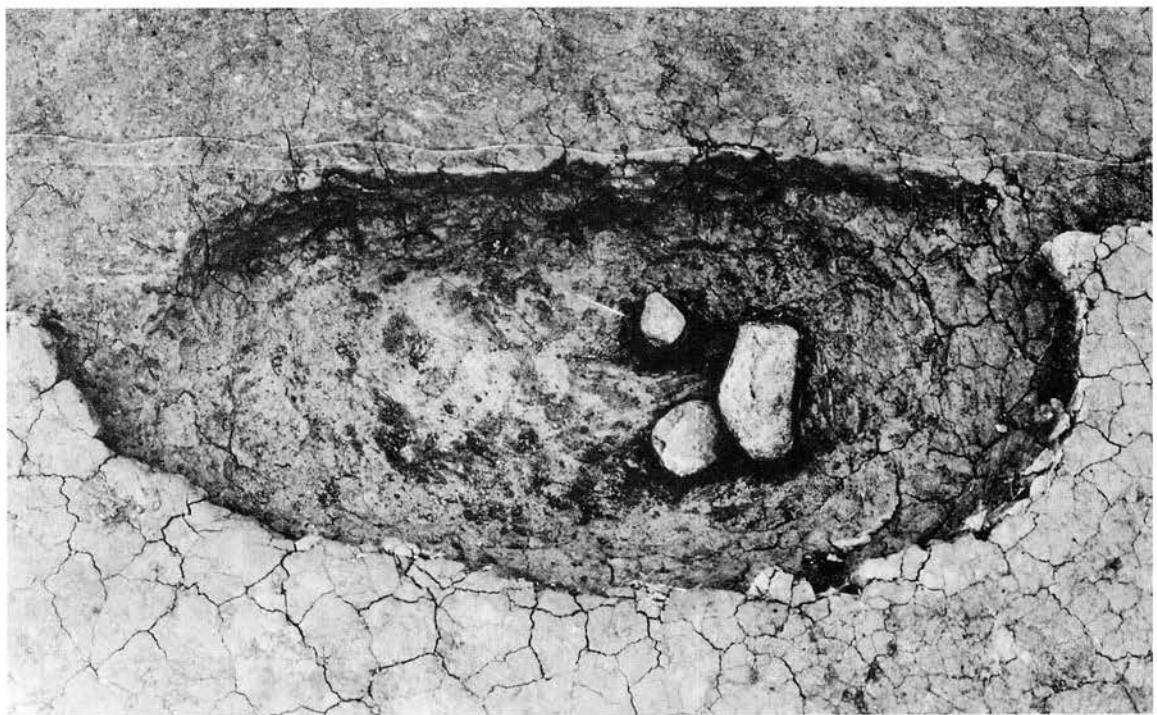


B · C — 9 土坑— I

P L — 53

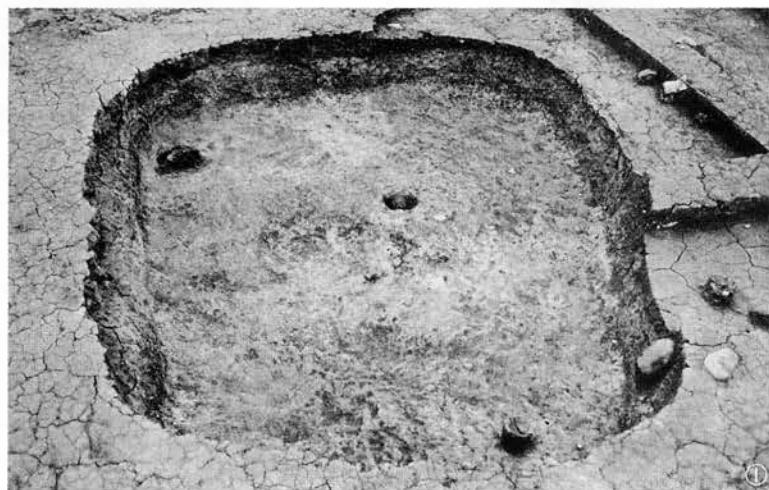


A · C — 9 土坑—2



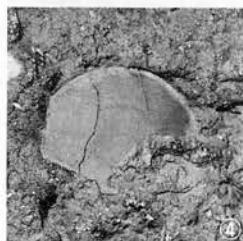
B · E — 7 土坑

P L — 54



①完掘後全景
②遺物出土狀況

A · J - 6 土坑



③完掘後全景
④遺物出土狀況

B · L - 13 土坑



⑤完掘後全景

C · M - 5 土坑
P L - 55



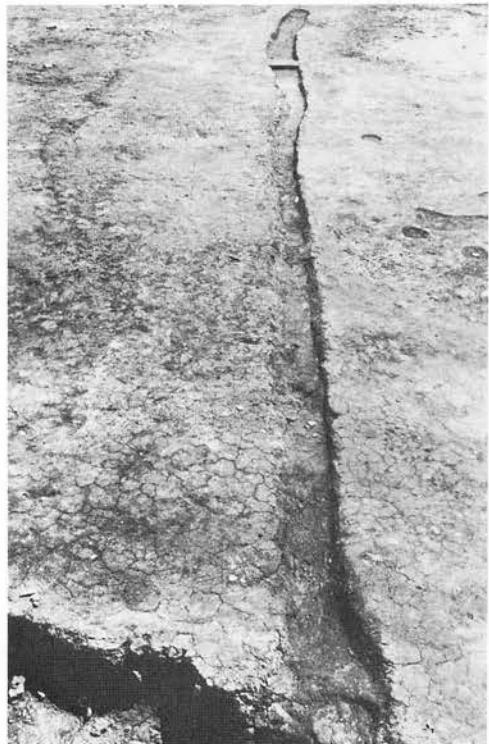
A · G—13土坑



B · I—13土坑
P L—56



A · B — 2 溝跡



B · B — 4 溝跡



東西方向

C · B — 7 溝跡

P L — 57



南北方向



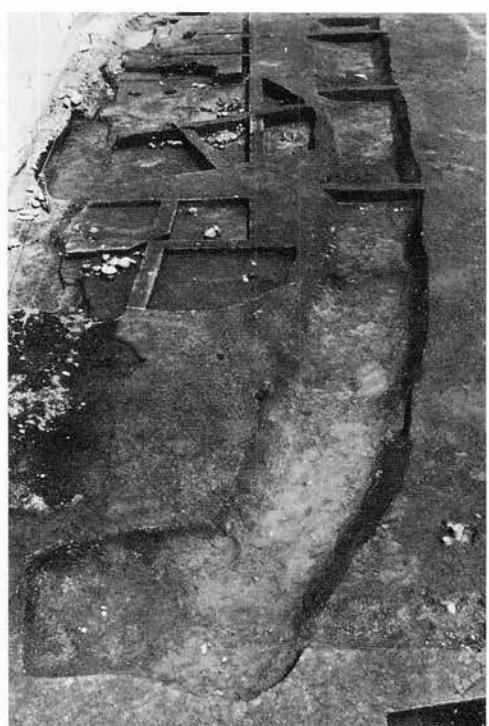
A · C — 2 溝跡



B · C — 10 溝跡



C · D — 17 溝跡



D · F — 4 溝跡



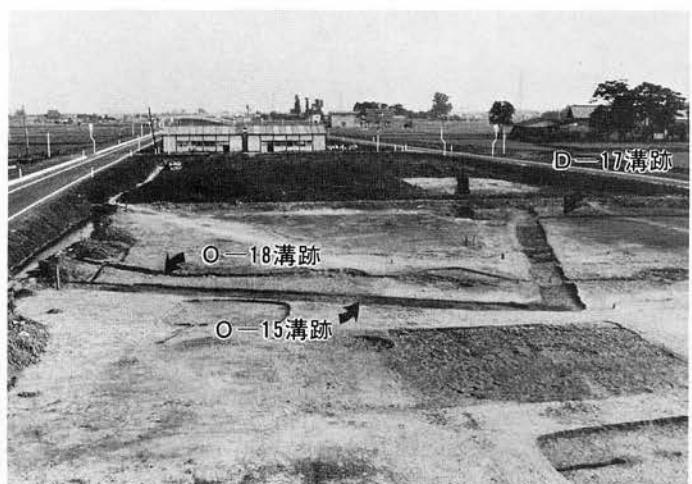
A · G — 15 溝跡



B · G — 17 溝跡



C · O — 15 溝跡



D · 溝跡重複状況北より撮影

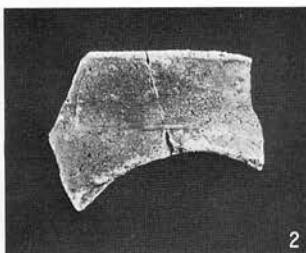


A・溝跡重複状況(東より)



B・O-15・J-18・D-17各溝跡

P L - 60



2

A · A — 1 住居址



1

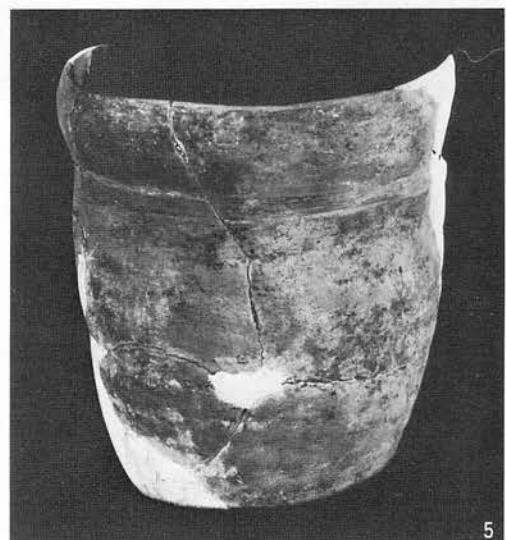


1003

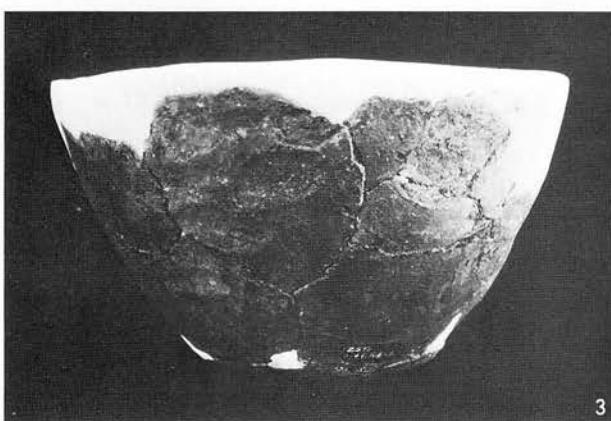
B · A — 2 住居址



4



5



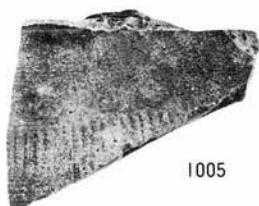
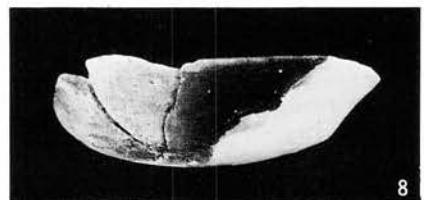
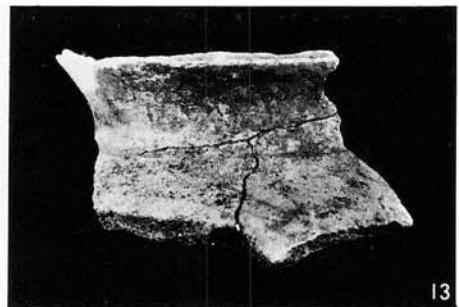
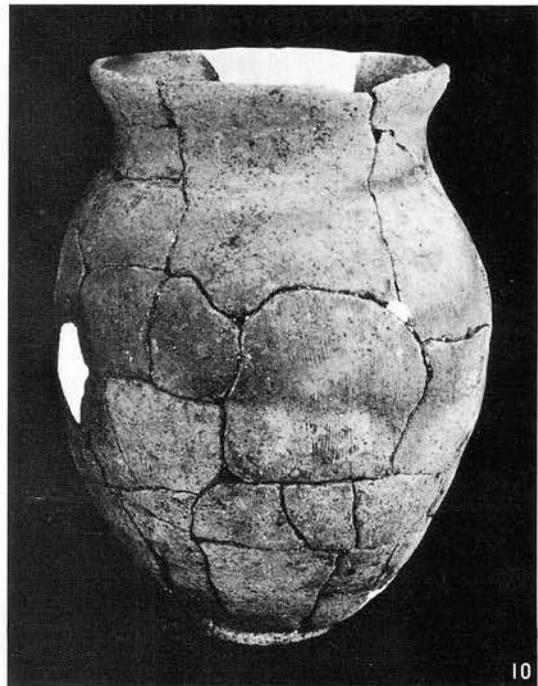
3

C · A — 4 住居址



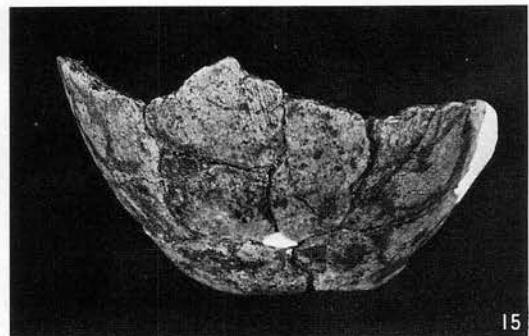
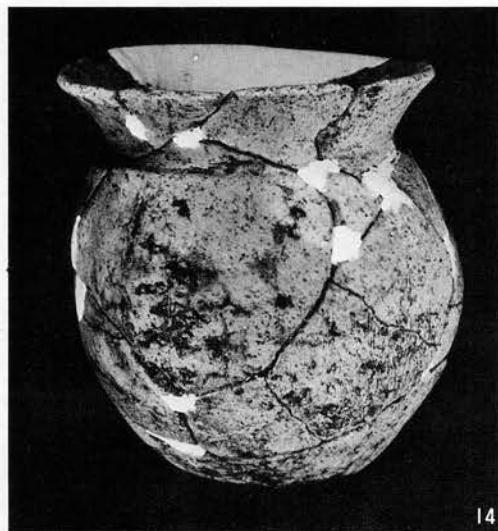
1155

P L — 6 I 遺物

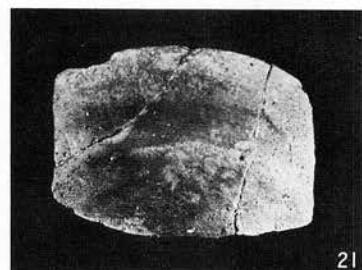


A—5 住居址

P L—62 遺物



A · B — 2 住居址

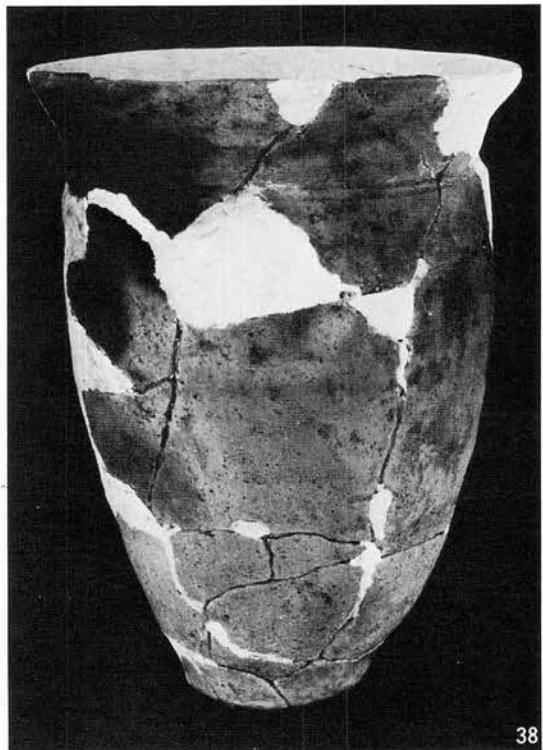


B · B — 3 住居址

P L — 63 遺物



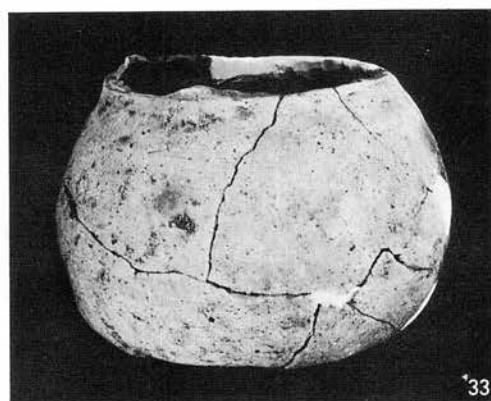
29



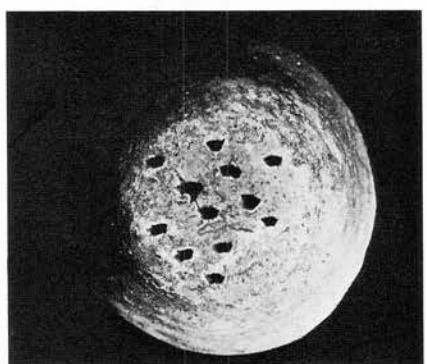
38



40



33



B—5 住居址—①

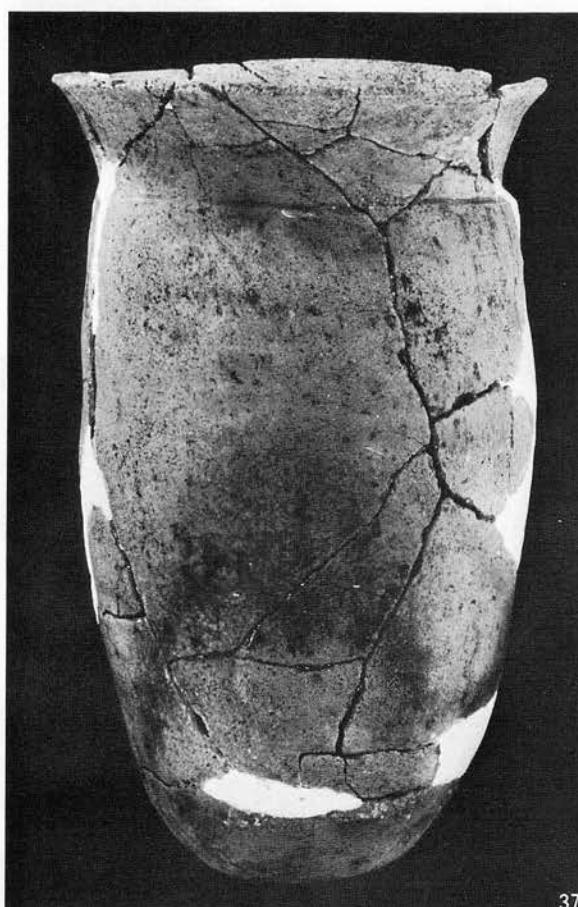
P L—64遺物



39



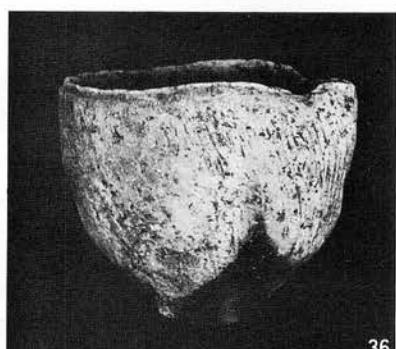
34



37

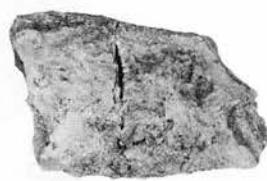
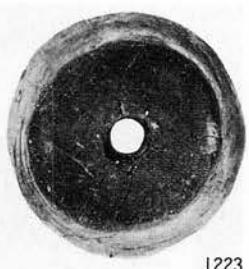
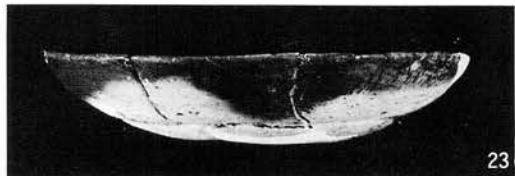


32



36

B—5 住居址—②
P L—65遺物



A · B — 5 住居址— ③

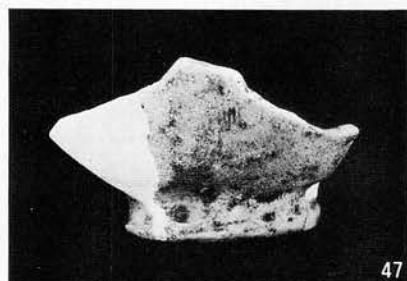
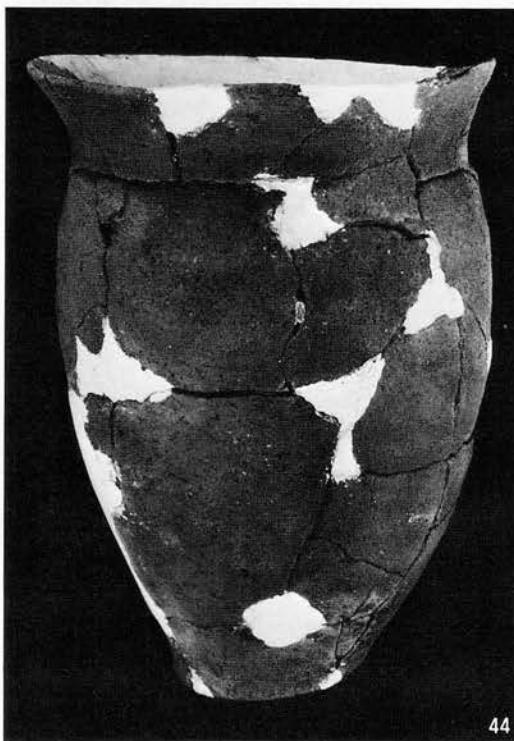


B · B — 6 住居址



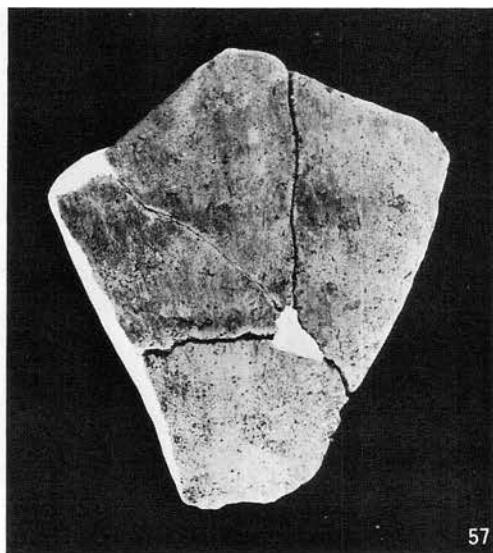
C · B — 7 住居址— ①

P L — 66 遺物



B—7 住居址—②

P L—67 遺物



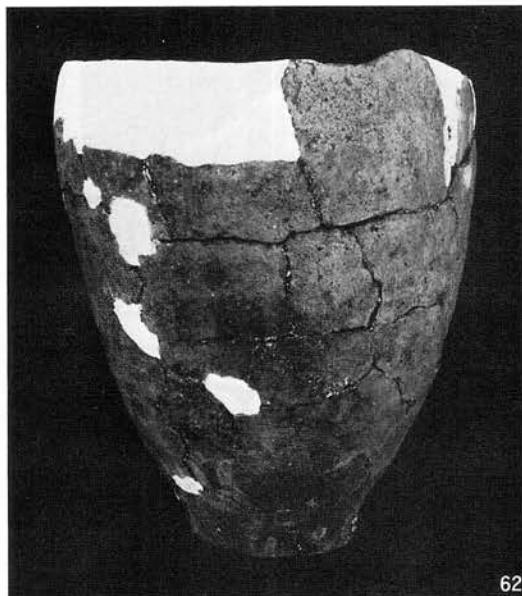
A · C — I 住居址



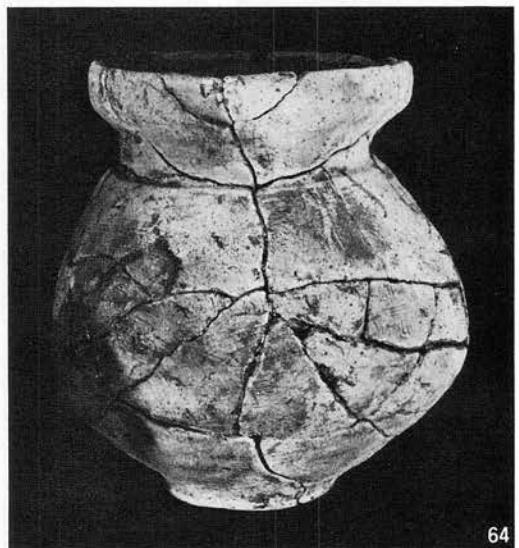
58



59



62



64

B · C — 2 住居址 — ①
P L — 68 遺物



63



61



1304



1259

A · C — 2 住居址— ②



60



89

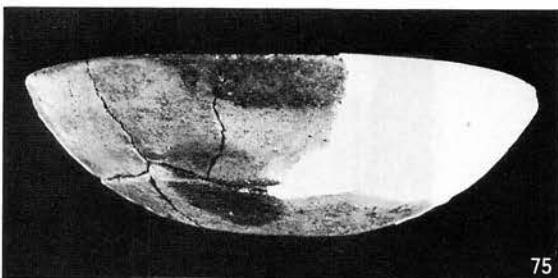


81

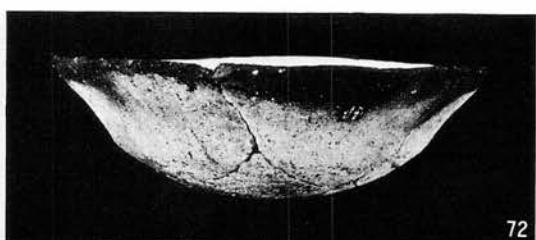


101

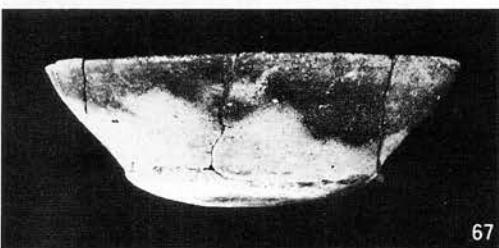
B · C — 3 住居址— A — ①
P L — 69 遺物



75



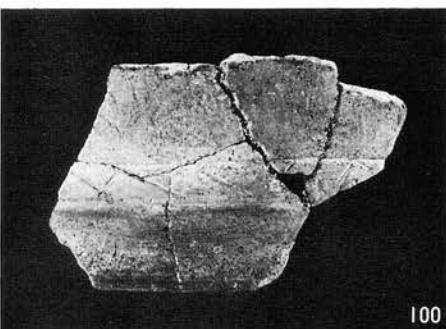
72



67



86



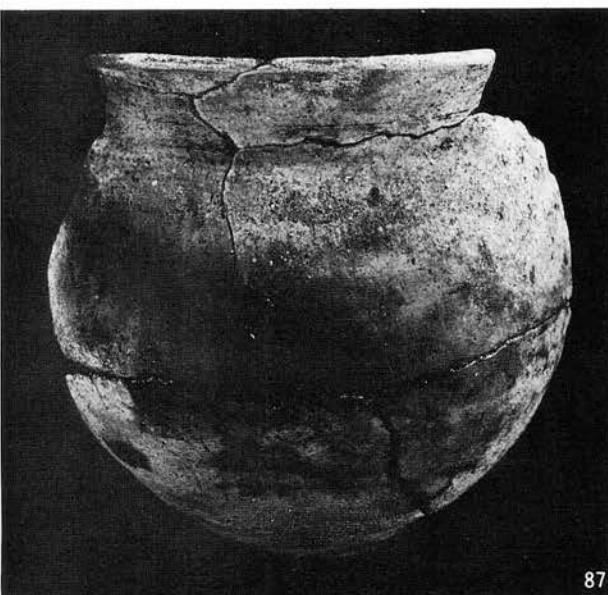
100



95



93



87

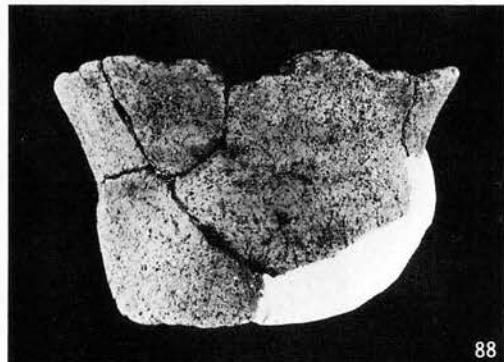


83



102

C—3 住居址—A—②
P L—70 遺物



88



99



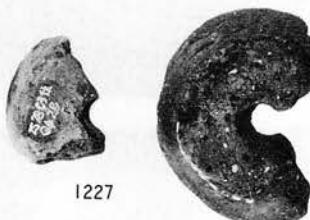
96



94



82



1227



1226



1156



1261



1260



1225



1157

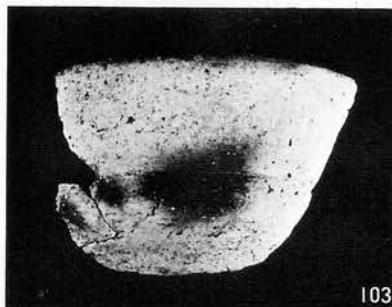


1204



1245

A · C — 3 住居址 — A — ③



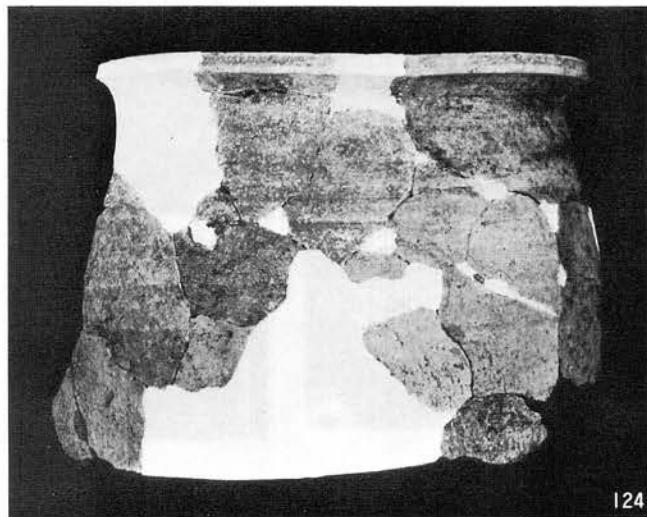
103



104

B · C — 3 住居址 — B

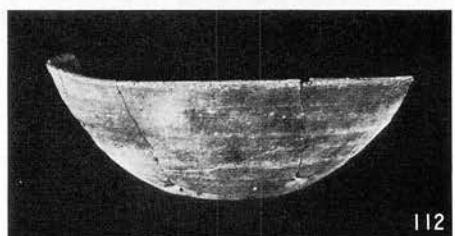
P L — 7 I 遺物



124



122



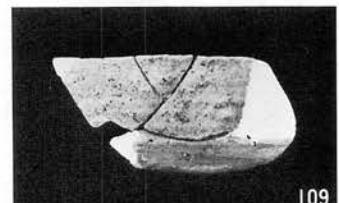
112



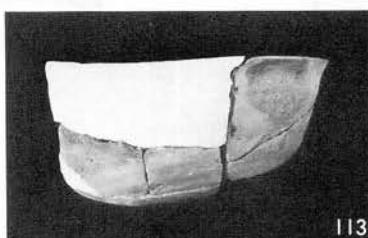
105



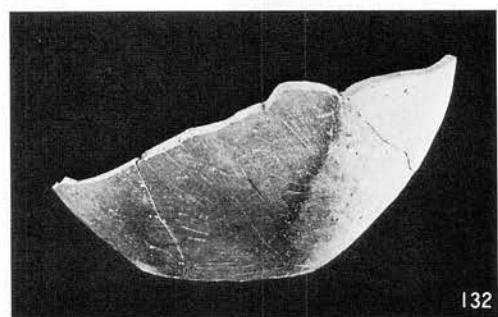
111



109



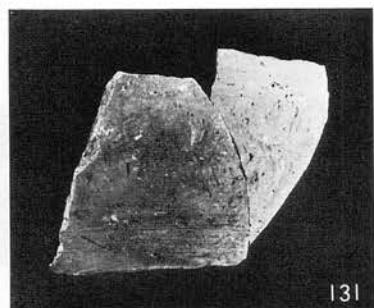
113



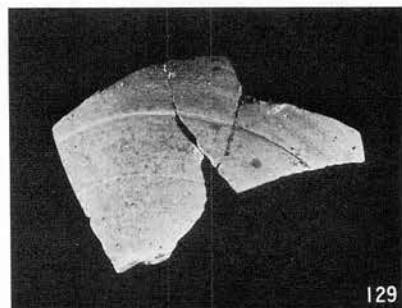
132



120

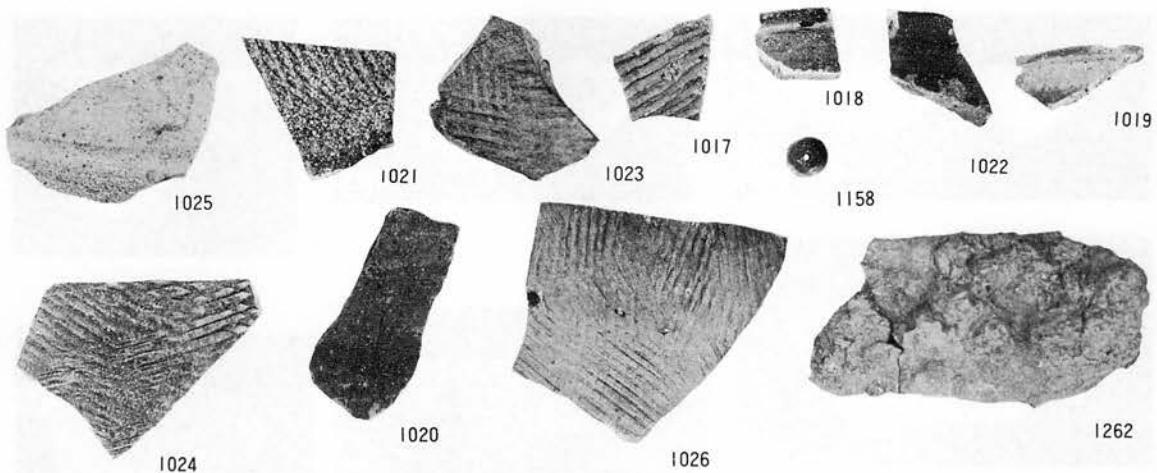


131

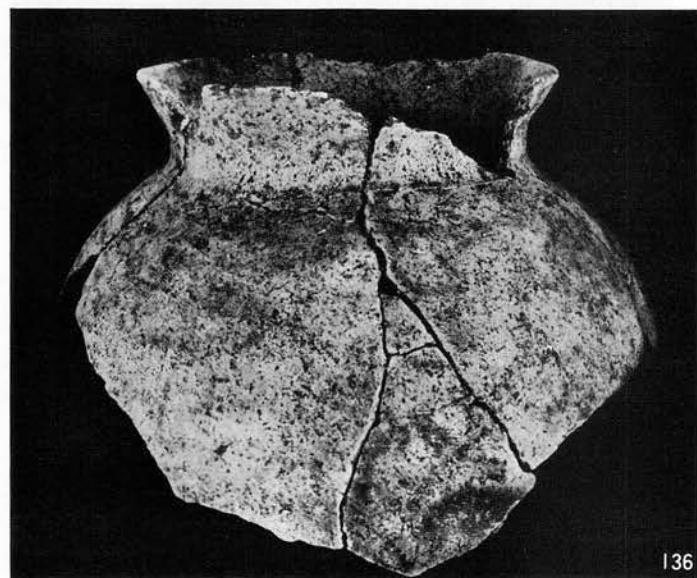


129

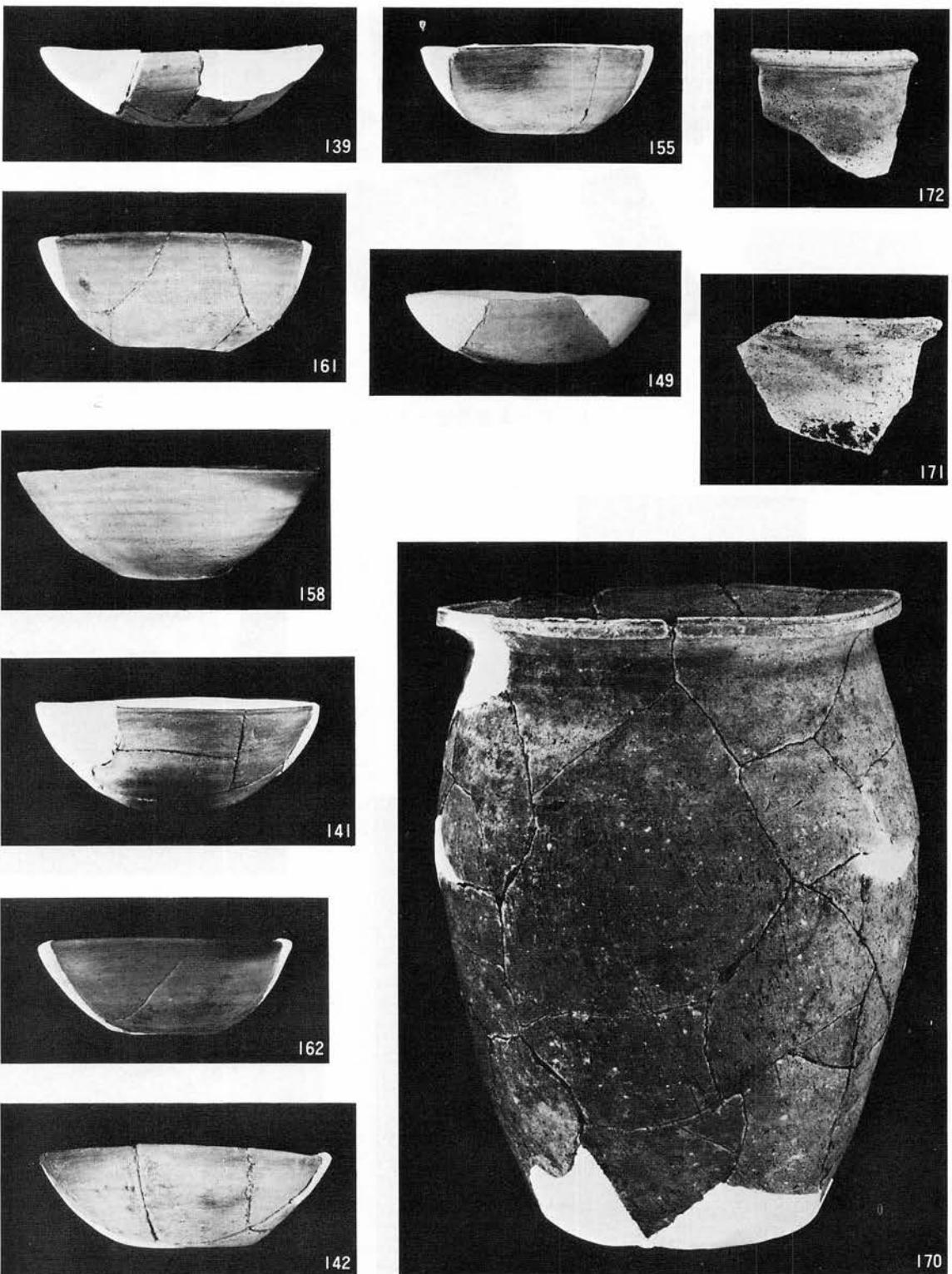
C—6 住居址—I—①
P L—72遺物



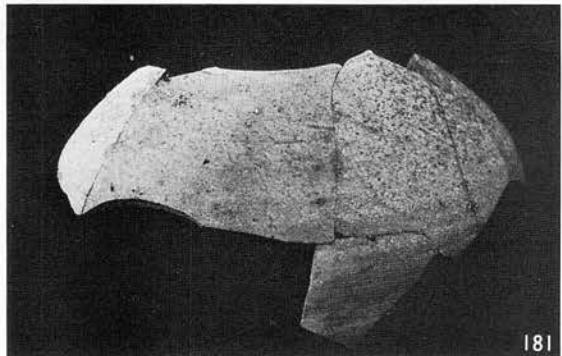
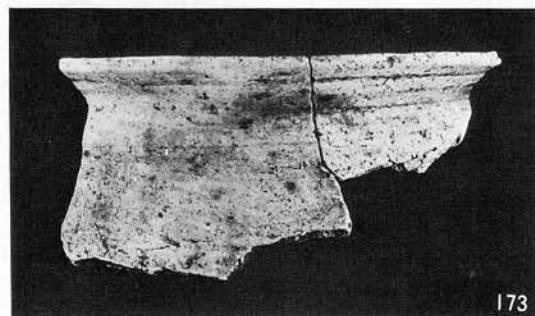
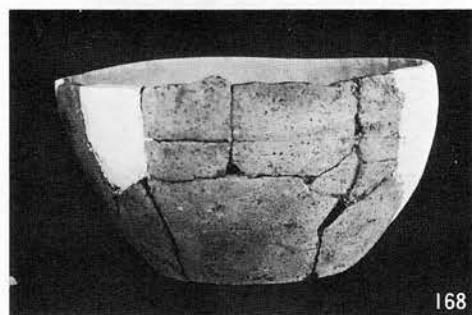
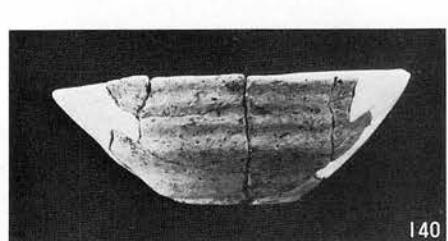
A · C — 6 住居址 — I — ②



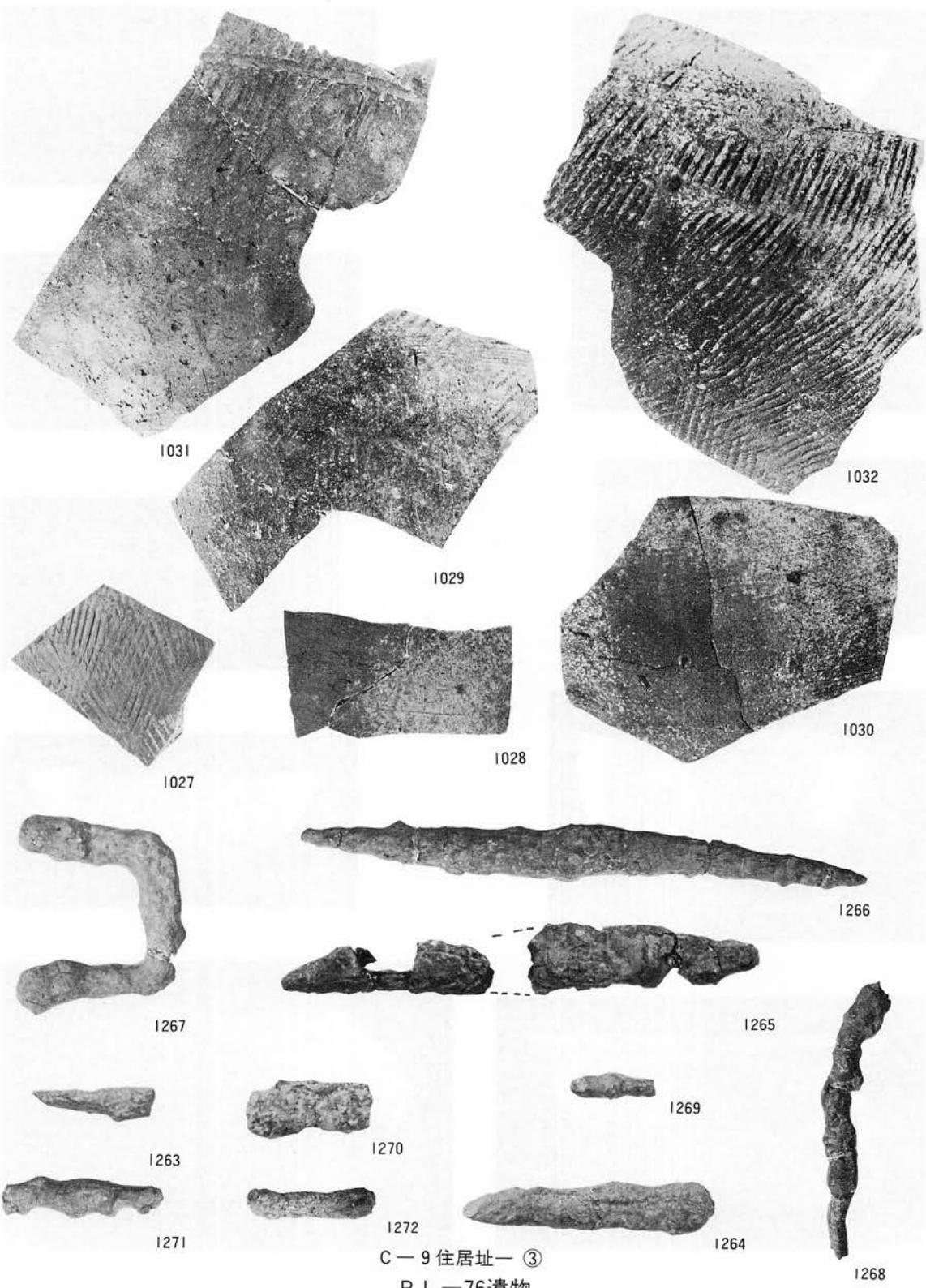
B · C — 6 住居址 — 2
P L — 73 遺物



C—9 住居址一 ①
P L—74 遺物



C—9 住居址—②
P L—75遺物



C-9 住居址一 ③
P L - 76 遺物

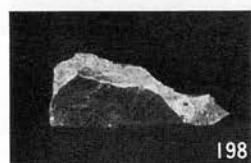


182

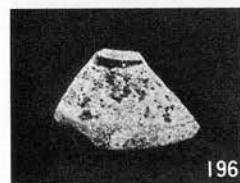


183

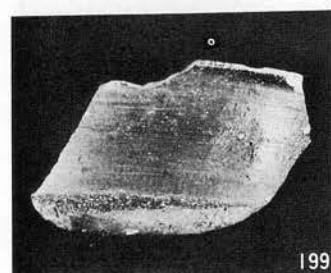
A · C—I2住居址



198



196

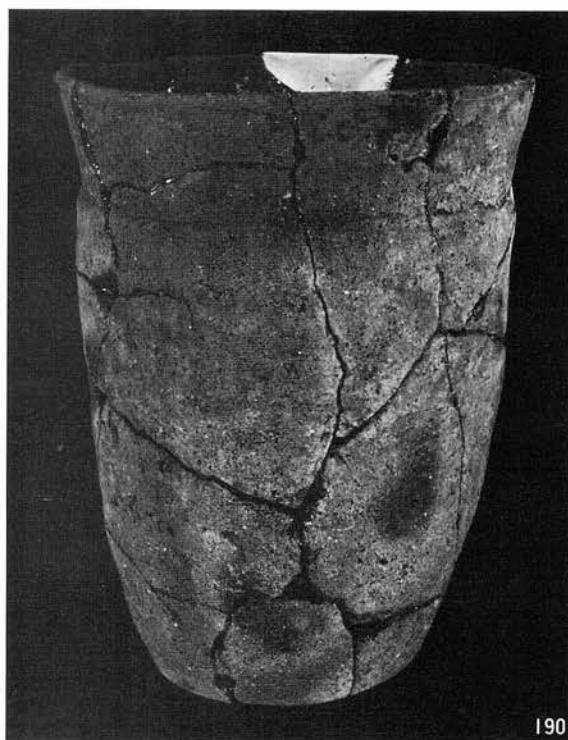


199

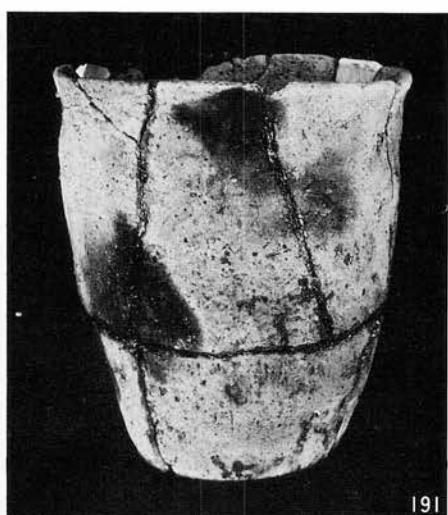


193

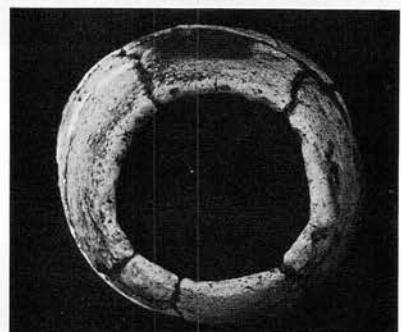
B · C—I3住居址—①
P L—77遺物



190



191



184



C—13住居址—②



189

P L—78遺物

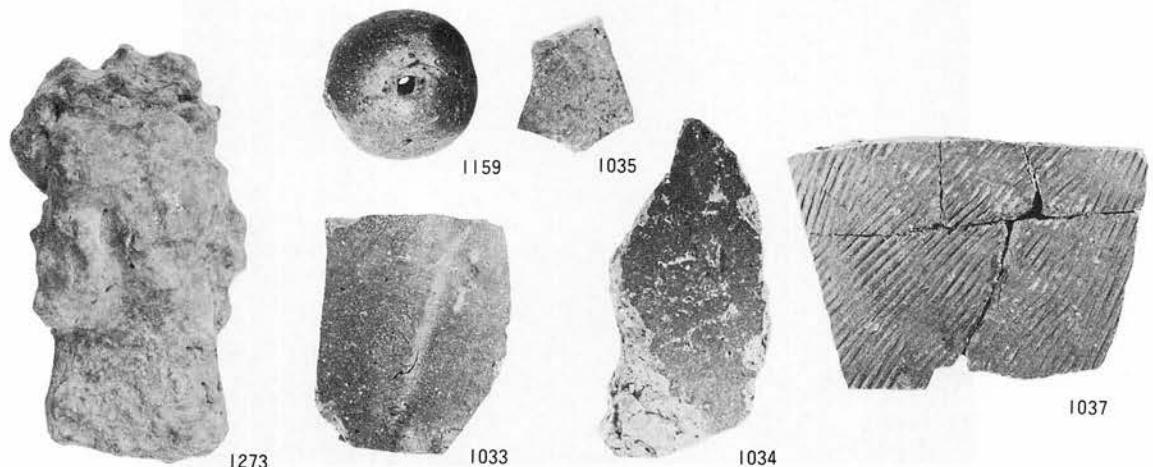
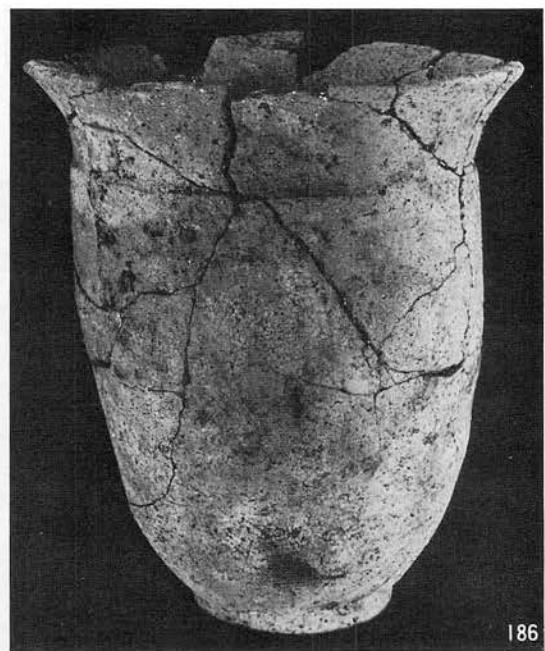
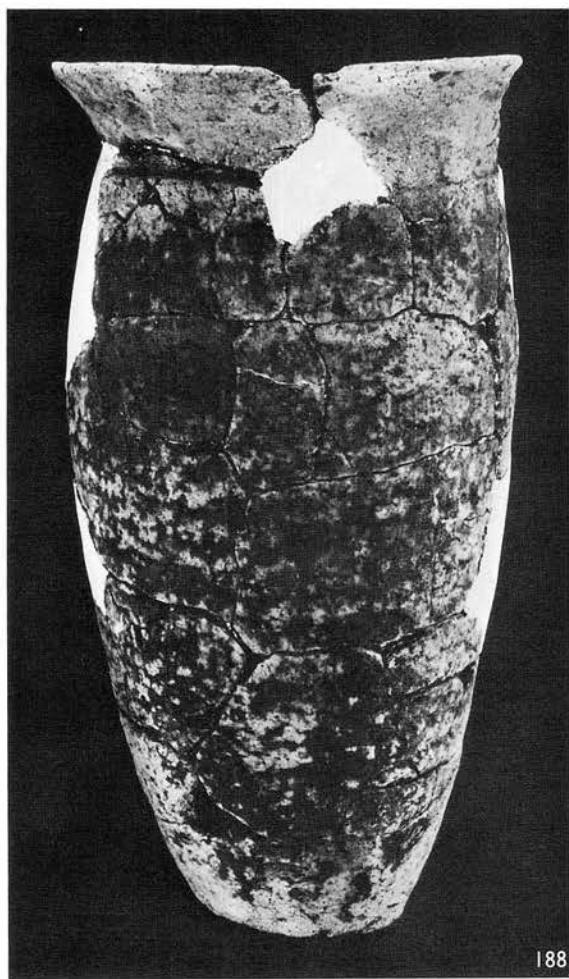


194



195

C—13住居址—③
P L—79遺物



C—13住居址—④
P L—80遺物

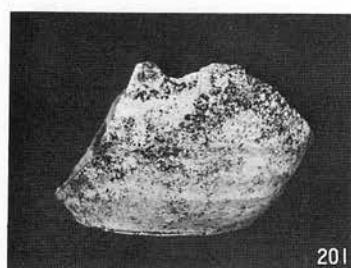


1308

1306

1307

A : C — 13住居址 — ⑤



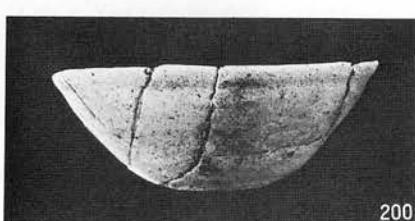
201



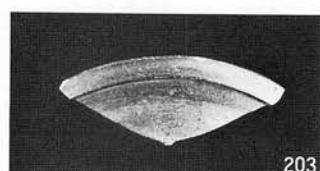
204



1039



200



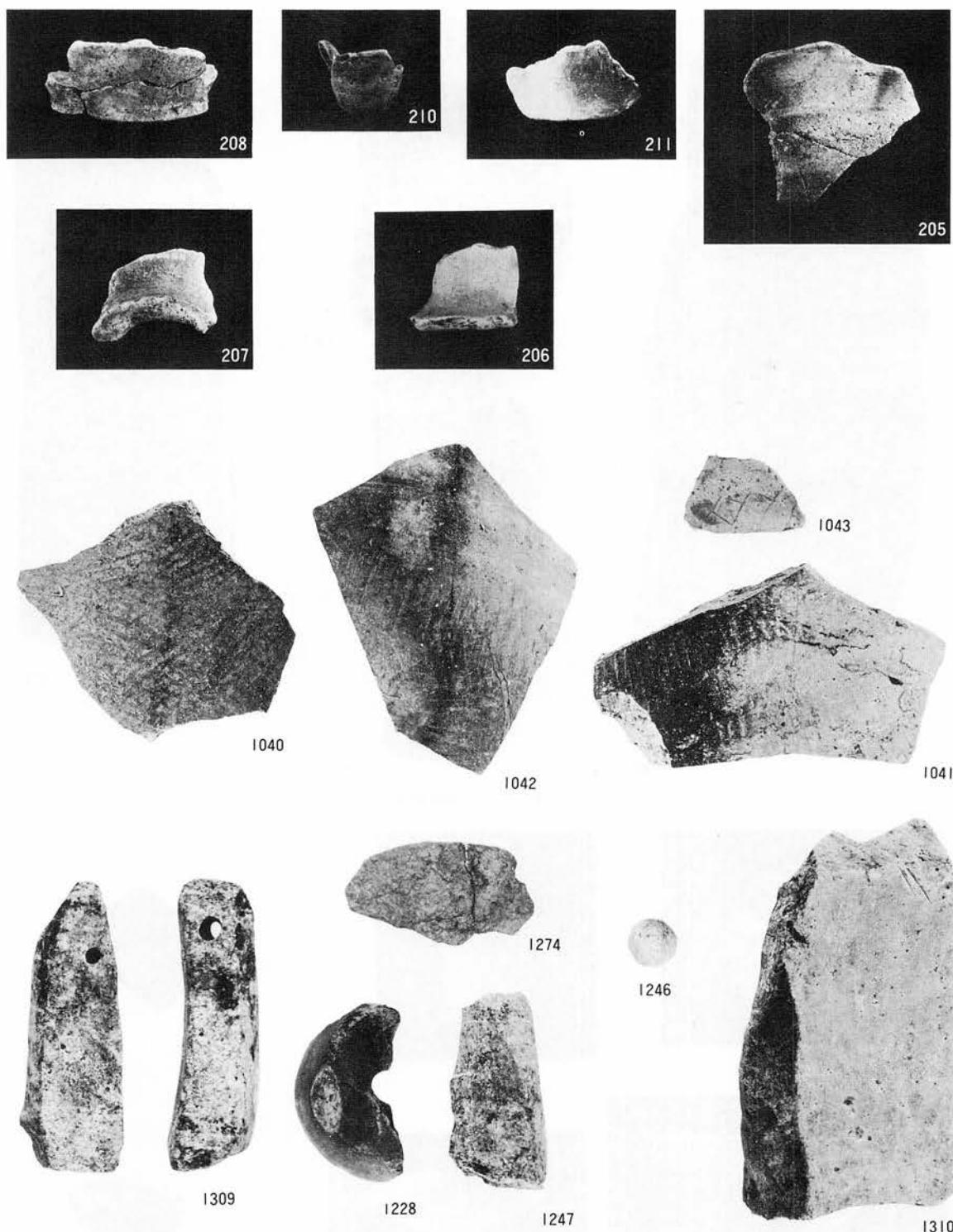
203



1038

B · D — 2住居址

P L — 81遺物



D—4 住居址

P L—82遺物



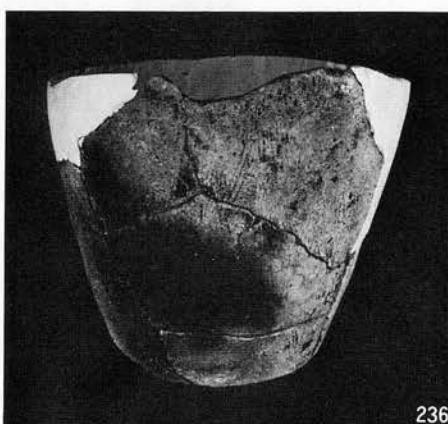
233



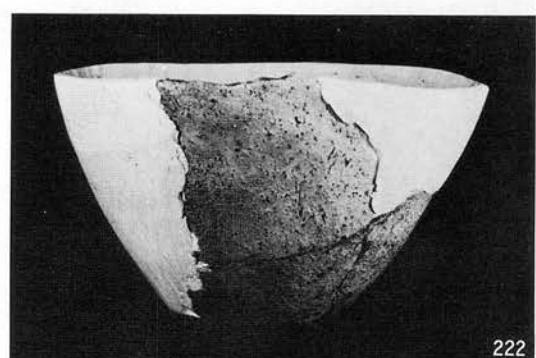
226



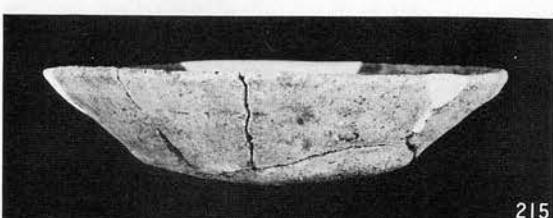
239



236



222

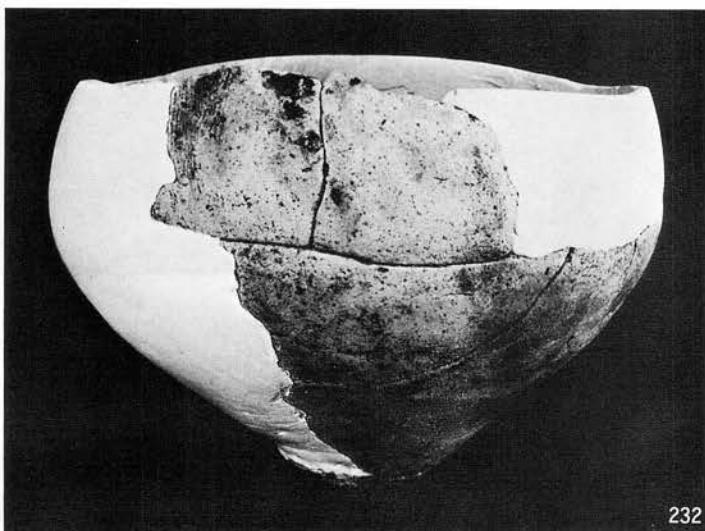


215



214

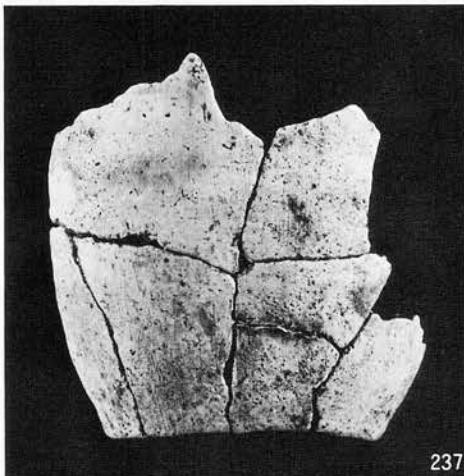
D—8 住居址—I—①
P L—83遺物



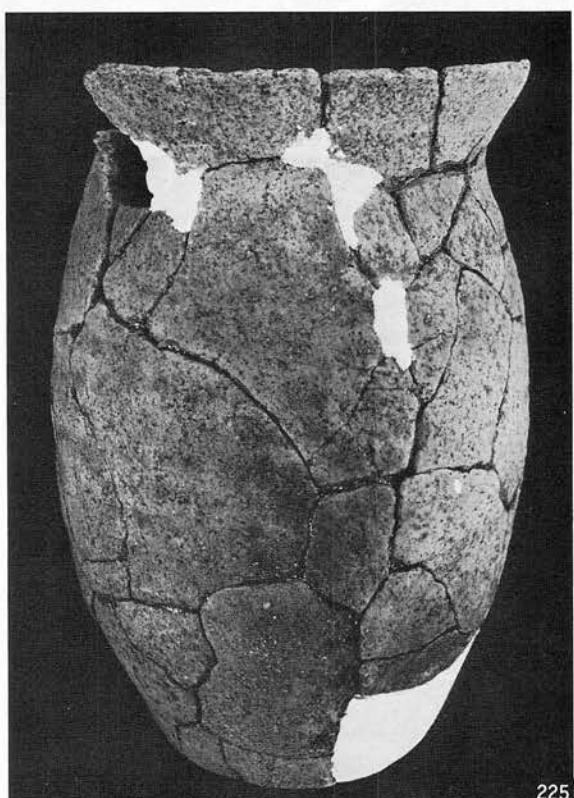
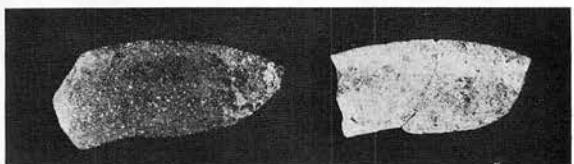
232



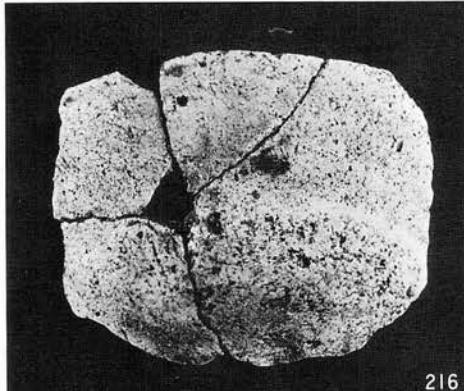
241



237

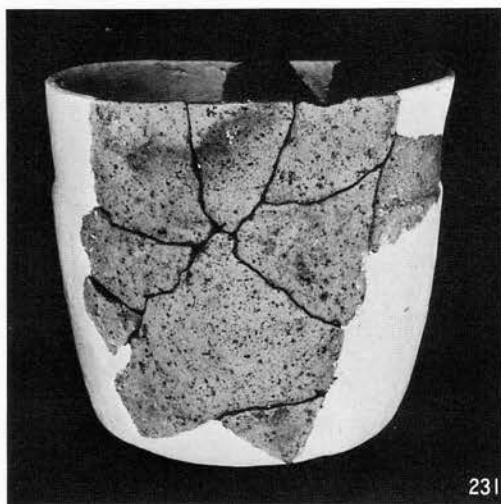


225



216

D—8 住居址—I—②
P L—84遺物



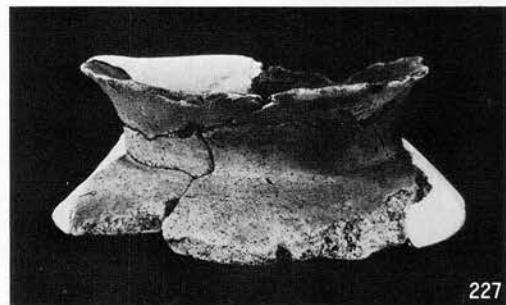
231



218



240



227



1160~1173

A · D — 8 住居址 — I — ③



1276



1277



1174



1311



1229



1230



1231



1275



245



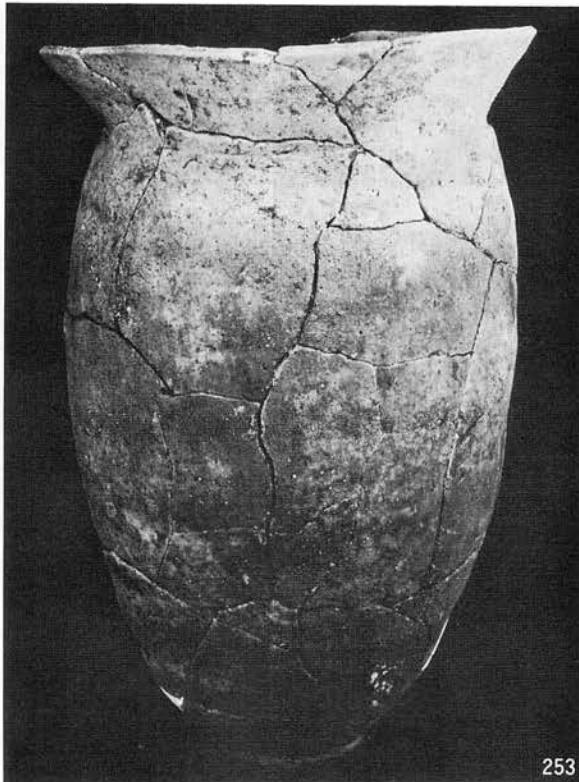
244

B · D — 8 住居址 — 2

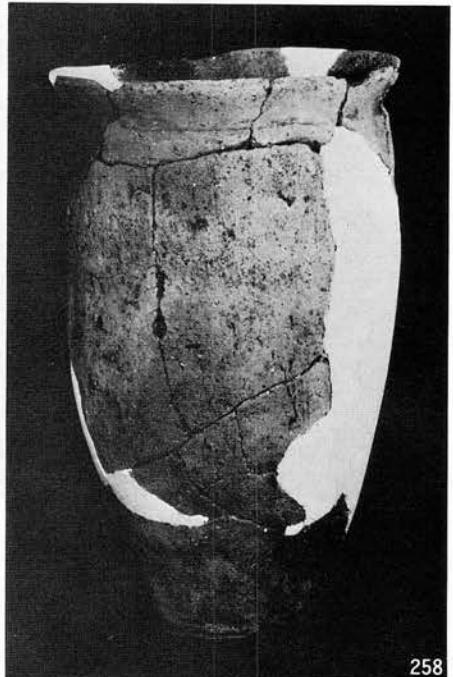
P L — 85 遺物



1175~1178



253



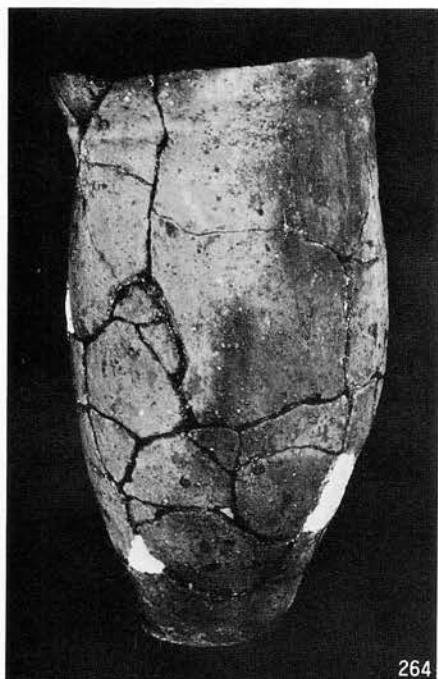
258



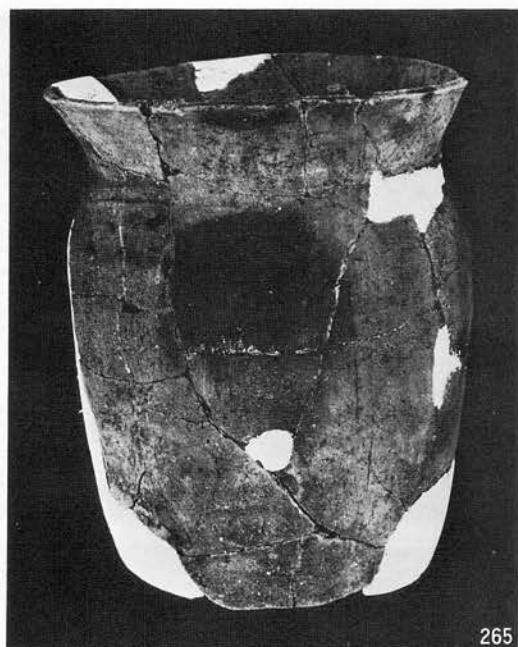
D—I2住居址—①
P L—86遺物



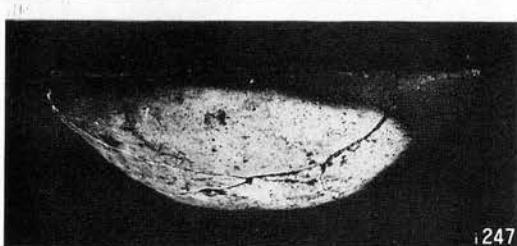
261



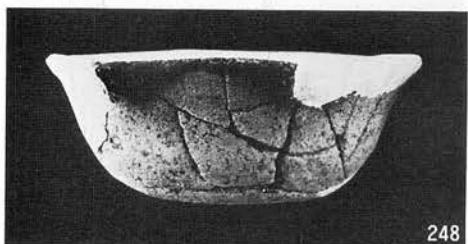
264



265



247



248



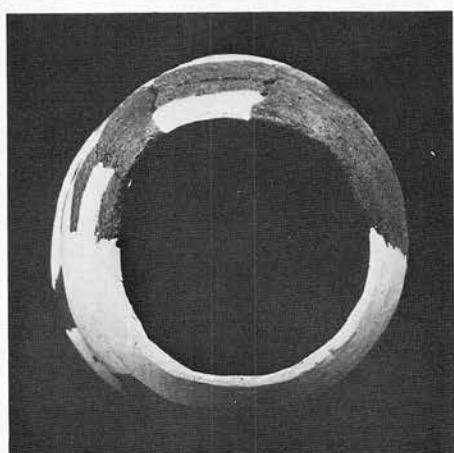
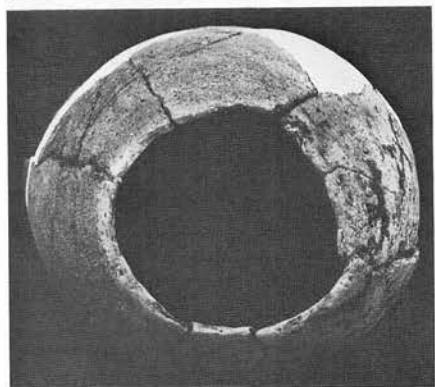
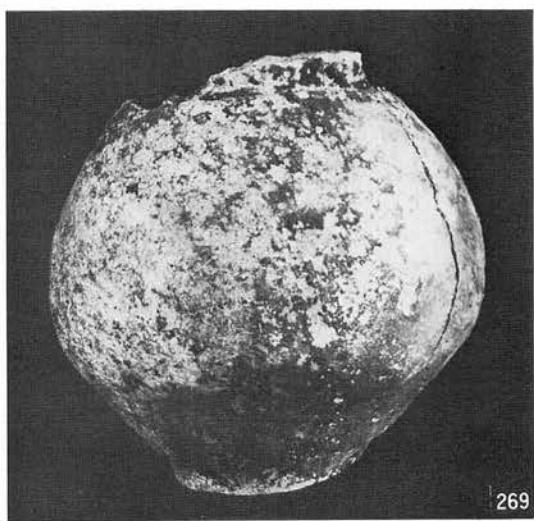
259



260

D—12住居址—②

P L—87遺物



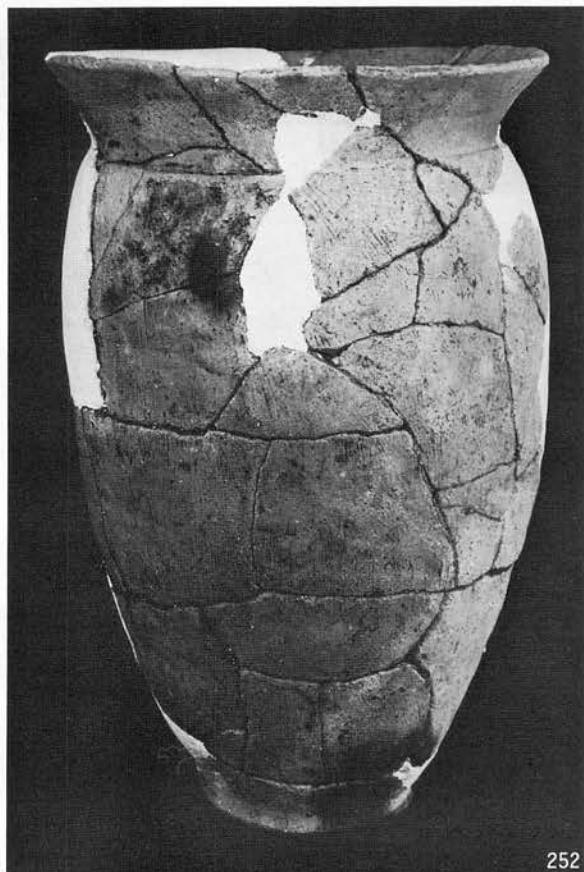
P L - 88遺物



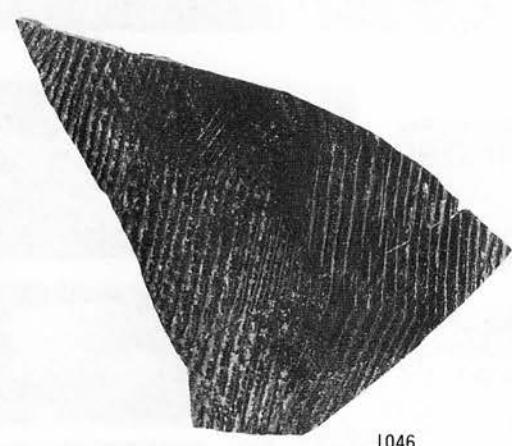
251



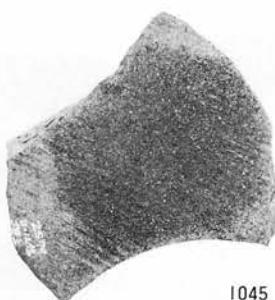
254



252



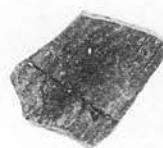
1046



1045



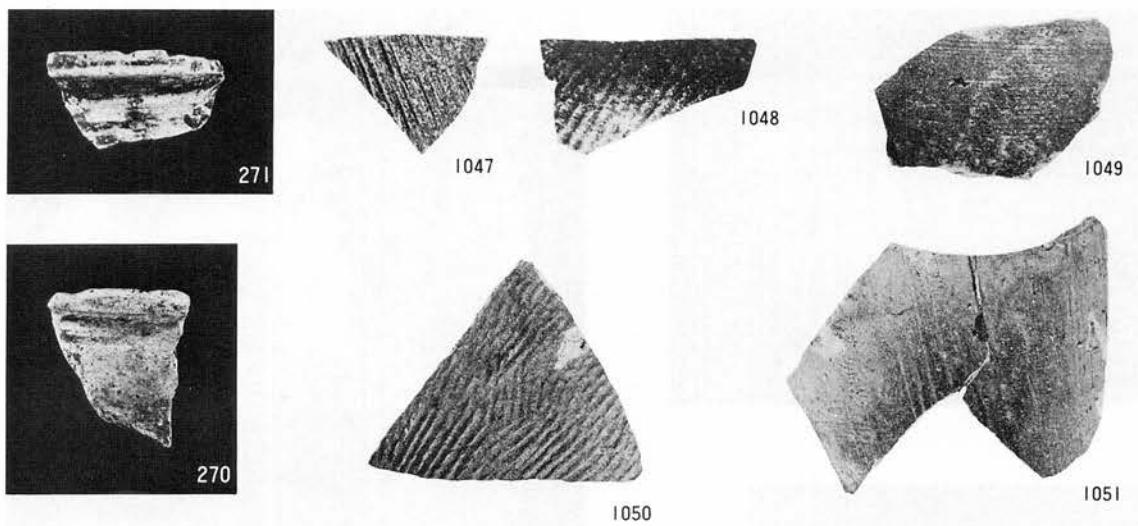
1232



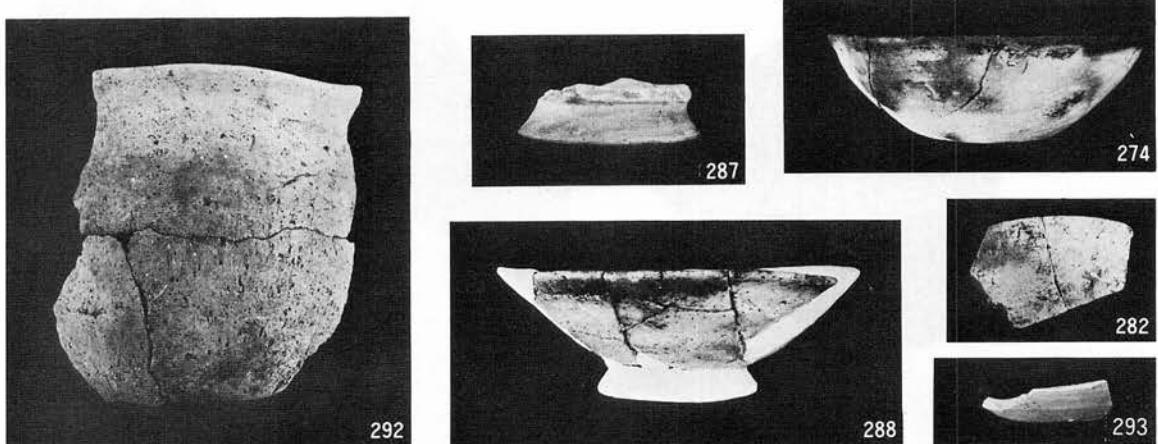
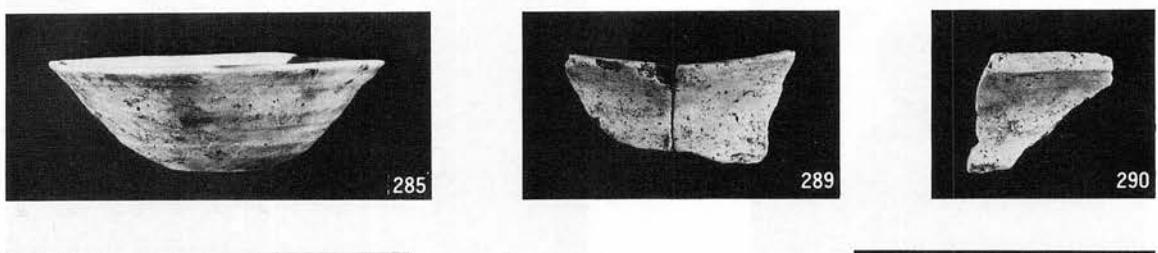
1044

D—12住居址—④

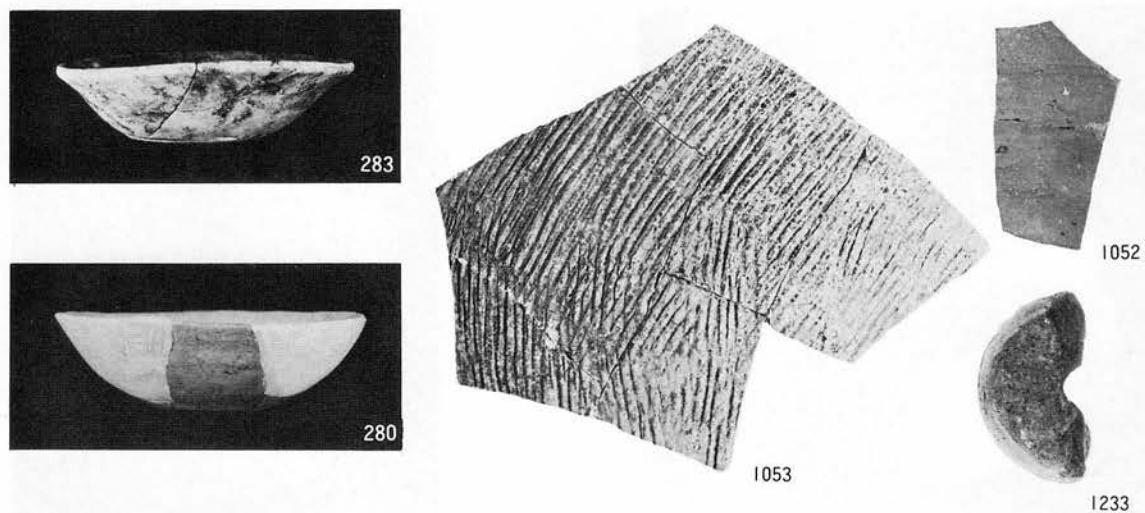
P L—89遺物



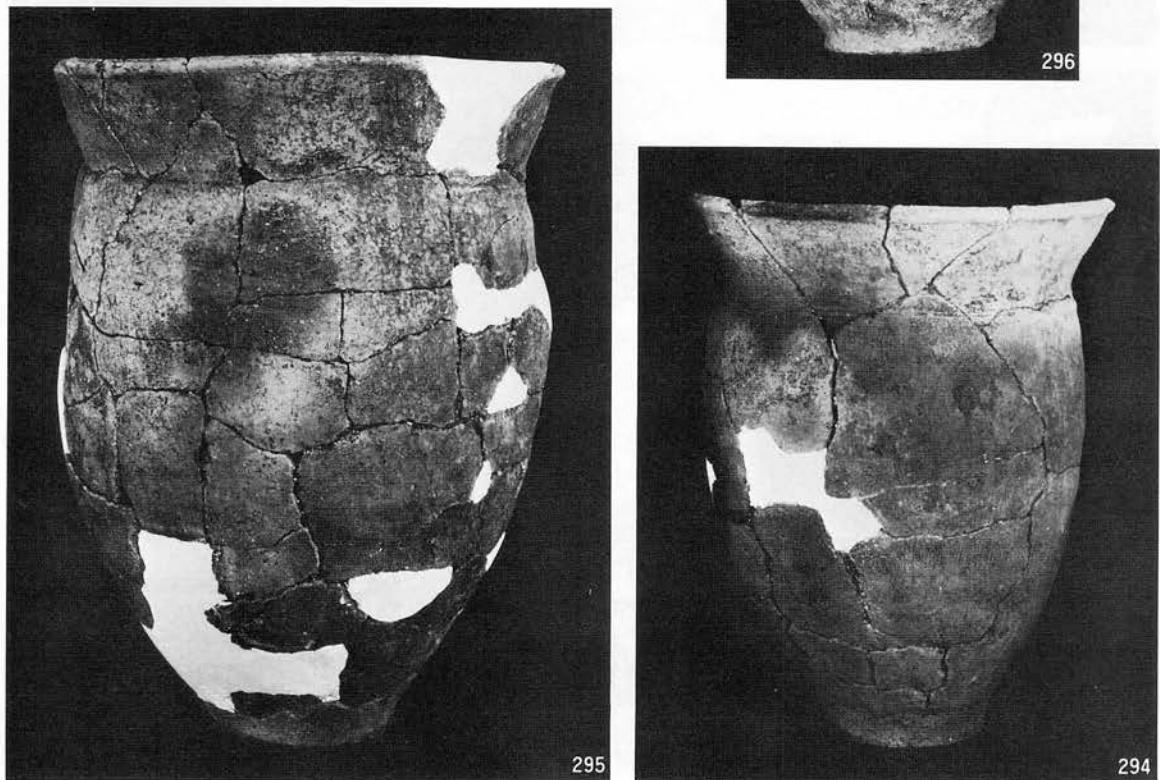
A · E — 2 住居址— I



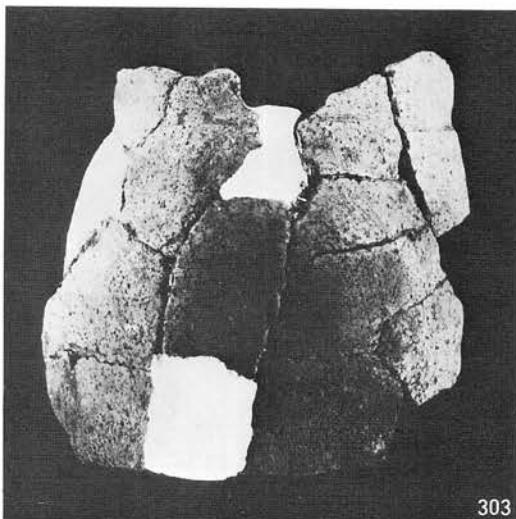
B · E — 3 住居址— I — ①
P L — 90 遺物



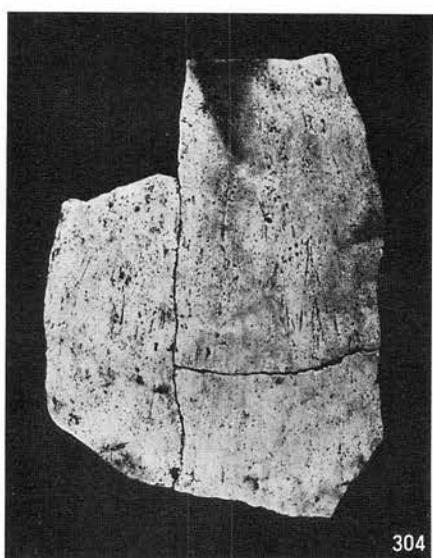
A · E — 3 住居址 — I — ②



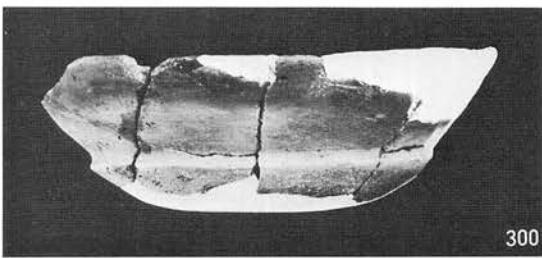
B · E — 4 住居址
PL — 91 遺物



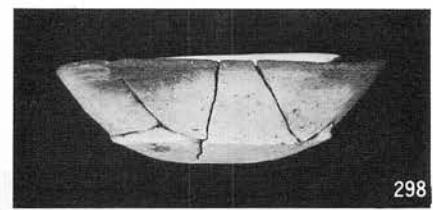
303



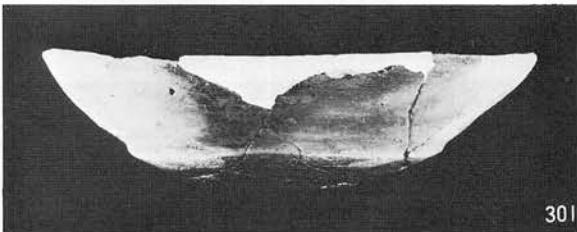
304



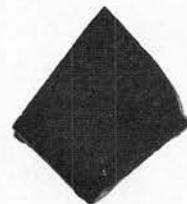
300



298

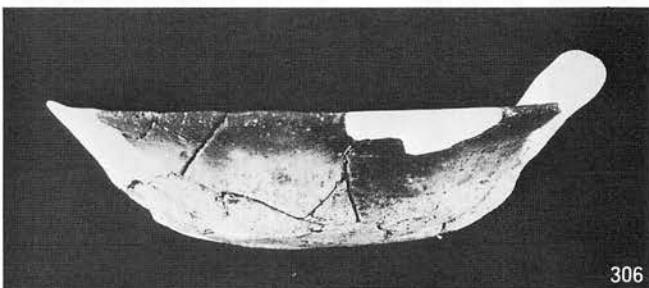


301



1055

A · E — 6 住居址

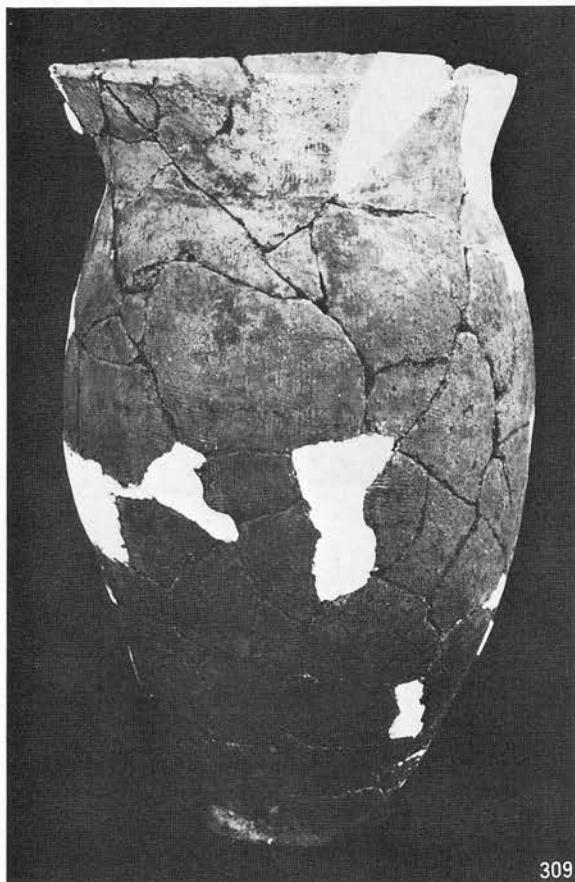


306



305

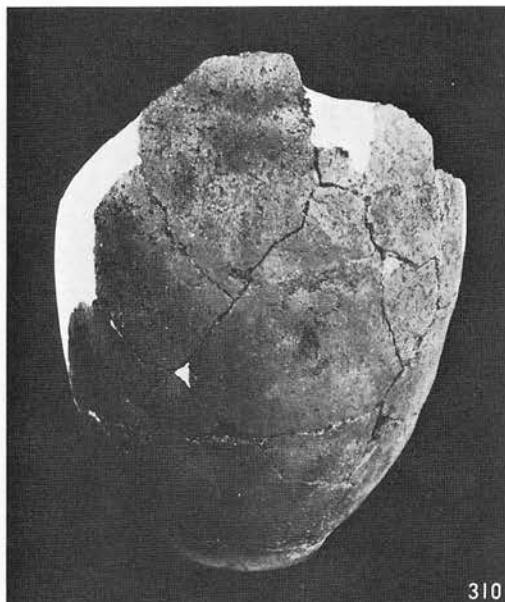
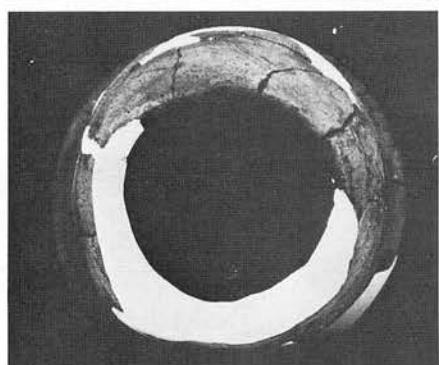
B · E — 7 住居址— ①
P L — 92 遺物



309



312



310



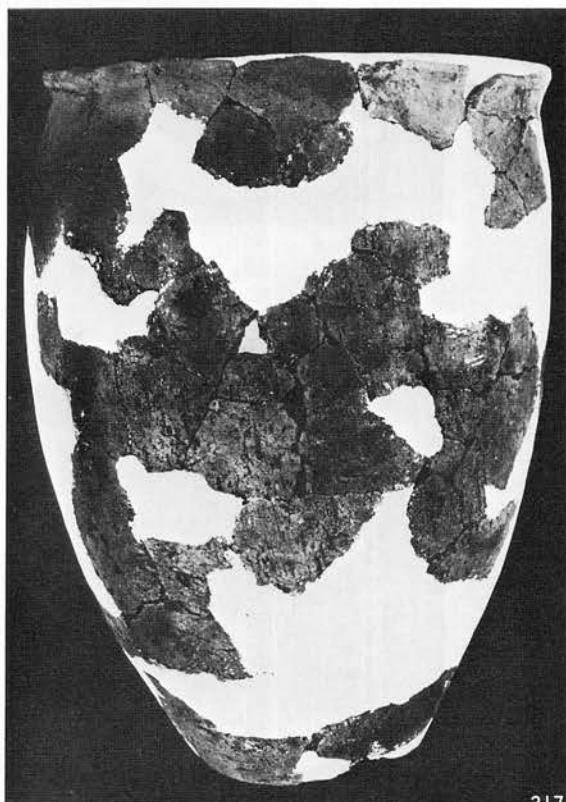
307

E—7住居址—②
P L—93遺物

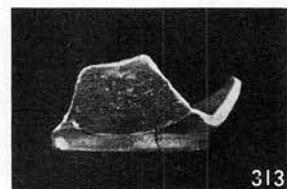


308

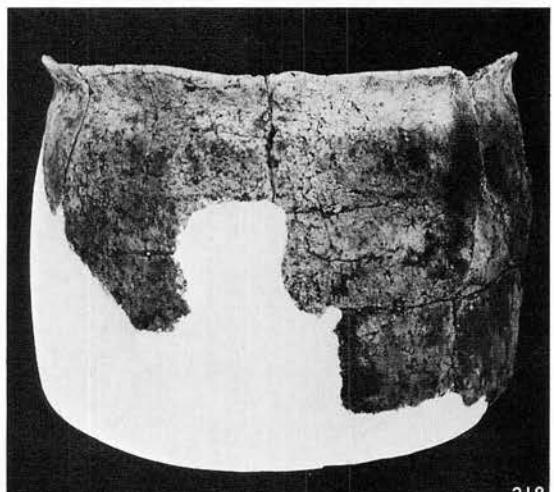
A · E — 7 住居址— ③



317

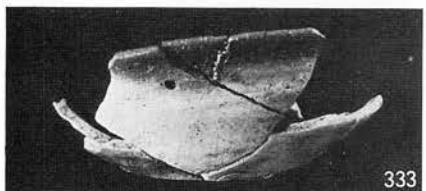
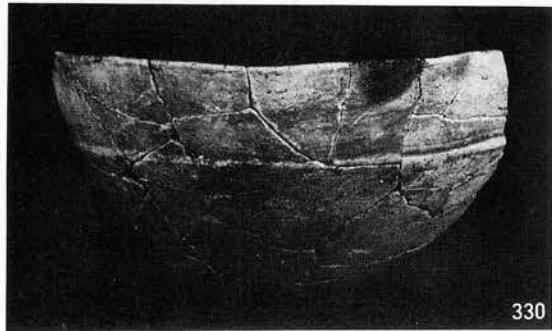


313



318

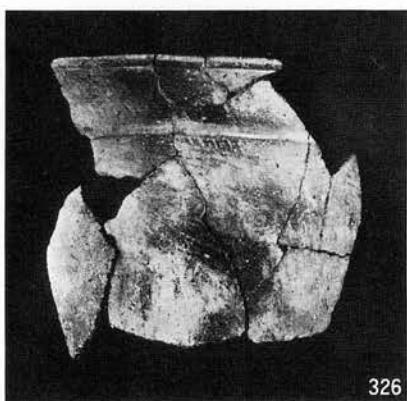
B · F — 3 住居址— I
P L — 94 遺物



333



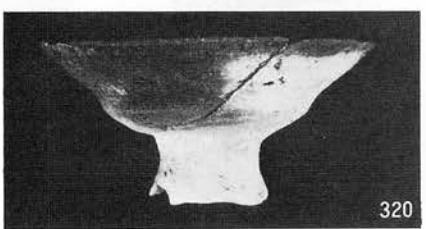
334



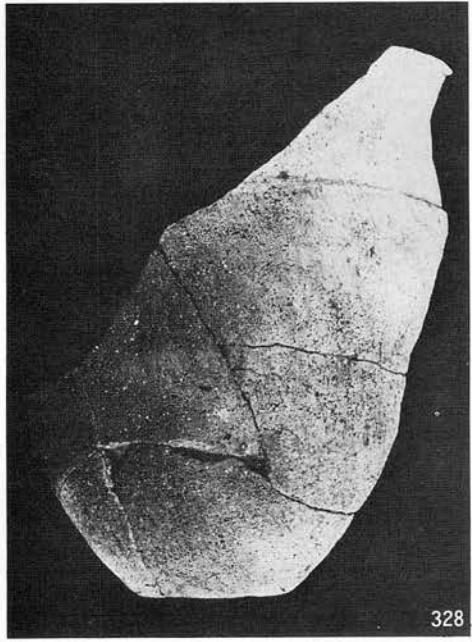
321



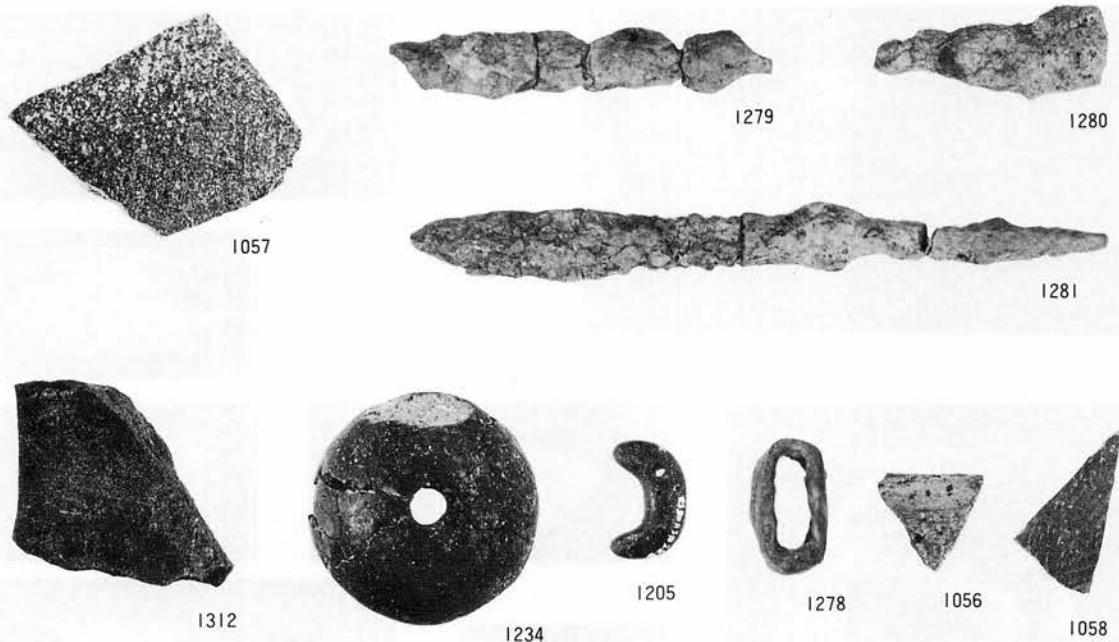
332



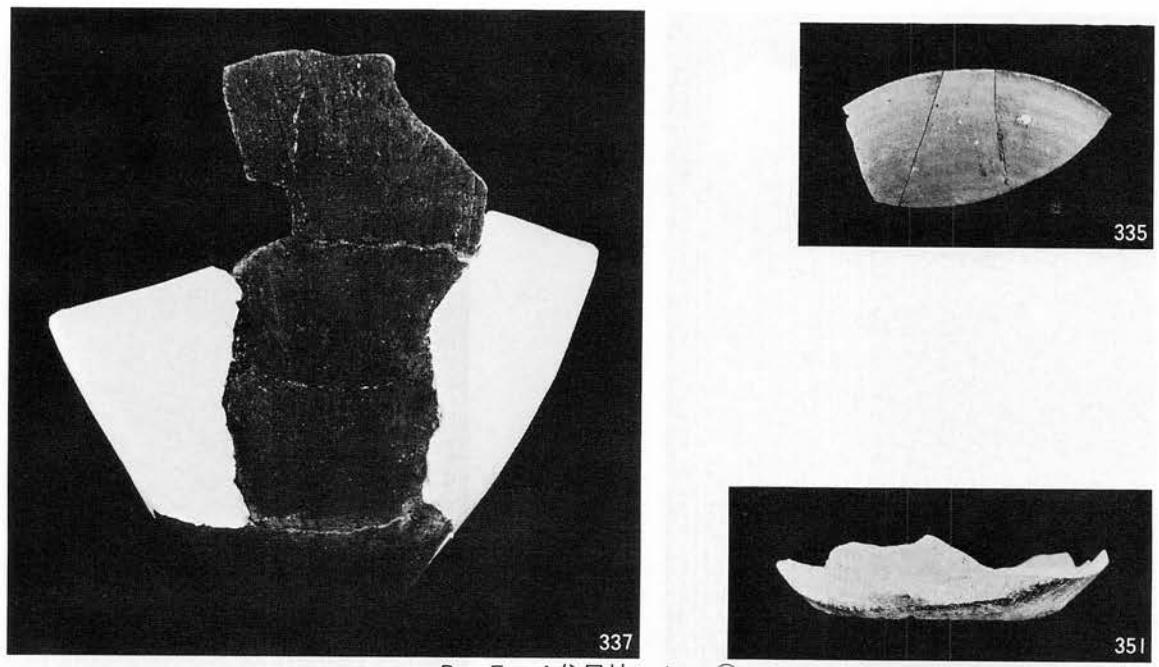
320



F—3 住居址—2—①
P L—95遺物



A · F — 3 住居址 — 2 — ②



B · F — 4 住居址 — 1 — ①

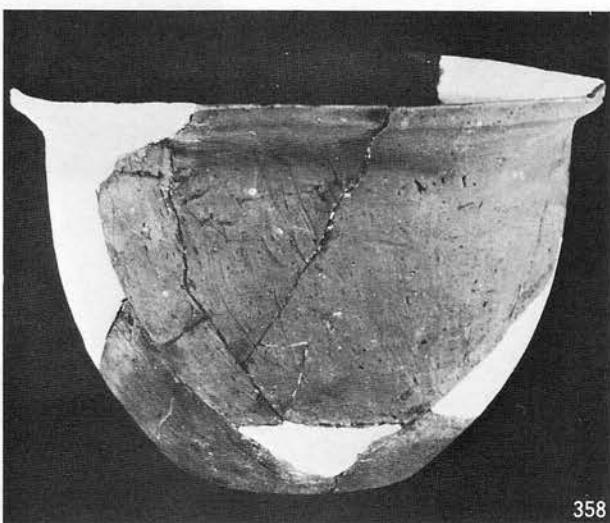
P L — 96 遺物



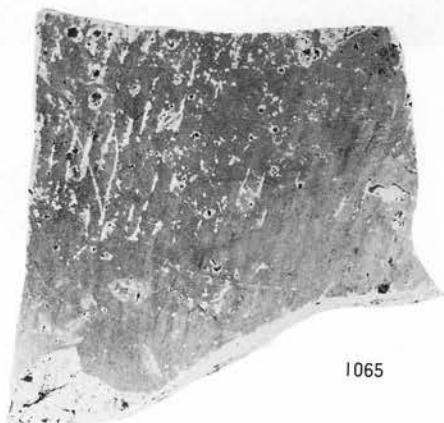
338



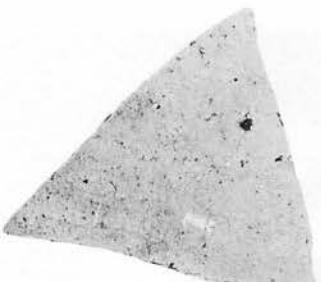
1066



358

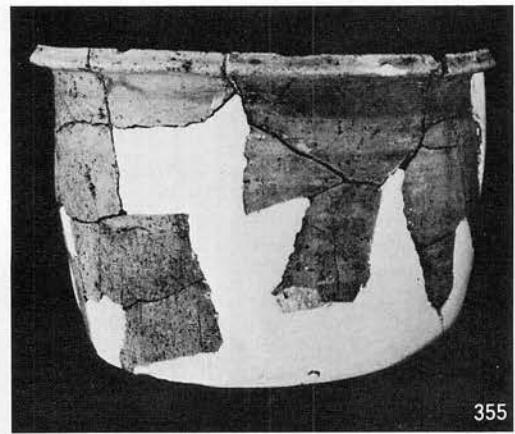


1065

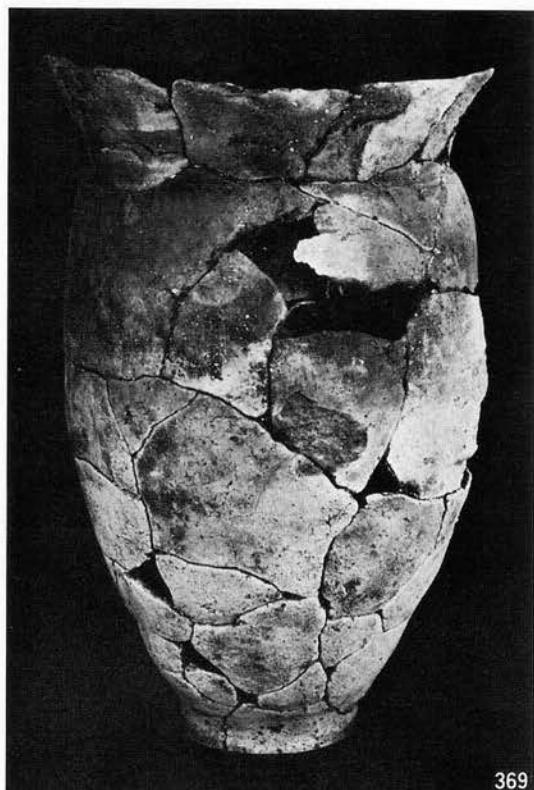


1062

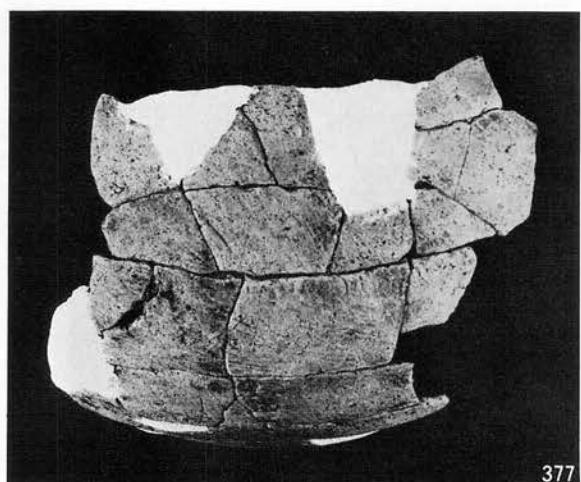
F—4 住居址—1—②
P L—97遺物



B · F — 5 住居址—①
P L — 98 遺物—



369



377



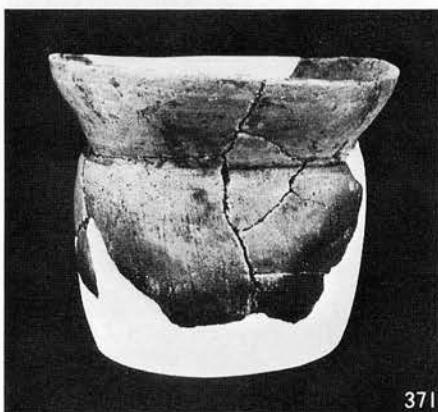
370



376



359



371

F—5 住居址—②

P L—99遺物



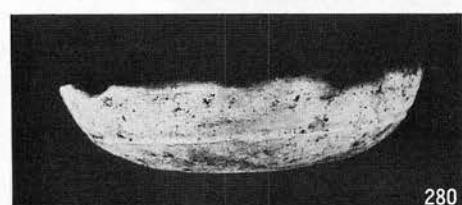
374



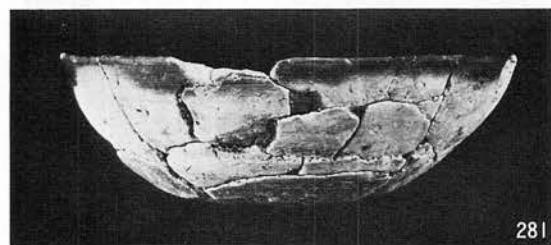
386



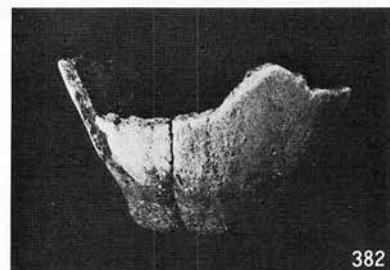
279



280



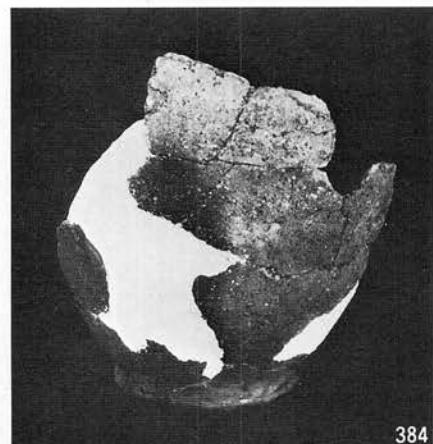
281



382



383



384

F—6 住居址—①

P L—100 遺物



387



1067



1248



1206



1283

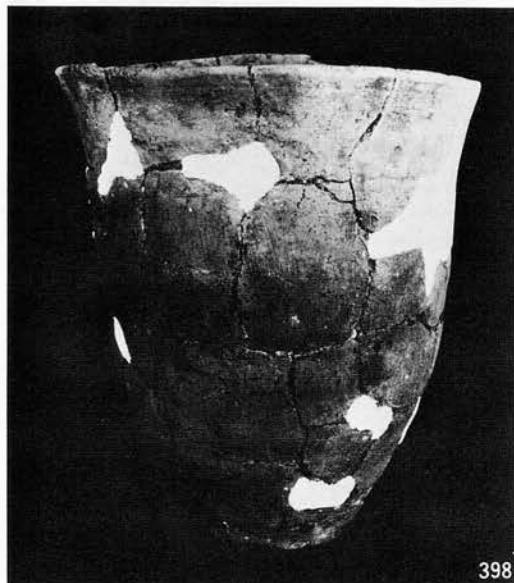


1285



1284

A · F—6 住居址一 ②



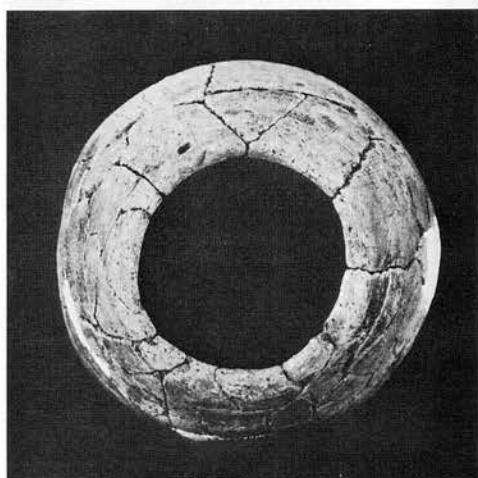
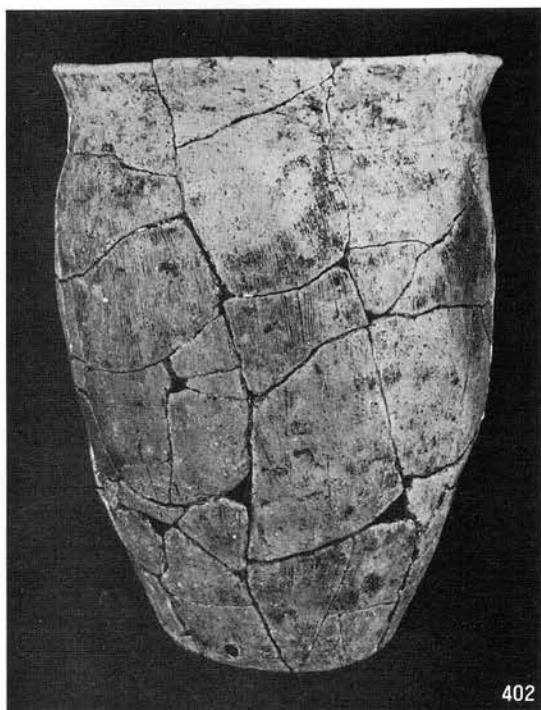
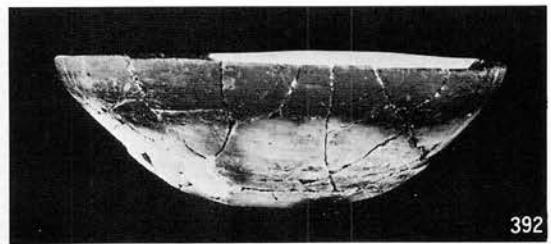
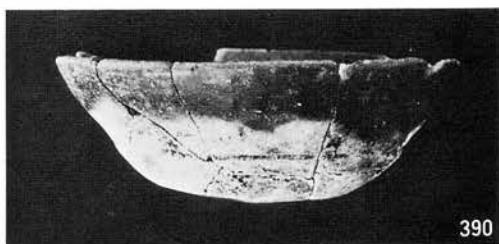
398



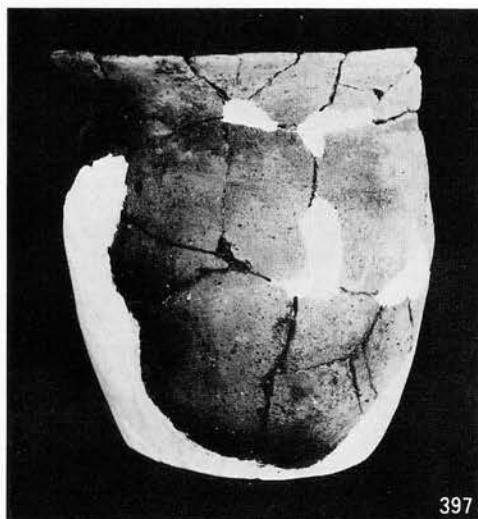
399

B · F—11 住居址一 ①

P L—101 遺物



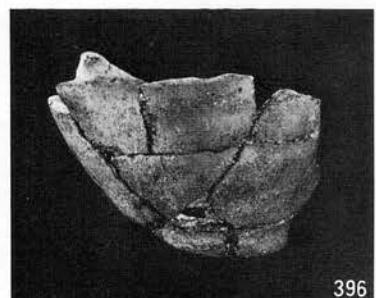
F—II住居址—②
P L—102 遺物



397



1443



396



1068



1286



1069

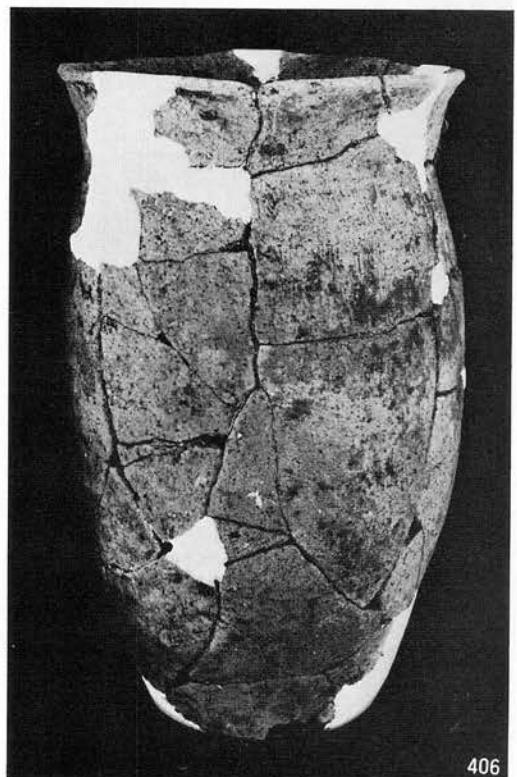


1070

B · F — I2住居址



403

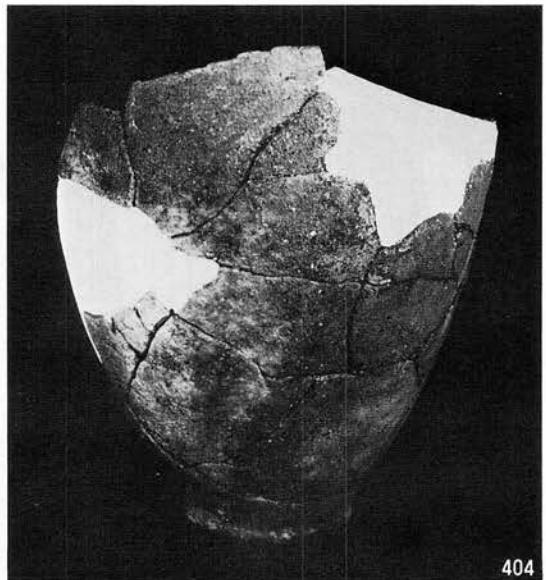


406

C · F — I3住居址 — ①
P L — I03 遺物



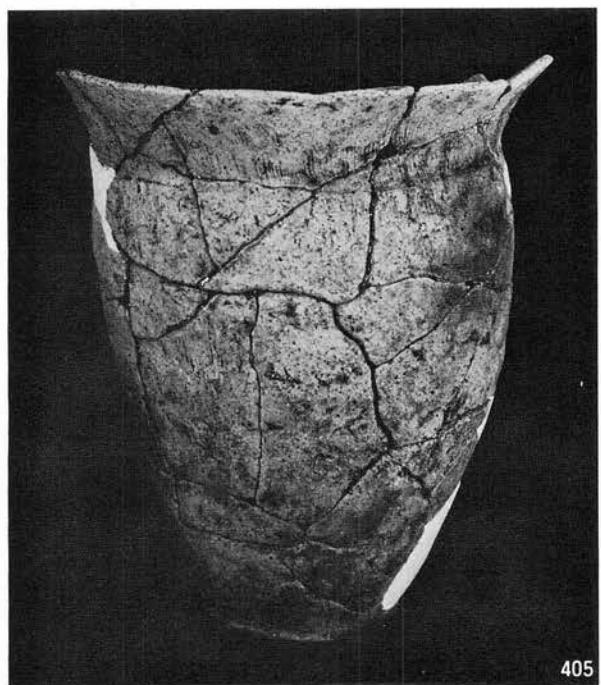
407



404



409

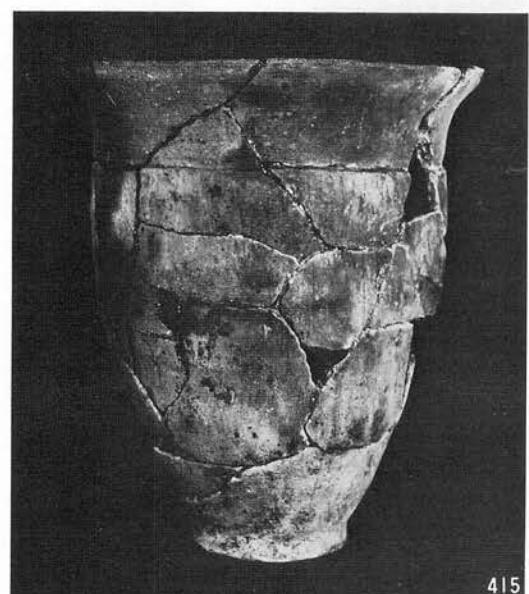
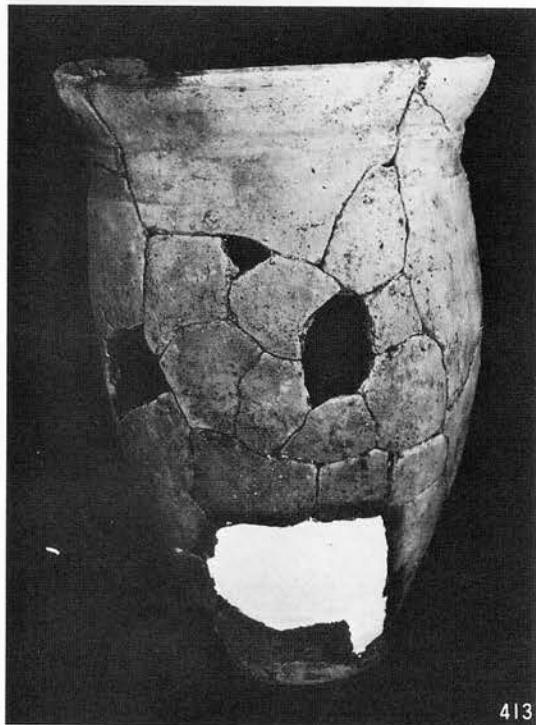


405

F—13住居址—②
P L—104 遺物

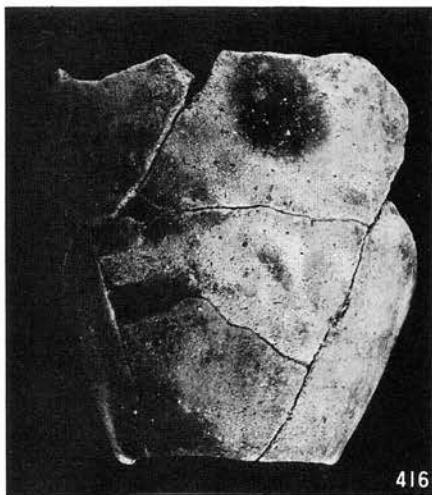


A · F - 13 住居址 - ③



B · G - 3 住居址 - ①

P L - 105 遺物



416



417



411



1313

A · G — 3 住居址— ②



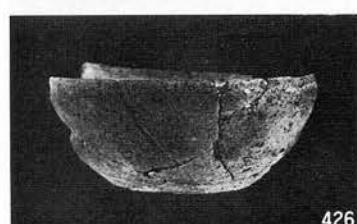
425



420



422



426



430



431

B · G — 4 住居址— ①
P L — 106 遺物



433



1074



1077



1076

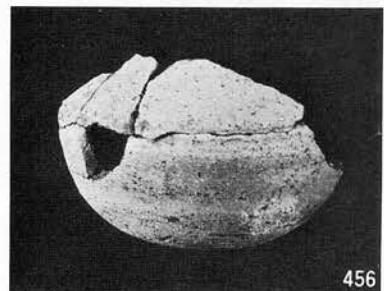


1075

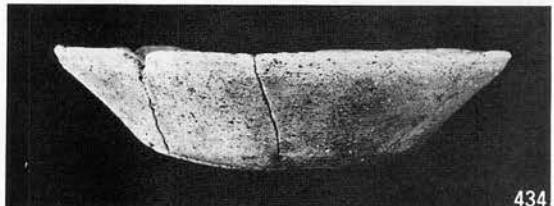
A · G — 4 住居址— ②



446



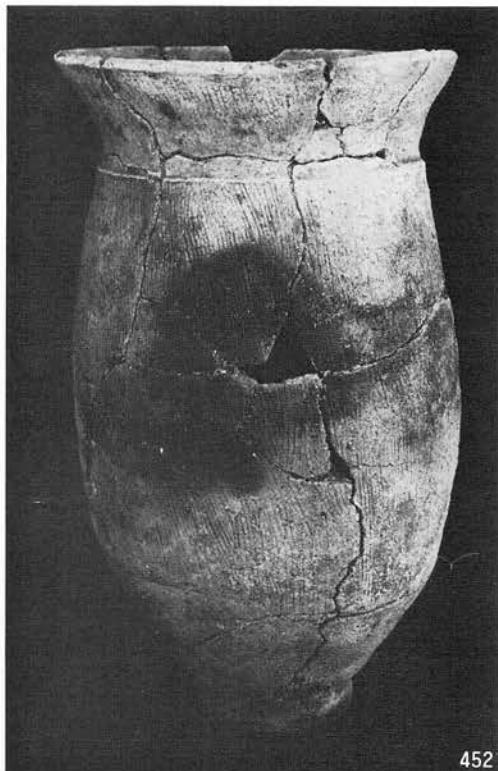
456



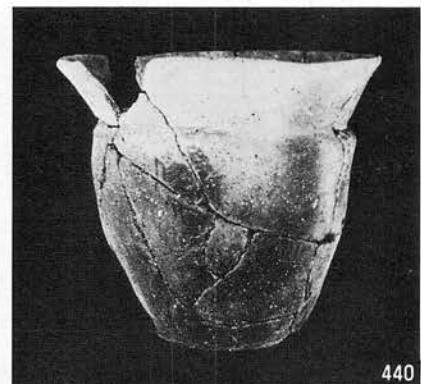
434

B · G — 6 住居址— ①

P L — 107 遺物



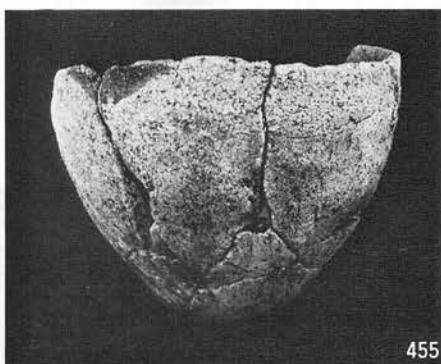
452



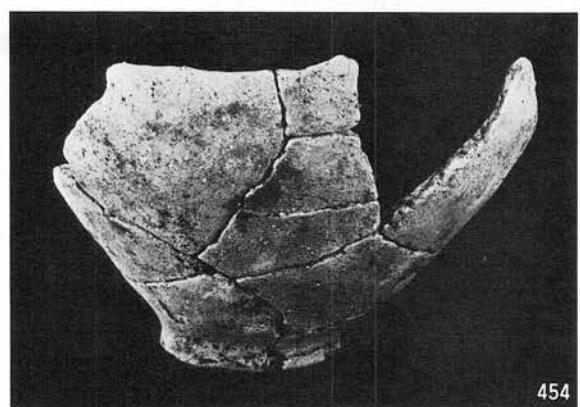
440



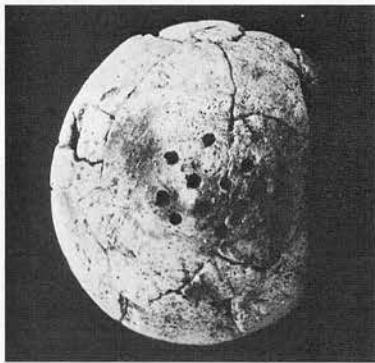
444



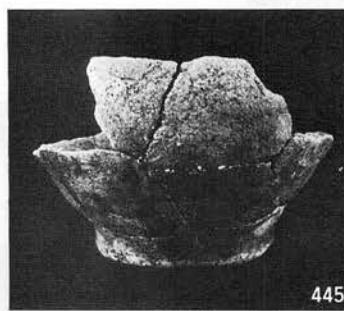
455



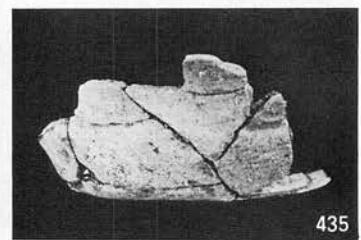
454



445



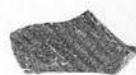
G—6 住居址—②
P L—108 遺物



435



1314



1078

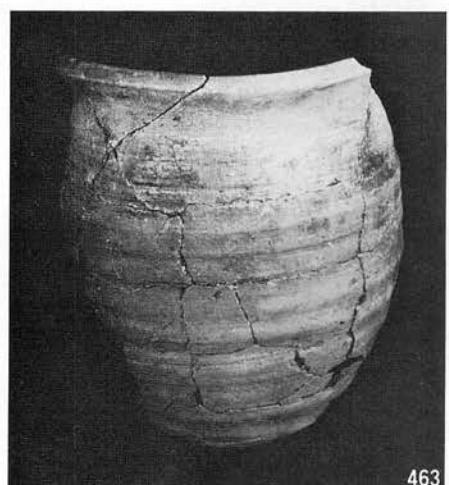


1180

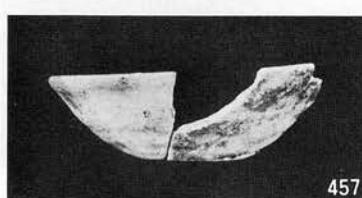
A · G — 6 住居址—③



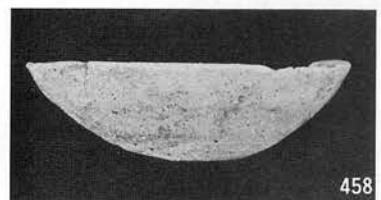
464



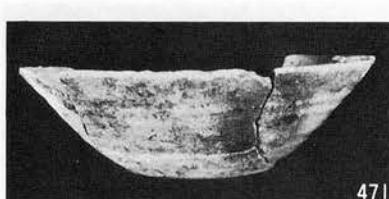
463



457



458



471

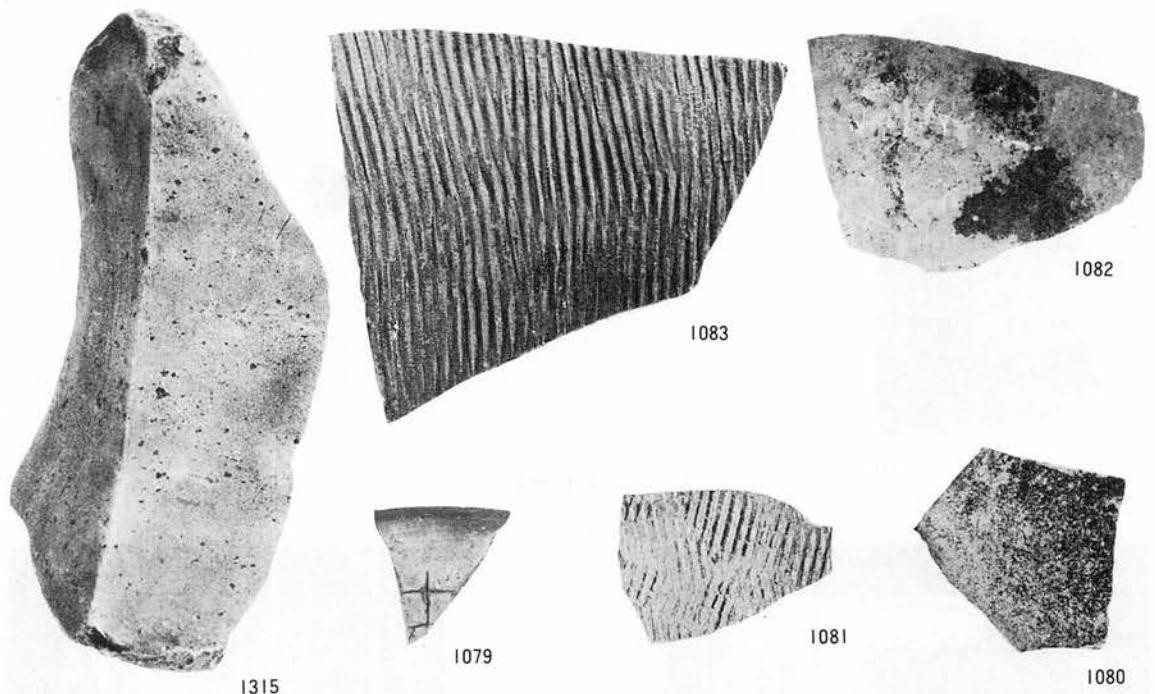


472

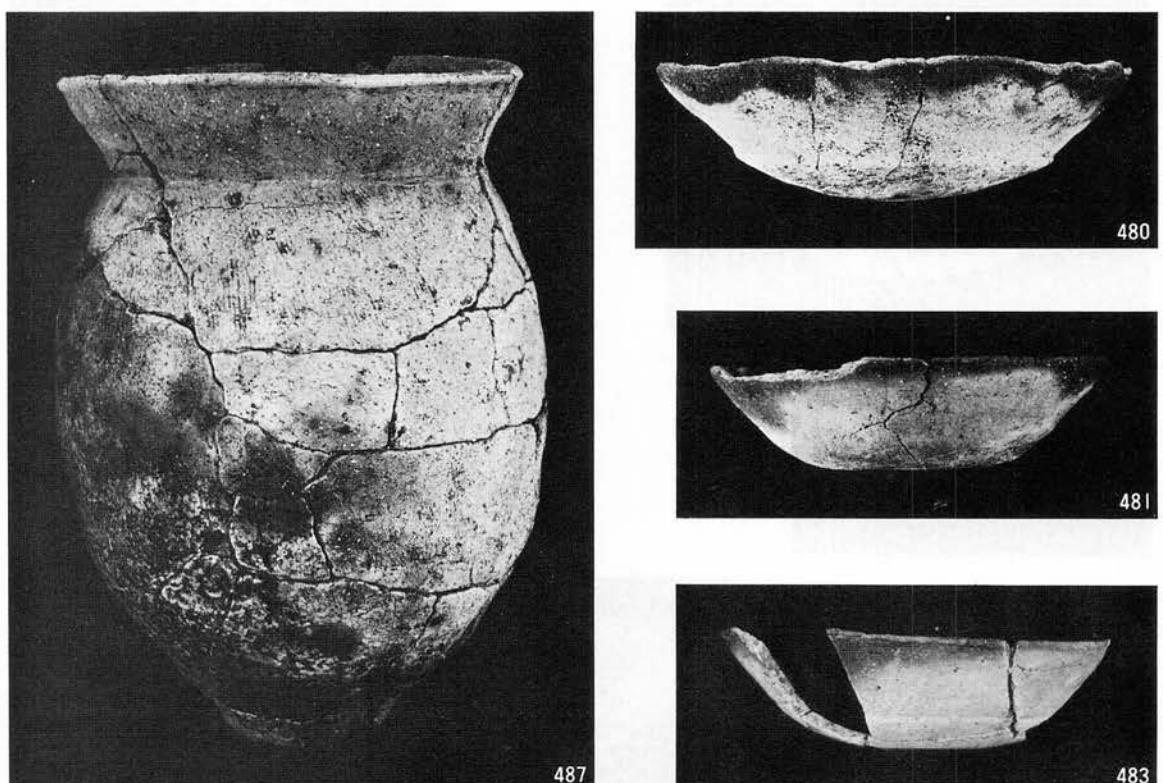


476

B · G — 8 住居址—Ⅰ—①
P L — 109 遺物



A · G — 8 住居址— I — ②



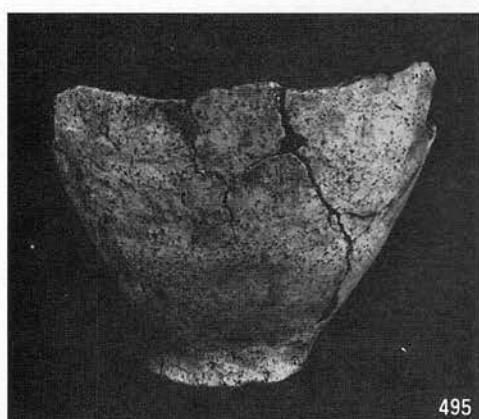
B · G — 8 住居址— 2 — ①
P L — 110 遺物



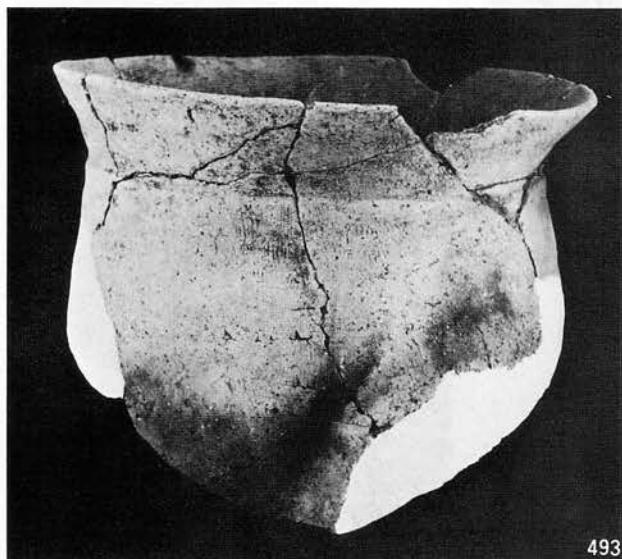
486



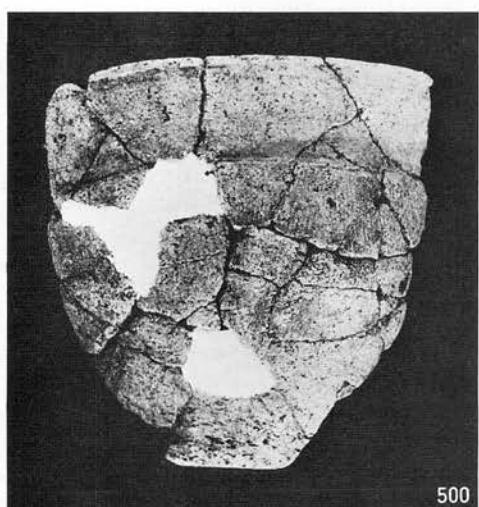
494



495

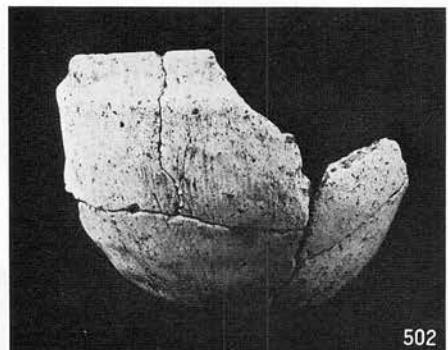
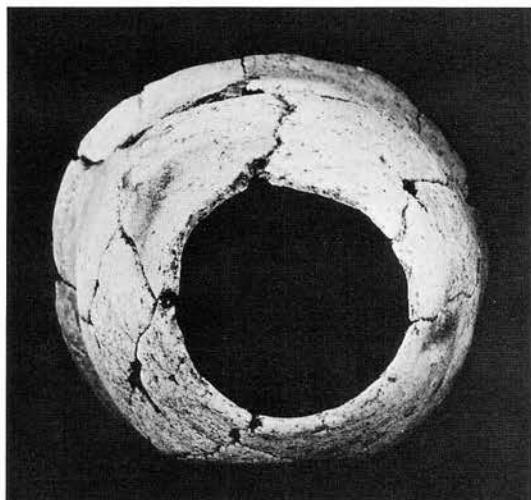
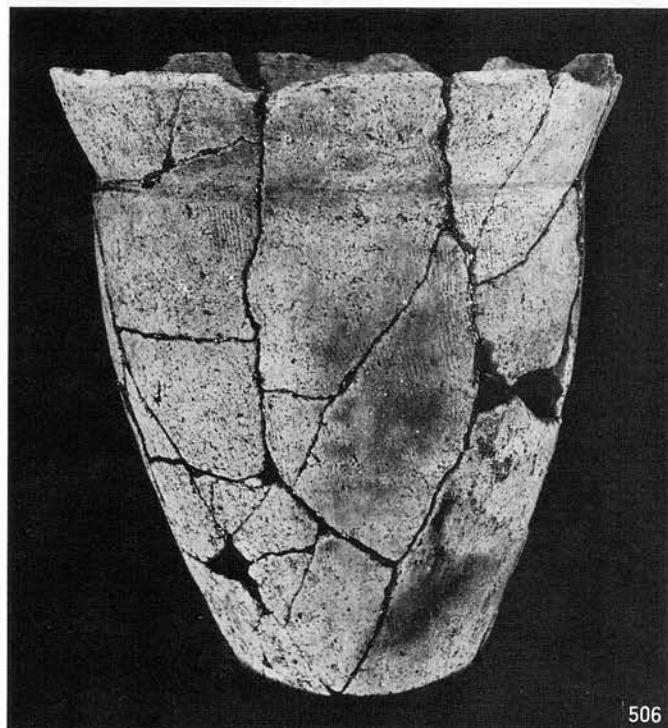
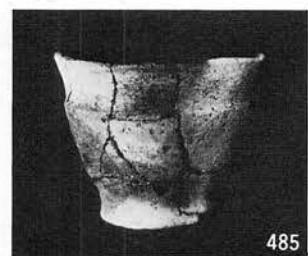
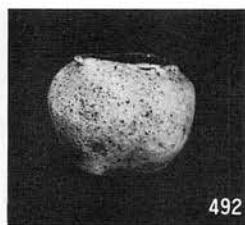
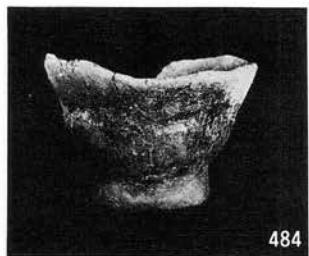


493



500

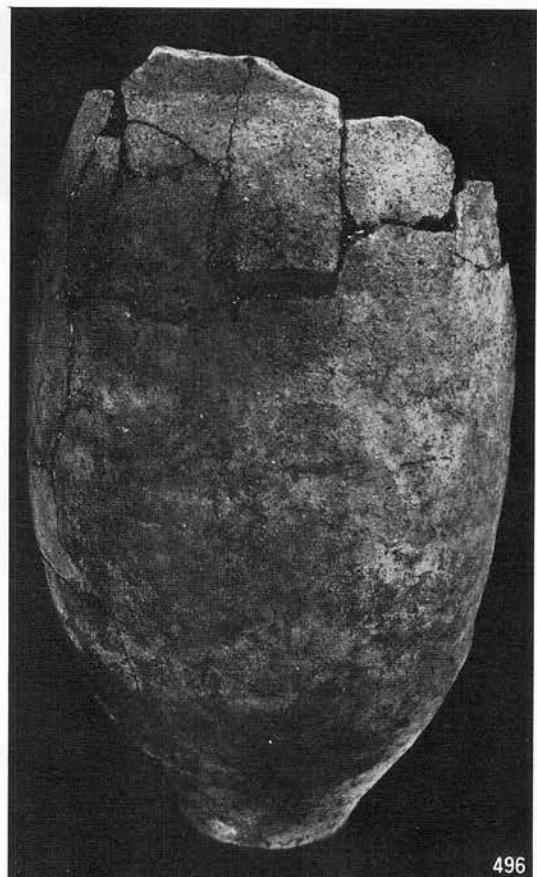
G—8 住居址—2—②
P L—I II 遺物



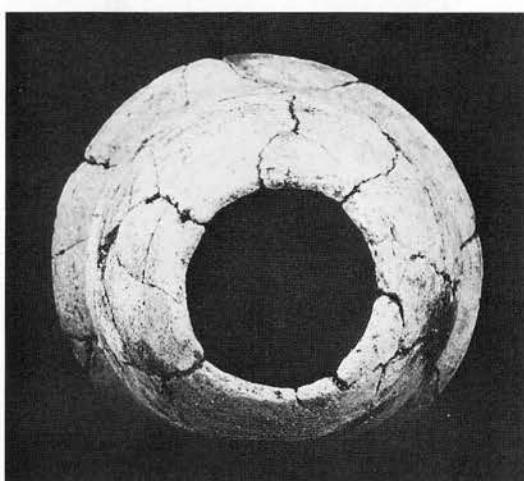
G—8 住居址—2—③
PL—112 遺物



503



496



1237

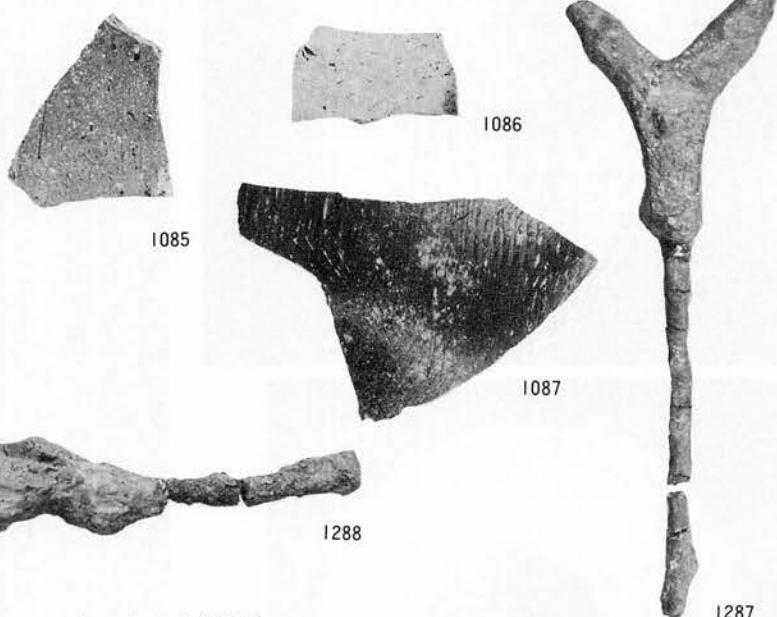
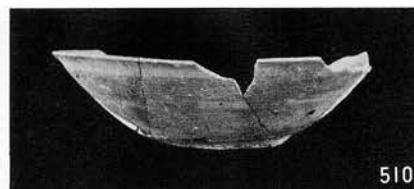


1181~1194

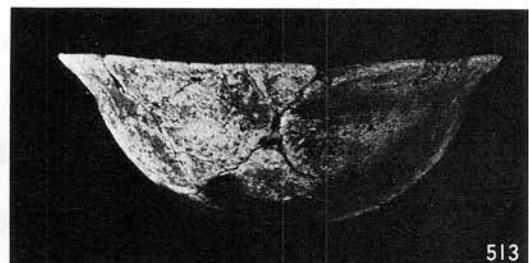
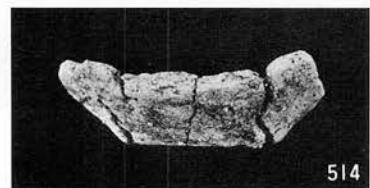
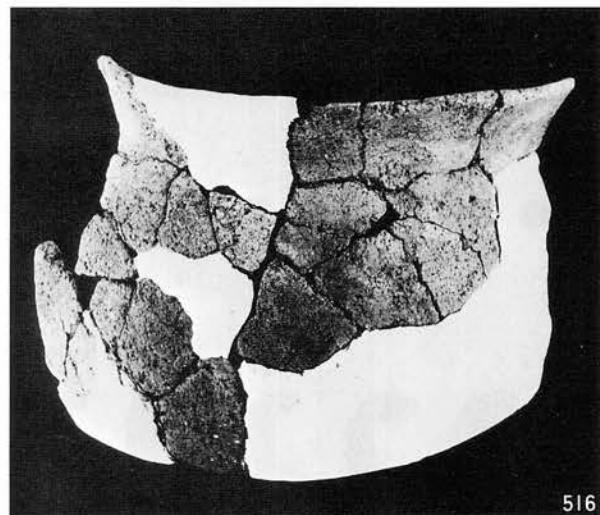


G—8 住居址—2—④
P L—113 遺物

1207~1210、1212~1217

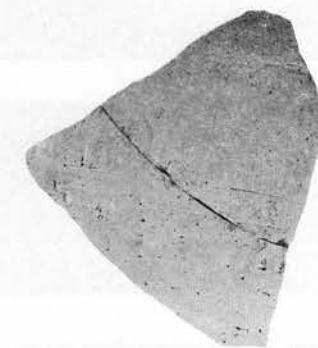
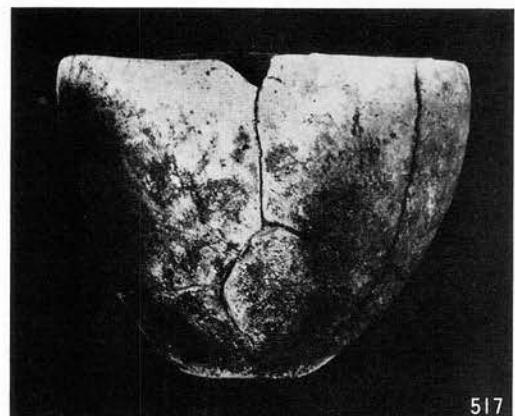


A · G — 9 住居址

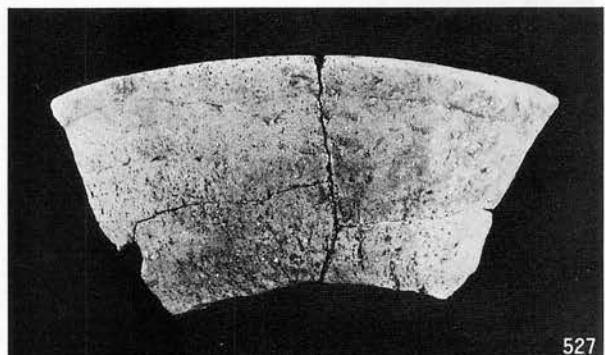
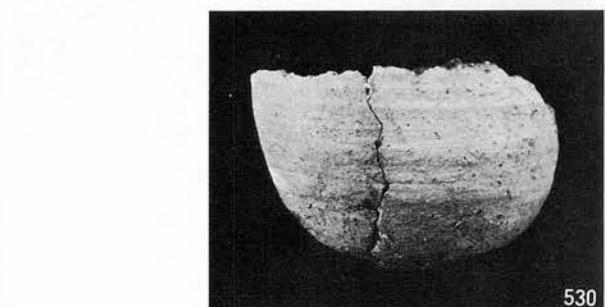


B · G — 15 住居址 — ①

P L — 114 遺物

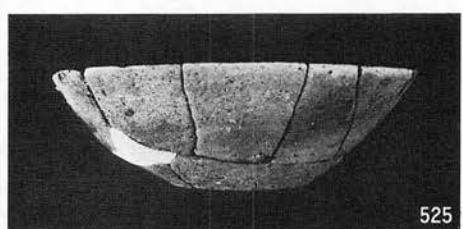
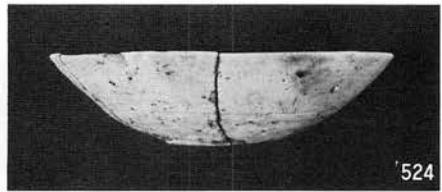
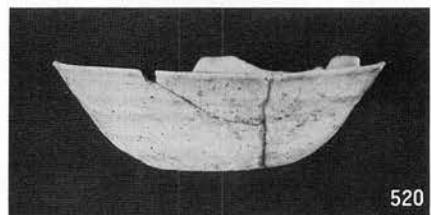
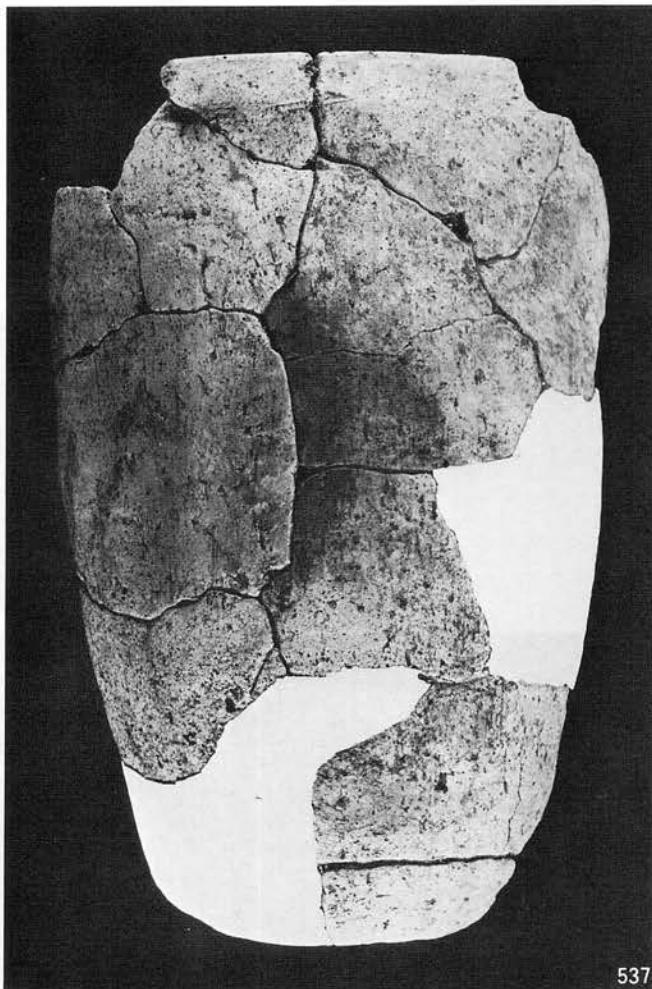
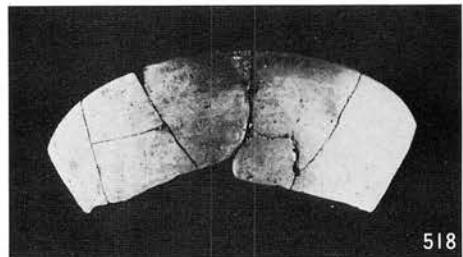


A · G — I 5 住居址 — ②



B · H — 2 住居址 — I — ①

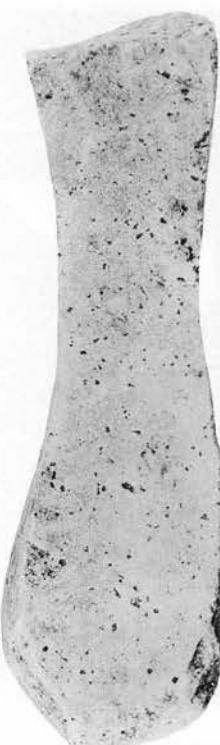
P L — II 5 遺物



H-2 住居址-I-②
PL-116 遺物



535



1316



1090

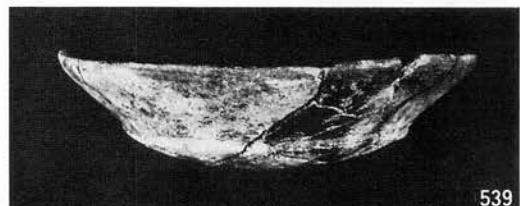


1289

A · H — 2 住居址 — I — ③



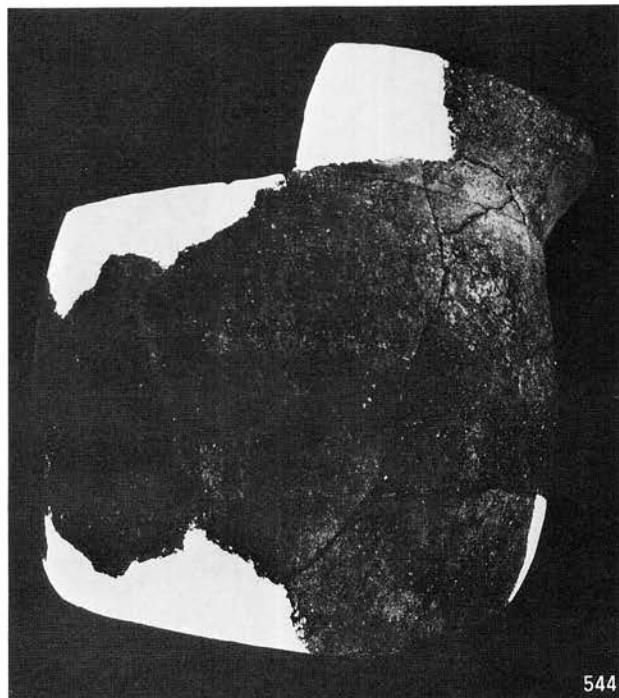
546



539

B · H — 2 住居址 — 2 — ①

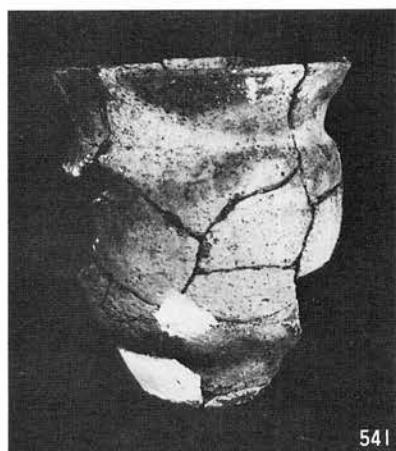
P L — II7 遺物



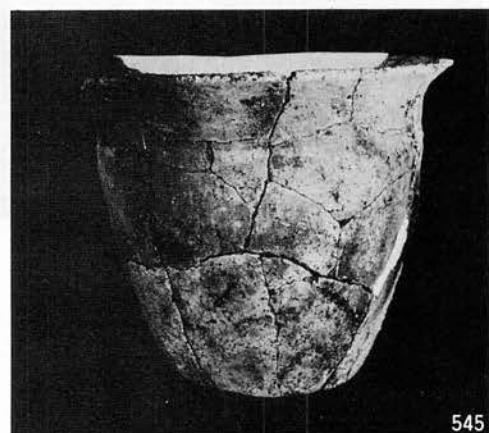
544



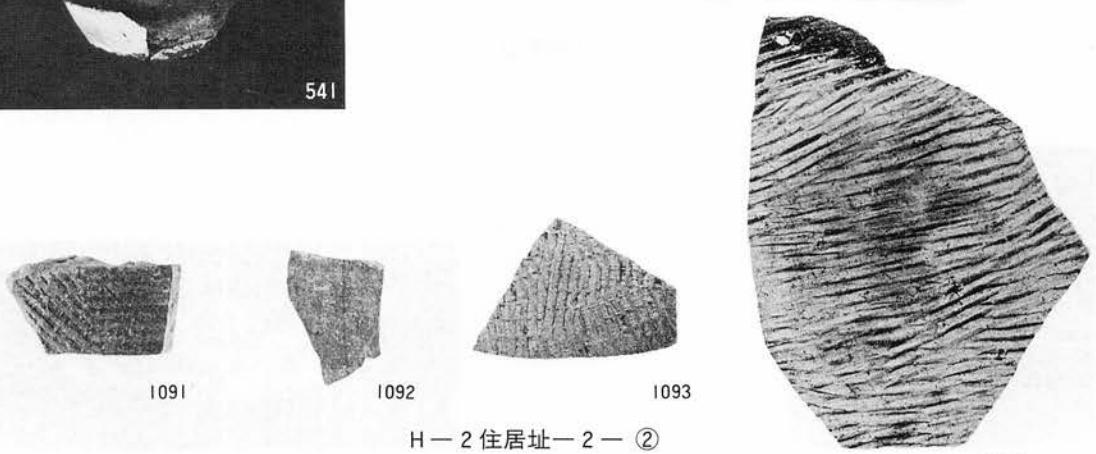
542



541



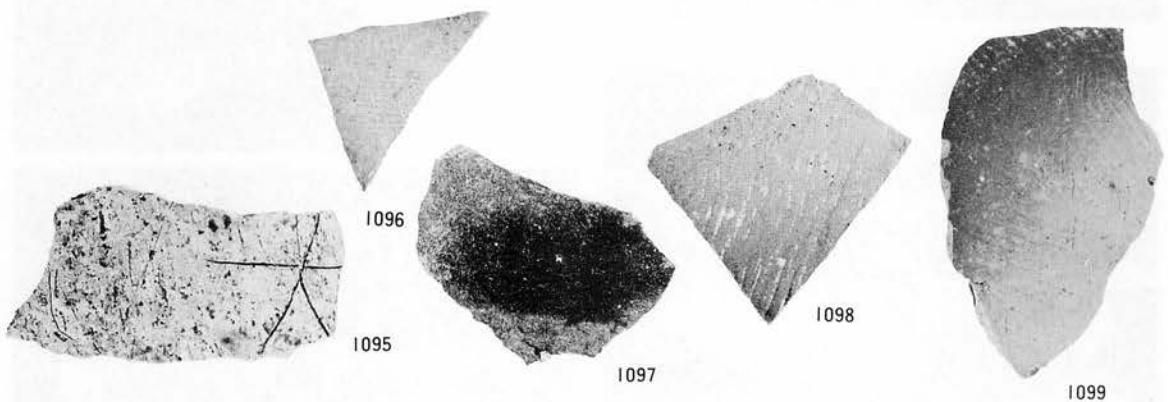
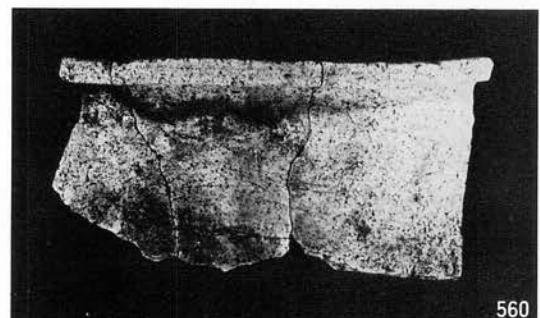
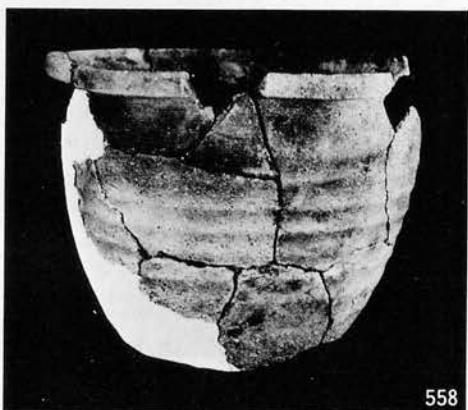
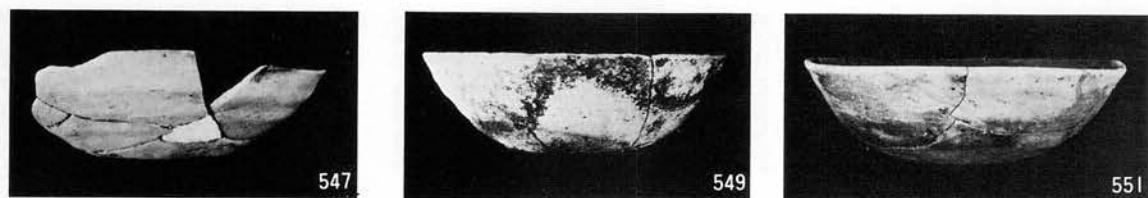
545



H—2 住居址—2—②

P L—118 遺物

1094



H—3 住居址

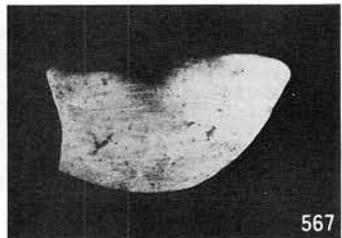
P L—119 遺物



563



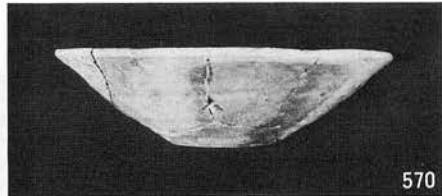
564



567



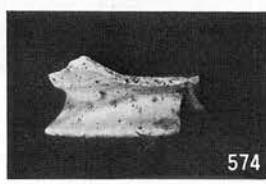
569



570



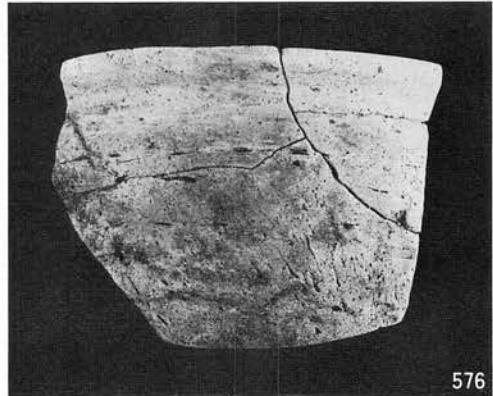
572



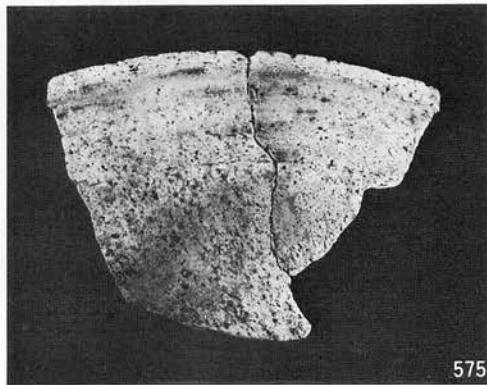
574



586



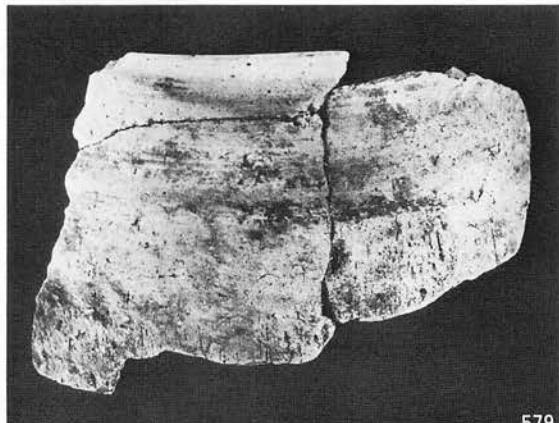
576



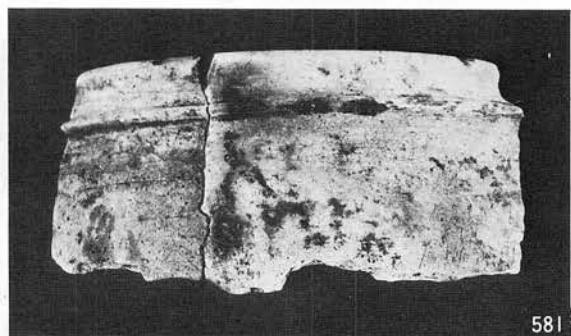
575



580



579



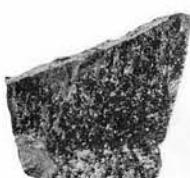
581

H—4 住居址—①

P L—120 遺物



1290



1100



1101



1250

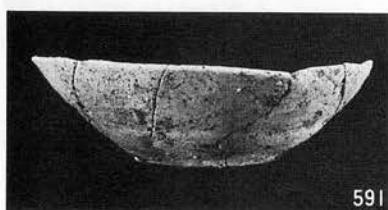
A · H - 4 住居址 - ②



592



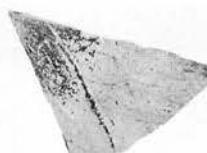
590



591



593

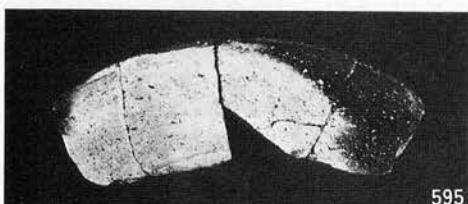


1102



1103

B · H - 5 住居址



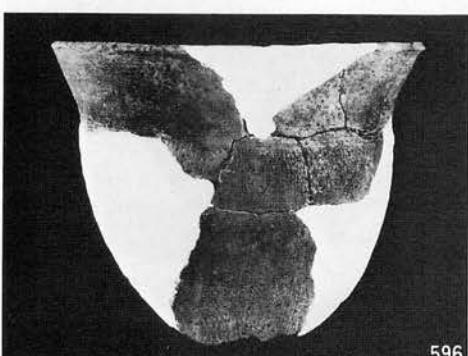
595



597



602



596



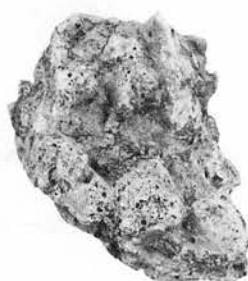
600



599

C · H - 6 住居址 - ①

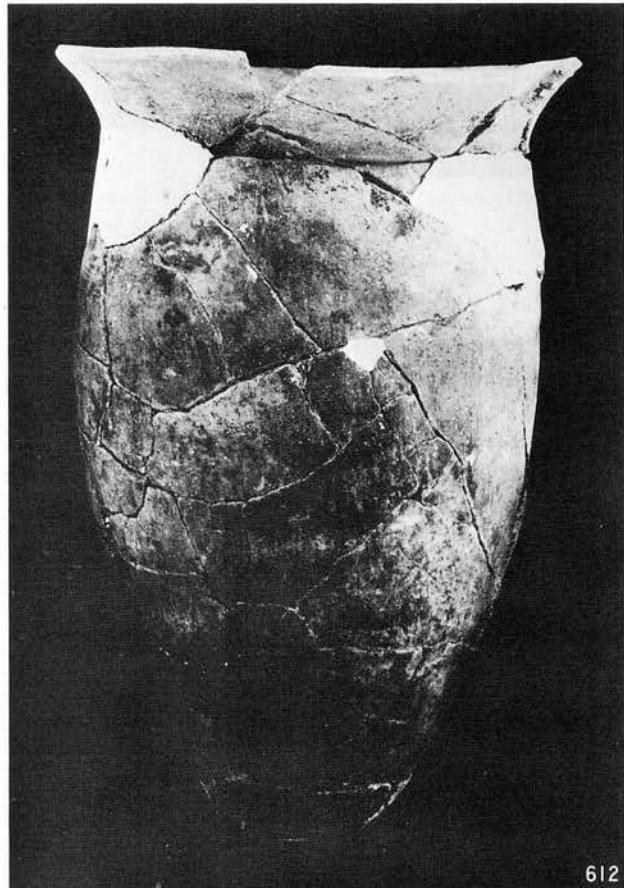
P L - 121 遺物



スラッグ

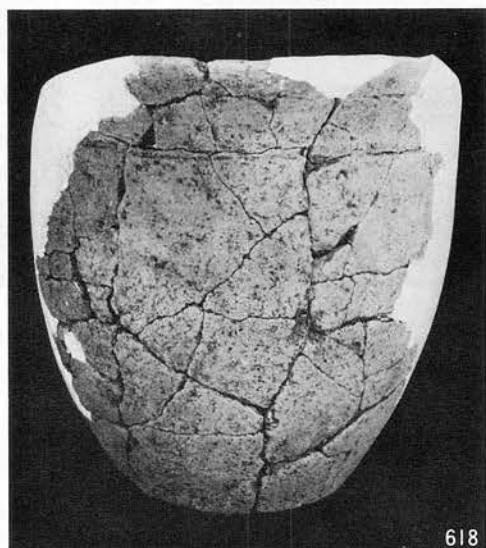
1317

A・H-6 住居址-②

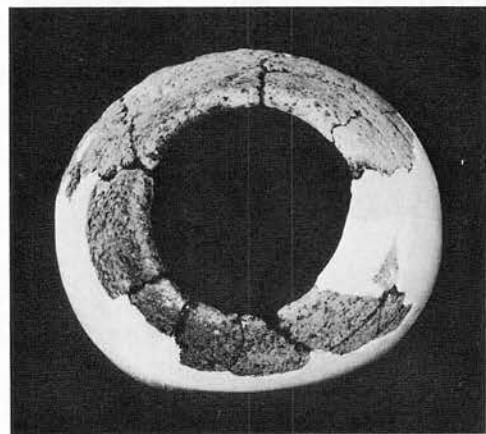


B・H-11 住居址-①

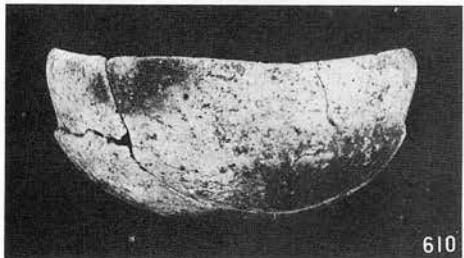
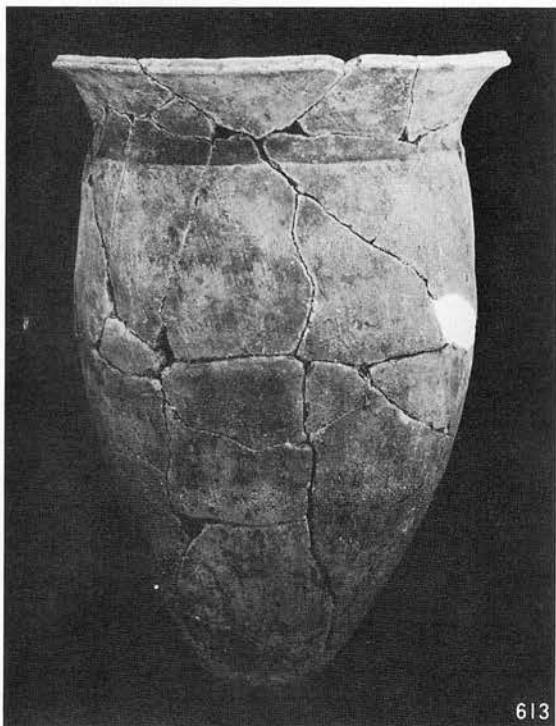
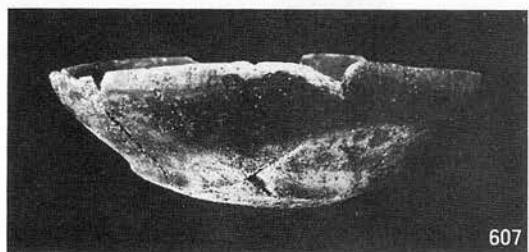
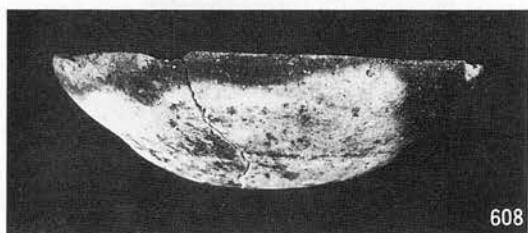
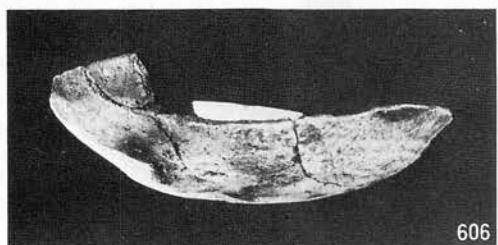
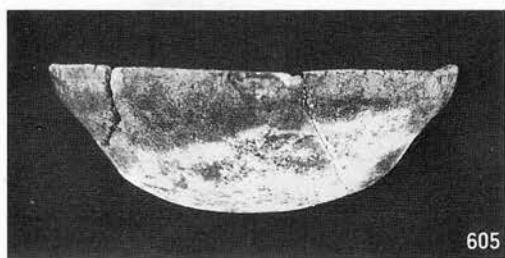
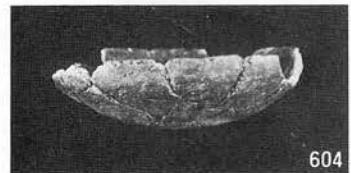
P L-122 遺物



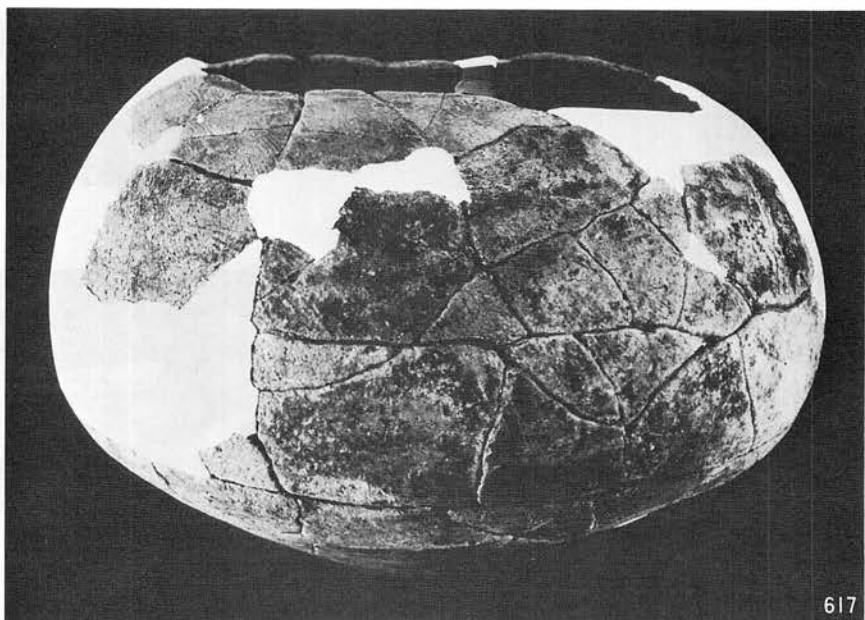
618



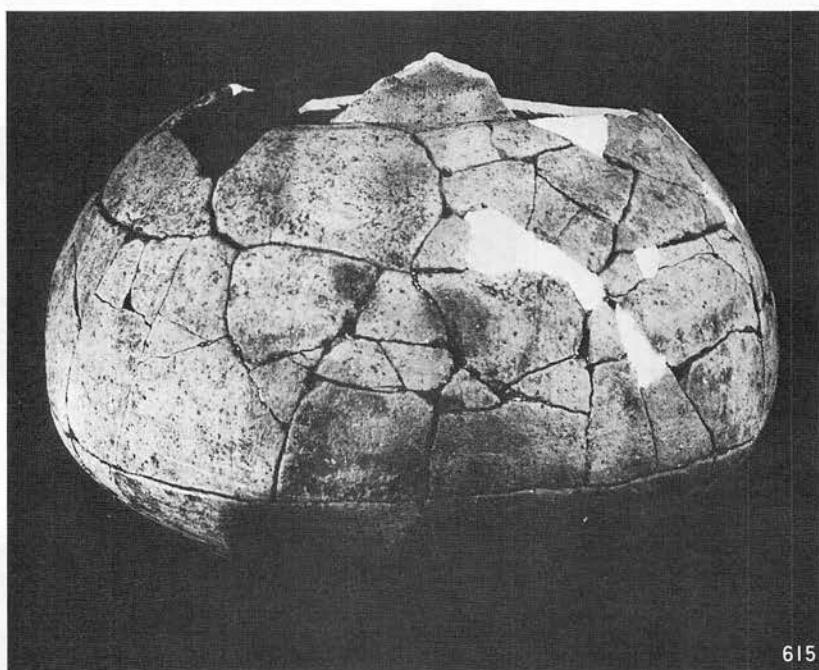
612



H-II住居址—②
PL-123 遺物

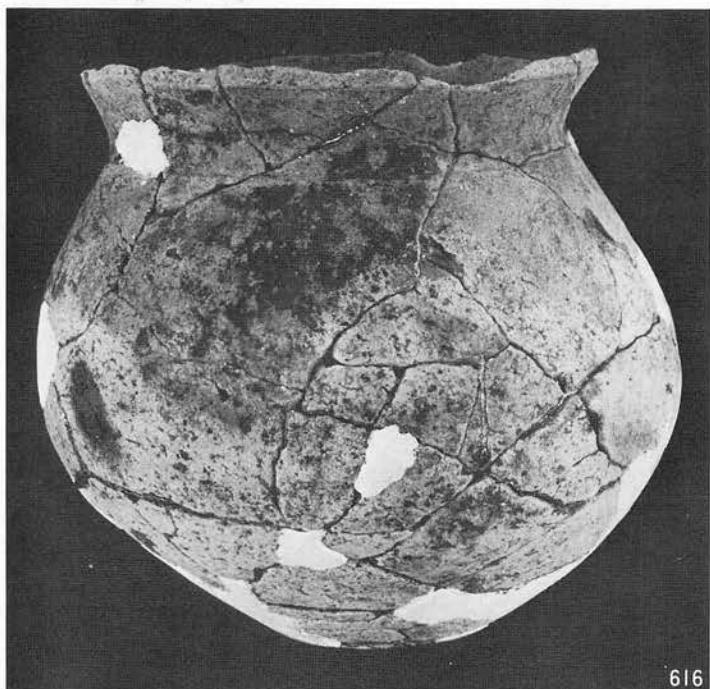


617

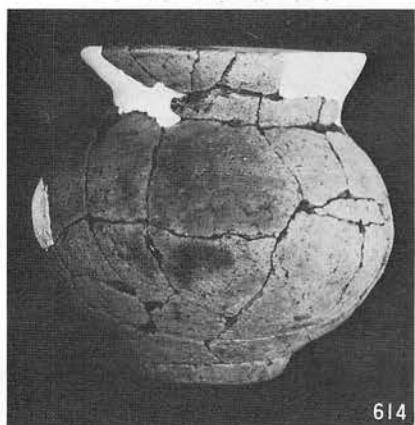


615

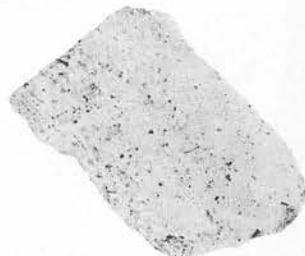
H-II住居址一 ③
P L-124 遺物



616

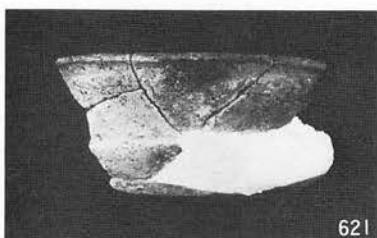


614



1104

A · H-11住居址—④



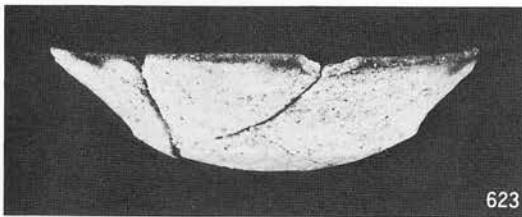
621



625



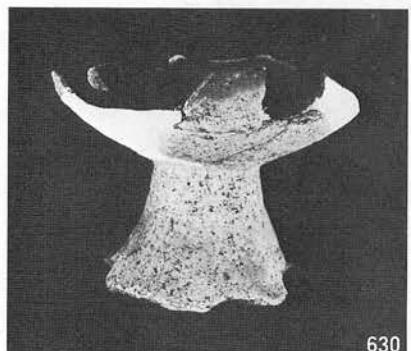
624



623

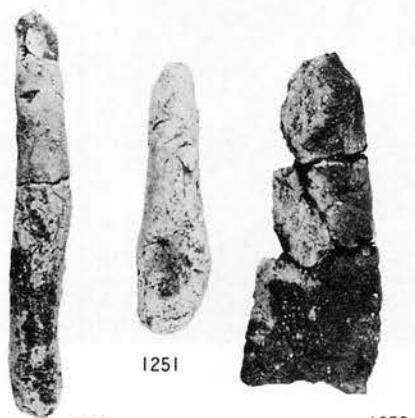
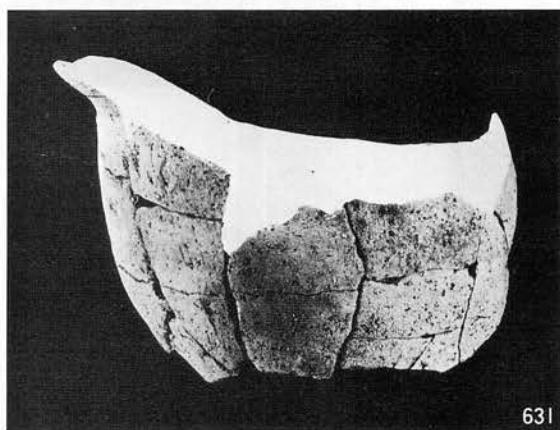
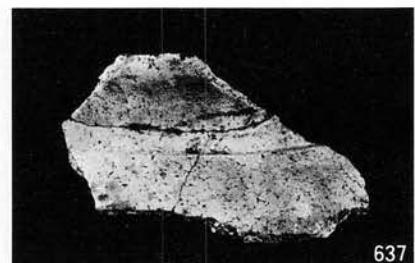
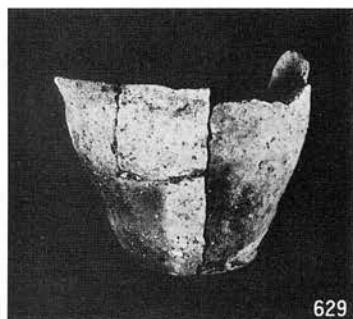


627



630

B · I-4住居址—①
PL-I25 遺物



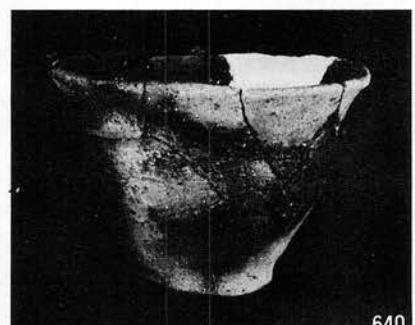
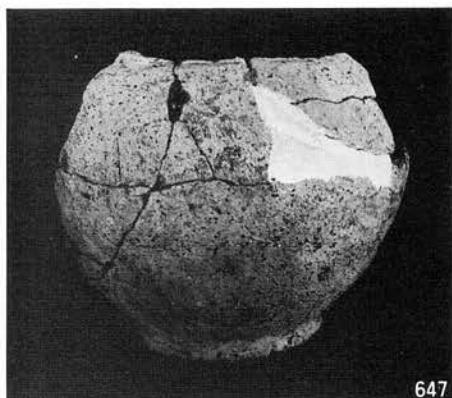
1195



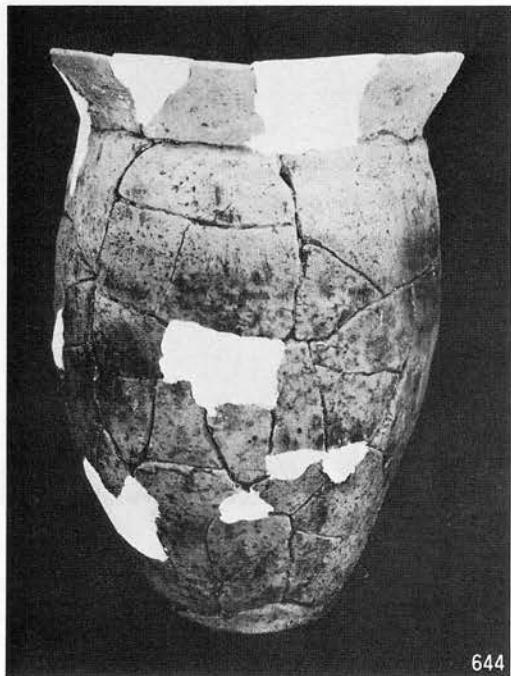
1105



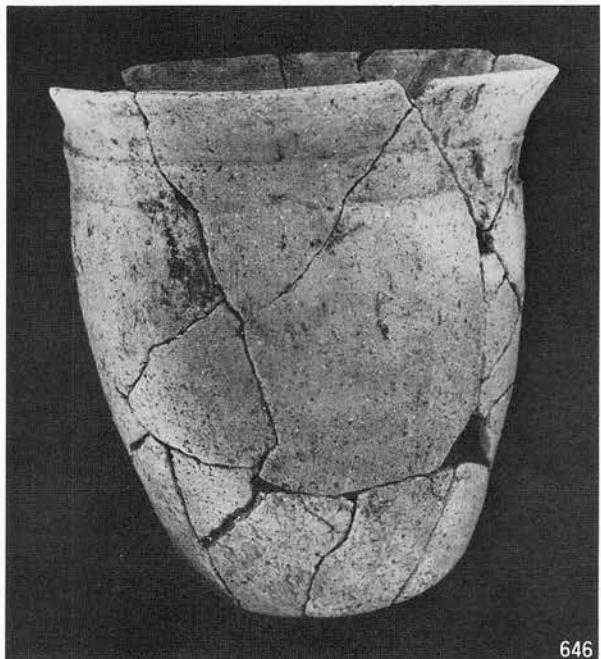
A · I — 4 住居址—②



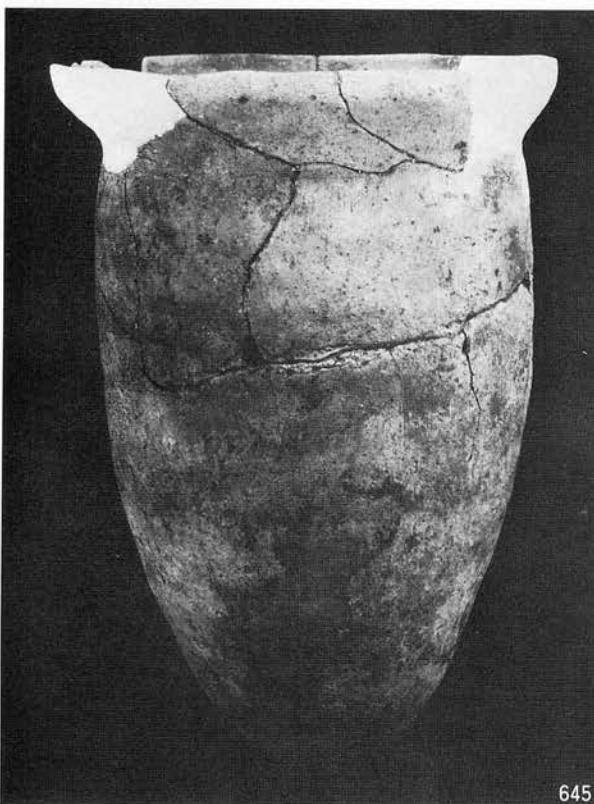
B · I — 5 住居址—①
P L — 126 遺物



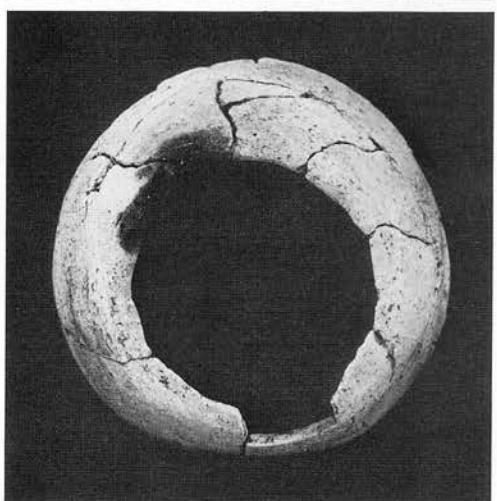
644



646



645



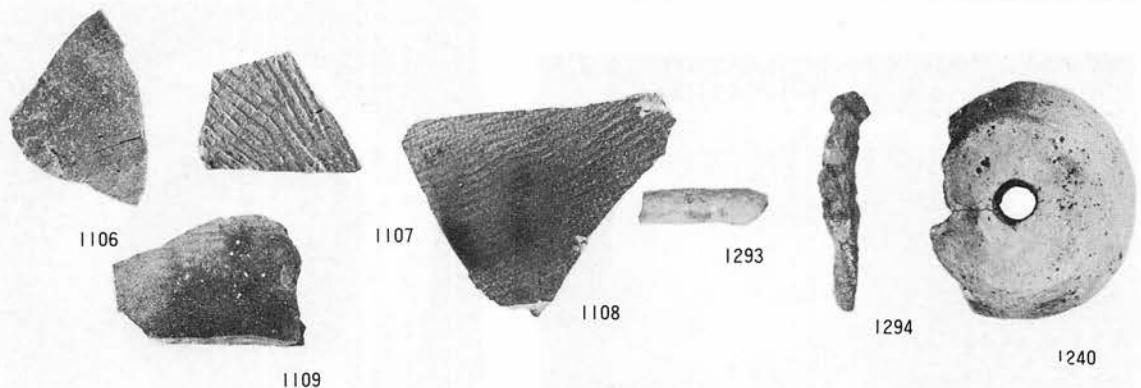
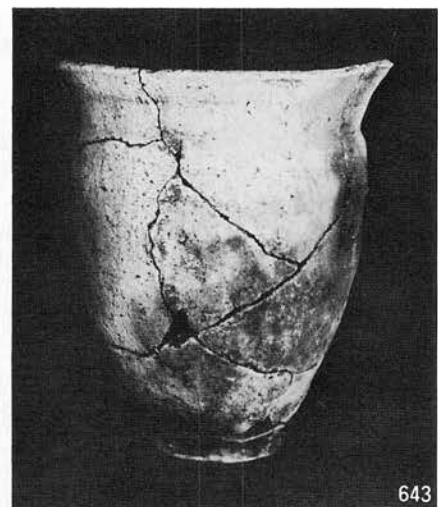
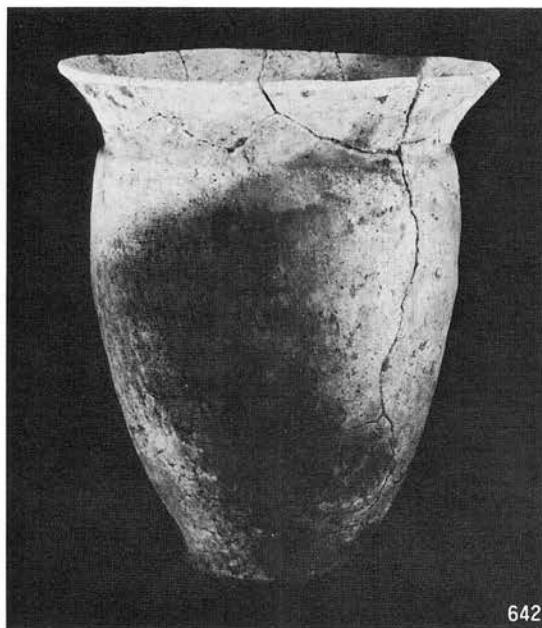
638



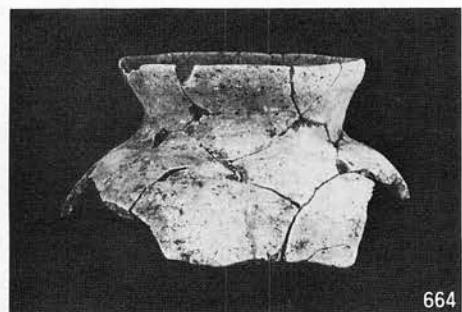
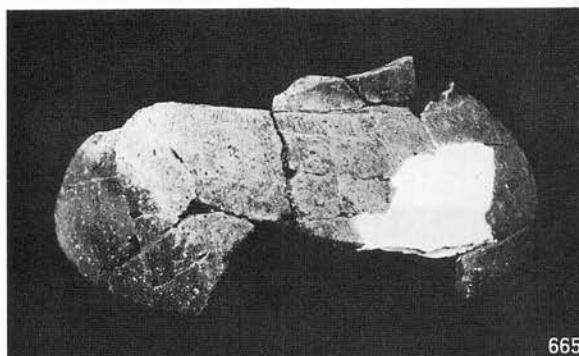
639

I—5 住居址—②

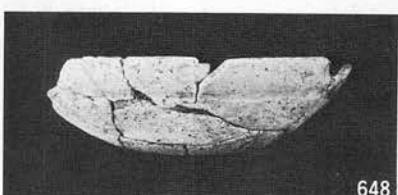
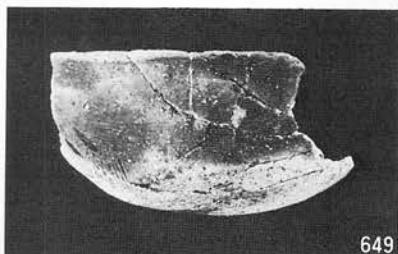
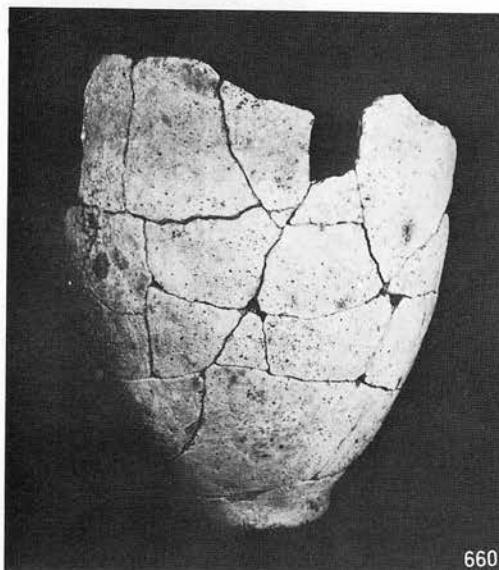
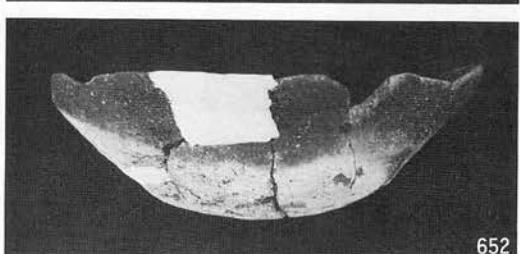
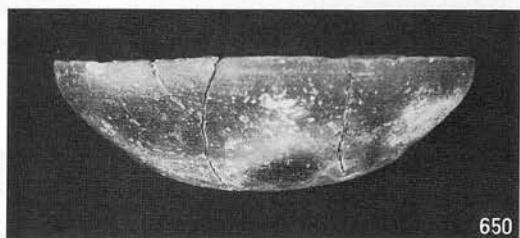
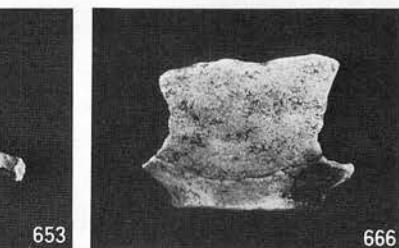
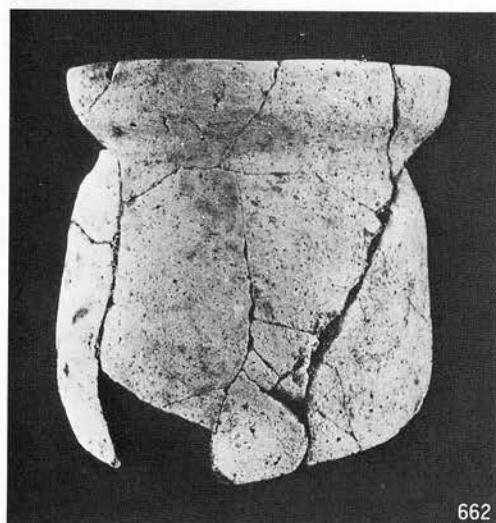
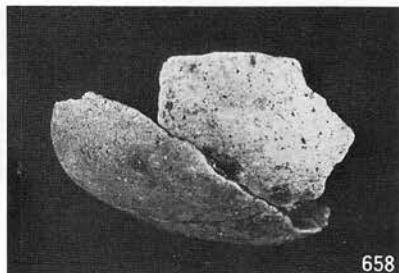
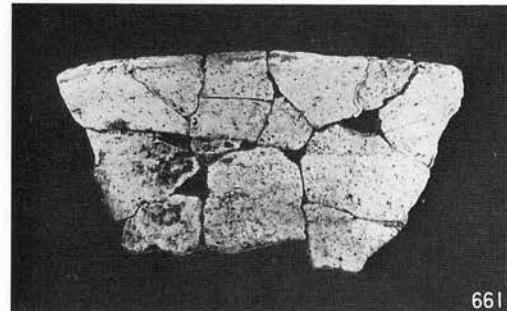
P L—I27 遺物



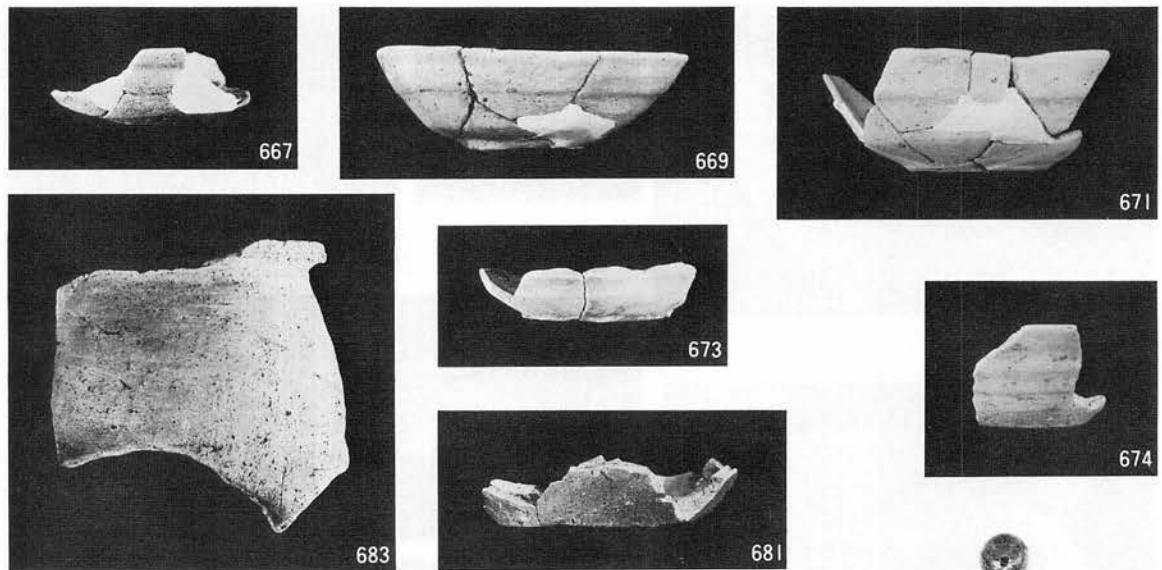
A · I — 5 住居址—③



B · I — 9 住居址—①
P L — 128 遺物

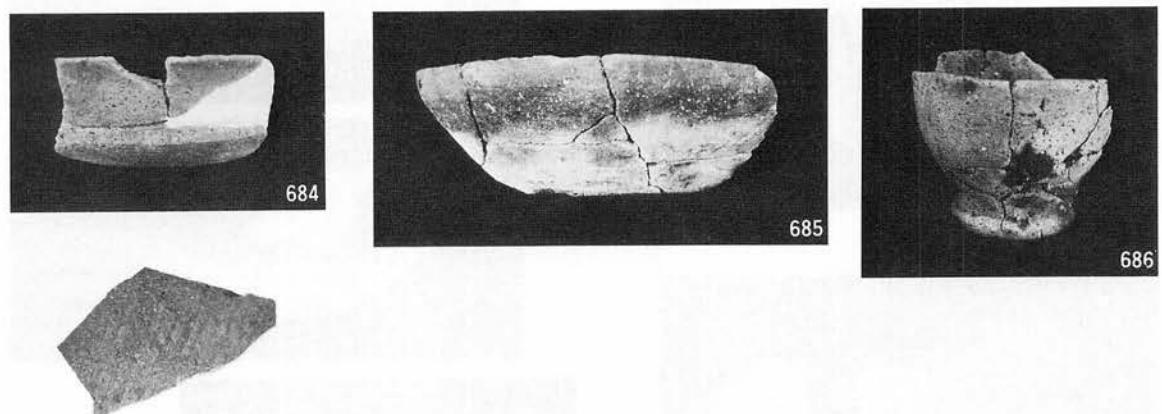


I—9 住址一②²
P L—129 遺物



A · J — 4 住居址

1197

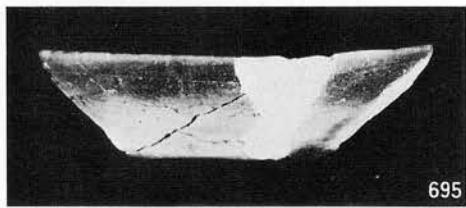


1111

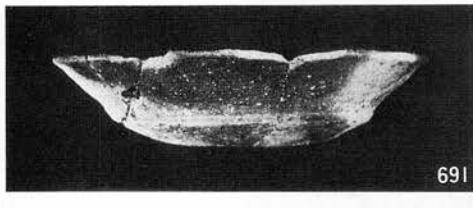
B · J — 6 住居址



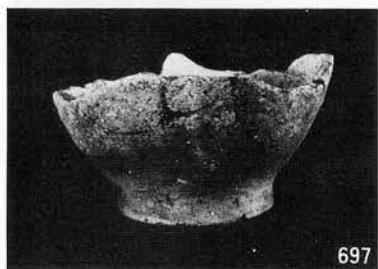
C · J — 7 住居址—①
P L — 130 遺物



695



691



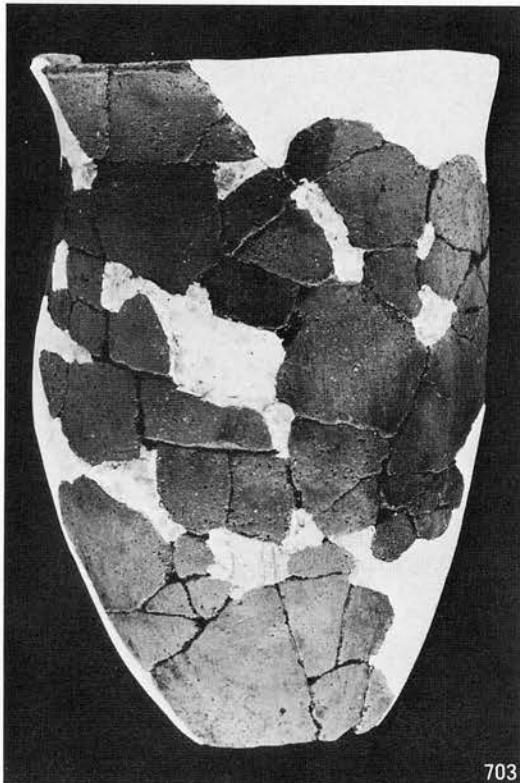
697



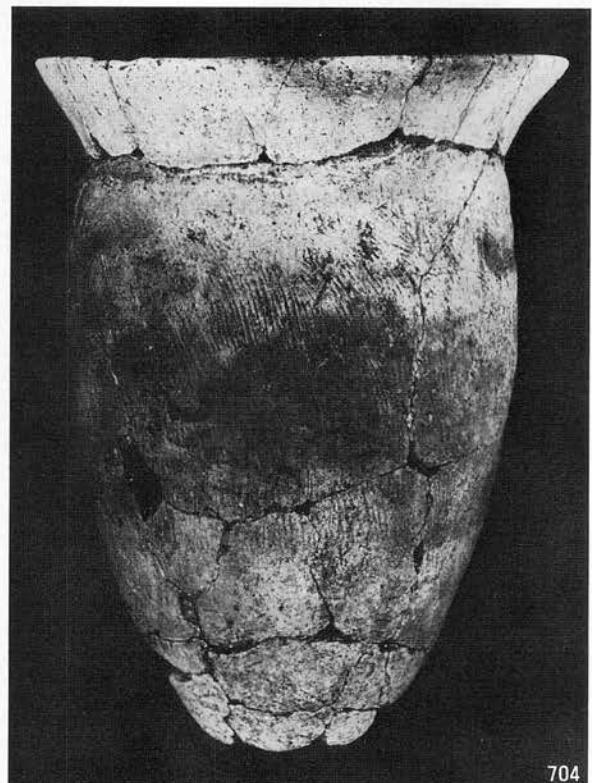
699



698



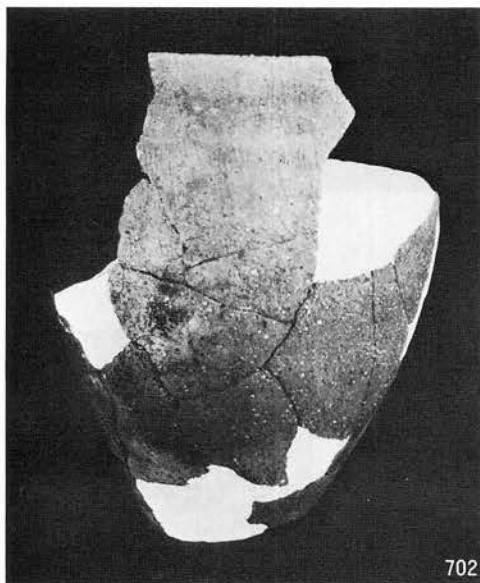
703



704

J—7 住居址—②

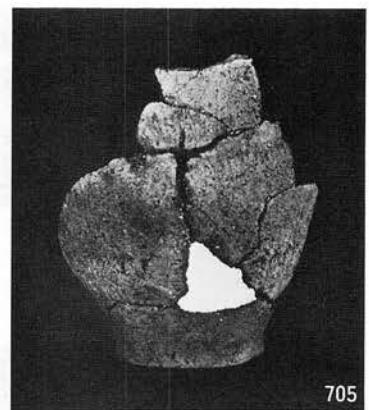
P L—I3I 遺物



702



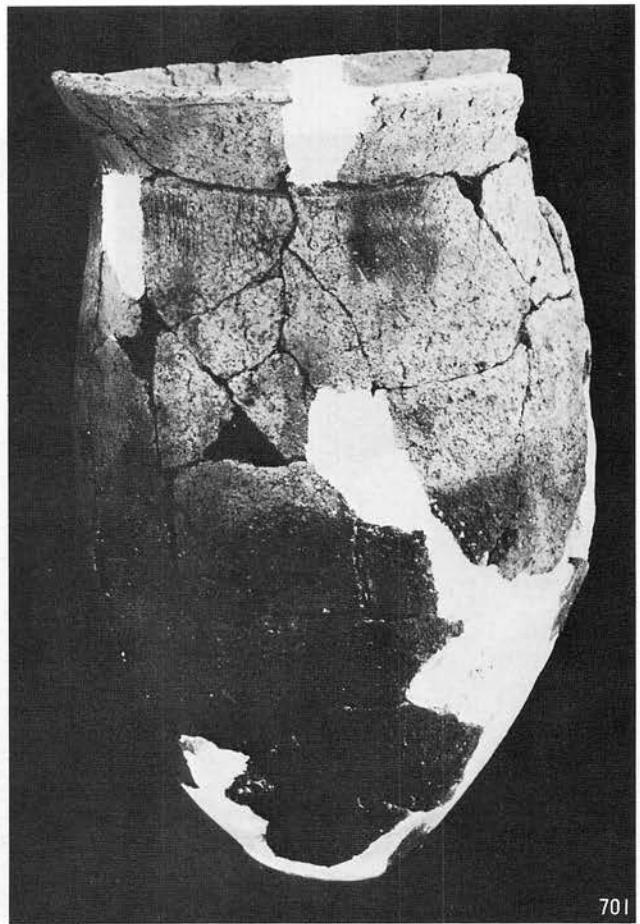
1444



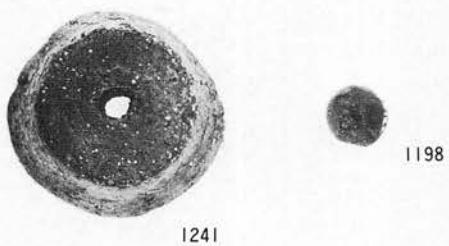
705



708



701



1241

1198



1255

1295

J—7 住居址—③

P L—132 遺物



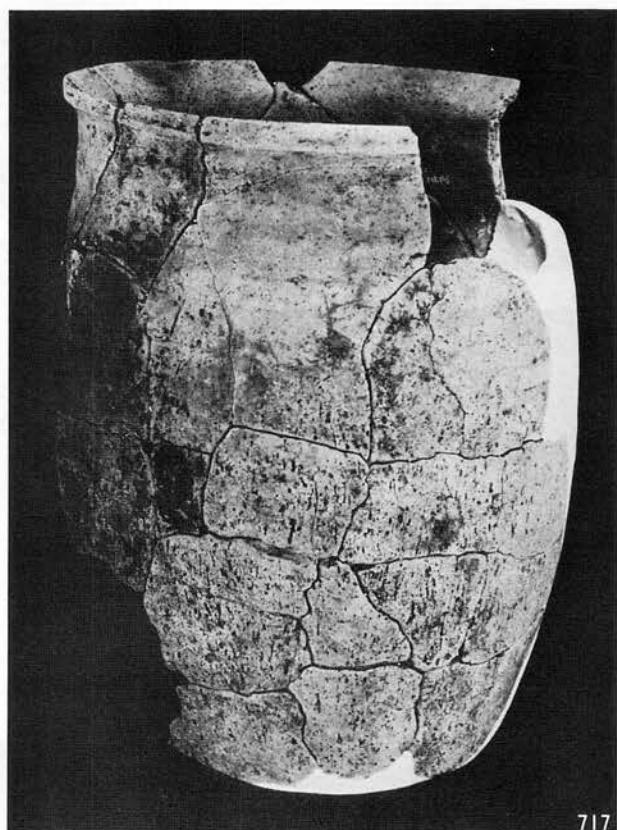
711



710



716



717



1114



1112

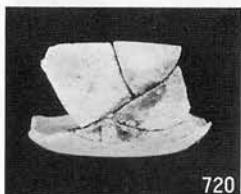


1113



1115

A · K — 3 住居址



720



730

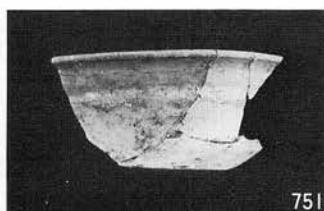


719

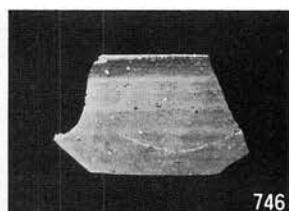
B · K — 4 住居址 — ①
P L — I33 遺物



728



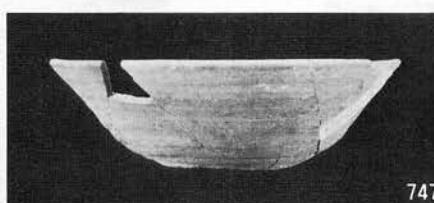
751



746



756



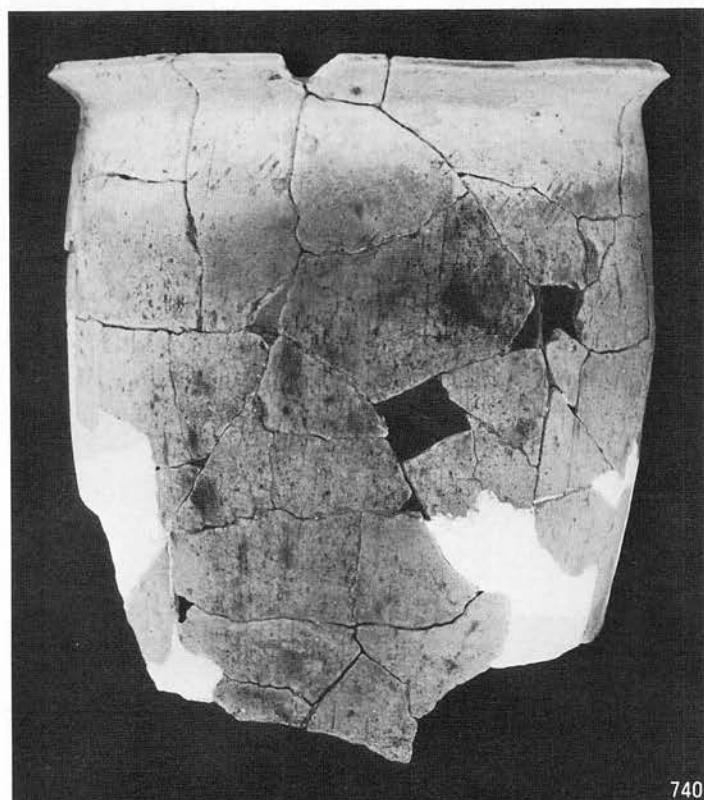
747



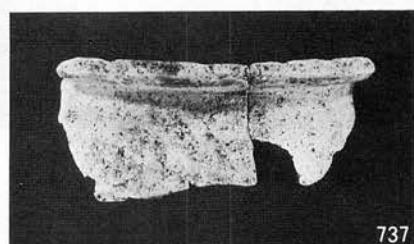
750



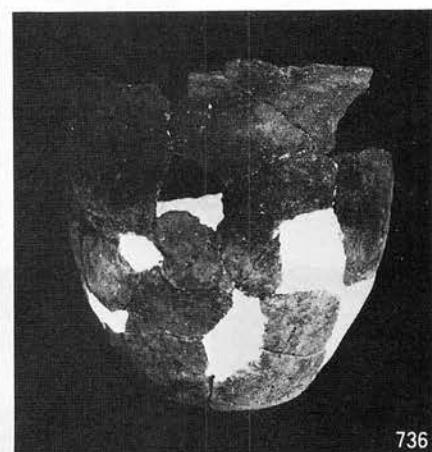
742



740



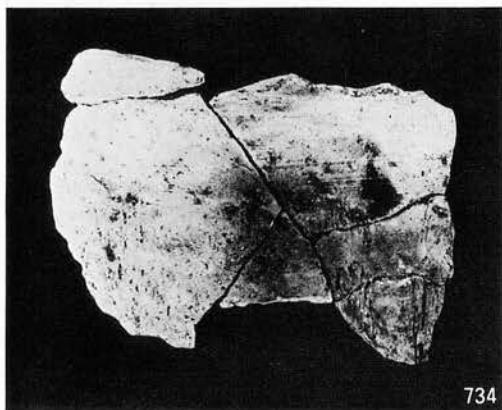
737



736

K—4 住居址—②

P L—134 遺物



734

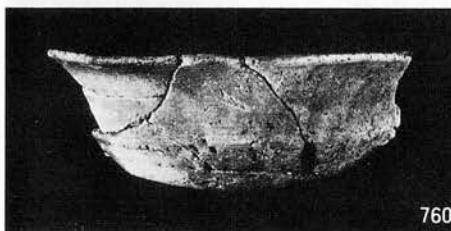


1116

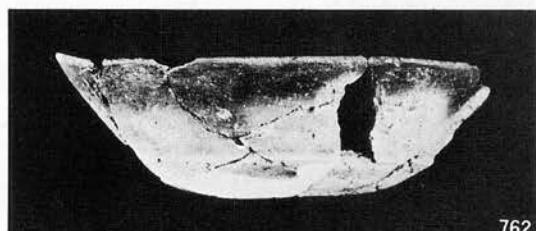
1117

1219

A · K — 4 住居址— ③



760



762



767

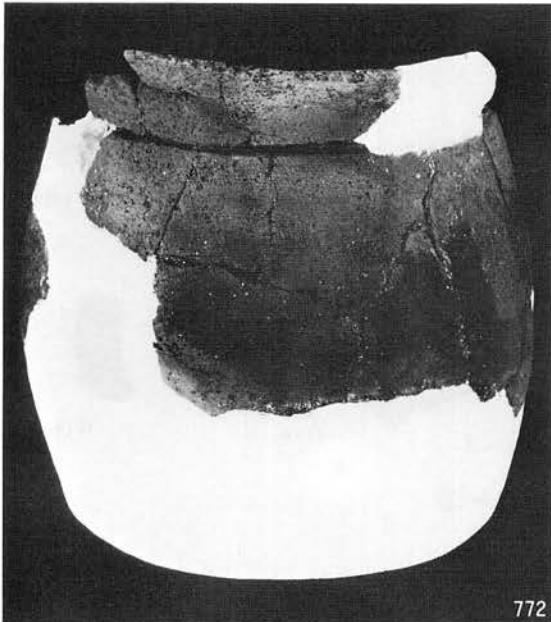


758



776

B · K — 5 住居址— ①
P L — I35 遺物



772



766



775



774



763



1118

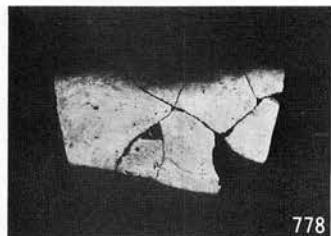
K—5 住居址
P L—136 遺物



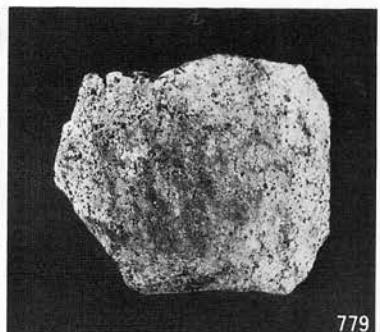
1295



1119



778

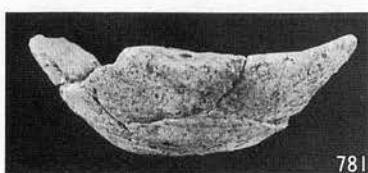


779

A · K — 6 住居址 — I



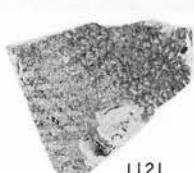
782



781



1120



1121



1122



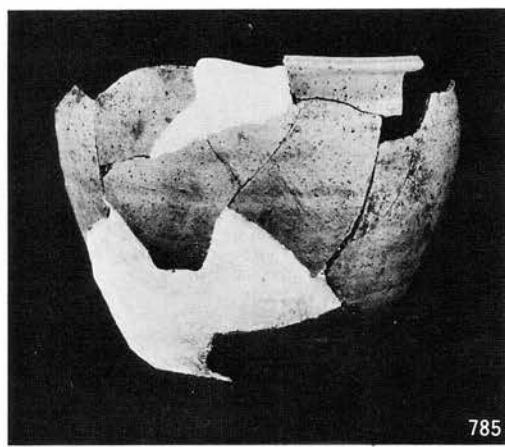
780

B · K — II 住居址

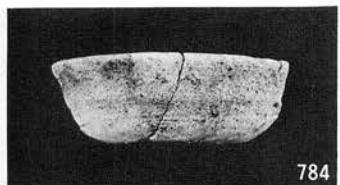


783

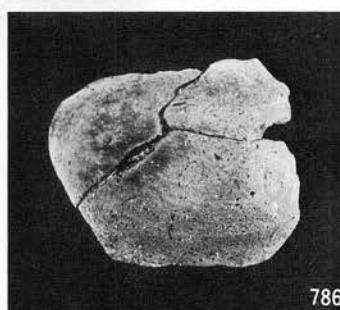
C · K — I5 住居址
P L — 137 遺物



785



784

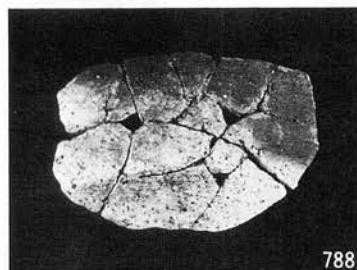


786

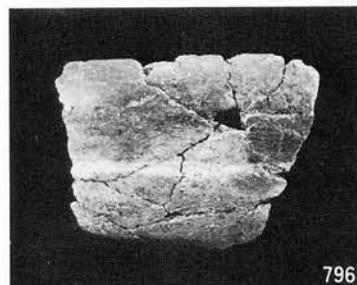


1123

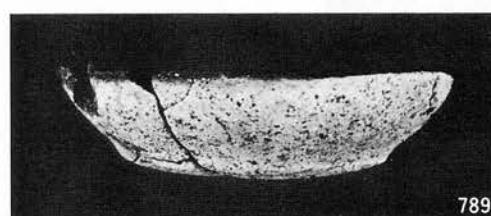
A · L — 3 住居址



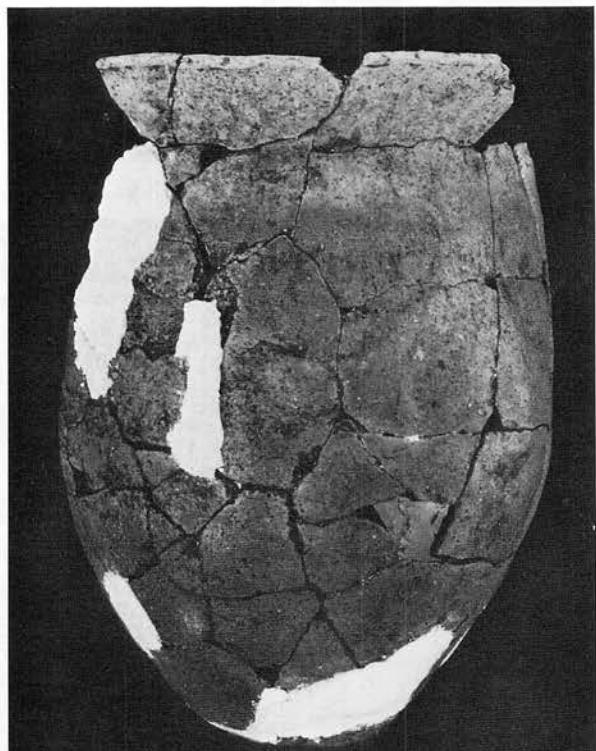
788



796

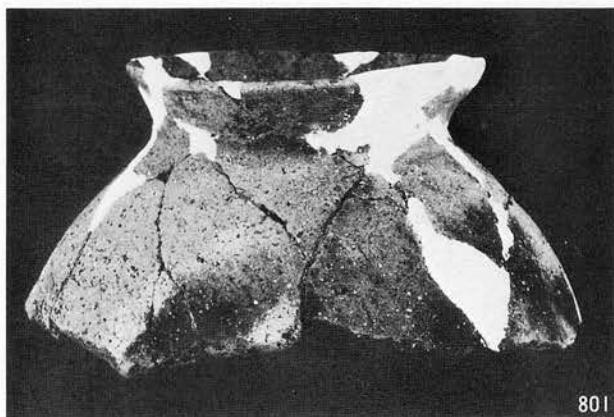


789

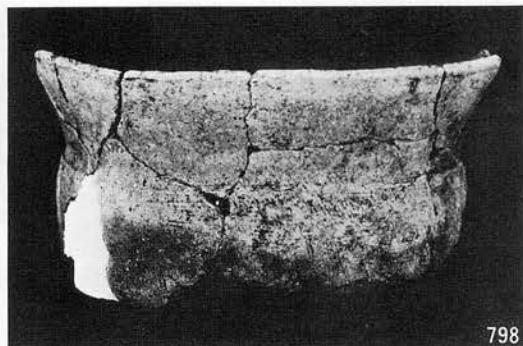


799

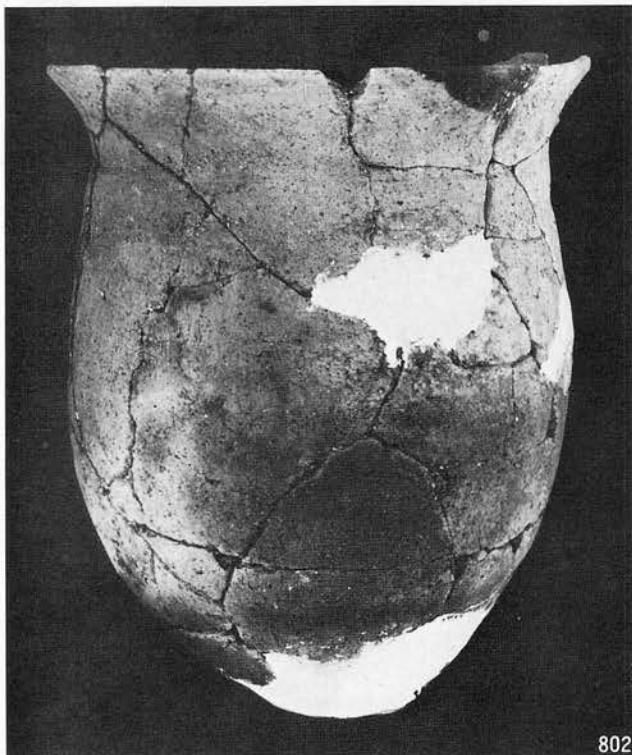
B · L — 7 住居址 — ①
P L — 138 遺物



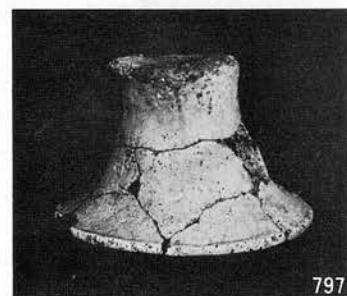
801



798



802



797

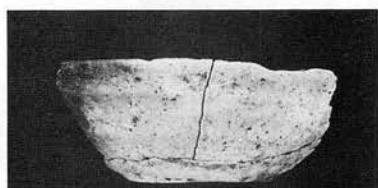


1124

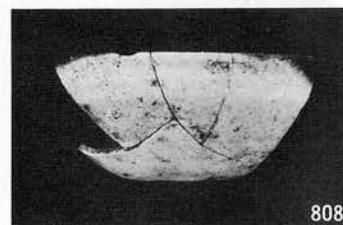
A · L — 7 住居址— ②



807



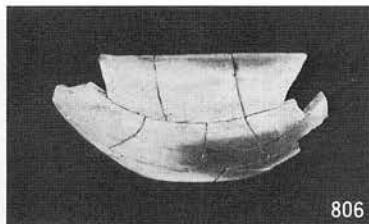
809



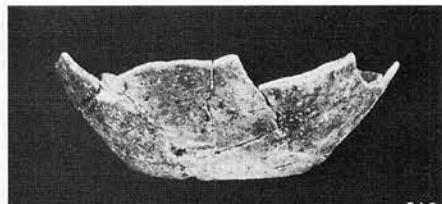
808

B · M — 5 住居址— ①

P L — 139 遺物



806



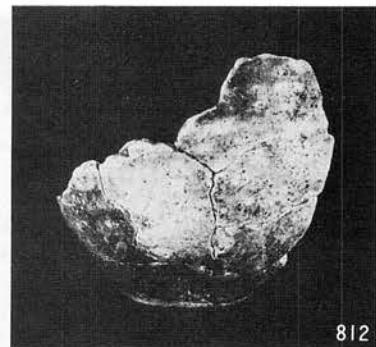
813



1298



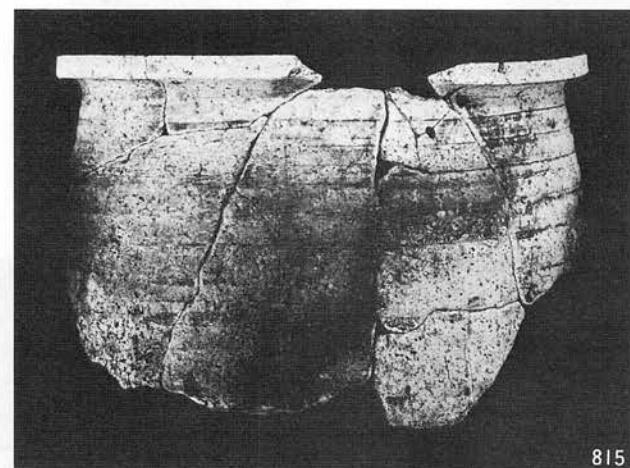
814



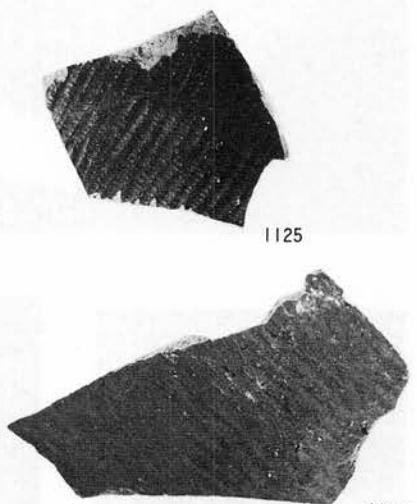
812

1297

A · M — 5 住居址— ②



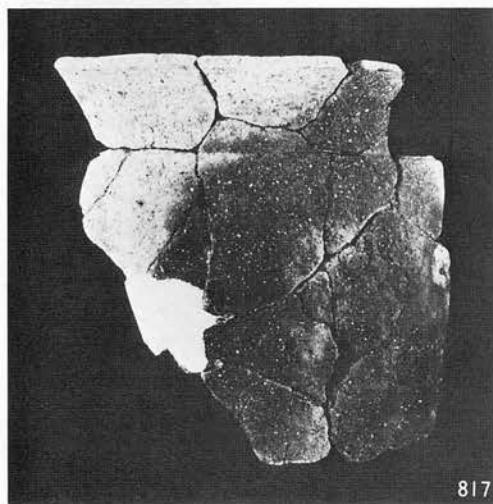
815



1125

1126

B · M — 6 住居址— ①
P L — 140 遺物



817

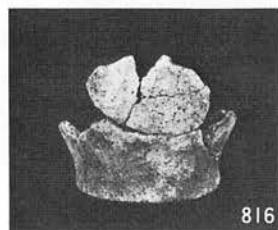


818



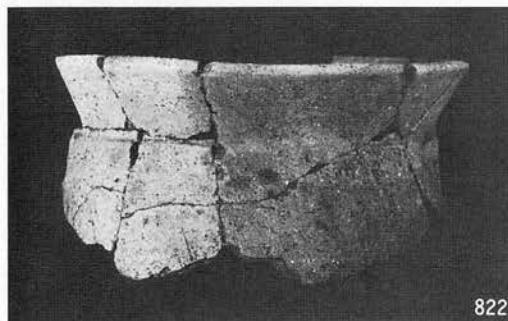
1242

A · M — 7 住居址



816

B · M — 14 住居址



822



820



819

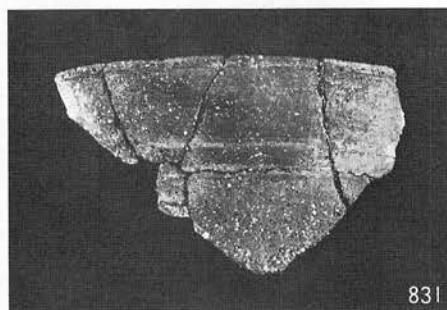
C · N — 6 住居址



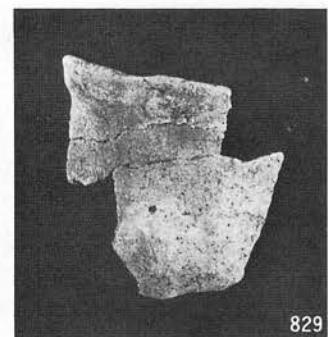
1299



828



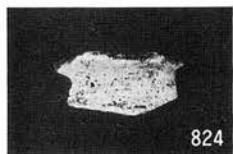
831



829

D · N — 7 住居址 — ①

P L — 141 遺物



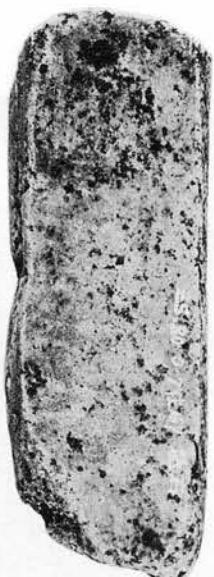
824



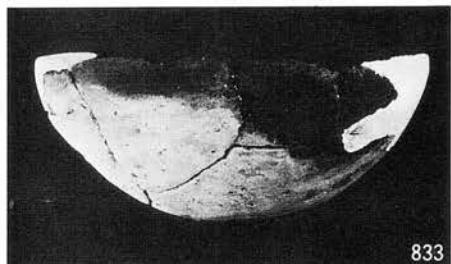
1199



1256



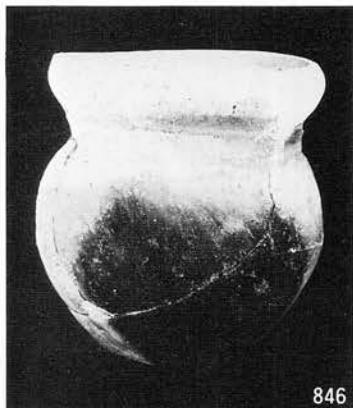
1317



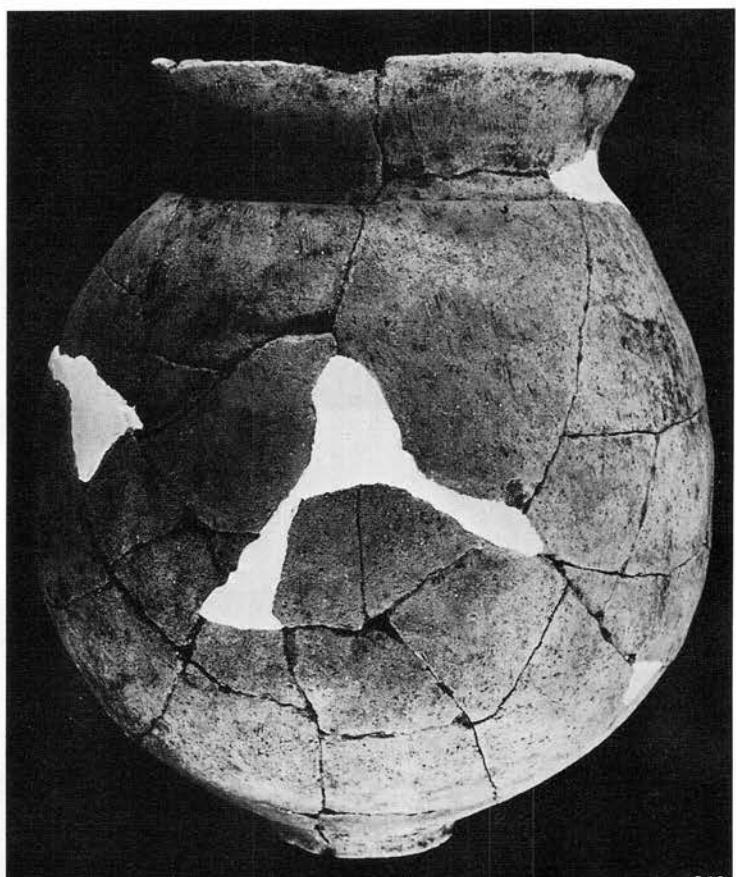
833



850



846



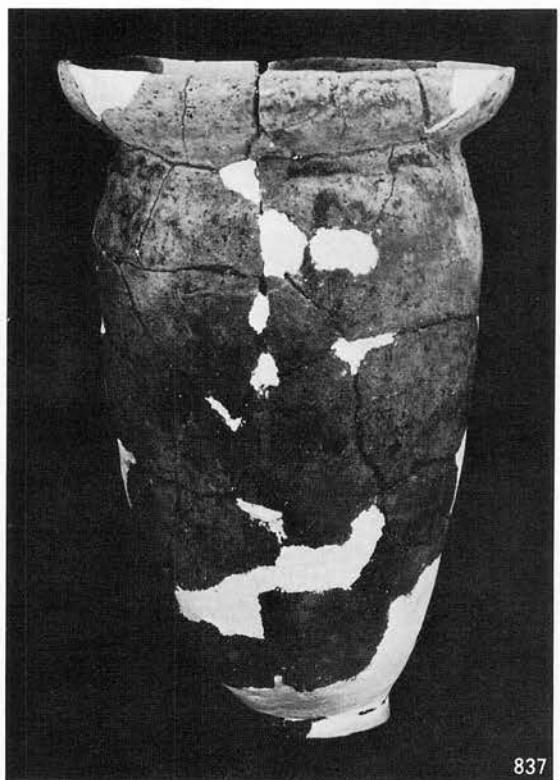
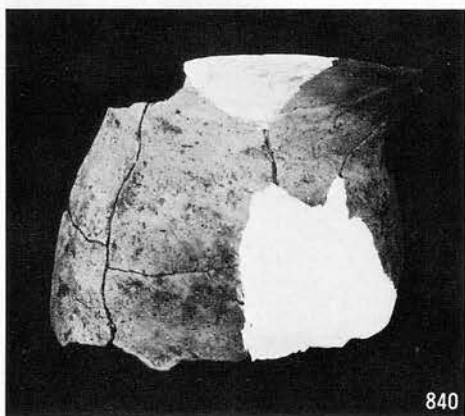
849



842

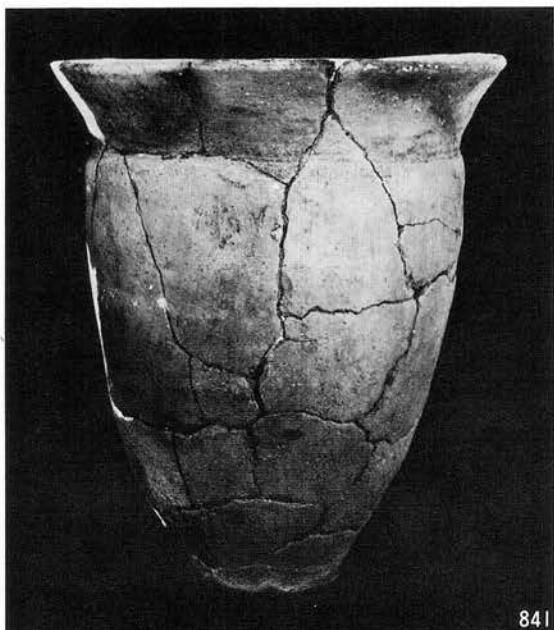
B · O — 13 住居址 — ①

P L — 142 遺物

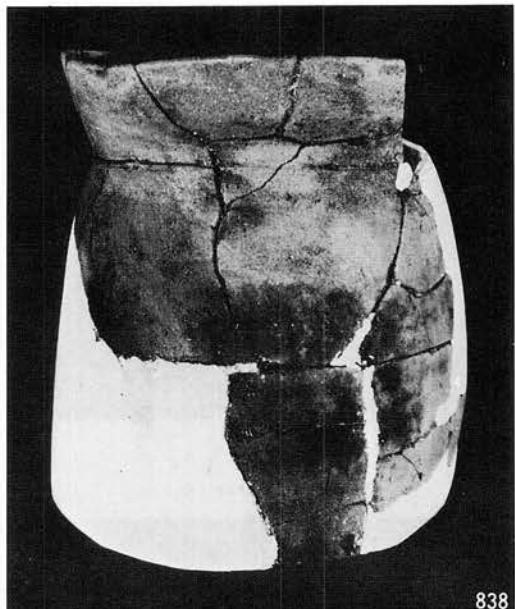


O-13住居址-②

P L-143 遺物



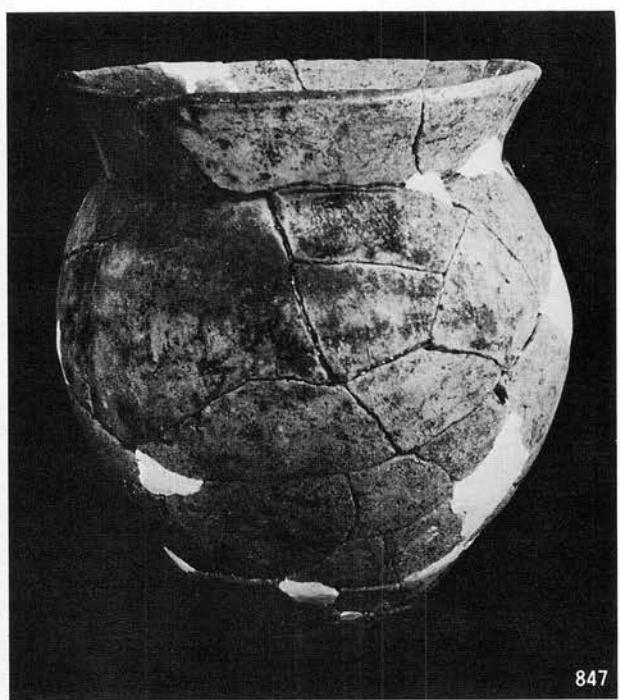
839



838



839



847

O—13住居址—③
P L—144 遺物



844



834



1243

A · O — I3住居址 — ④



857



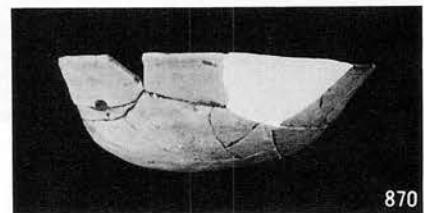
859

B · P — II住居址 — ①

P L — 145 遺物



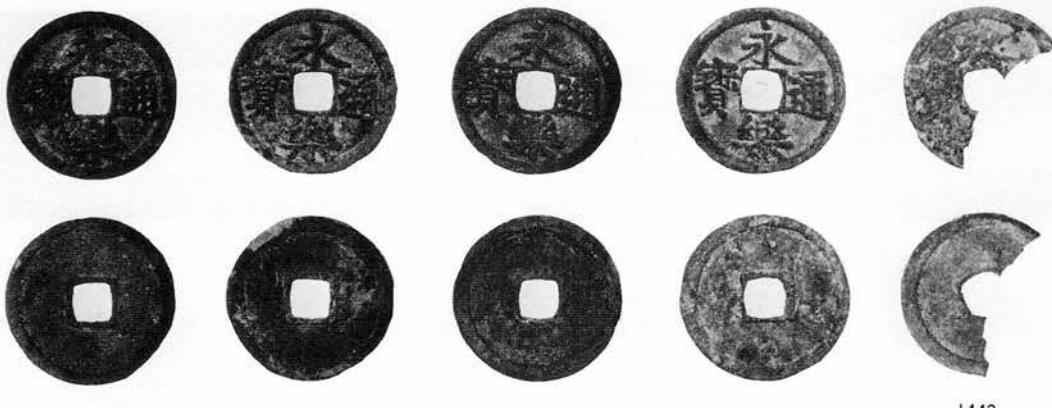
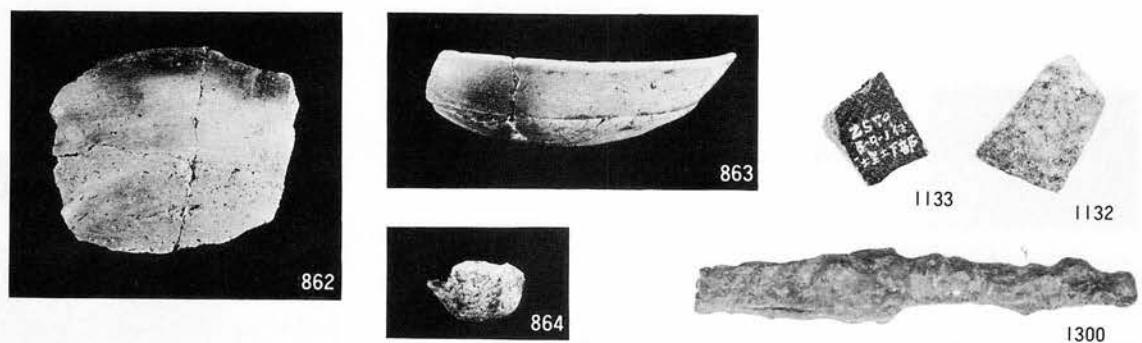
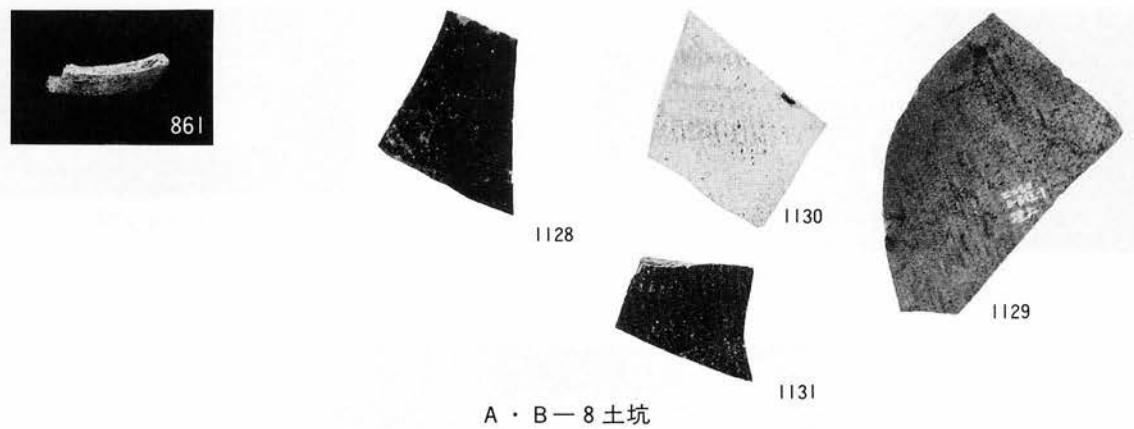
A · P-II 住居址一 ②



B · B-7 建物跡



1138 C · G-6 建物跡
P L-146 遺物



C · C — I 土坑

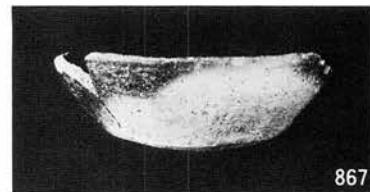
P L — 147 遺物



866



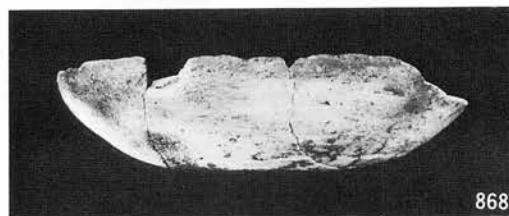
1134



867

B · J — 6 土坑

A · I — 13 土坑



868

C · L — 13 土坑



874

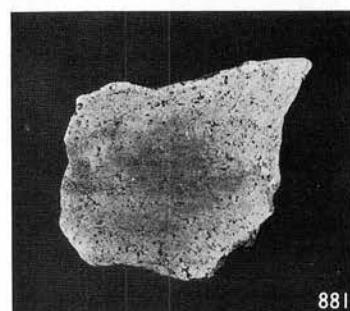


1139



1140

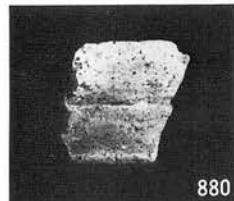
D · B — 2 溝跡



881



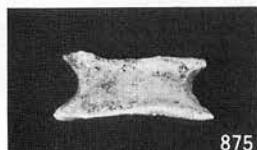
877



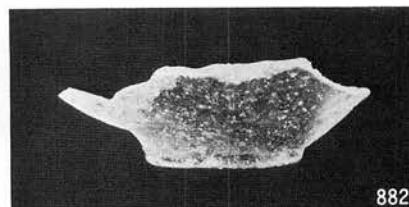
880



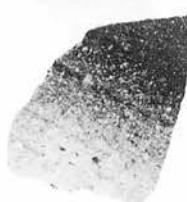
879



875



882



1145



1143



1141

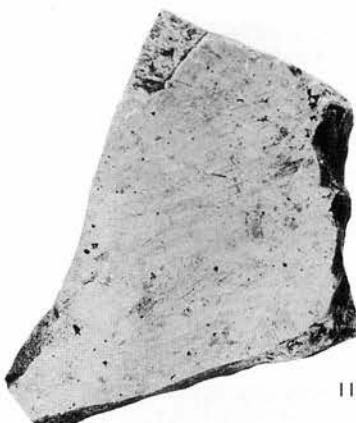


1142

E · B — 7 溝跡 — ①
P L — 148 遺物



883



1144

1301



1146

1200

A · B — 7 溝跡— ②



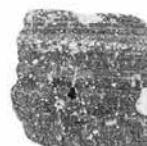
1244



1148



1149



1147



1302



1150

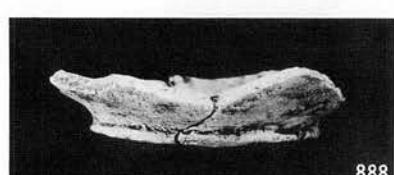
B · C — 2 溝跡



887



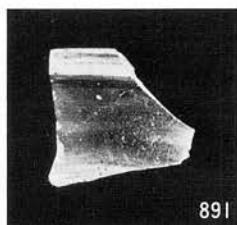
889



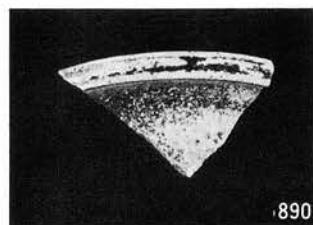
888

C · D — 17 溝跡

P L — 149 遺物



891

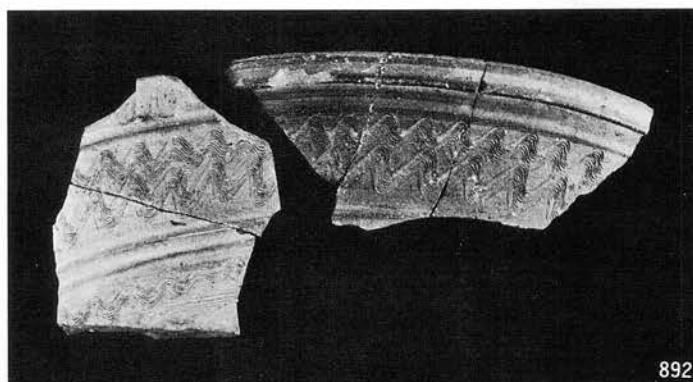


890



1151

A · G — 15 溝跡



892

B · G — 17 溝跡



893



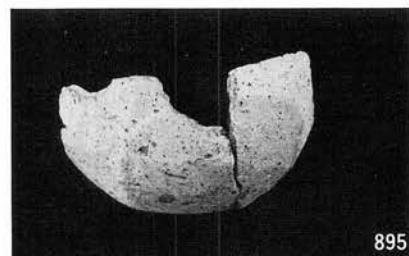
1303

C · H — 3 溝跡



894

D · O — 15 溝跡



895



1153



1154



1152



1201



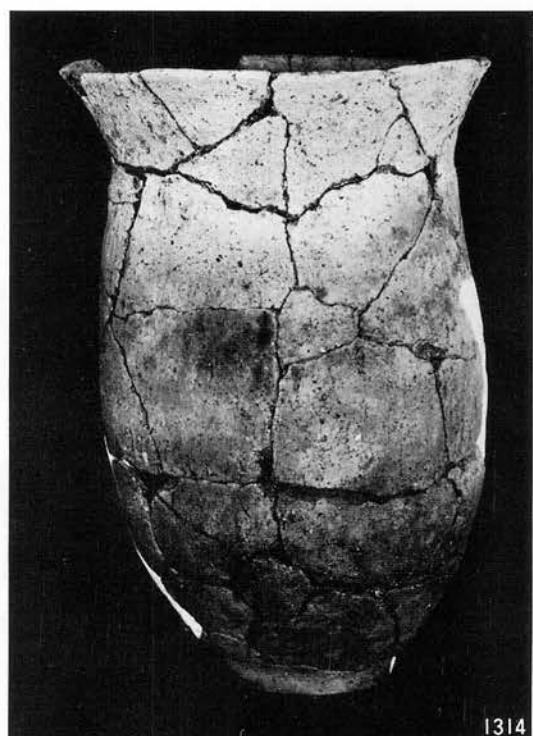
1202

E · O — 18 溝跡

P L — 150 遺物



1306



1314



1313

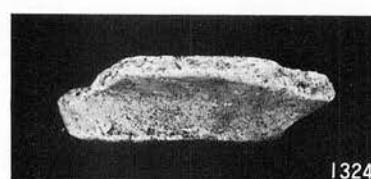


1349 A・遺構不明

1355



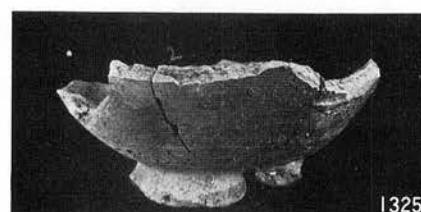
1323



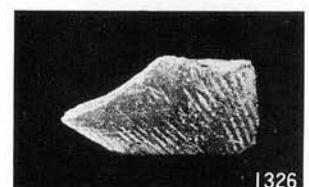
1324



1322



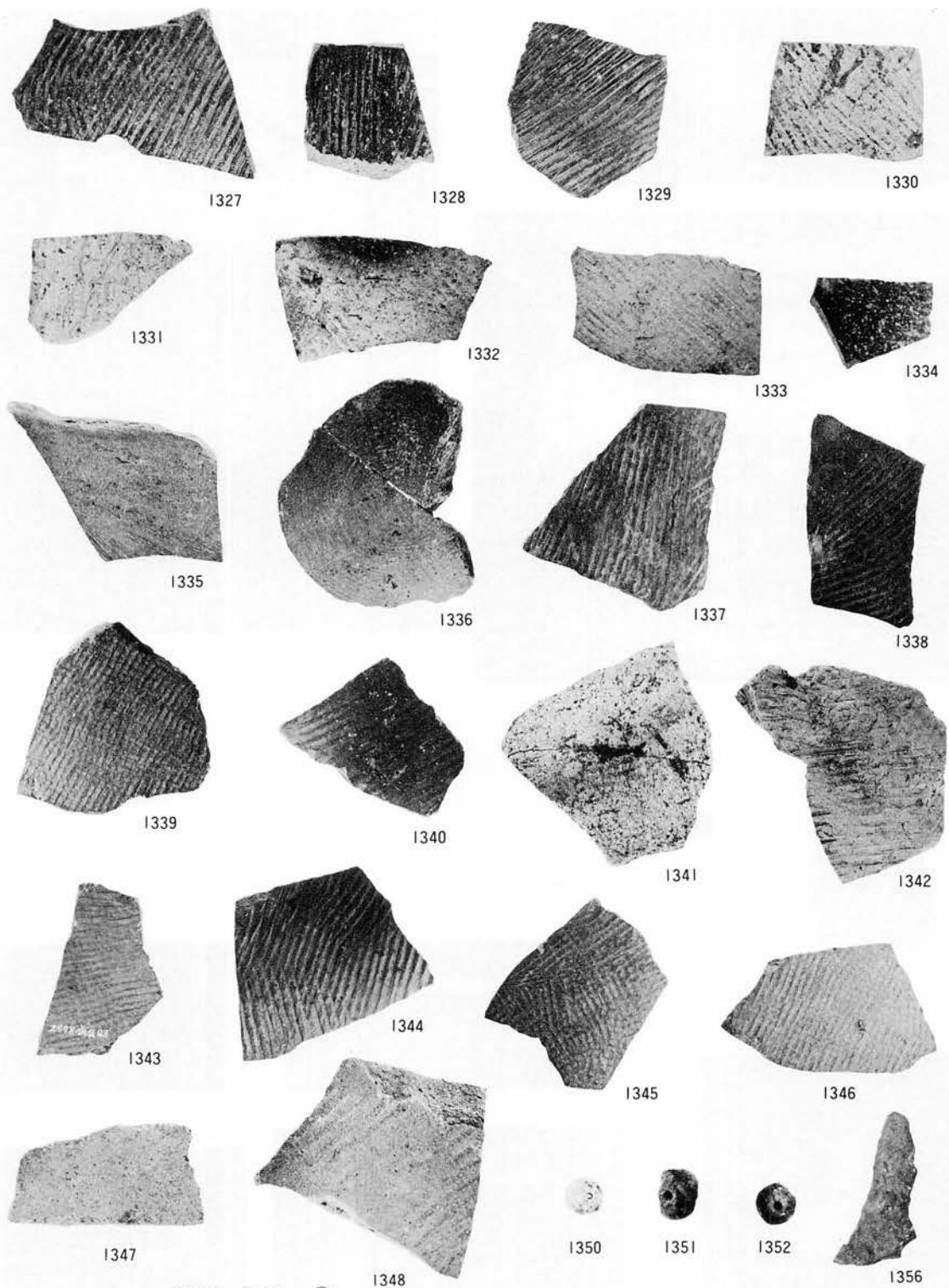
1325



1326

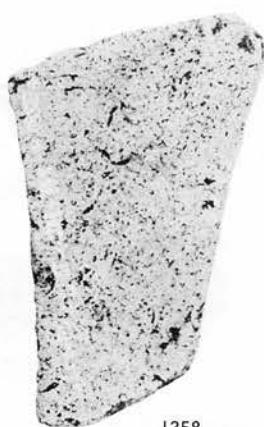
B・表採・粗掘一①

P L - 151 遺物



表採・粗掘一 ②

P L - 152 遺物



I358



I357

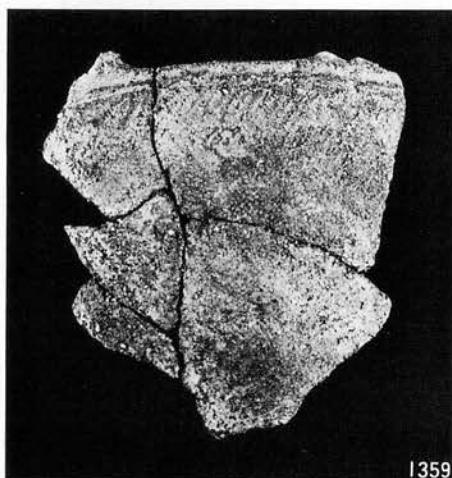


I353

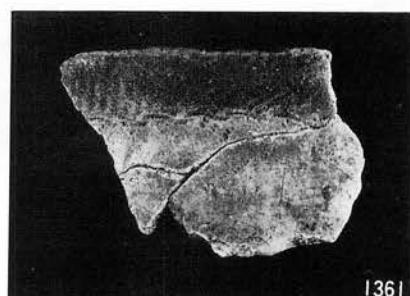


I354

A・表採・粗掘一 ③



I359



I361



I360



I362



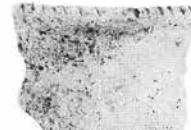
I363



I364



I365



I366



I367



I368



I369



I370



I371



I372



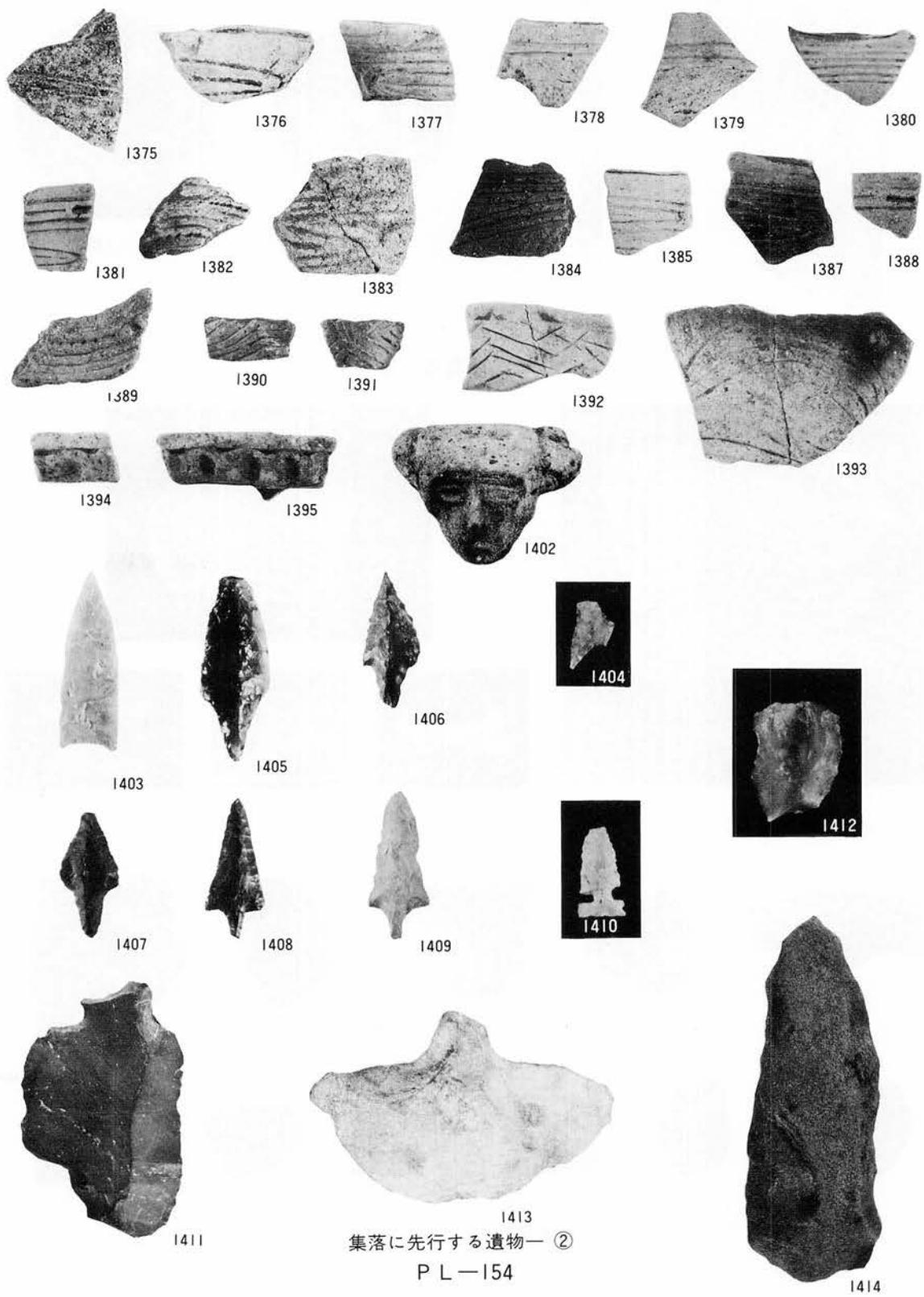
I373



I374

B・集落に先行する遺物一 ①

P L - 153



集落に先行する遺物—②

P L - 154



1418

1417

1419

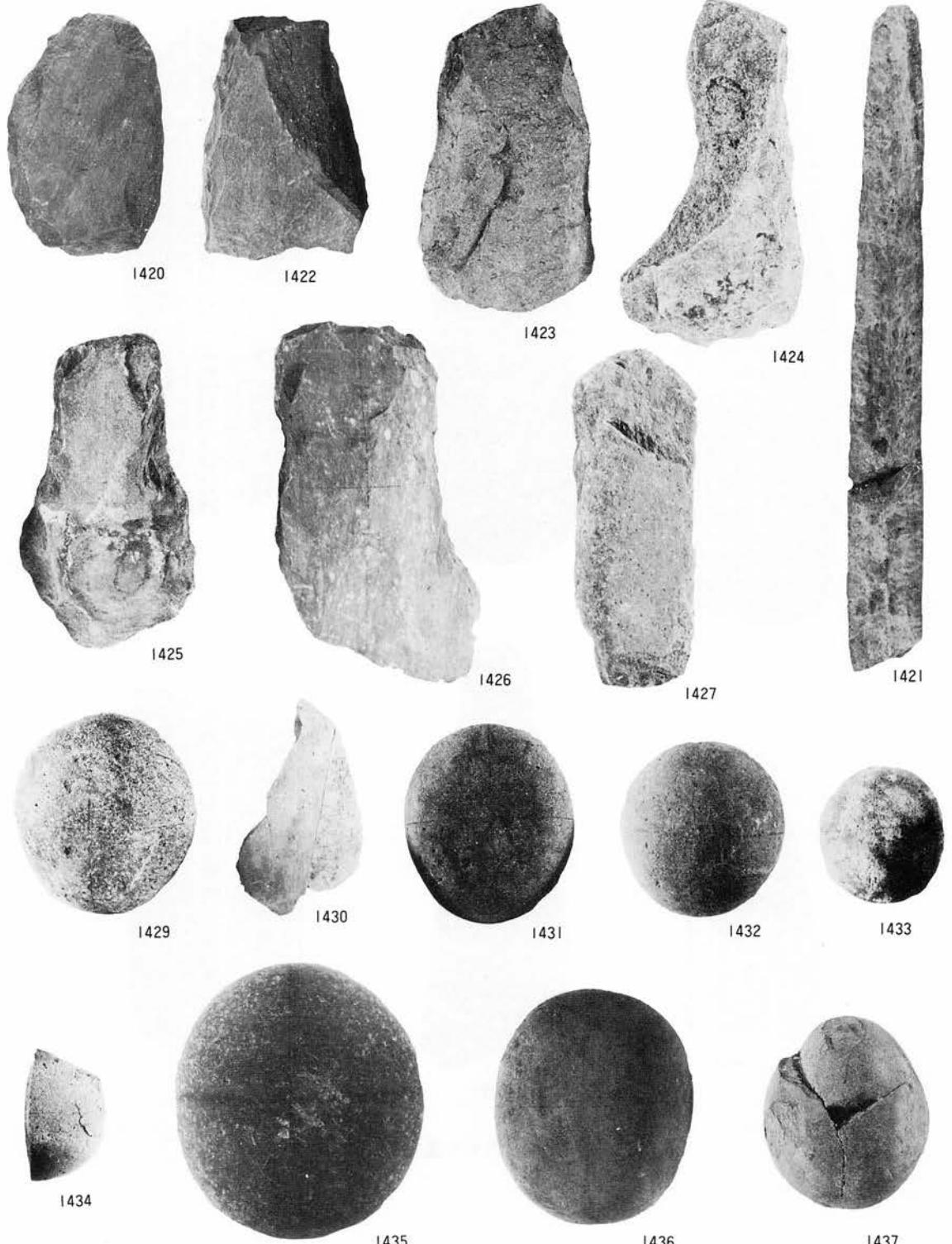


1415

1428

1416

集落に先行する遺物一 ③



集落に先行する遺物一 ④

P L - 156



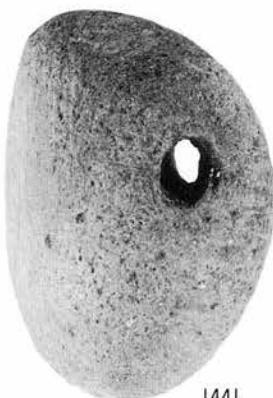
1438



1439

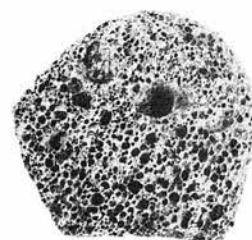


1440

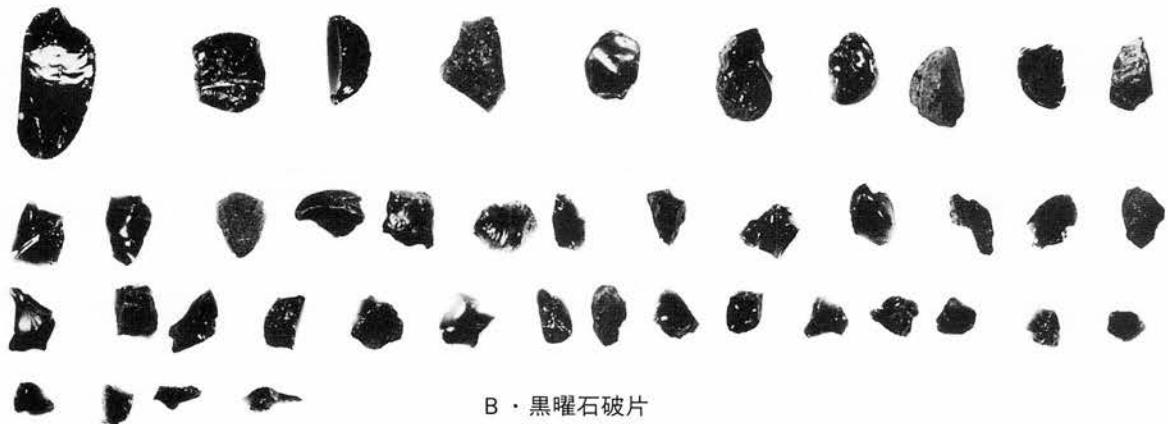


1441

A・集落に先行する遺物一(5)



1442



B・黒曜石破片



C・琥珀玉(D-8住-1)

1174



D・琥珀玉(C-3住-1)

P L-157

岩手県埋文センター文化財調査報告書第34集
金ヶ崎バイパス関連遺跡発掘調査報告書(Ⅱ)

水沢市膳性遺跡

印刷 昭和57年3月20日

発行 昭和57年3月25日

発行 財團法人岩手県埋蔵文化財センター

〒020 岩手県紫波郡都南村大字下飯岡

第11地割字高屋敷

☎ (0196) 38-9001

印刷 株 杜陵印刷

© 岩手県埋文センター 1982
